

# コロンビア投資環境ガイド

2018年3月

ジェトロ・ボゴタ事務所

海外調査部 米州課

**【免責条項】**

\*\*\*\*\*

ジェトロは、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本資料の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

\*\*\*\*\*

禁無断転載

## はじめに

コロンビアは石油・石炭ほかの鉱物資源に恵まれ、近年では欧米の各投資格付け機関から「投資適格国」の評価を受けました。さらに、世界銀行発表” Doing Business Ranking 2018”におけるビジネスのしやすさ順位で190カ国中59位にランクされ、近隣諸国のメキシコ（49位）、チリ（55位）、ペルー（58位）に並ぶ評価も得ています。また、2016年12月、国内最大の反政府ゲリラ組織「コロンビア革命軍（FARC）」との和平合意が成立し、半世紀以上にわたって続いた内戦が終結しました。これにより、外国直接投資の呼び込み、農業・農村開発、観光分野の成長、インフラプロジェクトのさらなる推進などが期待されています。

日本とコロンビアの両国経済関係は、2018年に修好関係110周年を迎えます。これまで投資協定（2015年9月発効）、租税条約大筋合意（2017年12月）がなされ、EPA早期妥結を期待するところです。

日本とコロンビアの貿易関係をみると、コロンビアからの2017年輸出主要相手国は、米国（105億6,558万ドル）が首位で、次いでパナマ（25億8,140万ドル）、中国（19億9,957ドル）などで、日本は（5億5,736万ドル）と輸出全体の1.5%を占めるに過ぎない状況です。

一方、2017年輸入主要相手国は、米国（120億1,450万ドル）、次いで中国（87億5,446万ドル）、メキシコ（34億3,689万ドル）などで、日本（12億3,126万ドル）からは全体の2.7%を占めるに過ぎません。さらに、コロンビアの直接投資（FDI）受入れに占める日本からのFDIはわずか0.4%と、コロンビアにおける日本の経済プレゼンスは極めて小さいのが現状です。

日本経済は現在、緩やかな拡大傾向にあると考えられますが、少子化等の影響による国内市場の狭隘化など、長期的な課題に直面しています。このような状況下、日本企業の海外事業展開による新規市場開拓は、今後の日本経済活性化への大きな契機になるものとみられます。コロンビア経済は、和平合意による治安の改善、資源価格の回復、中間層の台頭などをプラス要素として堅調な成長を維持しており、FDI受け入れも拡大傾向にあります。

このような状況を踏まえ、ジェトロ・ボゴタ事務所および在コロンビア日本企業会木曜会貿易投資金融委員会では、コロンビア貿易投資観光促進機構（PROCOLOMBIA）の協力・許可を得て、PROCOLOMBIA作成スペイン語版資料（“Guía Legal para hacer Negocios en Colombia”）を基礎に、日本語版「2017年版コロンビア投資環境ガイド」を作成しました。本資料が、政府関係者、関連経済団体、企業などの皆様にとり、今後のコロンビアへのビジネス戦略等を検討する際にお役に立てば幸甚です。

2018年3月  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ボゴタ事務所

# コロンビア投資環境ガイド（2017年版）

## 目次

<b>第1章 外国投資の保護</b> .....	<b>1</b>
1.1 国際投資協定.....	2
1.2 コロンビアが署名している国際租税条約.....	3
1.3 コロンビアと外国投資保護のための国際協定.....	4
1.4 署名済・発効済、または交渉中の国際投資協定と租税条約.....	4
<b>第2章 為替管理制度</b> .....	<b>7</b>
2.1 為替市場.....	7
2.2 非規制市場または自由市場.....	8
2.3 国際投資.....	8
2.4 対外債務.....	14
2.5 財の輸入.....	15
2.6 財の輸出.....	16
2.7 外貨建て保証および担保の付与.....	16
2.8 デリバティブ.....	17
2.9 決済用銀行口座.....	18
2.10 国内居住者間での支払い.....	19
<b>第3章 会社設立関連</b> .....	<b>20</b>
3.1 コロンビアにおける恒常的な活動実施のために最も利用される形態.....	20
3.2 コロンビアにおける会社設立にかかる時間.....	26
3.3 会社の任意清算の手順とコスト.....	27
<b>第4章 貿易および関税制度</b> .....	<b>35</b>
4.1 貿易手続き.....	35
4.2 認可された保税倉庫.....	36
4.3 申告者.....	36

4.4	通関の総則.....	38
4.5	貿易救済措置.....	42
4.6	特恵関税.....	43
4.7	コロンビアと世界貿易機関 (WTO).....	48
4.8	貿易会社.....	48
4.9	フリートレードゾーン (Zonas Francas).....	48
4.10	輸出.....	49
<b>第5章</b>	<b>雇用制度.....</b>	<b>51</b>
5.1	概要.....	51
5.2	労働契約.....	51
5.3	労働に関わる支払い.....	52
5.4	労働時間.....	56
5.5	雇用者の特別義務.....	57
5.6	労働関連規則.....	58
5.7	労働契約の終了.....	58
5.8	補強された労働安定性.....	59
5.9	職場でのハラスメント防止メカニズム.....	59
5.10	労働安全衛生管理システム.....	59
5.11	集団の権利.....	59
5.12	その他の特別な雇用形態.....	60
<b>第6章</b>	<b>入国管理制度と査証.....</b>	<b>63</b>
6.1	入国関連政府機関.....	63
6.2	許可.....	64
6.3	査証.....	66
<b>第7章</b>	<b>税制.....</b>	<b>74</b>
7.1	所得および臨時利益税.....	76
7.2	付加価値税 (IVA).....	88
7.3	消費税.....	91

7.4	金融取引税（GMF）	91
7.5	工業・商業税と広告・掲示補完税	92
7.6	統一固定資産税	92
7.7	登録税	92
<b>第8章</b>	<b>環境規制</b>	<b>95</b>
8.1	環境ライセンス制度	95
8.2	環境許可	97
8.3	先住民、ライサル、ロム、黒人コミュニティとの事前協議	98
8.4	保護区	99
8.5	主要な環境の統制管理機関	101
8.6	行政責任と環境罰則制度	103
<b>第9章</b>	<b>知的財産権制度</b>	<b>105</b>
9.1	産業財産権	106
9.2	著作権	111
9.3	育成者権	112
<b>第10章</b>	<b>不動産</b>	<b>115</b>
10.1	コロンビアにおける不動産購入	115
10.2	不動産の利用	116
10.3	賃貸契約	116
10.4	不動産信託	118
10.5	都市計画に関する規則	118
10.6	あらゆる土地における不動産開発のための規則	118
10.7	不動産に関係する特別税	119
<b>第11章</b>	<b>政府調達</b>	<b>122</b>
11.1	概況	122
11.2	政府調達にかかる規則の適用範囲	122
11.3	政府調達当事者	123

11.4	無能力と非両立性 .....	123
11.5	統一応札者登録（RUP） .....	124
11.6	政府調達原則 .....	124
11.7	請負業者の選定方法 .....	125
11.8	電子媒体による契約公開 .....	127
11.9	政府契約の内容 .....	127
11.10	契約形態 .....	129
11.11	住居用公共事業（SPD） .....	133
11.12	コロンビアへの投資の機会 .....	134
<b>第12章</b>	<b>会計規則 .....</b>	<b>136</b>
12.1	総則 .....	136
12.2	国際会計基準の採用 .....	137
12.3	IFRSに基づき最初の財務諸表に適用された会計方針 .....	139
12.4	変換プロジェクトへの配慮 .....	141
<b>第13章</b>	<b>コンプライアンス .....</b>	<b>144</b>
13.1	個人情報保護 .....	144
13.2	贈収賄や国境を越えた汚職の防止 .....	146
13.3	その他 .....	149
13.4	マネー・ロンダリングとテロ資金供与のリスク .....	149
<b>第14章</b>	<b>企業の国際化促進システム（SIFAI） .....</b>	<b>155</b>
14.1	SIFAIの目的 .....	155
14.2	メンバー .....	155
14.3	役割 .....	155
14.4	改善機会 .....	156

## 第1章 外国投資の保護

外国投資の保護について、投資家は、以下の5点を把握しておくべきである。

1. コロンビア国憲法によると、外国投資は非常に限られた場合を除いて、国内投資と同じ扱いを受ける。OECDのFDI制限指数によると、コロンビアは、OECD加盟国と非加盟国の外国投資に対する平均的な制限より低いものとなっている。
2. コロンビアが締結している国際投資協定のネットワークは、外国投資の公正かつ透明な枠組みを保証するもので、国際投資の保護と尊重に対する国とそのすべての機関の責任を示している。
3. 国防および国家安全保障分野、国外産出の有害物質・放射性物質の処理・廃棄を除き、すべての経済分野への外国投資が認められている。全般的に出資比率には制限がないが、一部例外があり、コンセッション方式によるテレビ放送事業に関しては、上限40%という制限がある。
4. コロンビアへの外国投資は、ごく少数の例外を除いて、国家当局による事前の許可または見解を必要としない。外国直接投資を実施するためには、中央銀行に登録しなければならないが、その目的は統計的なものである。
5. コロンビアには、国内で行われているすべての分野の経済活動を補完する追加の手段がある。コロンビアは、現在締結中の自由貿易協定やその他の貿易協定のネットワークを通じて、64カ国以上の市場にアクセスしている。同様に、コロンビアは、租税条約を通じて、投資家に対する二重課税を回避するための国際協定を締結している。

コロンビアの法律は、次の4原則に基づく外国人投資家に関する制度を定めている：

### 待遇の平等性

コロンビア憲法は、外国人投資家と自国の投資家が同等の権利を有することを定めており、これにより、一部の例外を除き、すべての経済分野において外国投資を行うことが可能である。同様に、この同等待遇の原則により、外国人投資家は、コロンビア政府が定めるすべての恩恵や優遇措置を受けることができる。

外国投資は、すべてにおいて国内投資と同等の扱いを受ける。よって、差別的な条件や待遇を課すことは認められていない。

### 普遍性

外国投資は、以下を除く、すべての経済分野において実施可能である。

1. 国防および国家安全保障にかかる活動。
2. 国外産出の有害物質・放射性物質の処理・廃棄。

ただし、外国資本によるテレビ放送事業や漁業については制限を与えている。

また国家安全保障の観点から、以下の分野では外国投資が禁止されている：

- 国境地帯に土地を所有すること。
- 核兵器、生物兵器、化学兵器の製造、所有、利用、販売。
- 武器を携帯する監視や警備活動への外国人の参加。

更に、海運、メディア、ラジオ放送に携わる企業組織については一定の条件が課される。



また、酒類の生産、輸出入、流通、販売、および宝クジ等については専売制が導入されている。

#### 許認可

一般的には、コロンビアにおける外国投資は、事前承認は必要ない。ただし、鉱業・炭化水素部門、金融・保険部門については、事前に関係当局による許可や承認を得なくてはならない（例：鉱業・エネルギー省、金融監督局）。

外国直接投資は、統計のために中央銀行に登録しなければならない。登録により、投資収益、投資利益、再投資の可能性などの為替に関する投資家の権利が保証される。

#### 安定性（投資家保護）

資本の本国償還、利益の送金については、外国投資の登録日に有効となり、投資家に不利な影響を与えるような方法で変更を加えることはできない。しかし、外貨準備高が輸入の3カ月未満である場合に限り、外国投資の条件および、その適切な登録によって与えられる権利は、外国投資家に影響を及ぼす形で変更される可能性がある。

### **1.1. 国際投資協定**

外国人投資家にとって不利でない投資環境を整備し、これを維持するために、コロンビア政府は、投資保護・投資促進のための協定や自由貿易協定といった国際投資協定の交渉や締結を国の政策として進めてきている。

これらの協定は、外国投資家および国外のコロンビア人投資家のために、明確かつ予測可能な投資家保護の規則を備えた、公正で透明性の高い法的枠組みを確立することをめざしている。また、非商業的リスク、つまり政治的リスクを軽減する効果もある。

一方で、国際投資協定は、国家が、統治権を行使しない、あるいは長期にわたり法規則を変更しないことを保証するものではない点に留意することが重要である。国際投資協定は、国際水準に基づき、国家が外国投資家に適切かつ尊重した処遇を約束するものである。

#### **1.1.1. コロンビアが締結した国際投資協定の概要**

コロンビアが署名した国際投資協定には、外国人投資家を保護するための以下のような条項が含まれている。

##### **・待遇の適用範囲**

この条項では、投資家や投資財産が保護されるための条件が定められる。条約は、二重国籍の有無や実質的な事業活動の成果を考慮して、協定締結国の外国人投資家（個人および法人）にも適用されることが定められている。同様に、投資を条約の対象とするためには、経済的資源の寄与、利益の期待、リスクの仮定が含まれている必要があり、また、条約で明確に排除されている経済活動が計画されてはならない。

##### **・国際投資家の保護**

この条項では、協定締結国が、外国人投資家の保護と待遇に関して担う責任が定められる。

#### 内国民待遇

相手国の投資家およびその投資財産に対し、同じ環境下では、自国の投資家と同等の待遇を与えなくてはならない。

#### 最恵国待遇

相手国の投資家およびその投資財産に対し、同じ環境下では、第三国の投資家に与えている待遇より不利でない待遇を与えなくてはならない。

#### 公正・衡平待遇

国際的な慣習に従って、相手国の投資財産に対し、最低基準の公正・衡平な待遇および絶対的保護と安全を保証する。一般的には、公正・衡平待遇とは、相手国の投資財産に対し適正な法的手続きを行い、恣意的措置を禁ずることである。また、絶対的保護と安全とは、自国の投資財産に対する保護と同じ条件で、相手国の投資財産を保護することである。

#### 補償なしの収用の禁止

この投資保護基準の下では、公共目的のため、差別的でない方法により、正当な法手続きに従って、十分、迅速かつ実効的に補償を行う場合に限り、収用を認めている。国際投資協定は2つの形態の収用について触れている。(i) 直接収用：収用を宣言し、補償または賠償を定める政府が発令する行政命令（法令、決議）による収用。(ii) 間接収用：行政命令は存在しないが直接収用に相当する経済的影響を投資に及ぼすような国の命令、作為、あるいは不作為。

#### 送金の自由

この基準の下で、国は、相手国の投資財産および投資家に対し、送金を行う自由を保証する。つまり、投資資金、投資によって生じた利益や収入、その売却または清算による利益、収用に起因して受け取った補償金や賠償金、それ以外の賠償金の送金は自由である。国内法を遵守する限り資本の自由移転が保証されるが、国家は、国際収支の深刻な不均衡に関してマクロ経済学的な重大な困難または脅威が生じた場合に、移転の制限を設定する権限を保有する。

#### ・紛争解決

国際投資協定には、外国人投資家とコロンビア政府の間に起こりうる紛争を解決するための法的な枠組みが含まれている。これらの枠組みにより、外国人投資家が投資協定に謳われている権利が侵害されたと判断した場合、国際仲裁裁判所に対し、コロンビア政府を訴えることが可能である。

### 1.2. コロンビアが署名している国際租税条約

国際租税条約（DTA）は、二国間または多国間の協定であり、通常の場合で、両国で同一または類似の課税を受ける所得または資産に対する二重課税を回避または防止する明確な規定を定めることを目的としている。これらの規定は、国際公法の原則に従うこと、また、脱税防止に取り組み、関係国間の貿易を促進するために、国家間の協力を促す役割も果たす。租税条約は、外国投資の誘致や、国外に居住するコロンビア人による投資を促進するための手段として機能し、以下のような便益をもたらす。

- 1) 両国の納税者間の最低課税条件に関する安定性。
- 2) 源泉税率の引き下げを通じた、実効税率の引き下げ。
- 3) 非居住者である外国企業は、通常、源泉地国において特定の所得への課税が免除される可能性。

通常、租税条約の対象は、所得税に限られているが、資産税が対象となる例もある。一般的に、付加価値税（VAT）のような間接税や工業・商業税のような地方税は条約の対象には含まれない。

投資家が行う評価では、収益やリスクの見通しに加えて、租税も重要な項目として考慮される。このため、税制、特に租税条約は、投資先を選ぶ際の決定要素となる。

投資家は二重課税を回避しようとする。二重課税の主な問題は、居住地、収入源、または、非居住地国で生じた所得に対して支払った税金が、居住地国で税額控除や免税所得として扱われるための制限事項などの条件の定義に相違があることから生じる。その結果、双方の国で、同じ課税期間中に同一の所得に対し、同一の課税がなされることが起こっている。

この問題を解決するためには、国が所得分配における公平性の共通原則を確立し、国際取引を促進することが必要である。

その意味で、複数の国々と税発展の間での共通原則適用の一つの指標となるのが、締結された租税条約の数である。これらにより投資家の利益水準が引き上げられ、法的な安全性も高まるからである。このように、租税条約のネットワークは、外国投資誘致のツールとなる。さらに、他国の税制に関する情報源を有することになり、各国で納税者が行う取引の検証がしやすくなる。

コロンビアは、経済協力開発機構（OECD）や国際連合（UN）によって開発された条約モデルを、交渉の基礎として採択するという国際的な傾向に従っている。

### 1.3. コロンビアと外国投資保護のための国際協定

外国投資に関する多国間の国際協定に関して、コロンビアは国際投資紛争解決センター（ICSID）に加盟しており、多数国間投資保証機関（MIGA）と海外民間投資会社（OPIC）によって付与された保証を認識している。

- ・国際投資紛争解決センター（ICSID）は世界銀行グループの組織であり、投資家と外国政府との間で発生する投資をめぐる紛争解決を専門とする。ICSIDの加盟国であるか、他の十分な手段がある場合に限り、紛争解決を訴えることが出来る。
- ・多国間投資保証機関（MIGA）は国際機関であり、暴動や内戦、兌換停止、差別的収用といった非商業的なリスクに対する保証を提供している。MIGAに加盟している新興国に投資を行う外国人投資家へのサービス提供を目的としている。また、投資プロセスの最初の段階から支援するため、各新興国に関する情報を提供している。
- ・海外民間投資会社（OPIC）は、主に発展途上国における米国の投資を促進することを目指している。この目的を達成するために、同社は、政治的リスクなどに対して、投資プロジェクトに安全を提供し、資金調達を行う。

### 1.4. 署名済・発効済、または交渉中の国際投資協定と租税条約

#### 1.4.1. 署名済・発効済、または交渉中の国際投資協定

##### 1.4.1.1. 発効済

相手国	発効時期	国内法	協定名
メキシコ	1995年	1994年法律第172号	コロンビア・メキシコ自由貿易協定
チリ	2009年5月8日	2008年法律第1189号	コロンビア・チリ自由貿易協定
中米3カ国 (グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス)	2009年11月12日:グアテマラ 2010年2月1日:エルサルバドル 2010年3月27日:ホンジュラス	2008年法律第1241号	コロンビア・中米3カ国自由貿易協定
EFTA	2011年7月1日:スイス、リヒテンシュタイン 2014年9月1日:ノルウェー 2014年10月1日:アイスランド	2010年法律第1372号	コロンビア・EFTA自由貿易協定

EU	2013年6月26日署名	2013年法律1669号	コロンビア・ペルー・EU自由貿易協定
カナダ	2011年8月15日	2009年法律第1363号	コロンビア・カナダ自由貿易協定
スペイン	2007年9月22日	2006年法律第1069号	コロンビア・スペイン投資保護協定
ペルー	2010年12月30日	2009年法律第1342号	コロンビア・ペルー投資保護協定
中国	2012年7月2日	2011年法律第1462号	コロンビア・中国投資保護協定
インド	2012年7月3日	2011年法律第1449号	コロンビア・インド投資保護協定
英国	2014年10月10日	2011年法律第1464号	コロンビア・英国投資保護協定
日本	2015年9月11日	2014年法律1720号	コロンビア・日本投資保護協定
韓国	2016年7月15日	2014年法律1747号	コロンビア・韓国自由貿易協定
コスタリカ	2016年8月1日	2015年法律1763号	コロンビア・コスタリカ自由貿易協定
太平洋同盟 (追加議定書)	2016年5月1日	2014年法律1721号	コロンビア・チリ・メキシコ・ペルー間の太平洋同盟枠組み協定の追加議定書

注：EFTAおよびEUとの協定には、国際投資協定の基準に到達するような投資に関する章は含まれていないが、一定のルールが定められているため、上記表に含んだ。

#### 1.4.1.2. 署名済

相手国	状態	協定のタイプ
パナマ	2013年9月20日調印。国内承認待ち。	コロンビア・パナマ自由貿易協定
イスラエル	2013年9月30日調印。国内承認待ち。	コロンビア・イスラエル自由貿易協定
フランス	2014年7月10日調印。立法手続き中。	コロンビア・フランス投資保護協定
シンガポール	2013年7月17日調印。立法手続き中。	コロンビア・シンガポール投資保護協定
トルコ	2014年7月28日調印。立法手続き中。	コロンビア・トルコ投資保護協定
ブラジル	2015年10月9日調印。国内承認待ち。	コロンビア・ブラジル投資協力・促進協定

#### 1.4.1.3. 交渉中

現在、以下の国々と投資保護協定締結に向けて交渉中である。

- カタール
- アラブ首長国連邦
- アゼルバイジャン
- ロシア
- クウェート

#### 1.4.2. 発効済および署名済の租税条約

以下に記載されている国以外に、コロンビアは、ドイツ、アルゼンチン、ブラジル、チリ、

米国、フランス、イタリア、パナマ、トルコ、ベネズエラと、航空または海上輸送における所得および資産に対する二重課税を回避するための協定に署名している。

相手国	状態	国内法
アンデス共同体	発効済	アンデス共同体決議578号
スペイン	2008年10月23日発効	2006年法律第1082号
チリ	2009年12月22日発効	2008年法律第1261号
スイス	2012年1月1日発効	2009年法律第1344号
カナダ	2012年6月12日発効	2011年法律第1459号
メキシコ	2013年8月1日発効	2012年法律第1568号
韓国	2014年7月3日発効	2013年法律第1667号
ポルトガル	2015年1月30日発効	2013年法律第1692号
インド	2014年7月7日発効	2013年法律第1668号
チェコ共和国	2015年5月発効	2013年法律1690号
フランス	2015年6月25日調印	国内承認待ち
英国	2016年11月2日調印	国内承認待ち

#### 1.4.2.1. 交渉中

現在、以下の国々と租税条約締結に向けて交渉中である。

- ベルギー
- 米国
- パナマ
- ドイツ
- オランダ
- 日本

## 第2章 為替管理制度

外国為替制度について、投資家は、以下の5点を把握しておくべきである。

1. 外国為替取引および兌換の自由。為替管理制度は、外貨の流出入統計を取るために、為替取引の一連の手順と報告義務を定めている。
2. 以下の為替取引については、外国為替市場（すなわち、為替市場仲介機関または事業主の決済口座）を通じて取引を管理する義務がある。
  - 対内直接投資および対外直接投資
  - 輸入
  - 輸出
  - 対外債務
  - 保証及び担保の供与
  - デリバティブ取引
3. 為替市場を通じて行わなければならない為替取引から生じる債務は、相互に、或いは他の債務と相殺することはできない。
4. 中央銀行に外国投資を登録すると、当該投資家に外国投資の譲渡または生産により生じた利益の海外送金や再投資の権利が与えられる。
5. コロンビア居住者は、非居住者または為替市場仲介業者から外貨で資金を借り入れることができ、非居住者にも資金の貸し付けができる。いずれにしても、外国企業の支店は、自らの本店と直接海外借り入れ取引を行うことはできない。

コロンビアの外国為替制度は厳密に規制されており、管轄官庁はコロンビア中央銀行である。他方、会社監督局および国税庁（DIAN）は、取引の種類により、その規制の遵守監視する監督機関であり、不履行の際には罰則を科す。

為替規制は、コロンビアの為替市場で取引を行うコロンビア居住者および非居住者に適用される。外国為替市場は、外貨の流出入全体で構成されており、i) 為替市場とii) 非規制市場（自由市場とも呼ばれる）の2つに分けられる。

### 2.1. 為替市場

為替市場は、外貨全体により構成され、これらは為替市場仲介業者または決済口座を通じて取引されなければならない。同様に、上記の義務から免除されているが、為替市場を通じて任意で取引される外貨も為替市場の一部を成す。

為替市場を通じて行われるすべての取引について、取引種類別に要求される最低限のデータを中央銀行に報告しなければならない。この報告は、外貨取引の際に利用した媒体により、仲介業者を通じて、或いは中央銀行に直接提出することができる。この報告によって、中央銀行は為替収支を把握する。

為替市場で行われなければならない取引は以下の通り。

- 対内直接投資および対外直接投資輸入
- 輸出
- 対外債務
- 保証及び担保の供与
- デリバティブ取引

## 2.2. 非規制市場または自由市場

非規制市場または自由市場は、為替市場を介する義務のない上記以外の取引から成り、役務提供に対するの支払い、寄付を目的とした外貨送金等がこれにあたる。

このような取引は、中央銀行への報告は免除される。

しかしながら、サービス、送金、或いはその他名目による取引に関する最低限のデータを、仲介業者を通して、あるいは中央銀行に直接通知することで、為替市場での任意の取引を行うことが出来る。

## 2.3. 国際投資

国際投資には、i) 外国資本のコロンビアへの投資（対内直接投資）とii) コロンビア資本の海外への投資（対外直接投資）がある。

国際投資として取引が認められるためには、以下を考慮する必要がある。

- 取引日
- 投資家が、居住者あるいは非居住者の条件を満たすか確認すること。
- その投資が為替規制で認められている形態に該当するか確認すること。
- 資金が投資のために実際に使用されること。

### 2.3.1. 対内直接投資

外国資本の直接投資とポートフォリオへがある。

コロンビア居住の外国人投資家および海外居住のコロンビア人投資家は、その投資を中央銀行に登録しなければならない。外国資本の投資家については、その投資についてコロンビアに代理人がいることが必要になる。

外貨による外国投資は、取引について要求される最低限のデータが通知された際に（為替申告）、自動的に中央銀行に登録される。

外貨投資とは異なる投資形態の場合には、取引実施から12カ月以内に、中央銀行に対して書式11「国際投資登録届」を提出する必要がある。取引根拠書類の提出は必要ではない。

対内直接投資が、企業の再編プロセス（合併や分割）に起因する場合には、書式11A「企業再編による国際投資登録届」のみを、取引実施から12カ月以内に提出しなければならない。

#### 2.3.1.1. 外国直接投資

以下が外国直接投資と考えられる。

- 権益、株式、割当、拠出資本、または転換社債の取得。
- コロンビアの金融監督局の検査と監視の対象となっている信託会社との信託ビジネスの権利または株式の取得。
- 直接の、又は信託ビジネスによる間接的な不動産の取得、不動産の証券化や建設プロジェクトによる不動産の取得。
- 投資家が法令または契約によって実施する共同事業、コンセッション、行政サービス、それらの契約やライセンスが技術移転を含むケースへの投資で、会社資本への出資を伴わない場合、また、会社利益によって生じる投資収益が無い場合。
- 支店の持込資本への追加投資。
- 民間投資ファンドへの投資。

外国資本の投資には、主なものとしては以下の形態がある：

- 国内通貨による投資に自由に変換可能な外貨の輸入。

- 機械、設備、その他の物資など、払い戻し不可能な輸入品として国に導入された有形財の輸入。
- 技術寄与、商標、特許などの無形資産で構成されている会社の資本への現物寄付。
- 直接投資またはポートフォリオ投資を目的とした為替取引から得られた、海外に送金される権利を有する国内通貨の資金、および正式に登録された契約から得られるロイヤリティ。
- 公的証券市場を通じて株式を取得するための信用機関との地方信用業務からの現地通貨の資金。

#### 2.3.1.1.1. 外国直接投資内容の変更

投資内容の変更とは、外国投資の名義が他の外国人投資家が変わる場合、および投資先や投資受け入れ企業が変わる場合を指す。

外国投資の変更は、変更を行ってから12カ月以内に、書式11「国際投資登録届け」および書式12「取り消し登録届け」の提出をもって、譲渡する投資家と譲渡される投資家、もしくは代理人により中央銀行外国為替部に届けられなければならない。

外国直接投資の変更が、企業の再編プロセス（合併や分割）に起因する場合には、書式11A「企業再編による国際投資登録届け」のみを、実施から12カ月以内に提出しなければならない。

#### 2.3.1.1.1.2 期限

変更内容	書式	期限
外国人投資家、投資受け入れ企業、または投資先	No. 11およびNo.12	実施から12カ月以内※
企業の再編プロセスによる変更	No. 11A	実施から12カ月以内※

※2017年法律第119号が発効された後は、6カ月に短縮される。

#### 2.3.1.1.2. 外国直接投資の取り消し

外国投資の全体もしくは一部の取り消しは、投資の取り消しが行われてから12カ月以内に、書式12「国際投資取り消し登録届け」の提出をもって、投資家もしくは代理人によって中央銀行外国為替部に届けられなければならない。

外国直接投資取り消しが、企業の再編プロセス（合併や分割）に起因する場合には、書式11A「企業再編による国際投資登録届け」のみを提出しなければならない。

コロンビアへの外国直接投資の取り消し申請の期限は、実施日から12カ月である。

コロンビアへの外国直接投資の取り消しは、以下の理由によって実施可能である。

- 投資受け入れ側のコロンビア企業の清算
- 外国企業の支店に割り当てられたものを含む、株式数の変更を意味する資本の削減。
- 株式や会社権利の再取得。
- 国家投資家としての資格認定。
- 外国投資家の清算または死亡。
- 資本参加のない行為または契約の全部または一部終了。
- 信託会社との信託業務の終了。
- 投資ファンドの全部または一部清算。
- 居住者への譲渡（割り当てまたは移転）。
- 不動産の譲渡。
- 企業再編（合併や分割）。



### 2.3.1.1.2.1 期限

取り消し内容	書式	期限
取り消し	No. 12	実施から12カ月以内※
企業の再編プロセスによる取り消し	No. 11a	実施から12カ月以内※

※2017年法律第119号が発効された後は、6カ月に短縮される。

### 2.3.1.1.3. 外国直接投資の更新

各年度の12月31日現在、中央銀行に正式に登録され、財務諸表を会社監督局に送付する必要がない外国投資の受け入れ一般企業および支店のみ、毎年6月30日以前に、中央銀行外国為替部に対し、書式15「資産の調整 - 一般企業および支店」を文書または電子媒体で提出しなければならない。この期間は延長できない。

書式15の提出義務は、外国投資受け入れ先としての条件を会社が保持している最後の年度まで続く。

証券取引所に上場している株式を保有する会社は、毎年6月30日以前に「証券取引所に上場している株式を有する会社の資産調整に関する報告書」を統計目的のために電子媒体により送付しなければならない。

特別為替制度の対象となる外国企業の支店は、書式13「割当資本への追加投資および資産勘定の更新」を中央銀行外国為替部に提出しなければならない。これらの支店が、登録を申請し、資産勘定の更新を報告する期間は、会計年度末の12月31日から6カ月である。

投資受け入れ先	書式	期限
一般企業および支店	No. 15	会計年度翌年の6月30日
特別為替制度の対象となる外国企業の支店	No. 13	会計年度翌年の6月30日
証券取引所に上場している企業	証券取引所に上場している株式を有する会社の持分資産調整に関する報告書	会計年度翌年の6月30日

### 2.3.1.1.4. 将来の資本増強のための前払い

コロンビア企業の非居住者による将来の資本増強のための前払いは、為替市場の仲介業者または名義人の決済用口座を通じて行わなければならない。国際投資による為替取引に関する最低限のデータを、為替番号4037「将来の資本増強のための前払い」（所得）提供しなければならない。

非居住者は、前払い後12カ月以内に、該当する株式または割当を受け取り、該当する取引番号と取得した株式または割当数を示し、為替届変更手続きを行うことで、中央銀行に通知し、それを資本化しなければならない。

上記期間内に資本化が行われない場合、為替市場の仲介業者または保有者の決済用口座を通じ、将来の資本化の前払いとして受け取った金額の外貨相当額を、為替番号4565「完了していない外国投資」を用いて国際投資による為替取引の最低限のデータを提供した上で、海外に返金しなければならない。

いかなる場合においても、前払金の資金は外債には該当せず、または利払いを生み出すこともない。

### 2.3.1.2. ポートフォリオ投資

外国為替制度は、有価証券発行登録簿（RNVE）に登録された有価証券、集団ポートフォリオの保有証券、および海外の証券取引所に上場している有価証券など、さまざまな形態

のポートフォリオ投資についての登録を定めている。

外国直接投資の場合と同様に、ポートフォリオ投資家はコロンビアに代理人を置く必要がある。

為替規則には、そのようなポートフォリオの管理会社（例えば、証券会社、信託会社、投資運用会社）が代理人として行動し、それぞれの登録を実施する義務を負う者が定められている。

さらに、管理会社による特別な登録を必要とする特定のポートフォリオ投資も存在する。これらの取引は次の通り。

- 証券取引所の統合のため、または契約を通じ、海外の証券取引所に上場している有価証券による、外国資本によるポートフォリオ投資。
- 預託証券（例: 米国預託証券（ADR's）//海外株式預託証券（GDR's））。
- 株式ファンド。

### 2.3.1.3. 特別為替制度

石油、天然ガス、石炭、フェロニッケル又はウランの探査および採掘活動に従事する企業、又は、炭化水素部門固有のサービス提供に特化している外国企業の支店のために、特別為替制度が設けられている。

石油、天然ガス、石炭、フェロニッケル又はウランの探査および採掘活動に従事する外国企業の支店は、その事業内容のために特別制度の対象となるが、炭化水素部門固有のサービス提供に特化している外国企業の支店は、鉱山・エネルギー省による専門証明書の発行があって初めて、この特別制度の対象となる。証明書は毎年更新が必要。

特別為替制度が適用されることにより、当該分野の支店は、次の優遇措置を受けることができる。

- 売上金を海外の本社が直接受け取ること。
- 活動から生じた資金で、外貨建てによる契約締結および支払いを行うこと。
- 割り当てられた資本への追加投資として、外貨供給と資金供給に加え、商品やサービスといった形で計上すること。

特別為替制度の対象となる外国企業の支店は、以下の場合を除き、為替市場を利用することができない。

- A. 支店清算時に資本金に相当する外貨を海外に送金する。
- B. 石油、天然ガスまたは炭化水素部門の国内販売に際し、法定通貨で受け取った金額に相当する外貨を海外に送金する。
- C. 法定通貨で支出を賄うために、必要な外貨を払い戻す。

特別為替制度の炭化水素部門および鉱業部門の外国企業の支店に割り当てられた、又は補充された資本に係る外貨の払い戻しは、為替市場の仲介業者を通じて行われるものとし、この仲介業者にこの取引で要求される最低限データを通知しなければならない（為替申告）。

同様に、支店清算の際の資本金の外貨相当額の海外送金、または、石油、天然ガス、炭化水素部門の国内販売により法定通貨で受領した金額に相当する外貨の海外送金は、為替市場の仲介業者を通じて行われるものとし、この仲介業者にこの取引で要求される最低限データを通知しなければならない（為替申告）。

特別為替制度の下で活動する外資系企業の支店が、後に、特別制度を利用しないことを希望する場合、中央銀行外国為替部にその適用の辞退を書面で通知しなければならない。この通知の提出日から少なくとも10年間、これらの支店は、特別為替制度適用から除外され

るが、その期間は変更不可能で、その間は、一般為替制度の下で運営されるものとする。

#### 2.3.1.4. コロンビアにおける外国投資の為替権利

正式に中央銀行に登録された外国投資については、次の権利が投資家に与えられる。

- 投資から生じた利益の国外への送金。
- 投資から生じた利益の再投資。
- 次のような取引から生じた利益の国外への送金: (i)国内での投資の譲渡、(ii)会社やポートフォリオの清算、(iii)会社の減資。
- 投資により生じた負債を、送金権利付きで資本化すること。

#### 2.3.2. コロンビアの対外投資

この種の投資は、外国為替制度によって以下のように定義されている。

- i) コロンビアで生じた送金権利を持たない資産の外国企業への連結。
- ii) 償還債務、利益、利子、手数料、貸付金の償却、ロイヤルティ、その他の技術サービスおよび資本払い戻しの総額の海外への再投資または資本化。

対外投資として認められている形態は、以下の通り。

- 企業への資本拠出としての外貨の輸出。
- 有形財の輸出。
- 外貨の価値が国に再統合されない、サービスの輸出、技術援助、技術および無形資産の寄与による貢献。
- 償還債務、利益、利子、手数料、貸付金の償却、ロイヤルティ、その他の技術サービスおよび資本払い戻しの総額の再投資または資本化。
- 対外投資のために契約された外部融資への外貨拠出。
- 海外にある資本との連結。ただし、これは資本金の海外移転を意味するものではない。
- 会社の資本に貢献しない外貨、商品、サービスの輸出。

原則として、外貨による対外投資を中央銀行に登録するには、投資家は、為替市場の仲介者または決済口座を通じて、この取引に必要な最低限のデータを通知する必要がある（為替申告）。

コロンビア資本を海外の現物や償還債務へ投資する場合は、書式11「国際投資登録届」と、投資、形式、構想などのデータを記載した投資受け入れ会社の法的代表者の証明書を、中央銀行に対して投資日から12カ月以内に提出しなければならない。これは、この種の投資の登録完了のために必要である。

##### 2.3.2.1. 対外投資の更新

対外直接投資の更新は、初期登録内容の全部あるいは一部の取り消し、新たな登録の際に必要となり、投資家もしくは代理人が、中央銀行外国為替部に、書式11「国際投資登録届」や書式12「国際投資取り消し登録届」を提出しなければならない。

対外投資の更新が、企業の再編プロセス（合併や分割）に起因する場合には、書式11A「企業再編による国際投資登録届」を提出して、登録しなければならない。

変更申請は、実施日から12カ月以内に行う必要がある。

変更とは、投資の名義が他のコロンビア人投資家が変わったり、投資受け入れ企業が変わったりする場合を指す。

投資の名義が他のコロンビア人投資家が変わる場合、名義を譲渡する投資家と譲渡される投資家、またはその代理人が変更申請しなければならない。

登録された金融投資家が、他のコロンビア人投資家に変更になる場合、譲受人が、遅くとも変更実施の翌月に、書式「海外の金融および資産投資の変更登録統一届」を、中央銀行外国為替部に提出しなければならない。

#### 2.3.2.1.1. 期限

内容	書式	期限
更新	No. 11 , 12	12カ月*
企業の再編による変更	No. 11A	12カ月*
海外の金融および資産投資の変更	「海外の金融及び資産投資変更登録統一届」を中央銀行外国為替部に提出	変更の翌月

\*2017年法律第119号が発効された後は、6カ月に短縮される

#### 2.3.2.2. 対外投資の取り消し

対外投資の全部もしくは一部の取り消しは、投資の取り消しが行われてから12カ月以内に、書式12「国際投資取り消し登録届」の提出をもって、投資家もしくは代理人によって中央銀行外国為替部に届けられなければならない。

対外投資の取り消しが、企業の再編プロセス（合併や分割）に起因する場合には、書式11A「企業再編による国際投資登録届」のみを上述の期限内に提出しなければならない。

#### 2.3.2.2.1. 期限

内容	書式	期限
取り消し	No. 12	12カ月*
企業の再編による取り消し	No. 11A	12カ月*

\*2017年法律第119号が発効された後は、6カ月に短縮される

#### 2.3.2.3. 未完了の対外投資

対外投資が実施されなかった場合、コロンビア人投資家は、為替市場の仲介業者または決済口座を通じて、投資名目で送金された金額をコロンビア国内に戻さなければならない。また、為替番号4580「コロンビアの直接対外投資」を使用して、為替取引に関する最低限のデータを通知しなければならない（為替申告）。

#### 2.3.2.4. 海外への金融投資及び資産投資

海外の資産への投資や金融投資に関心がある国内居住者は、為替市場で取引できない外貨によってこの投資が海外で行われる場合を除き、為替市場を通じてこの種の取引名目により外貨取引を行わなければならない。認められる取引は、(i) 外国で発行された証券または外国にある資産の購入、および (ii) 外国の民間債務、公的対外債務、または公的外債の債券や社債の全部または一部の、値引きを含む海外での購入。

海外の資産投資や金融投資が、為替市場で取引されない外貨で行われる場合、年度末累積額が、米ドルで50万ドル以上、或いはその他の通貨でこの相当額以上になる場合、その実施翌年の6月30日までに、その投資の登録を行う必要がある。この場合、書式11を提出する必要がある。

#### 2.3.3. 国際投資制度の変更

国際化に備え、国際的水準に即した、より効率的で近代的な枠組みとするために、2017年1月26日付の政令119号により、2015年政令1068号のコロンビアへの外国資本の投資とコロンビア資本の海外への投資に関する一般制度が修正された。

この政令は、中央銀行が行政書DCIN 83の国際投資に関連する章の修正版を作成した後直ぐに発効される。行政書DCINの修正は、政令119号の発表後遅くとも6カ月以内、つまり2017年7月26日までに行わなければならない。

主な修正点は以下の通りである。

- 合法的な行為、契約または取引によって任意の名義で取得された資産への非居住者により実施される投資を認める投資形態が削除された。また、直接外国投資の中に、投資家がコロンビアに在住する意図で、コロンビアに所在し、有価証券発行登録簿（RNVE）に登録されている会社の株に行く投資が含まれた。
- 企業の合併、分割、資産および負債の譲渡、株式交換または再編に由来する資産の所有権の取得が、コロンビアへの外国投資または、海外へのコロンビアの投資として認識される。中央銀行に投資の登録申請が行われたのち、中央銀行から該当する当局に情報が提供される（例えば、DIAN）。
- 中央銀行に対する投資の名義人、宛先、受領会社の変更申請や、投資登録の取り消し申請のための期限が、12か月から6か月に短縮した。
- 投資家は、外国資本での投資が実施され、中央銀行に投資登録が届け出られたのちに、為替に関する権利を行使できることが明らかにされた。
- 会社監督局は、以下の場合には、投資登録の取り消しを中央銀行に要請できる：
  - i. 投資が登録されたが、外国資本が実際には国内や海外に投資されていない場合。
  - ii. 投資が、認可されていない形で、或いは禁止されている部門で行われた場合。
  - iii. 実施された取引が、規則に示された投資に該当しない場合。
  - iv. 投資のもととなる行為、契約、取引が合法でない場合。
- 投資受け入れ企業の法的代表者に対して、中央銀行が定める手続きにより、当初の投資及び追加投資や変更などの登録届け、投資取り消し届けを、いつでも提出することが認められる。
- ポートフォリオ投資の管理者として認められる機関として、有価証券を保護する活動を行うことが信託会社に認められた。

#### 2.3.4. 国際投資制度の不履行

上記義務のいずれかの不履行や、期限外に履行された場合は、外国為替制度違反となり、会社監督局による制裁の対象となる可能性がある。

#### 2.4. 対外債務

対外債務はパッシブローンとアクティブローンに分類される。前者は非居住者がコロンビア住民に貸付したものの、後者はコロンビア住民が非居住者に行う貸付金に相当する。

居住者が取得または供与した外貨建ての借入金から生じる外貨収入および支出は、外国為替市場を通じて流通されなければならない。いずれにしても、そのような債務の登録を、その支払いの前または同時に、中央銀行に対して行わなければならない。対外債務業務に関連する、または関係する支払いおよび支出を正式なルートで行わない場合、為替制度の違反となり、会社監督局または、貿易取引に由来する借り入れの場合には、国税局（DIAN）による制裁の対象となる。

自然災害、不可抗力、非存在または強制不能など、債務者が債務を支払うことを妨げる状況が発生した場合、そのような事実を監督当局に対して立証しなければならない。

##### 2.4.1. 居住者への貸付（パッシブローン）

居住者及び為替市場の仲介業者は、以下の、外貨による借り入れを受けることができる。I) 為替市場の他の仲介業者から、II) 非居住者から（個人からのパッシブローンの付与にはいくつかの制限がある）。また、国際資本市場で証券を取引することで、外貨による資金を得ることができる。

対外債務は、書式6「居住者への対外債務報告書」と、貸付契約や、両社により署名された約束手形、その他為替市場の仲介業者が必要とする書類など、対外債務に関する義務について記載した書類を提出し、中央銀行に報告しなければならない。

貸付に関連する資金の動き（債務が登録された日に支払いが発生していない場合の支払い、元金や利息の支払い、手数料等）は、為替市場を通じて行わなければならない、対外債務による為替取引の最低限データを提出する必要がある（為替申告）。

対外債務報告書（書式6）の送付については、事前に中央銀行によって識別コードが割り当てられていない非居住者によってパッシブローンが与えられた場合、居住者は識別コードを外国為替仲介業者に要求しなければならない。仲介業者は、債権者として非居住者と割当登録するために、その存在を証明する書類を要求することができる。

場合によっては、居住者が取得した外貨による貸付の払い出しおよび取引のための要件として、払い出しに先立ち、中央銀行取締役会の示す条件、金額、期限の中で、貸付金の通知を行った為替市場の仲介業者を通じて、中央銀行にデポジットを払い入れることが要求されることがある。現在まで対外債務に対するデポジットは0%である。

#### **2.4.2. 非居住者への貸付け（アクティブローン）**

外国為替制度では、コロンビア居住者及び為替市場の仲介業者が、期限や外貨の種類によらず、外国通貨で、非居住者に貸付を行うことを認めている。

貸付については、為替市場の仲介業者を通じて、書式7「非居住者への対外債務報告書」を対外債務に関連する義務について記載した書類とともに、中央銀行に提出して、報告しなければならない。

貸付に関連する資金の動き（債務が登録された日に支払いが発生していない場合の支払い、元金や利息の支払い、手数料等）は、為替市場を通じて行わなければならない、対外債務による為替取引の最低限データを提出する必要がある（為替申告）。

#### **2.4.3. 対外債務変更**

居住者に対して、或いは居住者により与えられた貸付の条件に変更が生じた場合、為替市場の仲介業者を通じて、新たに書式6「居住者への対外債務報告」、または書式7「非居住者への対外債務報告」を、「変更」のマスに印をつけて提出する必要がある。書式には、該当する変更が発生した日、仲介業者により割り当てられた債権の識別番号、変更事項などを記載しなければならない。

クレジット条件の変更届は、変更後15日以内に行わなければならないが、この期限外にこれが行われても、外国為替制度の違反とはみなされない。

#### **2.5. 財の輸入**

居住者による輸入の支払いは、為替市場を通じて行わなくてはならない。このためには、実施された取引に応じて、最低限必要な情報を為替市場の仲介業者に提出する必要がある（為替申告）。取引が決済口座を通じて行われる場合には、書式10「決済口座の登録、報告、取消申請」のみを提出しなければならない。

輸入支払いの外貨は、商品輸入を行った者により取引されなければならない、支払いは、債権者、その譲受人、国際送金や資金管理を海外で実施するセンターや人に直接行う必要がある。居住者は、他人が行った輸入の支払いを行うことはできない。

輸入者は、商品の損傷、デポジット、商品の欠陥による値引きなど、正当化される理由がある場合、内国化された商品価格を上回る、或いは下回る金額の支払いを為替市場で行うことができる。

不可抗力、非存在、強制不能など、輸入者による海外への支払い義務の履行を妨げる状況が発生した場合、為替市場でのこの支払は要求されない。しかし、上記にかかわらず、管

理当局が要請する場合に備え、輸入者は、この状況を正当化する書類を保存しなければならない。

また、為替に関して、外貨が商品の船積み前に為替市場を通じて取引される場合には、輸入の名目で前払いを行うことができ、また、船積み後に資金調達を行うことができる。この場合、このクレジットや資金調達について、中央銀行に報告する必要はない。

輸入業者が、非居住者や為替市場の仲介業者を通じて得る、外貨による貸付の場合、事前に付与された貸付の支払い（債務履行）をするためには、中央銀行に、対外債務として報告する必要がある。

本誌「コロンビアで事業を行うための法的ガイド」の第4章で、関税制度について、商品輸入に関連する義務について詳述する。

## **2.6. 財の輸出**

コロンビアの居住者は、すでに実施された輸出に対する支払い、及び将来実施される輸出の前払いとして受け取る支払いなど、輸出に由来する外貨を、その受領日から6か月以内に為替市場で交換しなければならない。これには、海外で購入者から直接現金で受け取る外貨も含まれる。商品の船積み前に為替市場で外貨が取引される場合、前払いにより外貨が受領されたとみなされる。

商品の輸出者は、外貨交換の際に必要な各取引に関する最低限のデータを提供しなければならない（為替申告）。取引が決済口座を通じて行われる場合には、書式10「決済口座の登録、報告、取消申請」のみを提出しなければならない。

外貨は、為替市場を通じて、商品輸出を行った者により取引されなければならない。これらの外貨は、債務者、その譲受人、国際送金や資金管理を海外で実施するセンターや人から受けることができる。

不可抗力、非存在、強制不能など、輸出者による外貨交換義務の履行を妨げる状況が発生した場合、為替市場でのこの交換は要求されない。いずれにしても、すべての根拠書類を備えている必要がある。

輸出者は、正当化される理由がある場合に限り、輸出商品価格を上回る、或いは下回る金額の交換を為替市場で行うことができる。

同様に、商品船積み前に、前払いを行うことや、船積み後に輸出の資金調達を得ることも可能である。

本誌「コロンビアで事業を行うための法的ガイド」の第4章で、関税制度について、商品輸出と関連する義務について詳述する。

## **2.7. 外貨建て保証及び担保の付与**

為替市場を通じて実施されなければならない取引引きへの保証の付与は、為替規則に定められた手順で行わなければならない。

### **2.7.1. 国内居住者による保証と担保**

居住者は、為替取引と国内取引から生じる義務の遂行を保証するための外貨建ての保証及び担保を付与することができる。原則的には、これらの取引は中央銀行に届ける必要はないが、この保証が有効となり、居住者が該当する外貨取引を行う場合にだけ、届ける必要がある。

以下を留意する必要がある。

- 保証人が居住者であり受益者が非居住者である場合、保証や担保が必要な場合、保証人である居住者は、その名前で保証される主な取引に該当する書式で為替申告を行って、外貨を交換しなければならない。
- 保証人及び受益者が非居住者である場合、保証や担保が必要な場合、仲介業者を通じて、保証人である居住者により取引が実施されなければならない。仲介業者に、保証対象の主たる為替取引の最低限のデータを提供しなければならない（為替申告）。このような場合、その取引を証明する書類を保管する必要がある。

### 2.7.2. 非居住者による保証と担保

非居住者は、為替取引や国内取引に由来する義務の履行を保証するため、保証や担保を付与することができる。

この取引は、為替市場仲介業者によって保証又は担保が付与された義務の一部又は全体の有効期限までに、書式8「外貨建て保証及び担保報告」及び必要な保証書類の提出をもって報告されなくてはならない。保証が有効となった場合、支払いは、為替市場の仲介業者を通じて、実施しなければならない。この業者に、保証による為替取引の最低限データを通知し（為替申告）、海外における払い出しやその後の支払いのために中央銀行により発行された保証報告書番号を明らかにする必要がある。

中央銀行への報告の対象となる取引の遂行を保証するために付与された保証（例：運転資金もしくは輸入ファイナンスのための対外債務）については、保証もしくは担保の付与を証明する文書と書式6「居住者に付与された対外債務報告」を一緒に提出すれば、非居住者によって付与された保証が報告されたものと見なされる。この取引によって生じる外貨の売買は、為替市場の仲介業者を通じて行わなければならない。同業者に、保証による為替取引の最低限データを通知し（為替申告）なければならない。またその中で、主たる保証債務に関する為替市場の仲介業者により割り当てられた番号を明記する必要がある。

### 2.7.3. 為替仲介者によって付与された外貨建て保証と担保

為替市場の仲介業者は、以下に関連する取引を保証するために、為替市場で実施されなければならない為替取引に由来する支払い義務を保証することが認められている。

- i. 国内外に所在する民間企業や公的企業により招集される入札や競争における、コロンビア企業や外国企業による履行やオファーの信頼性。
- ii. 海外における非金融サービスの提供や商品輸出の契約から発生する義務。
- iii. 居住者の海外における義務。
- iv. 石油や天然ガスの探鉱や採掘活動を行う外国資本企業による、国内で生産された原油や天然ガスの購入に対する、居住者の外貨による支払い義務の履行。
- v. 国内居住者の支払い義務の保証。

これらの保証または保証から由来する資金は、特別為替制度の対象となる外国企業の支店に割り当てられた資本への追加投資として会計処理することはできないことに注意することが重要である。追加資本とは、本店がコロンビアに設立された支店に送金するための取引で、負債になるが、資本とはならない。

## 2.8. デリバティブ

デリバティブ取引とは、為替市場を通じて実施されなければならない取り引きで、それゆえ、中央銀行に報告、登録されなければならない。

コロンビア居住者には、為替制度により以下の2つのデリバティブが認められている。

- i. 為替市場の仲介業者を通じて、または認可されている非居住者機関と締結した金融デリバティブ。



- ii.デリバティブ取引を専門に行うことが認可されている外国エージェントとの基本商品（コモディティ）価格に関するデリバティブ。

### 2.8.1. デリバティブ取引に必要な許可

国内居住者及び為替市場仲介業者は、デリバティブ取引を専門に行うことを許可された外国の為替市場仲介業者や代理店と金融デリバティブ取引を行うことができる。ただし、各取引の対象となる資産が(i)金利、(ii)為替レート、(iii)株価指数でなければならない。

デリバブル・フォワード（DF）は、居住者が実施する為替市場を通じて実施することが義務付けられている取引に対応する基本的な取引がある場合にのみ、行うことができる。その決済は取引の履行により行われる。

ノンデリバブル・フォワード（NDF）は、為替市場の仲介業者を通じて行うことができ、その決済は、為替市場の仲介業者を通じてペソで、または海外のディーラーを通じて外貨で行うことができる。

金融監督局の監督下にある団体は、デリバティブ取引を専門に行うことを許可された外国のディーラーとの間で、為替制度で定められた条件を満たす場合に限り、クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）を行うことができる。

特別為替制度を適用されている外国企業の支店は、為替市場での実施が義務付けられる取引を行うことができないが、割当資本或いは割当資本への追加投資としての外国投資による外貨収入、或いはペソでの売り上げや支店清算時に受け取る費用など、認められている為替取引についてのみ、為替市場の仲介業者を通じて、デリバリー・デリバティブを行うことができる。

これらの取引は、コロンビア支店の名前でのみ行われる。それゆえ、支店は本店の名前で取引を行うことはできず、本店は、コロンビア支店の名前で行うことができない。

### 2.8.2. デリバティブ取引の決済

デリバティブ取引の決済方法は、取引関係者とそれぞれの取引の特性による。以下は幾つかの基本的な規則である。

- 国内居住者と許可された外国の代理店との間のペソ-外貨によるデリバティブ取引は、外貨によるノンデリバブル・フォワード(NDF)を用いる。外貨-外貨取引の場合は、定められた外貨でのノンデリバブル・フォワード(NDF)もしくはデリバブル・フォワード(DF)を用いることができる。
- 国内居住者と為替市場仲介業者との間のペソ-外貨、又は、外貨-外貨によるデリバティブ取引は、一般的に、コロンビアペソによるノンデリバブル・フォワード（NDF）を用いる。
- 為替市場仲介業者間のデリバティブ取引は、一般的にコロンビアペソによるノンデリバブル・フォワード(NDF)を用いる。

## 2.9. 決済用銀行口座

決済口座は、海外の金融機関に開設された外貨による口座で、その名義人はコロンビア居住者で、中央銀行に登録されなければならない。

決済口座の収益および費用は、為替市場を通して、あるいは通さずに実施される為替取引、および国内取引に起因する義務の履行により生じる場合がある。いずれにしても、決済口座を通じてのみ、その名義による取引が実施できる。

### 2.9.1. 決済用銀行口座の中央銀行への登録

海外の口座を決済用口座として中央銀行に登録するには：

- 当事者が直接、書式10「決済口座の登録、報告、取消」を提出する。
- 為替市場を通じて行うことが義務付けられている最初の取引実施から、或いは居住者間での最初の国内取引の支払いの翌月に、登録しなければならない。

### 2.9.2. 決済用銀行口座の中央銀行登録により生じる義務

決済用口座が登録された後、名義人は、中央銀行に毎月、書式10「決済口座の登録、報告、取消」を電子媒体で提出し、前月の取引内容を報告しなければならない。

中央銀行外国為替部への決済用口座の動向に関する報告は、

- i. 口座登録が取り消される日まで義務づけられている。
- ii. 口座に動きがあったかどうかにかかわらず、提出しなければならない。

この義務の不履行は、書式10の未提出、或いは期限外の提出であろうと、外国為替制度の違反とみなされ、国税局（DIAN）による制裁の対象となる。

また、決済用口座名義人は、3カ月毎に国税局（DIAN）に対し、決済用口座を通じて行われた取引について「為替外情報」を提出し、報告を行わなければならない。

中央銀行は、12カ月間口座の動きがない場合、決済用口座の登録取り消しを行う。

### 2.10. 国内居住者間での支払い

一般的には、国内居住者間の外貨での支払いは禁止されている。ただし、次の場合には、外貨での支払いが認められる。

- 石油、天然ガス、石炭、フェロニッケル、ウランの探査及び採掘活動に従事する企業、また、炭化水素部門固有のサービス提供に特化している企業が、その業務から由来する資金によって、支払いを行うとき。
- 中央銀行に然るべく登録された決済用口座を通じて行われる場合。この場合、決済口座は、支払い者および支払いを受ける者の両方に属していなければならない。
- 為替制度により認められた支払い：保税倉庫からの商品購入、国際輸送の運送費およびチケット、国際クレジットカードによる個人の出費、1991年政令2821号および該当規則による外貨建て保険の保険料、外国に対する再保険から生じる債務の支払い、または、1991年法律9a号14条の規定によりコロンビア政府の決定に応じて、コロンビアに設立されている保険会社がカバーすべき災害に関する保険料の国外或いは国内での支払い実施。

### 関連法規

法規	内容
1991年法律第9号（修正）	外貨交換について
2015年政令第1068号及び2017年政令第119号	為替規制について
2000年決定第8号（修正）	為替制度について
DCIN規則通知第83号	外貨市場統制について
DODM規則通知第144号	デリバティブ取引について
1991年政令第1746号	会社監督局の監視下にある外貨取引に対する罰則制度
2011年政令第2245号	財務当局の監視下にある外貨取引に対する罰則規則
2017年政令第119号	国際投資家に関する事項。

## 第3章 会社設立関連

拠点設立関連事項について、投資家は、以下の5点を把握しておくべきである。

1. コロンビアの会社法は、法的な安定性と安全をもたらすもので、近代化された安定した法規である。
2. コロンビアで恒久的に事業を営もうとする投資家は、会社や外国企業の支店といった法的な事業体を創設しなければならない。
3. コロンビアの商法は柔軟かつ近代的であり、責任が拠出額に限定されている単一株主による会社設立が認められている。
4. 外国人投資家がコロンビアで事業を開始する場合、コロンビアの共同出資者や投資家の参加は義務付けられていない。幾つかの例外を除き、企業の全資本を外国資本にすることが可能で、資本の本国償還に関する法的な制限もない。
5. 会社設立のための法的手続きは、簡略で迅速であり、政府の認可を必要としない。

コロンビアでは、組合の権利、平等の権利、企業の自由や民間主導の保護といった憲法に謳われている原則により、国内外の投資による企業の設立を可能にしている。本章では、コロンビアでより多く利用されている投資機関に関連する法的な側面について説明する。

### 3.1. コロンビアにおける恒常的な活動実施のために最も利用される形態

コロンビアで恒常的に活動を実施するためには、法的な観点からは2つのタイプの組織を設立することができる：会社、または外国企業の支店である。

会社の場合、株主やパートナーとは異なる法人が創設される。外国投資により最も利用されているのは以下の3つであり、主な違いは、本章の最後に記載されている。

- i. 単純型株式資本会社(S.A.S.)
- ii. 有限責任会社 (Ltda.)
- iii. 株式会社 (S.A.)

近年、単純型株式資本会社は、多くの企業家に利用されている。この理由として、特に、設立のや運営の柔軟性、事業内容の決定や組織構造における株主の自由裁量が挙げられる。

他方、外国企業の支店は、事業発展のためにコロンビアに設立される組織のため、本店と異なる法人を形成しない。そのため、本店と異なる、あるいはそれ以上の法的権限を持つことはできない。

コロンビアの商法では、外国企業がコロンビアで恒常的に事業を実施する場合には、国内に所在地を有する支店を設立しなければならない、と定めている。恒常的な事業とは（税制上の恒常的な施設とは異なる意味）、以下のものとなり、これらが法律により列記されている。

1. コンサルティング業務だけに限られるが、コロンビアに商業施設や事業所を開設する場合。
2. 工事の実施、役務提供に契約請負人として参加する場合。
3. 私的貯蓄から由来する資金の管理、利用、投資を目的とするあらゆる形態の活動に参加する場合。
4. 採掘産業のいずれかの部門またはサービスに従事する場合。
5. コロンビア政府からコンセッションが与えられた場合、あるいはコンセッションが何

らかの名義で譲渡された場合、または何らかの形でコンセッションに参加する場合。  
6. コロンビア国内における経営者会議、取締役会、管理や経営の機能。

上記に加え、コロンビアの法規では、恒常的な活動であるかどうかを判断するための具体的な時間や期間の基準を定めておらず、活動の性質やスコープ、その実施のためにコロンビアで開発が必要となるインフラ、活動の規則性や、雇用などが鑑みられる。

### 3.1.1. 設立文書

コロンビアにおける会社の設立は、公正証書または私文書（会社の形態により異なる）を通じて行われるが、支店の場合には、公正証書の作成が必要となる。

それぞれの形態の会社あるいは支店設立に必要な条件と時間は、本章末尾の比較表を参照されたい。

### 3.1.2. 商業登記

会社および外国企業の支店は、その本拠地がある市の商工会議所の商業登記簿に登録しなければならない

商業登記を得るためには、会社または支店の設立書類、商工会議所が定める書式、管理者および会計監査人として任命された人の受理書（会社の場合は必須）を提出しなければならない。商工会議所では、国税庁（DIAN）に対する、統一税務登録（RUT）に基づく仮登録の申請書の手続きを行う。この書式には、納税者の全般的なデータと財務および関税の責任について記載する。同様に、本章の後半で説明する内容に従って、商工会議所の登録に対応する料金や税金の支払いを行い、登録を取得することになる。

### 3.1.3. 任命

取締役会メンバー、法定代理人、代表者、会計監査人の任命は、商工会議所の商業登記に登録しなければならない。このために、任命書を含む書類を登録のために提出しなければならない（支店の代表者の場合、本店からの文書は、然るべくアポステューユを取得しているか、あるいは領事による認証を受けていなければならない）。また、それぞれの受理書および任命された人物の身分証明書の写しも必要である。

取締役はコロンビアの非居住者である外国人でもよいが、会計監査人はコロンビア公認会計士でなければならない。

### 3.1.4. 統一税務登録（RUT）の取得

会社または支店が商業登記に登録されたら、最終的な認定された統一税務登録（RUT）をDIANに申請する必要がある。手続きを行うのが代理人である場合、委任状の原本（照合用）および写し、委任期間が6ヶ月を超える場合は、委任状の有効証明を提示する必要がある。

対応するRUTが取得されると、会社の納税識別番号（NIT）が生成される。これを、該当する商工会議所に届け更新する必要がある。認定されたRUTを取得する手続きは、商工会議所に会社または支店が登録された後、15営業日以内に実施しなければならない。

会社または支店の法定代理人とその代理人は、居住者であるかどうかにかかわらず、自身の納税識別番号（NIT）と電子署名を持っていなければならない。前述の内容は、コロンビアでの税負担を意味するものではなく、代理人を務めている会社が行う税申告を提出したり、その義務を担う能力があることを証明したりするためである。

### 3.1.5. 委任状および海外で発行されたその他の文書

将来の出資者、株主、本店の法定代理人が、会社や支店の設立に必要な手続きを行うため

にコロンビアに滞在することができない場合、コロンビアにおける会社設立にかかる代理人に権限を委任することができる（弁護士である必要はない）。このためには、投資国がハーグ条約締結国である場合、海外で発行された文書を公文書化するために、公証人の署名後、アポステイーユを取得する必要がある。ハーグ条約締結国でない場合、該当するコロンビア領事館で公文書化の手続きを行わなければならない。

コロンビアに会社を設立する場合、以下の書類が必要となる：

- i. 自国の該当する機関により発行された、外国企業の存在と有効性を証明する書類。
- ii. 株主の法的代理人を務める者がその能力があることを証明する書類。

外国企業の支店をコロンビアに開設する場合、以下の書類を公正証書とすることが必要となる。

- i. 外国企業本社の設立文書と定款。
- ii. 自国の該当する機関により発行された、外国企業の存在と有効性を証明する書類。
- iii. 株主の法的代理人を務める者がその能力があることを証明する書類。
- iv. 本社の該当する組織により採択された支店開設の決定。この中には、少なくとも以下の情報が必要。
  - 支店名（会社監督局の基準に従い、本社の社名に該当するもの）。
  - コロンビアで行う事業目的。
  - 配分された資本額と、その他資金。
  - 支店の所在地。
  - コロンビアでの活動期間と、事業終了の事由。
  - コロンビアで事業を推進する支店を代表する責任者の名前を1名または2名以上。
  - 会計監査人の任命。これはコロンビアの公認会計士でなければならない。

海外で発行されたすべての書類は、コロンビアで有効となるためには、アポステイーユまたは領事認証が必要である。

更に、スペイン語以外の言語によって作成された文書は、コロンビア外務省に承認されている公認翻訳者による公式翻訳を添付し、関係当局に提出しなくてはならない。

### 3.1.6 資本金払込と外国投資の登録

一般的に、コロンビアの法規では、会社設立や外国企業の支店開設のための最低払込資本金は定められていない。つまり、資本金額は、コロンビアで実施する活動と関連して、株主、経営者、本社が定める額となる。

設立される会社の形態により、資本金払込時に適用されるルールがある。

- 支店および有限責任会社の場合、資本全額を設立時に払い込む必要がある。
- 株式会社の場合、認可された資本金の少なくとも50%と各株価の3分の1相当額を払い込む必要がある。残金は、1年以内に払い込まなければならない。
- 単純型株式会社の場合、設立時に払い込む資本額の割合は定められていないが、設立から2年以内に記載した資本金額全額を払い込まなければならない。

非居住者により国内に入れられ、会社や支店の資本金となる外貨は、コロンビアにおいて然るべく認可されている為替市場の仲介業者を通じて取引し、中央銀行に外国投資として登録されなければならない。仲介業者で外貨交換を行うためには、為替取引登録に必要な最低限のデータを提出する必要がある。

必要な最低限情報（為替申告）が提出されれば、外国投資が自動的に登録される。

外国投資の登録は、毎年更新しなければならない。そのためには、毎年遅くとも6月30日までに、書式15「資産照合一一般制度の企業および支店」を提出する必要がある。この義

務は、財務諸表を会社監督局に提出することが要求される一般的な制度の会社および支店には適用されない。

本社からのその後の送金は、割当増資（ISCA）として扱われる。これは直接外国投資であり、為替管理制度の章の記載に従い、中央銀行に登録されなければならない。

### 3.1.7 営業と改正

一般的に、会社や外国企業の支店は、コロンビアでの営業許可は必要ない。しかし、国にとって重要な一定の種類 of 活動を行う会社の場合（金融、証券取引、保険業、武器を携帯しての監視・警備サービスの提供、公的資金の管理、利用、投資と関係する活動）を行う場合は、管轄当局による事前の承認が必要となる。

会社定款の改正については、以下の例外を除き、一般的には関係当局による承認は必要ない。

- 改正が会社の合併や分割、出資金の払い戻しによる資本金の減減に関する場合は、一定の条件が履行されていれば、会社監督局あるいは該当する監視管理機関の事前の認可が必要となる。
- 改正が、出資金の払い戻しによる資本減少である場合、一定の条件が満たされる場合、さらに労働省の認可も必要となる。
- 事業の統合や集中の場合、商工監督局の事前の認可あるいは同局への通知が必要である。
- 任意の清算手続きの際は、一定の条件が満たされる場合、会社監督局による棚卸資産の承認が必要である。

単純型株式会社（S.A.S.）の場合のように、私文書によって設立された会社の改正は私文書によって行われなければならない。他方、公正証書によって設立された企業の改正は、公正証書によって行う必要がある。取引に公正証書を必要とする商品の現物抛出により行われる資本増強は、会社の法的性質とは無関係に、公正証書を通じて行われなければならない。

支店の設立書類の改正は、海外で発行された文書の公正文書化の前に、支店所在地の公証役場で手続きし、商業登記に登録しなければならない。

### 3.1.8 本社、子会社、企業グループ

ある会社の決定権が他の法人や自然人に委ねられる場合、その会社は、子会社もしくは関連会社となる。この管理は、経済的、政治的又は商業的な管理を指し、子会社の資本金の過半数以上又は決定的な出資を行うか、関連会社の経営組織に支配的な影響を与える契約や合意を結ぶことによって行使することが可能である。

会社が親会社により直接管理される場合、子会社と呼ばれ、本社が競争入札によって、または間接的に管理する場合は、系列会社と呼ばれる。これについては、以下の点が重要である。

- 法律は、ある会社の資本への出資を行わない場合でも従属関係を持つことを認めている。
- 同様に、このような管理は、個人もしくは会社ではない性質の法人により行使することが認められる。しかし、管理される側は、会社の性質でなければならない。
- 複数の個人または法人により、共同で管理を行うことも可能である。

企業グループの存在を判断するためには、従属または管理の関係に加えて、グループの異なる組織間に統一された目的と方向性がなければならない。

法律では、個々の会社の会社目的や活動の推進を損なうことなく、親会社または管理会社

が定める目的達成のために、すべての組織が活動を行う場合、統一された目的と方向性があるとみなす。

管理の状態や企業グループの状態については、関係する組織のそれぞれの所在地の商業登録に登記されなければならない。これは、この常用を第三者に明らかにするために、管理側の会社および従属会社の両方に要求される。この登記は、管理や企業グループが発生した日付から30日以内に行わなければならない。また、管理関係が存在する、あるいは企業グループとなると、会計上の義務や、会社の管理者による連結情報の準備や提出など別の義務も発生する。

### 3.1.9 財務諸表

会社および外国企業の支店は、少なくとも1年に1回、12月31日に会計処理を行い、正式に認定および監査を受けた財務諸表を作成しなければならない。合併、分割、転換または拠出金の現金払い戻しによる資本減少の場合、会社は特別な財務諸表を作成する必要がある。

一般財務諸表は、不特定の者に対し、企業の一定期間の経営成績や財務状態等を明らかにするため作成されるものである。財務諸表には、財務状況、当期の損益計算書およびその他の包括利益計算書（ORI）、当期純資産変動計算書、当期のキャッシュフロー計算書が含まれています。

財務諸表は、会社監督局に送付する義務がない場合、会社所在地の商工会議所に毎年提出しなければならない。

税務上の理由から、毎年6月30日までに、商工会議所の商業登録簿に登録されている企業グループは、DIANに磁気媒体で連結財務諸表を提出する必要がある。

### 3.1.10 利益

利益は、一般的に妥当と認められた会計基準に則って作成された財務諸表に基づき、定款において特に規定がない場合は、各出資者によって株式の額面価格に応じて支払われた割合、割当枠又は利子に応じて分配される。

特定の株主や出資者の利益の分配への参加を禁止する条項は、不文律として存在する。

利益は、一般的に受け入れられた会計原則に従って、会社定款に別の事項が定められていない場合、株式名目額、各出資者の割当に応じて、法定引当金、定款で認められた引当金および偶発的な引当金、ならびに税金の支払いのための徴収などを実施した後に、配分される。単純型株式会社の場合、定款に定められている場合を除き、法定準備金を有する必要はない。

株主または出資者のいずれかへの利益への参加を奪う条項は、記載されていないものとみなされる。

租税規則に従い、他の包括利益（ORI）勘定で予測される利益に基づいて、利益を分配することはできない。

配当の分配に適用される税制上の処置については、税制の章を参照のこと。

### 3.1.11 解散と清算

ある会社や外国企業の支店の消滅は、会社の解散と清算にかかる手続きによって行われる。解散は、清算プロセスの開始を意味し、これは、組織の清算や商業登録の取り消しで終了する。

会社の解散は、以下の事由から発生しうる：

1. 事業の予定されていた期間が終了し、その期限前に有効に延長されていない場合。
2. 会社の事業を推進することが不可能、会社の終了、または会社目的である物事や開発すべき物の消滅。
3. 会社を構成するために法律により必要とされる最低出資者数より出資者数が減少する場合、あるいは法律による最大数を超過して増加する場合。
4. 会社定款に明確に記載されている解散事由の場合。
5. 法律や会社契約に従い採択された、出資者による決定。
6. 会社の資本金の50%以下に資産が減少する損失があり、資産が再構築されない場合。
7. 法律に定められたケースで、当該当局が決定する場合。

外国企業の支店は本店の延長線であり、その存続は依存しているため、本社が決めている原因に応じて清算される。さらに、その法的性質に適合する場合は、コロンビア会社の解散のための一般的な根拠が適用される。

会社または支店が解散し、清算状態になったときには、「清算中」という表現をその名前に追加する必要があり、これを行わない場合、その省略に起因する損害および損失の責任を負うことになる。

同様に、その権限は、負債を支払うために資産を清算する目的に限定される。しかしながら、清算プロセスが開始された後、清算プロセスを中止し、企業または支店がその企業目的の発展を続けることを可能にするいくつかのメカニズムが存在する。これらのメカニズムは、再活性化、非適格合併、および再構成であり、それぞれに異なる要件が定められている。

清算プロセスでは、債権者は、法律で定められた方法および期間に債権を要求する必要がある。これは、債権者の権利を有効にし、法律に定められた順序、優先権でその貸し付けの清算を得るためである。

最終決済勘定が商工会議所の商業登記に登録された後、会社または支店はその年の分の納税申告書を提出し、DIANに対しRUTを取り消す必要がある。また、外国投資家は、中央銀行に外国投資の取り消しを申請しなければならず、またDIANに対して、投資家としてのRUTの取り消しを申請する必要がある（コロンビアでの投資や事業運営を維持しない場合）。

## 会社設立のための手順とコスト

### 単純型株式会社（S.A.S.）の場合

	必要手続きと文書	法定コスト
1	株主または代理人が公証役場に直接赴き、私文書を通じて設立する。	公証人に対する私文書手続き料：1,900ペソ（約1ドル）
2	会社の本拠地を置く都市の商工会議所に設立の私文書を登録する。 定款と商工会議所の支持する其他文書を添えて提出し、登録の手数料と該当する税金を支払う。	会社登記資本額の0.7%まで+会社資産額に応じて額に応じて適用される料金+登記手数料として39,000ペソ（約13ドル）
3	事前RUTの申請。	費用はかからない。
4	DIANに対する（最終的）RUTの申請。	費用はかからない。
5	NITに含まれるよう、会社の商業登録の更新申請を行う。これには、RUTの写しを添付することが必要。	費用はかからない。



6	商工会議所で発行される存在証明書と代表証明書の申請。	5,200ペソ（約2ドル）
---	----------------------------	---------------

### 株式会社および有限責任会社の場合

	必要手続きと文書	法定コスト
1	会社定款を公正証書とする。	会社の資本金の0.3%+公証手数料にかかわる付加価値税（IVA）19%+公証人に対する私文書手続き料：1,900ペソ（約1ドル）
2	会社の本拠地を置く都市の商工会議所に公正証書を登録する。 定款と商工会議所の支持する其他文書を添えて提出し、登録の手数料と該当する税金を支払う。	会社登記資本額の0.7%まで+会社資産額に応じて適用される料金+登記手数料として39,000ペソ（約13ドル）
3	事前RUTの申請。	費用はかからない。
4	DIANに対する（最終的）RUTの申請。	費用はかからない。
5	NITに含まれるよう、会社の商業登録の更新申請を行う。これには、RUTの写しを添付することが必要。	費用はかからない。
6	商工会議所で発行される存在証明と代表証明書の申請。	5,200ペソ（約2ドル）

### 3.1.12 外国企業の支店の場合

	必要手続きと文書	法定コスト
1	外国の本社定款、支店開設決定、そのが商法に定められている文書を公正証書とする。	会社の資本金の0.3%+公証手数料にかかわる付加価値税（IVA）19%+公証人に対する私文書手続き料：1900ペソ（約1ドル）
2	会社の本拠地を置く都市の商工会議所に公正証書を登録する。	会社登記資本額の0.7%まで+会社資産額に応じて適用される料金+登記手数料として39,000ペソ（約13ドル）
3	暫定RUTの申請。	費用はかからない。
4	DIANに対する（最終的）RUTの申請。	費用はかからない。
5	NITに含まれるよう、会社の商業登録の更新申請を行う。これには、RUTの写しを添付することが必要。	費用はかからない。
6	商工会議所に発行される存在と代表証明書の申請。	5,200ペソ（約2ドル）

### 3.2. コロンビアにおける会社設立にかかる時間

発案時点：書類の作成と認証：

会社の場合：委任状と定款

支店の場合：本店の定款と支店開設決定

0日目：設立または支店開設のための書類提出

2日目：会社または設立の私文書または公正証書の署名

6日目：商工会議所への会社設立に関する私文書または公正証書の登記。任命事項の登記（法定代理人、取締役会メンバー、会計監査人等）

8日目：銀行口座の開設

10日目：会社または支店のNIT取得。これにより、会社は契約締結などのための法的権限を有する。

15日目：外国資金に該当する外貨の交換。中央銀行への外国投資の自動登録。

### 3.3. 会社の任意清算の手順とコスト

#### 単純型株式会社 (S.A.S.) の場合

	必要手続きと文書	法定コスト
1	会社清算についての株主総会での決定。定款内容の変更であるため、公証役場に直接赴き、私文書を公正証書としたうえで、商工会議所に登録する。	公証人に対する手続き料1,900ペソ+付加価値税 (IVA) 19%  金額のない行為の登録税： 92,000ペソ (約31ドル) +登記手数料36,000ペソ (約12ドル)
2	清算人の任命とその氏名の商工会議所への登録。	登録税+登記手数料36,000ペソ (約12ドル)
3	清算手続きの開始について、DIANと地元の財務局に書面で通知する。会社の所在地で主に流通している新聞に公開する通知を通じて、債権者と第三者に清算手続き開始を通知する。	広告を記載する新聞の料金によるが、約500,000ペソ (約170ドル)。
4	会社の棚卸資産の作成と支払うべき対外債務の決定。	費用はかからない。
5	会社資産の売却と対外債務の支払い。	費用はかからない。
6	株主総会による最終清算勘定の承認、残高の特定	費用はかからない。
7	商工会議所での最終清算勘定の登録と商業登録の取り消し申請	残高がある場合：残額の0.7%+登記手数料39,000ペソ (約12ドル)  残高がない場合、92,000ペソ (約30ドル) +取り消し申請9,700ペソ (約4ドル)
8	残高がある場合、株主に配分する。	費用はかからない。
9	今年の該当する期間についての所得申告。	該当する税額。
10	中央銀行に対する外国投資取り消し申請。	費用はかからない。
11	DIANに対する外国投資家および会社のNITの取り消し申請。	費用はかからない。

#### 外国企業の支店の場合

	必要手続きと文書	法定コスト
1	会社清算を宣言する本店の該当組織による決定。これを公正証書としたうえで、商工会議所に登録する。	金額のない行為の交渉手数料： 55,300ペソ (約20ドル) +付加価値税 (IVA) 19%  商工会議所への登録： 92,000ペソ (約30ドル) +登記手数料36,000ペソ (約12ドル)
2	清算人の任命とその氏名の商工会議所への登録。	登録税92,000ペソ (約30ドル) +登記手数料36,000ペソ (約12ドル)
3	清算手続きの開始について、DIANと地元の財務局に書面で通知する。会社の所在地で主に流通している新聞に公開する通知を通じて、債権者と第三者に清算手続き開始を通知する。	広告を記載する新聞の料金によるが、約500,000ペソ (約170ドル)。
4	会社の棚卸資産の作成と支払うべき対外債務の決定。	費用はかからない。

5	会社資産の売却と対外債務の支払い。	費用はかからない。
6	本店による最終清算勘定の承認、残高の特定	費用はかからない。
7	商工会議所での最終清算勘定の登録と商業登録の取り消し申請	残高がある場合：残額の0.7%+登記手数料39,000ペソ（約12ドル）  残高がない場合、92,000ペソ（約30ドル）+取り消し申請9,700ペソ（約4ドル）
8	残高がある場合、本店に送金する。	費用はかからない。
9	今年の該当する期間についての所得申告。	該当する税額。
10	中央銀行に対する外国投資取り消し申請。	費用はかからない。
11	DIANに対する外国投資家および会社のNITの取り消し申請。	費用はかからない。

### 株式会社および有限責任会社の場合

	必要手続きと文書	法定コスト
1	会社清算についての株主総会または出資者会議での決定。定款内容の変更であるため、従業員が10名未満、あるいは資産が法定最低賃金月額500か月分（約132,000ドル）未満の場合、公証役場に直接赴き、私文書を公正証書としたうえで、商工会議所に登録する。	公証人に対する手続き料1700ペソ+付加価値税（IVA）19%  金額のない行為の登録税： 55,300ペソ（約20ドル）+登記手数料36,000ペソ（約12ドル）
2	清算人の任命とその氏名の商工会議所への登録。	金額のない行為の登録税： 55,300ペソ（約20ドル）+登記手数料36,000ペソ（約12ドル）
3	清算手続きの開始について、DIANと地元の財務局に書面で通知する。会社の所在地で主に流通している新聞に公開する通知を通じて、債権者と第三者に清算手続き開始を通知する。	広告を記載する新聞の料金によるが、約500,000ペソ（約170ドル）。
4	会社の棚卸資産の作成と支払うべき対外債務の決定。	費用はかからない。
5	会社資産の売却と対外債務の支払い。	費用はかからない。
6	株主総会または出資者会議による最終清算勘定の承認、残高の特定。	費用はかからない。
7	商工会議所での最終清算勘定の登録と商業登録の取り消し申請	残高がある場合：残額の0.7%+登記手数料39,000ペソ（約12ドル）  残高がない場合、92,000ペソ（約30ドル）+取り消し申請9,700ペソ（約4ドル）
8	残高がある場合、株主に配分する。	費用はかからない。
9	今年の該当する期間についての所得申告。	該当する税額。
10	中央銀行に対する外国投資取り消し申請。	費用はかからない。
11	DIANに対する外国投資家および会社のNITの取り消し申請。	費用はかからない。

### 会社解散と清算にかかる時間

発案時点：会社または支店の清算決定を公正証書にする手続き。商工会議所への登録。

1か月目：DIAN、債権者、第三者への清算に関する通知。

3か月目：会社棚卸資産の作成と対外債務の決定。資産の売却と対外債務の支払い。

4か月目：清算最終決済の承認と残高の特定。株主あるいは本店への残高の引き渡し、送金。

8か月目：DIANに対するNITの取り消し申請。

### 事業統合のコントロール

コロンビアの競争制度では、特定の条件を満たす合併または事業集中は、競争保護機関である商工監督局（SIC）に報告されなければならないと規定している。

企業統合という用語の意味は幅広く、合併、買収、連結、パートナーシップまたは合併事業契約、または、ある企業が別の企業を支配し、2つの企業が1つになることにより、市場での競争を終わらせるその他の種類の合意や取引などを含む。

以下の条件が満たされる場合、企業統合を商工監督局に報告しなければならない。

#### 主観的条件：

- 事業に携わる企業が同じ経済活動に従事していること（水平統合）。
- 業務に携わる企業が同じバリューチェーンの一部であること（垂直統合）。

#### 客観的条件：

- 主観的前提条件のいずれかを満たす企業が、共同でまたは個別に、法定最低賃金月額60,000か月分（2018年は46,874,520,000ペソ、約15,889,668米ドル相当）を上回る営業収益を前年に得ている場合。
- 主観的前提条件のいずれかを満たす企業の、共同または個別の、前年の総資産が法定最低賃金月額60,000か月分（2018年は46,874,520,000ペソ約15,889,668米ドル）を上回る場合。

コロンビアに存在する企業の営業収益および総資産を決定するためには、コロンビアでの収益と資産の相当額と、コロンビアにおいてコントロールがなされている当該会社に関する会社の収益と資産の総合額が考慮される。

コロンビア市場に参加している企業の営業利益と総資産を輸出のみで決定するためには、これらの企業の収益と総資産。およびコロンビアと海外で管理下にある当該会社の関連会社の収益と資産が考慮される。

コロンビアに設立された法人がないが、恒常的施設（税法で定める）を通じてコロンビアに存在する会社の営業収益および総資産を決定するためには、コロンビアの収益および資産と、コロンビアで管理を受ける当該会社に関連する会社の収益と資産が考慮される。

事業に参加している企業が、共同であるいは個別に、客観的条件あるいは主観的条件のいずれかを満たす場合、商工監督局に統合を通知しなければならず、その認可は、以下のよう

- 両者が共同で、関連市場に20%未満の参加率を有する場合、法律により統合は自動的に承認される。しかし、いずれにしても、統合前に商工監督局に通知する必要がある。商工監督局は、両者により考慮された条件を見直す権利を保有する。
- 両者が共同で、関連市場に20%以上の参加率を有する場合、その統合は商工監督局の承認を受けて実施されなければならない。

水平統合では、関連市場は、統合に関係する企業が頻繁に製品やサービスを提供する市場すべてとなる。他方、垂直統合では、関連市場とは、同一のバリューチェーンを構成するもので、関連企業が製品や市場を提供している市場となる。関連市場は、製品市場とも、地理的な市場とも理解される。統合により、一つあるいは複数の関連市場が影響を受けることがある。それは、複数の製品市場、あるいは複数の地理的市場が存在するためである。

計画される統合について商工監督局の認可を受ける必要がある場合、両者は、2015年10930号決定付属書1号に記載された文書を添付し、事前評価を申請しなければならない。商工監督局は、この事前評価申請について、最大で営業日30日以内に回答しなければならない。

事前評価申請についての調査の中で、商工監督局が、計画される統合について深い分析が必要であると判断した場合、両者に、統合が与える競争へのリスクを特定するために、追加情報の提出を要求できる。その場合、両者は、2015年10930号決定付属書2号に記載された情報を提出しなければならない。商工監督局は、3か月以内にこれを承認、あるいは条件づける、あるいは却下しなければならない。

統合について報告する義務があるのに報告しない場合、あるいは、期限が切れる前に統合を報告しない場合、2009年法律第1340号により、当該会社には、現行の法定最低賃金月額100,000か月分の罰金（2018年では78,124,200,000ペソ、約26,482,780ドル相当）、または統合で得られた利益の150%に相当する罰金が科される可能性があり、関係する個人は法定最低賃金月額2,000か月分（2018年では1,562,484,000ペソ、529,656ドル相当）の罰金が科される可能性がある。さらに、商工監督当局が、この統合により、自由競争に不適切な制限が生じると判断した場合、統合を元に戻すよう命令することができる。

法的観点からの異なる会社形態の比較表

	有限責任会社	株式会社	単純型株式会社	外国企業の支店
設立方法	公正証書	公正証書	全般的なルール：私文書 その取引に公正証書が必要な資産で出資が行われる場合（例：不動産）は、公正証書。	本店による支店開設決定は公正証書にする必要がある。
株主、出資者数	最低2名、最高25名の出資者が必要。	最低5名の株主。いずれも会社の資本金の95%以上を保有できない。	最低1名の株主。最大数の制限はない。	支店は外国企業の施設と考慮されるため、制限は適用されない。
出資者の責任	出資者は、出資者の全部または一部がより大きな責任を負うことが規定されていない限り、会社の義務について、その出資額までの義務を負う。出資者、以下の場合を除き、いかなる会社債務の支払いの責任も負わない。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働義務や納税義務違反。</li> <li>・会社が略語Ltdaで識別されない。</li> <li>・現物出資の過大評価。</li> </ul>	株主は、会社の義務について、出資額まで責任を負う。原則として、特定の保証が与えられていない限り、株主はいかなる貸付についても責任を負うことができない。株主は、法律に対する不法行為には、出資額を超えて対応しなければならない。親会社または親会社は子会社に対して管理を行う支配企業は、支配される会社が、親会社または支配会社の行為により破産または訴訟清算の状態にあるとき、責任を負う。同様に、現物出資の過大評価の場合にも責任を負う。	会社は、その義務については資本金の額まで責任を負う。原則として、株主は会社債務の支払いに責任を負うことはできない。株主は、会社が法律に違反したり、第三者に危害を加えたりした場合にのみ、連帯責任を負う。子会社に関して従属的な方法で支配を行う会社は、子会社が、親会社または支配企業の行為によって生じた破産または訴訟清算の状態にある場合に責任を負う。同様に、現物出資の過大評価の場合にも責任を負う。	外国企業は、コロンビアにおける活動について責任を担う。その結果、支店の会社の資本金が十分でない場合、外国企業がその責任を担う。
資本	会社の資本金は、会社設立時に全額支払われなければならない	設立時には、資本金の少なくとも50%を株主が購入し、各株式	資本の登記と支払いは、株主が設定した条件、比率、条件に基づい	外国企業は、コロンビアにおけることについて責任を担

	ず、その増加が正式になった際にも同様である。	の価値の少なくとも3分の1を支払う必要がある。残りの3分の2は1年以内に支払わなければならない。	て行うことができる。いずれの場合も、株式の支払い期間は2年を超えることはできない。	う。その結果、会社の資本金が十分でない場合、外国企業がその責任を担う。
株、割当の譲渡	割当の販売または譲渡は、会社定款の改正を意味する。そのため、この決定が下されたら、公正証書を正式に商工会議所に登録して合法化しなければならない。	原則として、株式は自由に譲渡することができ、その取引は定款の改正を意味するものではない。株式の譲渡は、証明の裏書と、株式記録に登録することによって行うことができる。株式の譲渡は、取引の時点で定款に会社と株主の優先権が定められている場合、制限されることがある。	原則として、株式は自由に譲渡することができ、その取引は定款の改正を意味するものではない。株式の譲渡は、証明の裏書と、株式記録に登録することによって行うことができる。株式の譲渡は、定款に、10年を上限とする優先権が定められていたり、株主総会やその他の会社の機構による認可が必要とされたりする場合、制限されることがある。	適用されない。
準備金	義務的な法定準備金は、年間純利益の10%であり、会社の資本金の50%に相当する額を上限とする。	義務的な法定準備金は、年間純利益の10%であり、会社の資本金の50%に相当する額を上限とする。	法定準備金は義務ではなく、定款に定められた場合だけに限る。	義務的な法定準備金は、年間純利益の10%であり、会社の資本金の50%に相当する額を上限とする。
会社目的	会社目的は定められていなければならない。それにより会社の権限が制限される。	会社目的は定められていなければならない。それにより会社の権限が制限される。		会社目的は定められていなければならない。それにより会社の権限が制限される。また本社の会社目的に従う。
期間	有期（出資者により延長可能）	有期（株主により延長可能）	無期限でもいい。	有期（本社の期限によるが、本社の決定により延長可能）
外国投資	金銭で行われるすべての民間資本投資は、中央銀行に登録	金銭で行われるすべての民間資本投資は、中央銀行に登録され	金銭で行われるすべての民間資本投資は、中央銀行に登録された決	金銭で行われるすべての民間資本投資は、為替仲介業者を

	された決済銀行または為替仲介業者を通じて、外国投資に関する最低限の情報が提供され、中央銀行に自動的に登録される。	た決済銀行または為替仲介業者を通じて、外国投資に関する最低限の情報が提供され、中央銀行に自動的に登録される。	済銀行または為替仲介業者を通じて、外国投資に関する最低限の情報が提供され、中央銀行に自動的に登録される。	通じて、外国投資に関する最低限の情報が提供され、中央銀行に自動的に登録される。また割当られた資本への追加投資の名目で実施される出資も外国直接投資となる。これらが外貨で行われる場合、同様に為替市場を通じて取引することが義務となる。
財務責任	出資者は会社とともに、税金未払については、出資割合と未払いの期間に応じて、連帯責任を負う。  税金の不正利用、あるいは税務局を欺くために脱税目的で会社を利用した場合、税務当局はその真相を明らかにすることができ、株主はDIANに対し、この行為から発生する支払い義務や生じた損害に対して責任を負う。	税金の不正利用、あるいは税務局を欺くために脱税目的で会社を利用した場合、税務当局はその真相を明らかにすることができ、株主はDIANに対し、この行為から発生する支払い義務や生じた損害に対して責任を負う。	税金の不正利用、あるいは税務局を欺くために脱税目的で会社を利用した場合、税務当局はその真相を明らかにすることができ、株主はDIANに対し、この行為から発生する支払い義務や生じた損害に対して責任を負う。	外国企業本社と支店は、会社の税務義務について、連帯かつ無限に責任を負う。
会計監査人	総資産価値が法定最低賃金月額5,000か月分（約1,324,139ドル）以上、あるいは前年の総収入が法定最低賃金月額の3,000か月分（約794,483ドル）でない場合、必要ではない。	株式会社の場合、必要。	総資産価値が法定最低賃金月額5,000か月分（約1,324,139ドル）以上、あるいは前年の総収入が法定最低賃金月額の3,000か月分（約794,483ドル）でない場合、必要ではない。	支店の場合、必要。



配当、送金	外国投資がコロンビアの中央銀行に正式に登録されている場合、投資家は実際の信頼できる財務諸表に基づいて、決定された配当を送金することができる。	外国投資がコロンビアの中央銀行に正式に登録されている場合、投資家は実際の信頼できる財務諸表に基づいて、決定された配当を送金することができる。	外国投資がコロンビアの中央銀行に正式に登録されている場合、投資家は実際の信頼できる財務諸表に基づいて、決定された配当を送金することができる。	外国投資がコロンビアの中央銀行に正式に登録されている場合、信頼できる財務諸表に基づいて、決定された利益を送金することができる。
取締役会	取締役会を持つことは義務ではなく、選択できる。	取締役会を持つことは義務である。	取締役会を持つことは義務ではなく、選択できる。	適用されない。
政府の監視	会社資産や収入が法定最低賃金月額30,000か月分（約7,944,830ドル）以上である場合など、限られた場合にのみ、有限会社は会社監督局により監視される。 政府の監視する項目は、主に財務事項であり、監督局に毎年財務諸表を提出する必要がある。更に、定款の特定の改正については、事前に監督局の許可が必要。	会社資産や収入が法定最低賃金月額30,000か月分（約7,944,830ドル）以上である場合など、限られた場合にのみ、株式会社は会社監督局により監視される。 政府の監視する項目は、主に財務事項であり、監督局に毎年財務諸表を提出する必要がある。更に、定款の特定の改正については、事前に監督局の許可が必要。	会社資産や収入が法定最低賃金月額30,000か月分（約7,944,830ドル）以上である場合など、限られた場合にのみ、単純型株式会社は会社監督局により監視される。 政府の監視する項目は、主に財務事項であり、監督局に毎年財務諸表を提出する必要がある。更に、定款の特定の改正については、事前に監督局の許可が必要。	会社資産や収入が法定最低賃金月額30,000か月分（約7,944,830ドル）以上である場合、再編は再建のプロセスにある際、および支店を設立したが外国企業が支配企業である場合や、一定の条件を満たす企業グループを構成している場合は、外国企業の支店は会社監督局により監視される。
資本の分配	外国投資が正式に中央銀行に登録されている場合、投資家は、清算や資本減少の際に、特定の規則を遵守して、資本の本国送金を行うことができる。	外国投資が正式に中央銀行に登録されている場合、投資家は、清算や資本減少の際に、特定の規則を遵守して、資本の本国送金を行うことができる。	外国投資が正式に中央銀行に登録されている場合、投資家は、清算や資本減少の際に、特定の規則を遵守して、資本の本国送金を行うことができる。	外国投資が正式に中央銀行に登録されている場合、投資家は、清算や資本減少の際に、特定の規則を遵守して、資本の本国送金を行うことができる（割当資本と追加資本）。

## 第4章 貿易および関税制度

貿易制度について、投資家は、以下の4点を把握しておくべきである。

1. コロンビアは、輸入関税および税金（関税および付加価値税）の全部または一部の免除や保留、あるいは付加価値税の支払いの延期などにより、国際市場向けの商品やサービスを生産するための原料、材料、資本財や部品を輸入することを可能にする輸出入の特別制度がある。これは、プラン・バジェホと呼ばれる制度で、製造業、農業、サービス業など様々な部門に、より競争力のある輸出ができる条件を与えるためである。
2. コロンビアは、64か国以上と18の貿易協定を締結しており、その内17件が発効済みである。これらにより、コロンビアに拠点を構える企業は広範な市場を得ることになる。
3. コロンビアは、国内に設立されたあらゆる企業のニーズに応えるため、様々な輸入通関制度を有している。
4. フリートレードゾーンを設置しており、その中で事業を行う会社には、租税、関税、貿易に関する特別規則が適用される。

コロンビアは、外国市場における製品の販売により良い条件を保証する、特惠関税や通商協定を通じて、国際市場にアクセスするために戦略上有利な地理的条件を有する。更に、国税局（DIAN）が管理する迅速、効率的且つ近代的な税関手続きを備えている。

### 4.1 貿易手続き

2004年に、輸出入手続きにかかわるすべての機関が要求する要件、手続き、文書をまとめ、対応時間とコストを削減し、企業の競争力を強化するために、統一貿易窓口（VUCE）が設置された。VUCEは、21の付属機関と2つの付帯機関を有する商工観光省が管理しており、登録ユーザーは62,000人、手続き数は450万件に上り、以下の手続きを行うことができる。

#### 輸入モジュール：

事前に許可や認可、条件が必要な原料や商品の輸入についてのライセンス取得と登録の電子手続き。更に、輸入割当（電気自動車およびハイブリッド車、鋼線材、油など）の管理もなされる。

#### 輸出モジュール：

特定の製品について当該当局により定められた、輸出前に行う認可取得のための電子手続き。また輸出割当て許可もなされる（生革、ウェットブルー、ショ糖、未精製の砂糖、砂糖および砂糖製品）。

#### 国内商品生産者登録：

この登録の有効期間は1年間であり、失効する1か月前に更新しなければならない。

#### 国内生産の存在証明：

基本産業、原料加工向けの機器または設備の国内生産の存在証明申請。

#### オートバイ組立での国産材料の使用の認定と検証：

国内で組み立てられるオートバイに使用される国産のオートバイ部品の認定。この認定の有効期間は1年であり、必要に応じて当事者からの要請により更新される。

### 加工と組立制度：

商工観光省貿易部は、自動車部品および自動車組立会社から提出される、認可、譲渡、更新、追加、ブランドの変更、および加工や組み立て申請認可の終了を、行政決定を通じて与える。このため、組立会社は、国産商品生産者登録グループに対し、清算や販売に関する半期ごとの報告または年次報告を提出する義務がある。それらはまとめられ、アンデス共同体に送付され、域内付加価値（VAS）と域内統合の割合（IS）が検証される。

### 同時検査システム（SIIS）モジュール：

管理機関（DIAN、ICA、INVIMA、麻薬対策警察）により実施される港湾での輸出コンテナ貨物の同時検査のスケジュールを調整する。

## 4.2 認可された保税倉庫

これらは、税関管理下にある商品の保管のために税関当局によって認可されている公共または民間の場所。商品は、税関の許可が手続きされる間、税関に関わる税金（関税と付加価値税）を支払うことなく、規則に定められた期間、認可された保税倉庫に一時的に保管することができる。

公共あるいは民間の保税倉庫には、以下のように異なる種類がある。

- 加工または組立のための民間保税倉庫。
- 産業処理のための民間保税倉庫。
- 国際流通のための民間保税倉庫。
- 航空機のための民間倉庫。
- 一時的民間保税倉庫。
- 緊急輸送のための保税倉庫。
- 機上での消費のための食糧保税倉庫。
- フリーゾーン保税倉庫。
- 国際物流支援の公共保税倉庫の代わりとなる国際物流センター（DALI）。

現在、発効待ちである2016年政令390号88条以下の規定により、倉庫に関する規定が変更されている。この規定が発効すると、倉庫の分類と名称が以下のように変わる。

倉庫：

- 一時倉庫：郵便物や速達便、または速達宅配便の業者用倉庫。一時倉庫。
- 税関保税倉庫：航空機倉庫。サン・アンドレス、プロビデンスシア、サンタカタリーナ県用倉庫。芸術品倉庫、または携帯電話倉庫。
- DALI：
- 食糧倉庫：
- フリーゾーン倉庫：

## 4.3 申告者

自らの名前あるいは別の名前で商品の申告を行う個人または法人。申告者となるのは、(i) 輸入者、(ii) 輸出者、(iii) 郵便輸送業者、(iv) 速達便または速達宅配便運送業者、(v) 積み替え船および沿岸航行船の輸送業者。以前は、申告者は通関業者または税関当局に対して直接手続きを行うことを許可された者であった。

### 4.3.1 高度輸出利用者

新税関規則（2016年政令第390号）の発効前に、特定の要件を満たし、DIANにより高度輸出利用者（ALTEX）として認められていた企業は、租税および管理の面で、一定の義務と利益を有する。

ALTEXとして認識されるための要件は、次の通りであった。

- 申請提出前の12か月間に、FOB価格で2百万ドル以上の輸出を行っていること。

- 直接、あるいは貿易会社を通じて輸出した額が、同期の売上全体の少なくとも30%を占めていること。
- 上記の条件を満たさない場合、申請前に、直接あるいは間接的な輸出のFOB価格が、売り上げの割合に関係なく、2,100万ドル以上であることを証明しなければならない。

ALTEXの利点：

- 1999年政令2685号272条に記載されている部分的船積を実施するために、船積認可申請を提出する、
- 物理的な税関検査なし。しかし、これに関わらず、税関当局はこれを実施する権限を有する。
- 利用者の施設において、輸出商品の税関検査を実施する包括的かつ恒常的な認可。
- グローバル保証の制定。
- 工業生産のための一時的輸入の形態で原料や材料を輸入できる。
- 国内で生産されておらず、原料の加工に使用される工業用機械の通常輸入に対する付加価値税（IVA）の免除。
- DIANから関税や付加価値税（IVA）が課税されることなく原料や材料の輸入を行えるよう、工業生産用倉庫として認可を取得することができる。これは、輸出製品の生産に利用される場合に限る。

2016年政令390号に従い、ALTEXとして認定された会社は、2020年3月22日までその資格を維持する。ALTEXの認定申請は2016年3月21日まで可能で、それ以降の申請は、DIANにより却下される。

#### 4.3.2 恒常的税関利用者（UAP）

新しい税関規則（2016年政令第390号）の発効前に、DIANにより恒常的税関利用者（UAP）として認定された企業は、税制や行政面で一定の利益を受けることが出来、また義務も発生する。

UAPとして認知され登録されるのは、FOB価格5百万ドル以上の貿易取引を実施した者、申請に先立つ3年間の貿易取引の平均が同額以上の者、直近12ヶ月の輸出または輸入申請が100回以上の者である。5百万ドルという金額は、申請者が税制上の高額納税者に位置づけられている場合は、60%まで減額可能である。

また、申請に先立つ3年間にプラン・バジェホの利用者で、直近12ヶ月に最低2百万ドルの輸出を行ったことが証明できる者もUAPと見なされる。一旦、UAPとして認定・登録されると、以下のような優遇措置が適用される。

- 輸入品の自動リリース
- 輸出製品の製造に使用されると見なされ、免税となる工業加工のための一時輸入制度を利用した原材料および投入財の輸入が可能。
- 国税局（DIAN）に対し、実施した貿易取引の総額を保護する包括的な保証が提出できる。
- UAPで、ALTEXの条件を満たす者は、ALTEXに対する優遇措置を受けることができる。
- 直近の月にリリース商品について、毎月最初の5日間に、税関情報システムを通じて連結支払い申告を提出することができる。

2016年政令390号に従い、UAPとして認定された会社は、2020年3月22日までその資格を維持する。UAPの認定申請は2016年3月21日まで可能で、それ以降の申請は、DIANにより却下される。

#### 4.3.3 認可経済オペレーター（OEA）

国家政府により定められた最低限の安全条件を満たし、国際サプライチェーン全体の安全に責任を持っていることを示した輸入業者、輸出業者、貿易業者に対し、DIANが与える許

可であり、信頼できる安全な貿易を行うオペレーターであるという保証になる。

認可されると以下の利益がある：

キャッシュフロー	ロジスティックチェーンの時間短縮	サプライチェーンの安全性と競争力
税関義務履行を裏付ける保証が必要ない。	申告者施設内での通関。	船積み許可申請の船積み場所での提出。
通常、義務とされる場合に、事前の税関申告の提出が不要。	認可倉庫での貨物の統合や分割、貨物輸送、通関。	輸送、複合一貫輸送、複合輸送のオペレーション後、商品を保税倉庫制度に基づき取り扱える。
連結払い、あるいは後払いが可能。	特定商品の賠償価格が50%減少。	事前あるいは同時の税関検査の際に、商品を再船積みできる。

OEAとしての認定申請は、貿易利用者からDIANに対して行われ、最低限の条件の履行と事前の条件の検証が行われた後、認定される。

#### 必要条件

カテゴリー別の事前条件	最低限の安全要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>コロンビアにおけるその存在と代表者</li> <li>輸出活動における経験</li> <li>国際物流チェーンに影響を及ぼす状態により過去2年に制裁を受けていないこと。</li> <li>リスク管理システム（SAR）における好ましい評価。不利な評価の場合、不服申し立てが可能。</li> <li>財務上の支払い能力。</li> <li>活動を行うための認可、登録、認定、申告、ライセンス、許可。</li> <li>動植物検疫条件の違反、あるいは品質管理や貯蔵能力に関する衛生面、技術面、および立地条件などの慣行の不履行による制裁を過去2年間受けていないこと。</li> </ul>	11のカテゴリーの文書提出と実地証明。 <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク分析と管理。</li> <li>ビジネスパートナー。</li> <li>物理的安全性。</li> <li>情報技術の安全性。</li> <li>物理的なアクセスコントロール。</li> <li>人員の安全性。</li> <li>その他。</li> </ul>

この認可については、当局に対し最初に授与されたときの条件や要件が維持されていることを証明すれば、その期限は無期限である。現在、いかなる経済セクターの輸出入業者でも、OEAの認可を得ることが可能である。貿易に関わるその他のアクター（運送業者、港湾等）にも拡大することが期待される。

#### 4.4 通関の総則

2016年3月7日、2016年政令390号が發布され、それにより通関規則が修正された。第24章で、以下のように同政令の段階的な適用を定めている。

- 発布から15日後の2016年3月22日から、適用範囲、全般的な原則、定義、税関に対する代理、商品の事前検査や申告などの章が適用となる。
- その他の規定については、DIANによる施行細則が定まり次第、適用される。当初は発布後180日以内に細則が定まる予定だったが、現在までのところ2016年決定41、42、64、72号は発行されたが、全体の細則とはなっていない。
- いくつかの規則は、DIANの情報システムに調整が行われた後でないと適用できない。

本章の記載は、現在（2017年2月）時点で有効な規則である1999年政令2685号に基づいている。そのため、2016年政令390号の施行細則が定まった後に、更新する必要がある。

#### 4.4.1 輸入

輸入とは、国外およびフリートレードゾーンから国の税関領域に物品が入ることで、最終的な輸入と一時的な輸入に分かれる。

対外貿易の観点から見ると、自由輸入と事前許可による輸入の2つの制度がある。

自由輸入の場合、漁業製品、農業製品、監視機器、検疫にかけられる製品や技術規格を満たすべき製品など、要件や許可あるいは認可が必要な場合に限り、輸入申告の裏付けとして輸入登録が必要とされる。

市場で特別条件にある製品（中古品、不完全品、修理品、再製造品、低品質品など）や、何らかの特別規則に応じて輸入税の免除を申請する商品の輸入などの場合、事前に輸入許可を得る必要がある。

未だ施行細則が定まっていないが、2016年政令390号では、以下の輸入通関制度を定めている。

- 最終輸入
  - 消費のための輸入
  - 免税輸入
  - 保証履行輸入
  - 同じ状態での再輸入
  - 修理・整備による再輸入
- 臨時制度
  - 同じ状態での再輸出のための一時的受け入れ
  - 修理・整備のための一時的受け入れ
- 特別制度
  - 賃借商品、あるいはリース購入オプション付きの賃貸契約による商品の一時輸入
  - 郵便
  - 速達小包
  - 旅客
  - 自家用商品
  - 個人輸送手段の一時輸入
  - 遠洋航海に適したプライベート用船舶の一時輸入
  - 配管やパイプによる輸入
  - 消費用および持ち運び用の支給品

#### 4.4.2 輸入税

輸出入統計品目番号は、輸送され販売される商品の公式なリストに対応するもので、10桁の数字で成り立っている。2016年政令2153号に、適用される関税率が定められている。他方、輸入に起因する税金の一部である付加価値税（IVA）は、税法で規定されている。

関税は、とりわけ、2015年8月14日付政令1625号によって部分的に修正され、国内で生産されていない原材料および資本財の輸入に対しては0%の関税が設定された。この政令の有効期限は2017年8月までである。この政令は、2016年政令1084、1230、1287号により修正され、0%の関税が適用される品目に追加されたものと削除されたものがある。

関税の面では、コロンビアは一般に0%、5%、10%、15%の異なる関税率を定めている。農産物や車両などの特定の 경우에는、これらの税率はより高くなる場合がある。

以下の記載は、1999年政令2685号に従うものである。

以下に、通関の視点から、いくつかの輸入制度について記載する。

#### 4.4.3 通常輸入

一番よく利用されている輸入形態。これを通じ、コロンビアの輸入業者は、商品を受け取り、すべての税関手続きを終えた後、これを自由に扱うことができる。

輸入申告は、提示日および受諾日から3年後に確定し、国の税関領域へ合法的に導入されたことを認める文書となる。

#### 4.4.4 一時輸入

##### (a) 同じ状態で再輸出するための一時輸入

一時輸入とは、定められた一定の期間を満了した時点で、国の税関領域に持ち込まれたときと同じ状態で輸出されなければならない特定の商品の輸入である。つまり、使用による通常の減耗を除き、加工・修正などは加えられない。この輸入形態については、関税や輸入税金（関税やIVA）支払いが中断または延期となるため、商品の取り扱いは制限された状態にある。

国内における再輸出のための一時輸入には、2種類ある。

##### ・短期

展示会、見本市や文化行事などで展示される商品、2002年政令2394号に定める資本財、その機能のために必要な部品およびスペアパーツなど、特定のニーズに対応するための商品輸入に適用される。輸入の最大期間は6ヶ月となり、最大3ヶ月延長可能であり、税関当局の許可を事前に得ると更に例外的に最大3ヶ月延長され、合計1年間有効となる。この種の一時輸入では、一時輸入期間中、関税や輸入税の支払いは行われない。

##### ・長期

資本財、その付属品、部品およびスペアパーツの輸入に適用される。対象商品は、2002年政令2394号およびその修正に定められた品目リストに含まれたものである。この輸入の最大期間は5年間。この場合、関税および輸入税は、コロンビアに商品が滞在する期間の半年ごとに分割して分配され、半年が終了するごとに、その時点で有効な為替率を適用して支払われる。

##### (b) 再輸出加工向け一時輸入

コロンビアの関税法が定める再輸出加工向け一時輸入は以下の通り。

##### ・資本財の再輸出加工向け一時輸入

修理や調整が行われた後、再輸出される資本財、その部品およびスペア部品の一時輸入は、6ヵ月以下（延長可能）は、非課税となる。

##### ・工業加工向け一時輸入

大規模輸出者（ALTEX）、恒常的税関利用者(UAP)といった工業ユーザーによる加工、処理、工業製品向けの原材料および投入財の一時輸入は、非課税。この措置が適用される輸入財の取り扱い、制限され、関税規則に定められた義務を履行しなければならない。

##### ・輸出入特別制度（プラン・バジェホ）を利用した一時輸入

貿易取引の活発化を目指し、コロンビアでは税関制度に、プラン・バジェホと呼ばれる特別輸出入プログラムを導入した。これらのプログラムを通じ、資本財、原材料、投入財、交換用部品といった財の輸入にあたり、税制上の優遇措置を受けることができる。この優遇措置が適用されるためには、輸出のために特別プログラムの対象者によって購入された財やサービスの輸出にかかる取り決めの遵守が条件である。

プラン・バジェホを通じて適用される優遇措置は以下の通り。

- 第三者の仲介なく最終財を生産、輸出する者あるいは、その名前において輸出向け

サービス提供を行う者が原材料または投入財、資本財、中間財、または交換部品を輸入する際の直接取引。

- 商品の清算や輸入を直接行わない、あるいは輸出向けサービスをその名前で提供しない者が、原材料、投入財、資本財、中間財あるいは交換部品を輸入する際の間接取引。

現在有効なプラン・バジェホの形態は以下の通り。

#### ・原材料および投入財向けプラン・バジェホ

この形態により、国の税関領域において、規定された期間内に加工、製造または修理を経て、その一部または全てが輸出される製品の原材料、投入財となる輸入品、あるいは直接には海外市場向けではないが、輸出商品の生産のために第三者により使用される輸入品を、一部免税あるいは無税で受け取ることができる。

#### ・農業部門の資本財および交換部品向けプラン・バジェホ

この形態により、関税の総額または部分的な免税と付加価値税の支払いの延期を伴う資本財と予備部品の輸入が可能となる。これらの資本財は、輸出品の生産過程で使用される、または生産または輸出に直結するサービスの提供を目的とした生産ユニットの設置、拡張または交換を目的とするものでなければならない。1967年政令444条第173条c) 項に記載された形態では、農業部門の商品のみを生産することができる。

#### ・サービス輸出向けプラン・バジェホ

サービス輸出のための資本財やその交換部品の一時輸入については、関税の一部または全額免除および付加価値税（IVA）の支払い猶予が認められている。

このプログラムを利用する者は、最低でも輸入した資本財および交換用部品のFOB価格の150%相当額のサービスを輸出しなくてはならない。また、一時的に輸入された資本財および交換部品の利用規程を遵守し、許可された輸入割当に該当するFOB価格の20%相当の銀行または保険会社の保証をかける必要がある。措置の対象となっている間は、譲渡したり、許可された目的以外に使用したりすることはできない。通常、この形態は、以下のようなサービスを提供する企業に提供される。

- 送電・配電・売電サービス
- 通信やソフトウェア輸出にかかるデザイン、付加価値を生む特別サービス
- 宿泊サービス
- ヒューマン・ヘルス
- 輸送業（乗客の空路および海路輸送、または鉄道輸送）
- 調査と開発
- コンサルティングと経営
- 建設とエンジニアリングサービス
- 企業に提供されるサービス（情報サービス、付帯サービス、調査・研究サービス、宅配サービス等）
- 観光や旅行に関するサービス

#### ・ジュニア・プラン・バジェホまたは再適用

この形態では、国産商品の輸出業者に対し、新たな輸入に対して発生する追加関税の免除を通じ、再適用もしくは代用の権利が付与される。これは、税関におけるすべての税金（関税および付加価値税）の支払いが済んでいる最初の輸入商品の生産に使われた原材料や投入財と同量について適用される。この再適用は、輸出貨物の船積み後、12ヵ月以内に申請しなくてはならない。

#### ・国際リース

国際リースは、資本財の長期一時輸入の資金調達に適用でき、国の税関領域への輸入期



間は、5年を超えることが可能。同様に、当該資本財の輸入期間に輸入される場合に限り、別便で到着する付属品、部品、交換部品の長期一時輸入が許可されることもある。

税関での課税（関税、付加価値税）は、半年毎で、財の輸入期間が5年を超える場合でも、支払い期限は、5年間である。契約期間が5年を超える場合は、支払い期限（5年間）の最後の分割支払いを行う際に、未払いの税金をすべて支払わなくてはならない。

#### 4.4.5. その他の輸入形態

コロンビアには、これ以外にも以下のような様々な輸入形態がある。

- 免税輸入
- 再輸入加工のための再輸入
- 保証履行輸入
- 輸入したときと同じ状態での再輸入
- 加工や組み立てのための輸入
- 郵便業務および速達にかかる輸入
- 緊急送付
- 旅客
- 商業価値のないサンプル品

#### 4.5 貿易救済措置

コロンビアには、アンチダンピング関税や相殺関税措置などの不公正な貿易慣行に対処する仕組みがある。

通常の貿易過程で、原産国の市場や自国の市場で通常適用される価格よりも低い価格で、コロンビア市場に輸入された場合、その製品は「ダンピング」とみなされる。

損害を受けたこと、およびダンピング価格による輸入と損害の間の因果関係を証明する必要がある。アンチダンピング関税とは、ダンピングによって歪んだ競争条件を回復させるために、調査対象製品の輸入に関税を課すことで、この手続きは2015年政令1750号に規定されている。

1994年12月15日付法律第170号に含まれる世界貿易機関（WTO）の補助および相殺関税措置に関する協定の規定を損なうことなく、1995年政令299号によると、輸入商品またはその原材料や投入財の輸出、生産、輸送が、原産国または輸出国、それらの公的機関、または第三セクターによるプレミアム、援助、賞金、奨励金またはインセンティブを直接的または間接的に受け、利益が与えられた場合、その輸入は補助されたと判断される。同様に、上記政令11条によると、原産地または輸出国における複数の為替レートの使用は、補助として考慮されるし、また、何らかの形態の収入あるいは価格の維持がある場合、それにより有利性が与えられる場合、補助と考慮される。相殺関税とは、輸入関税を課し、補助金によって歪んだ競争状態を回復させることを目的としている。

同様に、輸入の急増が国内産業に重大な損害を与え、経済上の必要性が認められる場合、セーフガード措置を取ることが出来る。

WTO加盟国の規則によると、以下のタイプのセーフガードがある：一般セーフガードと、農牧業製品用の特別セーフガード。それぞれの適用については、1998年政令152号に定められている。また、1999年政令1407号には、WTOの拘束関税水準を超えないセーフガード措置の適用の特別手順が定められている。コロンビアが現在有効な貿易協定を締結している国に対する二国間のセーフガード措置適用については、2010年政令1820号に規定されている。

他方、国際貿易協定では、国内市場および輸出市場における国内生産者の利益を保護する

ため特別規則として、ダンピングや補助金による不公正な貿易慣行を修正するための関税やセーフガードの制定を含むことが常に交渉される。

## 4.6 特恵関税

### 4.6.1 貿易協定

コロンビアは、開かれた経済統合政策を進めてきており、この結果、年々、より多くの海外の市場へのアクセスを獲得している。特にラテンアメリカ地域においては、アンデス共同体（CAN）およびラテンアメリカ統合連合（ALADI）の枠組みの下、この統合が進められてきている。

同様に、コロンビアが締結している様々な協定は、第1章の自由貿易協定の一覧表に記載されている。以下に、主要な貿易協定の概要を記載する。

#### （a）アンデス共同体（CAN）

コロンビアにとって、最も戦略的な経済統合の枠組みのひとつがアンデス共同体である。この協定に基づき、コロンビアは、無関税且つ無制限の貿易を実施することができる。この地域統合の枠組みは、1993年にまず、ボリビア、エクアドルと、次いで2006年にペルーとの間で確立した。ベネズエラは、2006年4月22日にカルタヘナ合意から脱退し、現在は、2011年11月28日に署名され、2012年10月19日に発効した部分到達協定が適用されている。これに基づき、コロンビアとベネズエラは、相互の関税優遇を受ける。

現在、アンデス共同体は、国際的な課題に合わせて統合プロセスを刷新、強化するため、アンデス統合システムの制度を見直している。

#### （b）コロンビアーメキシコ自由貿易協定

この協定は、メキシコ、コロンビア、ベネズエラで構成される3か国グループ（FTA-G3）として生まれ、1994年6月13日に署名され、1995年1月1日に発効した。

2006年5月、ベネズエラは正式にこの協定に対して脱退を宣言したため、2006年11月19日以降、コロンビアとメキシコのG-2のみのFTAとなっている。

2009年8月に2年間の交渉を経て、コロンビアとメキシコは、FTA改定の作業を完了し、市場アクセス、原産地規則の調整、地域中間財委員会、管理委員会への追加権限、協定の名称変更に関する5項目の修正を決定した。

この協定の深化は、2011年8月2日に発効し、メキシコと交渉した品目の97%が無関税貿易となった。残りのパーセンテージに該当するのは、このFTAから除外された農産物であるが、その一部は最近、太平洋同盟の枠組みの中で交渉されている。

#### （c）アンデス共同体（CAN）—メルコスール補完協定

経済補完協定59号（ACE59）は、2004年10月18日に署名され、2005年に発効した。この協定により、自由貿易プログラムを通じた自由貿易圏が形成され、署名国（アンデス共同体加盟国とメルコスール加盟国）の間で、段階的かつ自動的な関税撤廃が行われる。

ACE59は、ラテンアメリカ統合連合（ALADI）で考慮されたように、署名各国の経済発展レベルの差異に配慮し、関税撤廃と原産地規則適用までの期間を定めている。現在、メルコスール諸国との貿易の大半は無関税で行われており、この協定による関税撤廃は2018年に完了する予定である。

さらに、本協定には、原産地規定、セーフガード、紛争解決、技術的規制、衛生検査および植物検疫、また、農業製品のセーフガードとして機能する特別措置などが含まれ、サービスに関するプロトコルも交渉された。

#### **(d) コロンビアーチリ自由貿易協定**

自由貿易協定（FTA）は、経済的相補協定（ACE24）を深化させたもので構成され、コロンビアの経済主体に商品やサービスの貿易の発展のための明確かつ予測可能な規則を確立することによって商業的利益を提供すること、また、投資の促進と保護、適切な国際協力、より良い新しいビジネスと雇用機会の創出を目指している。FTAは2006年11月27日に署名され、2009年5月8日に発効した。

この協定は、1993年12月6日に署名され、1994年1月1日に発効したACE24で交渉された関税撤廃に基づいている。関税撤廃は、交渉された5つのプログラムに基づき行われ、最も長期のプログラムは2011年12月31日に撤廃を完了した。

2012年1月1日以降、関税品目の99%は完全に関税が撤廃されており、品目の残りの1%については、固定関税率が引き下げられ、引き続きスライド関税（SAFP）が適用されている。

#### **(e) コロンビア-欧州自由貿易協定**

この自由貿易協定（EFTA）（スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランド）の一部の国々に輸出されているコロンビア産のすべての工業製品は無関税となっている。同様に、2011年7月1日以降、コロンビアへの輸入品の85.7%が免税とされている。同条約には、農業製品、政府調達、知的財産などのテーマも含まれている。

スイスは2009年10月29日に、リヒテンシュタインは11月26日に条約を批准した。他方、ノルウェーとは2014年9月1日に、アイスランドとは2014年10月1日に発効した。

#### **(f) コロンビア・カナダ自由貿易協定**

この協定は、自由貿易協定、労働協約、環境協定の3つの相互に関連した協定で構成されている。この協定によるコロンビアへの利点は、収入レベルの高い3,300万人の消費者市場にアクセスができることである。

この協定に基づき、カナダ産の工業製品の91.9%が無関税で輸入されており、コロンビア産の工業製品の98.8%が無関税で輸出されている。この協定には、農業製品、政府調達、投資、サービスの自由化、通信、金融サービスなども含まれている。

#### **(g) コロンビアー北部三角地帯自由貿易協定**

コロンビア共和国とエルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス（中米の北部三角地帯）の間の自由貿易協定は、2007年8月9日にメデジンで署名され、グアテマラとは2009年11月12日、エルサルバドルとは2010年2月2日、ホンジュラスとは2010年3月27日に発効した。

この協定により、コロンビアの商品やサービスは、約2,900万人の市場へアクセスするための枠組みを持つことができた。また、投資、政府調達、技術規格、衛生検査および植物検疫等のテーマについても規定されている。

本協定の目的は、貿易障壁を除去し、域内の商品の流通を容易にすること、公正な競争条件を促進すること、各締約国に対する投資の保護、促進、増加である。

各国経済のセンシビリティを考慮し、関税撤廃は段階的に行われる（3年から20年）。当初から全体の53%が無関税となっており、1%には特惠関税率が適用されている。

#### **(h) ベネズエラとの部分到達協定**

コロンビアはベネズエラと2011年11月28日に部分協定を、2012年4月15日に附属書を締結した。本契約は2012年10月19日に発効した。

部分到達協定の主要な点は、以下の通りである。

- この協定は、2006年から2010年の間に存在した貿易記録に基づいて関税優遇措置を規定している。
- コロンビアはベネズエラの4,921品目について、ベネズエラはコロンビアの4,713品目に対して関税優遇を定めた。一部の製品については、100%関税が撤廃されており、また、両国それぞれのセンシティブ製品については、40%から80%の関税が設定されている。
- 合意された優遇措置は、原産の新規および未使用の製品に適用される。
- センシティブ製品と指定された農産物の輸入のための特別の規定がある。

#### (i) カリブ共同体 (CARICOM)

CARICOMは、1995年1月1日に発効した域内貿易の自由化を目指す協定である。協定の適用は、加盟国の発展レベルに応じて異なっている。この協定により、コロンビアは、CARICOMの1,400万人の消費者にアクセスできる。

この協定の枠組みにより、コロンビアは、加盟国からの1,128品目に対し、特惠関税を適用し、トリニダード・トバゴ、ジャマイカ、バルバドスおよびガイアナからの1,074品目に対し、特惠関税を付与されている。交渉済み品目の輸入関税は、無税である。

LAIAの第25条の枠組みの中で署名された貿易・経済・技術協力に関する部分到達協定 (AAP) 第31号は、1994年7月24日にカルタヘナ・デ・インディアスで署名された。この協定を推進して、1998年5月21日にジョージタウン (ガイアナ) で、原産地規則を修正する第1プロトコルが締結され、1998年6月1日から、コロンビアにとっての特惠関税対象製品が含まれ、また、1999年1月1日から毎年25%ずつの段階的な関税撤廃も開始した。

AAPに署名したカリコム加盟国は、トリニダード・トバゴ、ジャマイカ、バルバドス、ガイアナ、アンティグア・バーブーダ、ベリーズ、ドミニカ、グラナダ、モントセラト、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーンである。署名国の中でも開発が進んでいる国 (ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、バルバドスとガイアナ) は、1998年6月1日と1999年1月1日から特惠関税を発効した。

アンデス共同体共通関税分類 (NANDINA) に基づく、これら諸国の1,128品目についてコロンビアは特惠関税を適用しているが、これに対し、トリニダード・トバゴ、ジャマイカ、バルバドス、ガイアナのみがコロンビア製品の1,074品目に特惠関税を適用している。現在の特惠関税は無関税である。

#### (j) キューバとの経済補完協定

コロンビアとキューバの間の貿易関係は、ALADIの枠組みの下、2000年に締結され、2001年7月10日に発効した経済補完協定第49号によって規定されている。キューバとは2つのプロトコルが定められている。ひとつ目のプロトコルは既存の優遇措置を深めるためのものであり、ふたつ目には、紛争解決、衛生および植物検疫基準、技術基準および適合性評価、原産地規則、市場へのアクセス (新たな製品を含み、既存の優遇対象の拡大を行った) などの規定が定められた。

この協定により優遇措置を受けるのは、コロンビアの1,138品目とキューバの813品目である。本協定により、締約両国が適用する固定優遇率 (関税減少率) は、それぞれが第三国に適用するMFN関税の40%から100%である。

#### (k) ニカラグアとの部分到達協定

本協定は、ニカラグアの場合のように、ALADI加盟国とほかの国々およびラテンアメリカ統合地域との間で部分的協定締結を認める、1980年のモンテビデオ条約の第25条の枠組みに基づいている。本協定は、関税および非関税優遇措置の付与を通じて貿易を強化することを目的としている。

コロンビアがニカラグアに対して、関税および非関税優遇措置を付与することで、将来ニカラグアがコロンビアに対して優遇措置を提供することが期待される。現在のところ、ニカラグアに対して優遇措置が適用される品目は少ない（25品目）。

#### **（l）コロンビア－米国自由貿易協定**

コロンビアの輸出製品の99%は、無関税で米国市場に輸出されている。米国は、世界の経済の中心であり、コロンビアにとって主要な貿易相手国である。他方、米国の消費財および工業製品の80%以上が、コロンビアに無関税で輸入されている。農業分野に関連する製品のようなセンシティブ品目については、自動セーフガード、高関税率、長期の関税撤廃期間、猶予期間などの保護措置が確立されている。

同協定には、投資、金融サービス、通信、政府調達、電子商取引などの章も含まれている。

同協定により、自動車、医薬品、建材、生鮮食品、加工食品、砂糖およびその派生品分野での成長が促進されてきた。

現在、コロンビア政府は、貿易円滑化、知的財産およびサービスに関連する義務を履行してきている。同様に、コロンビアの製品やサービスが米国市場に実際にアクセスできるように、非関税障壁（主に農産物の衛生上および植物検疫上の障壁）を排除する努力がなされている。

#### **（m）コロンビア－欧州連合（EU）自由貿易協定**

憲法裁判所の2014年6月4日の判決C-335により、この貿易協定の合憲が宣言され、発効した。この協定により、漁業製品、化学品、プラスチック製品、皮革、テキスタイルおよび縫製品、履物などコロンビア製品の約99.9%が欧州連合（EU）に無関税で輸出されている。

欧州連合（EU）は、コロンビアの戦略的貿易相手先であり、5億1,700万人以上の消費者市場を有しており、一人あたり消費額は約34,000ドルである。

#### **（n）太平洋同盟**

2011年4月28日、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルーの大統領が太平洋同盟の設立構想を発表した。この経済ブロックの主な目的は、物品、サービス、資本および人々の自由な循環を徐々に進め、国の発展と市民生活の質の向上に貢献することである。正式にこの地域統合のメカニズムを構成する法的手段として、枠組み協定が2012年6月6日に4カ国の大統領によって署名された。

世界銀行の「Doing Business 2016」によると、太平洋同盟諸国は、ラテンアメリカとカリブ海地域において最もビジネスのしやすい国のトップを占めており、メキシコ（1位）、チリ（2位）、ペルー（3位）、コロンビア（4位）となっている。一方、太平洋同盟諸国のGDP（国内総生産）は、ラテンアメリカとカリブ海地域のGDP総額の39%、ラテンアメリカの対外貿易の約50%、ラテンアメリカとカリブ海諸国の外国直接投資総額の44%を占めている。

2014年2月、加盟国は19の章から成る追加議定書に調印した。その内の一部は既に加盟国の二か国間で規定されていたものである。この協定により、加盟国間の既存の自由貿易を拡大し、既存の二国間協定を近代化し、コロンビアが関心を持っているいくつかの新しいテーマを導入することを目指している。

関税引き下げについては、二か国間協定で既に進んでいたことを考慮すると、太平洋同盟の最大の成果は、グローバル化された生産世界の中で競争するために、4か国の商品の原産地を統一することである。この同盟では、加盟国のいずれかに輸出する際に、加盟国の中間財や材料を最終製品に組み込むことを認めている。これは、近代的な生産スキームに対

応するもので、コロンビアの地域的およびグローバルなバリューチェーンへの参入を容易にする真の意味での拡大市場である。

貿易面のみならず、太平洋同盟は総合的な戦略である。経済や貿易に加え、中小企業への支援、イノベーション促進、協力、教育、人の移動の円滑化、規制上の障害の軽減、輸出の共同促進、投資、観光などの分野で現在行われている活動や取り組みを補完するものである。

このような深い統合のプロセスは、国際社会に大きな関心を引き起こした。このことは、現在、オブザーバー国が32か国であることにも明らかである。これらのオブザーバー国とは、商品、サービス、資本、人の自由な移動という同盟の目的と関連する分野、および、インフラ、環境、教育、中小企業などの協力分野において具体的な活動を進めている。これらの取り組みは、太平洋同盟を、アジア太平洋地域を中心として、世界に対するプラットフォームとして位置づけることを目的としている。

太平洋同盟枠組協定はすでに発効しており、2016年5月1日に太平洋同盟枠組協定の追加議定書が発効した。

#### **(o) コロンビア－韓国自由貿易協定**

2013年2月にコロンビア共和国と韓国との間の自由貿易協定が締結された。同協定は、代替輸出市場と新たな投資機会を創出し、二国間関係を強化することを目的としており、産業協力、エネルギー、情報通信技術などについての覚書が締結された。

この協定により、コロンビアは、工業製品の98%を無関税で輸出できる。残りの2%は5年間後に関税撤廃となる。

自動車や白物家電などのセンシティブ品目については、民間部門の要求に応じて、必要な調整の余地を生むために、長期に亘る段階的関税撤廃期間が設けられた。

同協定は、2016年7月15日に発効した。

#### **(p) コロンビア－コスタリカ自由貿易協定**

本協定は、輸出先の多様化を図る政府の公共政策を反映している。コスタリカは、経済的な重要性や近さ、商業的および文化的関係により、コロンビアの対外貿易にとり重要である。コスタリカとの交渉は、主にコロンビアの工業製品および農業製品に輸出の機会を開くものである。この協定は2016年8月1日に発効した。

#### **(q) コロンビア－イスラエル自由貿易協定**

これは、中東の国との最初の交渉であり、これにより、コロンビアは貿易と投資の増加、二国間経済協力の促進、非関税障壁の除去と外交関係の促進を目指している。イスラエルとの自由貿易協定により、この市場への優先的アクセスが可能となり、取引コストが削減し、通関手続が改善されるため、貿易の増加がもたらされる。同様に、二国間投資の拡大と新規事業の創出を促進するものである。この協定は2013年9月30日に調印され、現在批准とそれに続く発効のための国内承認の過程にある。

#### **(r) コロンビア－パナマ自由貿易協定**

この協定により、コロンビアは、国境を接している国であり、経済的に相補する関係にあるパートナーとの貿易関係の強化を狙っている。近年、パナマの経済成長は非常に活発であり、地域のビジネスセンターとして確立されつつあり、コロンビアの産業にとって非常に重要な機会を提供する市場である。この協定は2013年9月20日に締結され、現在批准とそれに続く発効のための国内承認の過程にある。

#### 4.7 コロンビアと世界貿易機関（WTO）

コロンビアは、1995年4月30日以降、WTOの加盟国であり、1981年10月3日GATTに加盟した。したがって、WTO協定を適切に適用し、貿易政策の透明性と適切な実施を確保することが義務付けられている。同様に、WTO加盟国として、コロンビア政府は、貿易に関する政策と慣行を評価することを目的とするWTOの定期的な見直しを受けている。

WTO協定には、協定の適用と実施により長い期間を与えるという、途上国に対する特別条項が含まれている。それにより、コロンビアは、貿易機会の拡大と貿易能力の向上という点でWTO目標の達成を保証するために、国の現実に沿ったコンプライアンススケジュールを策定することができる。

#### 4.8 貿易会社

関連会社により国内市場で購入された、あるいは製造されたコロンビア製品の海外での商品化や販売を目的とする。

貿易会社の最も重要な利点は、次の通りである。

- 直接、あるいは加工された後に輸出される場合に限り、会社の動産の購入に対しIVAが免除となる。
- 最終製品が輸出される場合に限り、これら企業に提供される生産の中間サービスに対し、IVAが免除となる。
- 輸出対象商品の購入は源泉徴収税の対象とならない。

#### 4.9 フリートレードゾーン（Zonas Francas）

フリートレードゾーンとは、租税、関税、貿易に関する特別な規則に基づき、商品やサービスの生産活動や商業活動が実施される、区切られた地理的区域である。これらの区域に入る商品は、輸入税に関し、関税域外にあるとみなされる。この制度は、正式な直接雇用の創出、競争力を促進する開発、固定資産への新たな投資の創出、スケールメリットの創出などを目的としている。

フリーゾーン制度下での事業運営の主な利点は次の通りである。

- 工業利用者および運営管理利用者の所得税に関して、20%の特別税率が適用される。商業利用者（貯蔵、販売、マーケティング、商品の保存）は一般税率で課税される。
- 2017年1月から2019年の間にククタ市において形成された新しいフリーゾーンの利用者には、フリーゾーンが以下の条件を満たす場合、15%の特別税率が適用される：i) 面積が80ヘクタール以上であること、ii) 新しいフリーゾーンに国内企業と外国企業を合わせて40人以上の利用者がいること。
- 他国からフリーゾーンへの商品の導入に関する関税および輸入税（関税および付加価値税）の支払い不要、または国の税関領域に入るまで支払猶予。
- 国内関税領域からフリートレードゾーンの工業利用者への販売、あるいはフリートレードゾーンの工業利用者間での販売に対するIVAの免除。これは、工業利用者の会社目的の推進に関わる販売に限る。この免税は、食品、清掃用品、工業利用者に許可された商品やサービスの活動に直接関係しないその他の商品には適用されない。
- フリートレードゾーンからの輸出は、コロンビアが締結した自由貿易協定の恩恵を受ける。

フリートレードゾーンには、以下の3つのスキームがある：i) 複数の企業が同じ物理的空間内で活動する工業団地（常設フリートレードゾーン）、ii) 国のいずれかの場所に所在する単一の会社（特別常設フリートレードゾーン）、(iii) 経済および・または国際貿易にとって重要な国内、国際的な見本市、展示会、会議およびセミナー（一時的フリートレードゾーン）。

コロンビア産業連盟（ANDI）フリーゾーン利用者会議所が作成した統計報告によると、

2016年7月現在、合計100のフリーゾーンがあり、そのうち53が工業部門、13が農業部門、34がサービス部門に該当する。これらのフリーゾーンのうち、30が常設、62が特別常設である。これまでに、約39兆8,700億ペソの投資と約240,000人の雇用を生み出している。

2016年12月23日付の商業工業観光省令第2147号で、フリートレードゾーン制度が改正され、関税その他の規則が新たに定められた。この省令は、段階的に発効するもので、i) 一部の規定は、その発布から15日後に発効しており、ii) 一部の規定は発布から180日後に発効、iii) 一部の規定は2016年3月8日から発効する。

#### 4.10 輸出

国の関税領域から商品が出ること、および保税倉庫から商品が出ることが輸出である。

コロンビアからの輸出プロセスは、関税規則に規定された手続きを経て、出荷承認申請の提出と受諾から始まる。

コロンビアでは、以下のメカニズムによる輸出には関税や税金がかからない：

- 特別輸出入システム（プラン・バジェホ）。
- 輸出目的のための国内製品購入を行うために設立された貿易会社への販売は、一つの輸出として取り扱われる。
- 税還付される特別輸出プログラム（PEX）。

2016年政令第390号の輸入に関する規定は、以下の輸出についての関税制度を定めている：

- 一時的輸出
  - 同じ状態での再輸出のための一時輸出
  - 再輸入加工のための一時輸出
- 最終的な輸出
  - 最終的な輸出
  - 商業的価値のないサンプルの輸出
  - コーヒーの輸出
- 特別輸出制度
  - 郵便
  - 速達
  - 旅行者による一時輸出
  - 家庭用品の輸出
  - 配管またはパイプラインによる輸出。

この文書の作成時点で実施されている輸出制度の例を以下に示す

##### 4.10.1 最終的な輸出

国産商品または国内で自由に流通する商品を他国で使用、消費するために国から出すこと、あるいは国の関税領域から無関税倉庫へ商品を出すこと。

##### 4.10.2 再輸入加工のための一時的輸出

国産商品または国内で自由に流通する商品を、国外あるいはフリートレードゾーンで加工、処理、または修理するために国の関税領域から出すことができるが、該当する輸出申告に記載した期間内に再輸入されなければならない。

##### 4.10.3 同じ状態での再輸入のための一時的輸出

国産商品または国内で自由に流通する商品を、海外での特定の目的のために一定期間出すことが認められるが、この期間中に、使用による自然の劣化を除き、いかなる変更も行う



ことなく、再輸入されなければならない。

#### 4.10.4 再輸出

一時輸入あるいは加工や組み立て制度に従う商品を、国の関税領域から最終的に出すことができる。

#### 4.10.5 再船積み

法的に放棄手続きがされておらず、いかなる輸入制度にも従わない海外からの商品を、国の関税領域から出すことができる。

#### 法的枠組み

規則	内容
1995年政令第299号	相殺関税の適用。
1998年政令第152号	全般的なセーフガード措置の手順と基準、テキスタイルや衣服に関する協定に含まれる製品に対する一時的セーフガード、農牧業製品に対する特別セーフガードについて規定。
1999年政令第1407号	WTOの特別セーフガード手順。
1999年政令第2685号および修正	税関法。
1989年政令第624号および修正	税法。
2004年政令第4149号	貿易手続きや手順の合理化、貿易統一窓口の設置。
2000年決定第4240号および修正（一部）	税関法の施行規則。
2005年法律第1004号	フリートレードゾーン制度を利用するための条件、要件、手順。
2010年政令第1820号	国際協定による二か国間セーフガード。
2015年政令第1750号	アンチダンピング関税。
2011年政令第1446号	1999年政令第2685号への追加条項。
2010年政令第1142号	フリートレードゾーンを設置できる県を指定。
2011年政令第2129号	プトゥマヨ、ナリーニョ、ウイラ、カケタ、カウカ県への特別常設フリートレードゾーンの設置のための条件と要件を規定。
2011年政令第3568号	認可経済オペレーターの新設。
2016年政令第1625号	一連の製品輸入についての無関税を制定。
2013年政令第0925号	輸入登録とライセンス申請に関する規定。
2015年政令第1289号	商工観光省の機構が一部改変。
2016年政令第390号	新しい税関法。
2016年決定第1649号	特別輸出入制度（プラン・バジェホ）についての規定。
2016年政令第2153号	関税率を規定。
2016年政令第2147号	フリートレードゾーン制度の規定。

注：本ガイドは、発効時の規則に基づいて記載されている。2016年政令第390号は、税関規則を修正するものだが、施行規則が定められていないため、その全体が発効していない。同様に、フリートレードゾーン制度の改正に関する2016年政令第2147号も、段階的発効であるため、全体が発効しているわけではない。この全体が発効するのは、193条が有効となる2018年3月8日である。

## 第5章 雇用制度

雇用制度について、投資家は、以下の5点を把握しておくべきである。

1. コロンビア国内で実行されるすべての労働契約については、当事者の国籍に関わらず、コロンビアの国内法によって規定される。
2. 法定最低賃金月額、労働者、企業家および政府の代表者で構成される委員会での合意により、合意に至らない場合は国家政府により、毎年定められる。
3. 関連法に基づき、双方の要求に関わらず、手数料や個別目標の達成によるボーナスといった給与として取り扱われる義務的な支払いがある。また、給与は外貨で設定することができるが、支払いはコロンビアペソで行わなければならない。
4. 外国人については年金社会保障制度への加入を除き（出身国あるいはその他の如何なる年金制度にも加入していない場合に限り、任意で加入することができる）、労働契約を結ぶ者は、内国民と同様に外国人も総合社会保障制度に加入しなくてはならない。
5. 月額給与に加え、法で定められた給与以外の手当の支払いを取り決めることが可能であるが、これは、財政負担金の計算の対象額には含まれない。また、この手当が報酬全体の40%以下である場合、総合社会保障制度の負担額計算の対象額にも含まれない。

労働法に従い、以下のように労使関係が規定されている。

個別	集団	社会保障
雇用者と従業員の労使関係を規定。	雇用者と労働組合に属する労働者との労使関係、あるいは労働組合に所属していない労働者と集団合意を交渉する場合に適用される規則。	健康、生命、労働能力の喪失といった給与労働者に発生しうる緊急事態を対象とする。

労働法は、労使関係を規定している。個別的労働法は、雇用主と従業員の労使関係、集団的労働法は、雇用主と従業員の団体（労働組合か否かに関わらず）の労使関係を規制する法律である。

労働法は、当事者の国籍（雇用主または従業員）や労働契約が結ばれた場所にかかわらず、コロンビアでのすべての労使関係に適用される。

### 5.1. 概要

労働契約は、特に決められた形式はなく、個人的な役務提供、雇用主に対する従属関係と服従、報酬と引き換え、の3つの要素に基づいて結ばれる。

### 5.2. 労働契約

#### 5.2.1. 契約期間別契約形態

労働契約は、契約期間によって以下のように分けられる。

契約期間別契約形態	
無期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約期間が特に定められていない。</li> <li>● 期間付きあるいは条件付きではない。</li> <li>● すべての口頭での契約は、両者が雇用期間について合意しているかどうかに関わらず、無期限契約と考えられる。</li> </ul>

固定契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3年を超えない固定期間で定められている。</li> <li>• 書面で契約することが必要。書面がない場合、期限付き契約の存在と条件を示す証拠が必要。</li> <li>• 1年未満の契約は、最初の契約と同じ、もしくは短い期間で、3回までしか更新ができない。もし、さらに契約更新したい場合の契約期間は、1年以上となる。</li> <li>• 1年～3年間の契約の場合は、無期限に更新が可能。</li> <li>• 契約更新をしない場合は、少なくとも契約終了の30暦日前に事前に通知しなくてはならない。しかし、契約期間が30日以下の場合、事前通知を必要とせず、契約終了ができる。</li> </ul>
工事および作業期間に応じた契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 契約対象となる仕事や作業期間によって決められる。</li> <li>• 契約の対象となる仕事や作業について詳細に記述し、書面で契約を交わさなければならない。</li> <li>• 延長できない。</li> </ul>
臨時または一時的	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 会社の通常業務とは異なる仕事を行なうための契約。</li> <li>• 期間は、1カ月未満。</li> </ul>

### 5.2.2. 試用期間

試用期間は、雇用者が労働者の能力や労働環境への適応性などを評価する期間で、この期間は、書面によって合意しなければならないが、期間中に雇用者、労働者のいずれからも事前通告および補償金の支払いなしに契約を終了することができる。雇用者が試用期間中に契約終了の権限を行使する場合には、客観的な終了事由に基づき、契約終了を書面で労働者に通知しなければならない。試用期間は労働契約の種類によるが、2カ月を超えることはできない。1年未満の固定期間契約の場合、試用期間は契約期間全体の5分の1未満でなければならない。2カ月を超えてはならない。

### 5.2.3. 外国人労働者

外国人労働者は、コロンビア人労働者と同様の権利と義務を有する。しかし、外国人がコロンビアにおいて労働契約を結ぶ場合、雇用者・労働者共に、外国人の入国および滞在にかかる規定に則った義務（査証手続き等）を遂行しなくてはならない。

外国人と労使関係あるいは役務提供契約を結ぶ個人あるいは法人は、外国人報告のための情報システム（SIRE）を通じて、コロンビア入国管理局（Migracion Colombia）に上記の関係について報告する義務がある。外国人との労使関係、契約締結、雇用、解雇または退職について、労使関係や役務提供関係の開始や終了日から15日以内に、このシステムを通じて報告しなければならない。

コロンビアで労働契約を結ぶ外国人は、1993年法律100号15条2項に従い、出出国または他国でいかなる制度にも加入していない場合に限り、任意で総合社会保障制度の年金制度に加入することができる。

## 5.3. 労働に関わる支払い

### 5.3.1. 給与

給与は、従業員が雇用主の必要に応じて提供する個人的な役務と引き換えに受け取る直接的な対価である。

#### (a) 給与形態

##### 通常給与

通常の労働に対して支払われる。基本給に加え、1) 時間外労働に対する報酬、2) 必須休日労働に対する支払い、3) 販売やコミッションの割合、4) 出来高に対するボーナス、5) 宿泊や食事に充てられる日当、6) 従業員の労働の直接的な対価と考慮されるその他

の金額、を支払わなければならない。毎年末に政府は、法定最低賃金を定める。通常給与の支払いを受ける労働者は、法律が定める福利厚生費（後述）の支払いを受ける権利を有する。

2018年の法定最低賃金月額、781,242ペソ（約265ドル）。

#### **総合給与**

通常の労働に対する報酬の他、退職金基金およびその利子、手当、法定外の手当、補助金、夜間、休日、時間外労働の追加支払い、現物支給などあらゆる福利厚生費や、追加支払い、賞与などすべての報酬が含まれる。休暇は含まれない。従業員は、1年間に12回、給与の支払いを受ける。総合給与にかかる合意は書面で交わされなければならない。また、この給与形態は、法定最低賃金月額の10カ月分を超える給与に加え、この30%以上の社会保障制度支払い分の報酬を受ける労働者とのみ、締結することができる。この給与形態の社会保障制度と財政負担金の負担金額は、総合給与全額の70%に対して算出される。しかし、休暇は、総合給与の100%に対して計算される。

2018年の総合給与の最低額は、10,156,146ペソ（約3,443ドル）。

#### **(b) 給与外の合意**

雇用主と従業員は、給与と見なされない、金銭あるいは現物による支払いについて取り決めることができる。例えば、食費、住居費、被服費、法定外の手当であり、それゆえ、総合社会保障制度や財政負担金支払いの算出基本額には含まれない。また、給与とみなされない支払いは、福利厚生費、休暇、補償金の算出にも含まれない。しかし、この種の合意は制限されており、従業員が提供する役務への直接的な対価であるゆえに、給与と見なされない支払いとして締結できない支払いがある。

給与と見なされない支払いは、従業員の報酬全体の40%未満である場合に限り、総合社会保障制度への掛け金の負担を免除される。給与と見なされない支払いが40%以上となる場合、超過金額は総合社会保障制度の掛け金算出の基本額に含まれることとなる（保健、年金、労災）。

#### **(c) 日当**

日当は、労働者が雇用者の指示により、業務を遂行するために通常の仕事場所とは異なる場所へ移動しなければならない場合、食費やその他の出費などに対応する旅費として支払われる。この呼称に関わらず、各会社のやり方で労働者に移動にかかる経費を支給しており（前払い、払い戻し、旅費、法人カード等）、これが日当と見なされている。宿泊や食費に充てられる恒久的な日当は、給与の一部と見なされる。一時的な旅費や、食費や宿泊費とは異なる恒久的な日当は、如何なる場合にも給与とは見なされない。

#### **5.3.2. 福利厚生費**

全ての雇用主は、契約期間に関わらず、通常給与を受けるすべての労働者に対し、以下のような福利厚生費を支払わなければならない。

項目	支払い時期	内容
退職金積立金	毎年	雇用主は、毎年各従業員の退職金基金の口座に支払いを行わなければならない。支払額は、就労1年に対し、1カ月分の給与に相当し、1年に満たない分については、就労期間に比例する。この振り込みは、労働者が選んだ退職金基金に対し、毎年2月15日迄に支払わなければならない。労働契約が終了した際、従業員が住宅ローンや教育の支払いのために前払いを申請した場合、退職金を支払わなくてはならない。また、通常給与形態に変更があった場合、または雇用者の交代があった場合にも、支払うことができる。 退職金の振込の遅延は、雇用関係が有効な間は、支払いが確認されるまで、遅滞1日毎に給与1日分相当が罰金として課される。
退職金積立金 利子	毎年	毎年12月31日付で計算される退職金積立金の12%に相当する。退職金積立金利子は、清算の翌月までに支払わなければならない。毎年清算される場合は、1月31日迄に労働者に支払わなくてはならない。
法定賞与	6カ月毎	就業期間6カ月毎に15日分の給与相当額を毎年6月30日と12月20日迄に支給する。2016年7月7日以降、家事手伝いにも適用される。
交通費補助	毎月	法定最低賃金に基づいて毎年改正され、月収が法定最低賃金2カ月分以下の労働者に支払われる。2018年は、88,211ペソ。
作業着と靴	4カ月毎	作業用の靴1足と服1着（シャツとズボン）を労働者に支給する。年に3回（4月30日迄、8月31日迄、12月20日迄）支給しなくてはならず、月収が法定最低賃金2カ月分（1,562,484ペソ、約530ドル）以下の労働者で少なくとも3カ月間就労した者が対象となる。

### 5.3.3. 交通費補助

また、雇用者は、月収が法定最低賃金2カ月分（1,562,484ペソ、約530ドル）以下の労働者に対し、交通費の補助として政府により毎年定められる金額を支払わなければならない。これは、労働者が職場から1キロ以上の距離に居住している場合に限る。2018年の交通費補助は、88,211ペソ（約30ドル）である。労働不能、休暇、産休の場合、この補助金の支払いは行われず。この補助金の支払いは、福利厚生費の基本額に含まれる。

### 5.3.4. 総合社会保障制度への掛け金

総合社会保障制度（社会保障制度）は、1993年に法律第100号によって創設された。この制度は、一般年金制度（年金、SGP）、一般保健医療制度（保健医療、SGSSS）、一般労働災害制度（労災、SGRL）から成る。すべての雇用主は、労働者をこの社会保障制度に加入させ、毎月保険料の支払いを行わなければならない。外国人労働者は、1993年法律100号15条2項に従い、任意に年金制度に加入することができる。以下が、保険料の負担割合である。

システム*	負担率（給与比%）	
	労働者	雇用主
年金（SGP）	4%	12%
保健医療（SGSSS）	4%	8.5%**
労災（SGRP）***	-	0.348%～8.7%
年金連帯基金****	1%～2%	-

\*雇用者と労働者の間で合意された給与以外の支払いは、総合社会保障制度掛け金算出の基

本額に含まれない。これは、これらの支払い額が労働者の報酬額合計の40%以内の場合に限る。これらの支払いが40%を超える場合、総合社会保障制度掛け金の基本額算出の対象となる（2010年法律1393号）。

\*\*この8.5%の支払いは、以下の場合免除となる：1) 個々に法定最低賃金月額10カ月分未満の報酬を受ける労働者に該当する所得税の申告を行う会社や法人、2) 個人の雇用者は、法定最低賃金月額10カ月分未満の報酬を受ける労働者について、3) 個々に法定最低賃金月額10カ月分未満の報酬を受ける労働者を雇用するコンソーシアム、一時的合弁会社、自主資産会社、4) フリートレードゾーン利用者。法定最低賃金月額10カ月分以上の報酬を受ける労働者の雇用者、特別租税制度に該当する組織、2人未満の労働者を雇用する個人には、この免除は適用されない。

\*\*\*労災保険料の割合は、実施する活動により定まるリスクに応じて異なる。

\*\*\*\*年金連帯基金の支払割合は、労働者の給与額により異なる。給与月額が、法定最低賃金月額4カ月分（3,124,968ペソ、約1,059ドル）を超える場合、1%の追加掛け金を負担しなければならない。労働者の給与月額が、法定最低賃金月額16カ月分（12,499,872ペソ、約4,237ドル）以上の場合、給与額に応じて0.2%から1%の追加掛け金を負担する必要がある。

労働者が総合給与による報酬を受ける場合、通常給与の労働者とは異なり、給与の100%ではなく、70%について総合社会保障制度の掛け金が算出される。

総合社会保障制度の掛け金算出基本額の最高額は、法定最低賃金25カ月分（19,531,050ペソ、約6,621ドル）である。

コロンビアは、アルゼンチン、チリ、エクアドル、スペイン、ウルグアイと二国間の社会保障協定を締結しており、チリとスペインについては、適用を開始している。この取り決めにより、締結国の国民は、締結相手国で就労する場合、自国での年金積立期間（協定の内容による）を老齢年金、障害者年金、遺族年金を受給するための通算期間として換算することを目的としており、条件や法的枠組み、受給条件等は、労働者の居住国の制度に従う。

### 5.3.5. 任意年金制度加入者

一般年金制度への加入義務のない者で、1993年法律第100号またはこれに代わる他の規則によって明確に除外されていない、コロンビアに居住する自然人と、国外に居住するコロンビア人が、これに該当する。労働契約に基づきコロンビアに滞在する外国人で、自国またはその他の国で年金制度に加入していない者は、1993年法律100号15条2項の規定にある通り、任意加入者となる。

### 5.3.6. 財政負担金

1人以上の従業員を有するすべての雇用主は、コロンビア家族福祉院(ICBF)、国立職業訓練庁 (SENA)、家族補償基金 (CCF) に対し、以下の割合に基づく支払いを行わなくてはならない。

団体	名目賃金比%	
	法定最低賃金月額 10カ月未満*	法定最低賃金月額 10カ月以上
家族補償基金(CCF) **	4%	4%
国立職業訓練庁 (SENA)	0%	2%**
コロンビア家族福祉院 (ICBF)	0%	3%

\*以下の組織は、SENAおよびICBFへの負担金支払いを免除される：1) 個々に法定最低賃金月額の10カ月分未満の報酬を受ける労働者に該当する所得税の申告を行う会社や法人、

2) 個人の雇用者は、法定最低賃金月額10カ月分未満の報酬を受ける労働者について、3) 個々に法定最低賃金月額10カ月分未満の報酬を受ける労働者を雇用するコンソーシアム、一時的合弁会社、自主資産会社、4) フリートレードゾーン利用者。法定最低賃金月額10カ月分以上の報酬を受ける労働者の雇用者、特別租税制度に該当する組織、2人未満の労働者を雇用する個人には、この免除は適用されない。

\*\*労働契約開始時に18歳から28歳の間の年齢の労働者を新規に契約する雇用者は、1年目は、家族補償基金への負担金を支払う必要がない。この恩恵を受けるには、雇用者は、前年の職員数に対して従業員数を増加し、免除に該当する年の課税年度前年の従業員の給与合計額が増加しなければならない。政府が、この恩恵を受けるために企業が満たすべき条件を定める。新規の従業員にのみ適用され、企業の合併後に雇用される者は、新規の従業員と解釈されない。以前に契約された人員の交代として雇用される28歳未満の者には適用されない。

家族補償基金は、報酬が法定最低賃金月額4カ月（3,124,968ペソ、約1,059ドル）以下の従業員に対し、現物やサービスで一定の金額に該当する家族補助金を授与する。この目的は、社会の基本的な核としての家計の維持にかかる経済的な負担を減少することである。

### 5.3.7. 社会保障制度への負担監視機関

社会保障機関や財政負担金該当機関は、総合社会保障制度や財政負担金の支払いの不一致について、監督や徴収の手続きを開始することができ、社会保障のための年金および財政負担金管理特別局（UGPP）が、社会保障制度や財政負担金の支払いが正しく行われたことを確認する権限を有する機関である。

監督手続きに関して、上記機関は、行政手続きの段階により、次の罰則を科すことができる。

行為	（自発的）届け出と修正要件	監督機関による措置
怠慢と遅滞	清算と支払いを怠った各月の金額、あるいは遅滞の割合に応じた金額の5%の罰金。これは掛け金の100%を超えてはならず、利子は別に発生しうる。	清算と支払いを怠遅滞の割合に応じた金額の10%の罰金。これは掛け金の200%を超えてはならず、利子は別に発生しうる。
不正確	当初申告された金額と、実際に支払うべき金額の差額の35%が罰金となる。利子は別に発生しうる。	当初申告された金額と、実際に支払うべき金額の差額の60%が罰金となる。利子は別に発生しうる。

また、UGPPは、情報や証拠が適時提出されない場合、あるいは不完全または不正確な情報が提供された場合、15,000UVT（租税価格単位。497,340,000ペソ、約168,590ドル相当）を上限とする罰金を科すことができる。

### 5.4. 労働時間

法定労働時間は、1日最高8時間、週48時間で、労働者と雇用者の取り決めにより、月～金曜日、月～土曜日に割り当てることができる。労働時間は、仕事の性質や、労働者の必要性に応じた休憩をはさみ、2つのセクションに分けなければならない。また、労働者とフレックス制度を合意することも可能である。

管理職にある労働者には法定最大労働時間は適用されない。管理職の業務の条件に応じ、労働者は最大通常労働時間を超えて労働することがあり得るが、これにより超過時間の支払いは発生しない。午後10時～午前6時の勤務は夜間労働と見なされ、日中の労働時間に支払われる1時間当たりの給与の35%増の給与を支払わなくてはならない。

同様に日中労働時間についても時間外労働については、日中の労働時間に支払われる1時間当たりの給与の25%増、時間外労働が夜間労働時間に行われる場合は、その75%増の賃金

を支払わなくてはならない。

#### 5.4.1. 必須休日

##### (a) 日曜日と祝日

すべての雇用主は、労働者に対し、毎週日曜日および国の祝祭日は、有給休暇として与えなくてはならない。また、これは毎月の給与に換算されている。

労働者が臨時に日曜日に就業しなくてはならない場合（1カ月内に2回まで）は、その就業時間に対し、平日の日中の労働時間に支払われる1時間当りの給与の75%増の賃金を支払うか、次の週に労働者の希望に応じて平日に1日代休を与えなくてはならない。労働者が日曜日を通常勤務日とする場合（1カ月内に3回またはそれ以上）、その就業時間に対し、平日の日中の労働時間に支払われる1時間当りの給与の75%増の賃金を支払い、次の平日に代休を1日与えなくてはならない。

##### (b) 年間有給休暇

すべての労働者は、各就労年につき就労期間に応じて15日間の有給休暇を有する。労働基本法190条に従い、労働者は年間に少なくとも6日間の連続した休暇を享受しなければならない。この休暇は、通常は2年間、特別な場合は、4年間、累積することができる。労働者からの申請により、休暇を金銭で支払う場合には、労働者と雇用者間の書面による合意が必要で、休暇の半分を金銭で支払うことができ、残りの日数を休暇として取るすることができる。また、労働契約が終了した際に、労働者が休暇を取っていなかった場合、これを金銭で支払うことができる。

### 5.5. 雇用者の特別義務

#### 5.5.1. 見習い

20名以上の従業員を有する雇用者は、20名あたりに1名の見習いを雇わなければならない。最初の20名を除いた残りの従業員数が20名に満たない場合、残りの10名あたりに1名の見習いを契約しなければならない。この義務は、従業員数が15名以上、20名未満の雇用者にも適用される。雇用者が法律で要求される見習いを契約したくない場合、契約しない見習い1名あたりにつき、該当する割当月額をSENAに支払わなければならないが、この割当月額は、現在有効の法定最低賃金月額を超えることはない。

#### 5.5.2. 特別休暇

##### (a) 出産休暇

妊娠中および養母である従業員は、18週間の休暇の権利を有し、出産予定日の2週間前から休暇を取ることができる。18週間のうち、1週間は、出産予定日前に取らなければならない。双生児または多胎児の場合は、20週間となる。この休暇は、当該従業員が、妊娠全期間または部分的に総合社会保障制度の健康保険制度に加入していた場合は、有給である。いかなる従業員も妊娠、授乳を理由に解雇することはできない。この保護措置（解雇を禁ずる）は、憲法裁判所の裁定により、妊娠中の労働者が経済的に依存する配偶者や恒常的なパートナーにも適用される。ただし、事前に労働監督員に認められた正当な理由がある場合はこの限りではない。求職者に妊娠検査を求めることは禁じられている。

資本金が法定最低賃金月額1,500カ月分（1,171,863,000ペソ、約397,242ドル相当）以上の組織、あるいは資本金は法定最低賃金月額1,500カ月分未満でも従業員が50名以上いる組織、および公的機関は、授乳期の女性が母乳を搾乳することができる環境を整え、労働時間中にこれを行えることを確保しなければならない。同様に、雇用者は、出産後6カ月間は、労働時間中に30分間の休憩2回を該当労働者に与えなければならない。

##### (b) 父親休暇

妊婦や養母である従業員の夫、または恒久的なパートナーは、総合社会保障制度の健康保



険制度に加入している場合、8日間の有給休暇の権利を有する。

### (c) 喪中休暇

配偶者や恒久的なパートナー、2親等までの血族、第1等の親族、第1、第2親等の姻族（祖父母、父母、兄弟姉妹、夫、妻、舅、姑、恒常的パートナー、義理の兄弟姉妹）が死亡した場合は、雇用形態に関わらず、5日間の有給休暇の権利を有する。養子関係の場合、第2親等の家族までが対象となる。つまり、養子と養父、養家の兄弟姉妹、祖父母である。

## 5.6. 労働関連規則

雇用者は、以下の規則を定めなくてはならない。

### 5.6.1. 社内就業規則

5人を超える正規従業員を有する商業に携わる企業、10人を超える正規従業員を有する工業に携わる企業、20人を超える正規従業員を有する農牧林業に携わる企業には、社内就業規則を定める義務がある。

### 5.6.2. 安全衛生規則

10人以上の正規従業員を有する企業は、安全衛生特別規則を定める義務がある。

## 5.7. 労働契約の終了

通常、労働契約は、法や憲法で定められている例外（妊娠中の労働者、障害を持つ労働者、特権を与えられた労働者、再雇用が命じられた労働者など）を除き、事前通告無しに終了することができる。しかし、労働契約終了が有効となるのは、契約形態や契約が正当な理由により終了したか否かに因る。

### 5.7.1. 賠償金

賠償金は、雇用主が法的または契約上の義務を遵守しなかった場合、または、定められた法的義務を知らなかった場合に支払われる。賠償金には、発生した損害、逸失利益が含まれ、労働者の契約タイプにより異なる。

#### (a) 正当な理由なしの一方的解雇の場合の賠償金

契約形態	賠償金額
固定期間契約	契約期間満了までの不足期間の給与に相当する額。
作業および業務の期間についての契約	契約に謳われている作業や業務期間も給与相当額。いかなる補償金も15日分を下回することはできない。
無期限契約	法定最低賃金月額10カ月分未満の給与の労働者： (2018年度：7,812,420ペソ、約2,640ドル相当) 初年度給与の30日分相当および次年度以降は1年毎に20日分相当。1年に満たない場合は、比例計算。  法定最低賃金月額10カ月分以上の給与の労働者： 初年度の20日分相当および次年度以降は1年毎に15日分相当。1年に満たない場合は、比例計算。  2002年12月27日までに10年以上勤続した労働者には、初年度の45日分相当と次年度以降は1年毎に40日分相当。1年未満の場合は、比例計算。また、1991年1月1日までに10年以上勤続した労働者については、初年度の45日分相当と次年度以降は1年毎に30日分相当。1年未満の場合は、比例計算。再雇用の訴訟がない場合に限る。

### **(b) 給与や手当等の未払いによる賠償金**

雇用主が、契約終了にあたり、然るべき方法と期日に、給与やそれ以外の支払いを行わない場合、労働者は、始めの24カ月間は、支払い遅延1日ごとに給与の日額を補償金として受け取る権利がある。25カ月目から支払いが確認されるまで、法律で認められる最高率の遅延利子を支払わなくてはならない。この遅延賠償金を受けるには、司法訴訟を行い、この罰金が認められる必要がある。

### **5.8. 補強された労働安定性**

憲法および関連法規により、労働関連当局の許可無しに解雇することができない労働者が定められている。(i) 妊娠中および授乳期の女性、(ii) 妊娠中あるいは授乳期の妻あるいは恒常的パートナーが経済的に依存する労働者、(iii) 労働組合の特権を有する労働者、(iv) 健康上の理由により就業が不可能な従業員、(v) 老齢年金受給まで3年未満の労働者。

### **5.9. 職場でのハラスメント防止メカニズム**

雇用者は、社内就業規則の中に、職場でのハラスメントとなる行為の実施を防止するためのメカニズムを定める義務がある。すべての雇用者は、職場でハラスメントが発生した場合にその状況を克服するために、秘匿性をもって、和解のための内部手順を定めなければならない。

職場でのハラスメントとは、従業員や労働者に対して、雇用者、直属あるいは間接的な上司により、仕事に害を与えたり、仕事のやる気をなくさせたり、あるいは辞職に誘導するため、恐怖を引き起こし、脅し、恐れや焦燥感を抱かせるような繰り返し行われる証明可能な行為である。

#### **5.9.1. 職場の共生委員会**

公共および民間の全ての雇用者は、主に職場でのハラスメントとなりうる事態について提出されるクレーム受け付け手続きを行うための機関として、職場の共生委員会を設置する義務がある。これは両者間（雇用者と労働者）で構成されるべきで、通常は3カ月ごとに、即時の介入を必要とするケースが発生した場合には臨時に開催される。

### **5.10. 労働安全衛生管理システム**

公共および民間の全ての雇用者は、2017年5月31日までに労働安全衛生管理システムを導入する義務がある。

労働安全衛生管理システム（SG-SST）は、労働者の安全や健康に害を与えうるリスクを事前に把握、認識、評価、コントロールするために、会社の方針、組織、計画、適用、評価、監査、改善活動などについての継続的な改善を、論理に従い段階的に行うシステムである。

#### **5.10.1. 労働安全衛生合同委員会**

10名以上の従業員を有する公共および民間の全ての雇用者は、労働安全衛生合同委員会（COPASST）を設置する義務がある。

### **5.11. 集団の権利**

集団の権利は、労働に関する集団的な紛争において、雇用者と労働者組織の関係、集団契約、雇用者と労働者の共通利益の保護を規定している。

#### **5.11.1. 団結権**

コロンビア人労働者は、共通の労働者の権利として、労働組合に参加する権利を有している。この権利は憲法に謳われており、労働組合の結成や組合活動を保護し、彼らの労働と労働組合における共通利益の保護を目指した労働者による活動を保護することを目的としている。

### 5.11.2. 労働組合

労働組合は、雇用主からの共通の権利の享受、改善および強化を目的とした合法的に設立された労働者の組織である。また、組合員の集団的・個人的な利益を保護することを目指した労働者の組織もこれに含まれる。コロンビアの労働法に則り、25人以上の労働者のグループは、労働組合を組織することができる。

### 5.11.3. 団体交渉権

団体交渉権は、労働組合に属する労働者および組合員でない労働者にとって基本的な権利である。労働組合員の場合は、労働集団協定の署名によって行われ、非組合員は、勤務する企業に総従業員数の3分の1を超える組合員を有する労働組合が存在しない場合、雇用主と非組合員労働者との間で集団協定を結ぶことになる。更に、非組合員の集団協定により、同一の組合に加盟する労働者の集団協定で定められた条件よりも良い条件が与えられる場合、犯罪と見なされる。

### 5.11.4. ストライキ

ストライキは、ある施設や企業の労働者による一時的に平和裏に行われる集団労働放棄である。ストライキの実施は、団体交渉のプロセスにおいて、法律で基本的な公共サービス部門と規定されている活動に従事しない民間企業に勤務する労働者の選択肢として合法と認められる。

## 5.12. その他の特別な雇用形態

コロンビアの法規では、その他の特別な雇用形態を定めている。各ケースについて、リスクを避けるために、法的に定められている形態に即しているかどうか確認すべきである。

### 5.12.1. 役務提供契約

自然人および法人は、独立した請負業者（自然人または法人）として、役務提供契約を結ぶことができる。しかし、この種の契約は、フリーの専門家等のように、契約内容が技術的、管理的、資金的にも独立して遂行される場合、締結することができる。この契約の元では、雇用側企業と請負業者の間に従属関係は存在しない。

契約者と請負業者が、同一の目的あるいは相互に関連する目的を遂行する場合、契約者は、請負業者が契約者への役務提供のために契約した労働者に対して、請負業者が満たすことのできない給与、福利厚生費、賠償金の支払いを連帯して行う。

### 5.12.2. 一時雇用サービス（人材派遣）

一時雇用サービスを提供する企業は、職務労働者と呼ばれる一時的な人材を派遣する会社である。この場合、派遣される労働者は、派遣会社との直接労働契約を結ぶことになり、法的に唯一の雇用者は派遣会社となる。派遣先企業は、法で認められている次の場合限り、派遣会社を通じて、労働者を職務に従事させることができる：i) 一時的、偶発的、暫定的な業務である場合、ii) 休暇中、あるいは産休や健康上の理由で休業中の労働者の交代として、iii) サービスの提供や収穫期など、季節的な生産、輸送、製品や商品の販売の増加に対応するため。これは6か月を超えてはならず、6か月の延長が可能である。

### 5.12.3. 労働協同組合（CTA）

労働協同組合は、非営利団体で、参加する自然人が運営を行ない、組合に対して経済的な貢献も行なう。協同組合の目的は、共同で商品を生産し、プロセスやサブプロセスを通じて、工事や、役務提供を行うことである。

同様に、組合は、施設、設備、機械や技術といった生産または労働の手段に対する所有権を有するか、それらを所有、占有している必要がある。関連している労働は、独自の定款によって規定されるため、労働基本法は適用されない。CTAは、労働仲介業のように活動したり、労働者を斡旋したりすることは明確に禁止されている。これに違反した場合、最高で法定最低賃金月額5,000カ月分の罰金が科される。

#### 5.12.4. 外部委託に関するパラメーター

労働省は、以下のように、違法に業務の外部委託を行う提供者および受益者に対し、最高で法定最低賃金月額5,000カ月分（3,906,210,000ペソ、約1,324,139ドル相当）の罰金を科す権限を有する：i) サプライヤーを通じて、恒常的な会社使命に関わる業務の実施のために外部委託の人員を契約する場合、ii) 憲法や法律に定められた権利や、有効な労働法規に定められている福利厚生を損なう場合。

#### 労働関連法規

法規名	内容
労働基本法（CST）37条	口頭での契約
労働基本法（CST）39条	書面での契約
労働基本法（CST）46条、 1991年政令1127号1条	固定期間契約
労働基本法（CST）45条	工事または業務ごとの契約
労働基本法（CST）47条	無期限契約
労働基本法（CST）6条	偶発的あるいは暫定的契約
労働基本法（CST）76-80条	試用期間
労働基本法（CST）127条	給与
労働基本法（CST）128条	給与と見なされない支払い
労働基本法（CST）249条	退職金積立基金
1975年法律52号1条	退職金積立金利子
労働基本法（CST）306-308条	賞与
1959年法律15号2条および1959年政令 1258号4条	交通費補助
労働基本法（CST）230-235条	従業員の装備
1982年法律21号、1993年法律100号、 2003年法律797号、2010年法律1393号、 2011年法律1438号、2012年法律1607号、 2016年法律1819号	社会保障制度および財政負担金の支払い
労働基本法（CST）172-178条	有給休暇
労働基本法（CST）186条	年間の有給休暇
2002年法律789号32-42条	見習い
労働基本法（CST）236条、2017年法律 1822号、2017年法律1823号	産休
労働基本法（CST）236条、2017年法律 1822号	父親の育児休暇
労働基本法（CST）57条10項、2009年法 律1280号により追加	喪中休暇
労働基本法（CST）104条	社内就業規則
労働基本法（CST）249、250条	労働安全衛生規則
労働基本法（CST）61-66条	労働契約終了と賠償金
2006年法律1010号、2012年決定652号、 2012年決定1356号	職場でのハラスメント防止メカニズム
2017年政令52号、2014年政令1443号、 1986年決定2013号	労働安全衛生管理システム
労働基本法（CST）353、354条	組合参加権利
労働基本法（CST）432-475条、2011年法 律1453号	集団交渉と集団協定
労働基本法（CST）444条	ストライキ権利
労働基本法（CST）34条	請負業者

1990年法律50号71-94条、2006年政令4369号、労働基本法（CST）34条	人材派遣会社
1988年法律79号、2006年政令4588号、2008年法律1233号、2010年法律1429号、2011年政令2025号	協同組合
2016年政令583号	外部委託に関する検査、監視、コントロール

## 第6章 入国管理制度と査証

入国管理制度について、投資家は、以下の4点を把握しておくべきである。

1. コロンビアに入国または滞在する外国人は、該当する場合、入国管理局にパスポートと査証を提出しなければならない。
2. コロンビアに入国する際に査証が必要とされない場合、コロンビアに居住する意図のない外国人訪問者に対して、入国管理局は入国と滞在許可を発行する。
3. 入国管理関連政策により、コロンビアの経済活動、科学、文化、教育の発展に寄与する経験や技術的、専門的、知的資格を有する外国人、および、雇用を創出し、輸出を増加し、国益に裨益する合法的な活動の実施や会社設立に投資するための資本をもたらす外国人の入国が促進される。
4. 現在、コロンビアには、訪問の性質により異なる3種類の査証がある。

入国管理制度に則り、コロンビアでは、外国人の出入国および滞在を管理、規制している。

利益を生む何らかの形態で、外国人を雇用、契約、受け入れる自然人および法人は、外国人報告情報システム（SIRE）を通じて、上記関係についてコロンビア入国管理局に報告する義務がある。上記システムを通じて、外国人の受け入れ、雇用、契約、解雇または退職について、労使関係や商業関係の開始や終了から15日以内に、その情報を提出しなければならない。

本章では、契約の実施、役務提供、労働あるいはビジネス活動、商業活動、企業活動あるいは投資を実施する意図を持つ外国人により申請されるべき主な査証の種類や許可に関するコロンビアの入国管理関連の法的枠組みについて記載する。

コロンビアが査証免除協定を締結している国は、90カ国以上に上る。

外務省は、以下の国籍の外国人については、当該人物が、シェンゲン協定加盟国あるいは米国の居住許可を有している場合、査証申請する必要なく、入国滞在許可で国内に入国することができる」と定めている：カンボジア、インド、ミャンマー、中国、タイ、ベトナム。上記いずれかの国の国籍を有する者で、コロンビアに入国を希望する者が、シェンゲン査証のCあるいはDタイプ、あるいはC-1以外の米国の査証を有している場合、同様の条件が適用される。

### 6.1 入国関連政府機関

#### 6.1.1 外務省および在外コロンビア共和国領事館

アポステイーユや文書の公的認証、パスポートの発行や更新、査証供与といった様々な専門分野を担当する部局がある。

外務省査証入国調整局および在外領事館のみが、査証の発行、拒否、取り消しにかかる自由裁量の権限を有する。外務省あるいは在外領事館は、申請提出後、4営業日以内に、査証の発行、観察事項の通知、あるいは拒否を行わなければならない。

#### 6.1.2 コロンビア入国管理局（Migracion Colombia）

入国管理局は、外務省所管の特別行政ユニットで、コロンビア国家への出入国に関する監督と管理を担当している。

入国管理局の主な役割としては、以下がある：(a) 内国人および外国人のコロンビア国家への出入国を監視、管理すること、(b) 外国人の身元の記録を取り、これらの確認を行うこと、(c) 外国人身分証明書、通行許可証、滞在延長、出国に関する書類や、出入国に関する証明書、入国許可、外国人登録、その他入国や外国人と関係する手続きや文書を発行すること、(d) 入国規則不履行により科される罰金や経済的罰則を徴収し、管理すること、(e) 査証や許可を取り消すこと、この場合、書面による記録が残されるが、如何なる不服申し立ても行えない、(f) 外国人が、授与された査証や、認められた入国滞在許可で届け出た仕事、職業、活動を行っていることを確認すること。

コロンビア入国特別行政ユニットに対して行う手続きの2018年度の費用は以下の通りである。

手続き	費用 (米ドル相当額)	費用 (ペソ)
外国人身分証明書	66	190,000
入国滞在許可 (PIP)	無料*	無料*
一時的滞在許可 (PTP)	33	96,000
通行許可あるいは出国許可	20	58,000
出入国証明書	20	58,000

\*コロンビアに入国滞在許可で入国を希望するカナダ人は、プラチナチケットとして201,000ペソを支払う必要がある。

### 6.1.3 専門職審議会

専門職審議会は、コロンビア人および外国人の専門職とその活動を規制・監督する。医学、法律、会計、心理学、経営、工学などの分野の専門職として活動するには、それぞれの管轄の専門職審議会の承認が必要である。この許可は、それぞれの専門職や活動に応じ、管轄する審議会が発行する専門職登録、専門職カード、または臨時許可あるいはライセンスによって与えられる。該当する専門職審議会の許可を得るために、査証取得は条件となっていない。

### 6.1.4 教育省

専門職の称号の確認手続きを行う機関である。この手続きを経て、外国人専門職は、その卒業資格や専門職のタイトルをコロンビアで認識してもらえる。この手続きには2カ月から4カ月かかる。称号の確認決定が発行された後、外国人は登録を行い、該当する専門職審議会に赴き、専門職カードやライセンスを申請しなければならない。

## 6.2 許可

入国滞在許可は、国内に居住する意思がなく、制限を受けない国籍を有しているために査証を必要としない外国人に対し、コロンビア入国管理局が与える許可である。これらの許可を得るには、外国人がコロンビアに入国する際に、入国管理官がそのパスポートにスタンプを押し、滞在許可日数を記入する必要がある。しかしながら、PIP-7の許可を得るには、事前にコロンビア入国管理局に対し手続きを行う必要がある。

以下に、現在有効な規則で定められている入国滞在許可について説明する。

### (a) 入国滞在許可 (PIP)

入国滞在許可 (PIP) は、査証を必要としない外国人に対し、コロンビア入国管理局が発行する。通常の入国滞在許可期間は、90日間までであるが、技術支援のための入国滞在許可 (PIP-7) は、30日間まで、また、交通機関の乗務員や職員として国内に入国する外国人に与えられるPIP-8の滞在期間は、72時間である。以下にPIPのカテゴリーを記載する。

**PIP-1**：この許可は、コロンビア国家にとって重要な外国人、あるいは国際条約や協定を履行しての入国である場合に与えられる許可で、期間は90日間である。

**PIP-2**：この許可は、国内の教育機関や育成機関で6カ月を超えない、非通常の学術プログラムを実施するために、あるいは学術交流協定や学生の実習実施のために、あるいは、何らかの技能の訓練を受けるために、国内に入国しようとする外国人に与えられる許可で、期間は90日間である。

**PIP-3**：この許可は、医療の治療を受けるために入国しようとする外国人に与えられる許可で、期間は90日間である。

**PIP-4**：この許可は、司法や行政訴訟プロセスにおける状況を明らかにするため、国内に入国しようとする外国人に与えられる許可で、期間は90日間である。

**PIP-5**：この許可は、観光客として休暇や娯楽の活動のために、国内に入国しようとする外国人に与えられる許可で、期間は90日間である。

**PIP-6**：この許可は、労使関係を結ぶことなく、学術、科学、芸術、文化、スポーツなどのイベントへの参加、公共あるいは民間機関の採用プロセスでの面接、企業の研修への参加、商業や企業活動上の接触やマネージメント、ジャーナリストの取材を目的として、国内に入国しようとする外国人に与えられる許可で、期間は90日間である。

**PIP-7**：この許可は、査証を必要としない外国人が、公共あるいは民間機関に専門的技術支援を行うために国内に緊急に入国しようとする外国人に与えられる許可で、年間に30日間で与えられる。専門的技術支援に追加期間が必要で、当該外国人がすでに年間で認められた期間を過ごしている場合には、該当する査証申請手続きを行わなければならない。

**PIP-8**：この許可は、査証を必要としない外国人が、国際交通機関の乗務員あるいは職員として国内に入国しようとする際に与えられる許可で、期間は72時間である。

**PIP-9**：この許可は、国籍を問わず、コロンビア以外の国に移動するためにトランジット目的で国内に入国しなければならない外国人に与えられる許可で、この期間は、入国時点から12時間である。

#### **(b) 一時的滞在許可 (PTP)**

一時的滞在許可 (PTP) は、入国滞在許可 (PIP) を利用した後に、国内に滞在を希望する外国人、あるいは、司法あるいは行政訴訟プロセスでの状況をコロンビア国内で明らかにする必要がある外国人に与えられる。上記2つのケースの場合、90日間の一時的滞在許可が与えられ、後者の場合、入国管理局により延長可能である。以下に、PTPのカテゴリーを記載する。

**PTP-1**：入国滞在許可 (PIP-1) を利用した後に、PIPで認められた期間より長く国内に滞在を希望する外国人に与えられる許可。期間は90日間であり、最初のPIP失効前に、手続きを行わなければならない。

**PTP-2**：入国滞在許可 (PIP-2) を利用した後に、PIPで認められた期間より長く国内に滞在を希望する外国人に与えられる許可。期間は90日間であり、最初のPIP失効前に、手続きを行わなければならない。

**PTP-3**：入国滞在許可 (PIP-3) を利用した後に、PIPで認められた期間より長く国内に滞在を希望する外国人に与えられる許可。期間は90日間であり、最初のPIP失効前に、手続きを行わなければならない。

**PTP-4**：入国滞在許可 (PIP-4) を利用した後に、PIPで認められた期間より長く国内に滞



在を希望する外国人に与えられる許可。期間は90日間であり、入国管理局により発行される行政通知を通じて、延長可能であるが、最初のPIP失効前に、手続きを行わなければならない。

**PTP-5**：入国滞在許可（PIP-5）を利用した後に、PIPで認められた期間より長く国内に滞在を希望する外国人に与えられる許可。期間は90日間であり、最初のPIP失効前に、手続きを行わなければならない。

**PTP-6**：入国滞在許可（PIP-6）を利用した後に、PIPで認められた期間より長く国内に滞在を希望する外国人に与えられる許可。期間は90日間であり、最初のPIP失効前に、手続きを行わなければならない。

### (c) グループのトランジット入国許可（PGT）

グループのトランジット許可は、制限を受けない国籍を有し、観光クルーズ船で海港や河川の港に訪れ、再び同一の船に乗船するトランジットの外国人グループに与えられる。この場合、乗客は査証を必要とせず、入国カードを記入する必要もなく、パスポートや旅行書類に出入国スタンプを押す必要もない。他国に行く途中に、海港や河川の港で下船する観光クルーズ船の乗客グループに対し、下船時に入国管理が行われる。入国に査証が必要な国籍の外国人は、入国管理局に査証を提出しなければならない。

コロンビア入国管理局は、PIPやPTPで国内に入国する各外国人の滞在日数について記録を取る。この期間は、連続で、あるいは同じ1年の間に断続的に180日間を超えてはならない。

同じ1年の間に180日間を超えない場合に限り、同一の外国人にPIPあるいはPTPを与えることができる。また、以下の様に、外国人の国内滞在延長として、PIPやPTPの変更を行うことができる。

- i. いずれかの許可で国内に入国し、国内滞在中に、当該許可の条件に変更があった場合に新たなPIPが与えられる場合。これは、滞在期間を超えていない場合に限る。
- ii. 当初のPIPが与えられた条件とは異なる条件でPTPが与えられる場合。
- iii. 国内に滞在中の外国人が、最初の許可の取得条件に変更がある場合、新たなPTPが与えられる。これは、滞在期間を超えていない場合に限る。

変更が申請された場合、当初の許可で与えられた期間に変更はなく、PIP-7とPTP-4を除き、外国人は、180日間国内に滞在できる

### (d) 許可の取り消し

コロンビア入国管理局は、いつでもPIPやPTPを取り消すことができる。これについては書面で記録され、これに対し、如何なる不服申し立ても行えない。

また、許可は、本国送還や国外追放、および許可の授与に誤りを起こすような法的要件の履行を免れるために、申請者が行う不正行為や故意の行為の存在が明らかになった場合、許可が取り消され、当該当局にこの事実について通知される。許可の取り消しが通知された場合、外国人は、5日間以内に出国する必要がある。そうでない場合、本国送還となる。

## 6.3 査証

査証は、コロンビアへの外国人の入国・滞在にかかる許可である。査証は、ボゴタにあるコロンビア外務省査証入国調整局または在外領事館において発行される。現在130か国以上に領事館があり、外国人は、その国籍に関わらず、査証申請ができる。査証の手続きは、外国人本人、あるいは委任を受けた代理人が行うことができる。また、外務省ホームページを通じて手続きできる。査証申請時に、書類審査の料金として約52ドル相当を支払わなければならない。また、査証が承認された時点で、該当する料金を支払う必要がある。なお、2017年8月2日付外務省決議6045号により、コロンビアの査証制度が新しくなった。新

査証制度は2017年12月15日より有効となっている。

### 6.3.1 査証の種類

査証の申請には、申請する査証に応じて必要な書類を提出しなければならない。コロンビア以外の国で発行されたスペイン語以外の言語で作成された書類は、コロンビア外務省により認定された公式翻訳人によって翻訳されていなければならないことに留意しなければならない。公式書類は、発行国の当局もしくは在外コロンビア領事館によってアポストイーユもしくは、公的認証を受けなければならない。

現在、3種類の査証がある：i) 来訪者ビザ（Vビザ）、ii) 移住者ビザ（Mビザ）、iii) 居住者ビザ（Rビザ）。以下に、現在外国人が申請できる査証の種類や適用条件を記載する。

#### (i) 来訪者ビザ（Vビザ）

この種類の査証は、コロンビアへの来訪を1回または複数回希望する外国人および一時的に国内への滞在を希望する外国人に適用できる。

#### 対象者

この種類の査証は、以下の活動を予定している者に適用される。

- a. 第3国へ向けた航空便の乗り継ぎ。
- b. レジャー、観光または文化的興味のための訪問。
- c. 経営管理、市場調査、直接投資の計画や手続き、会社設立、取引、契約締結。
- d. 学術交流プログラムや芸術・工芸分野の訓練への参加、または初等・中等・高等教育機関への就学。
- e. 医療相談や病気治療、またはこれに同行する者。
- f. コロンビア国内における行政手続きまたは司法手続き。
- g. コロンビア領海に侵入し就労する船舶の乗船員。
- h. 国際会議や見本市参加、アーティスト、スポーツ選手、審判、物流スタッフ。
- i. インターンシップ。
- j. 開発協力や人権保護の分野におけるボランティア。
- k. オーディオ・ビジュアルやデジタルコンテンツの制作。
- l. 新聞報道や外国メディアの特派員として一時的に滞在。
- m. 個人や法人として一時的なサービス提供を実施。
- n. 企業内の異動により外国企業のコロンビア支部で就労。
- o. 外国政府のコロンビア事務所で就労。
- p. コロンビアとの協定でワーキングホリデープログラムに参加。

上記のうち、a. g. o.の活動を行う者に発行されるビザには就労許可が含まれるが、ビザ発行の対象となるイベント、プロジェクト、船舶、インターンシップ、ミッション、業務、組織のみに適用される。

日本人は、主に次の活動を目的に一時的に滞在する場合、コロンビア入国管理局によって発行された入国滞在許可（PIP）（2018年外務省決議1128号）により、査証なしで入国することができる。

- a. 観光客として休暇やレジャーを行う。
- b. 何らかの報酬、利益または経済的対価を伴わないイベント、学術、科学、芸術、文化、スポーツ、宗教的活動のアシスタントまたは参加者としての入国。
- c. 面接や選抜プロセスへの参加。
- d. ビジネス研修への参加。
- e. ジャーナリズム活動の実施。
- f. 教師や研究者、学術協定の開発のための講師としての入国。
- g. 期間が1学期を超えない非公式の教育プログラムへの参加。

- h. 学術交流協定や学生インターンシッププログラムへの参加。
- i. 管轄機関に承認された機関で医療サービスや治療を受ける。
- j. 国際協力に関する合意や協定の開発および実施。
- k. 平和を目的とした活動への援助、参加または協力。
- l. 個人の司法手続きまたは行政手続きにおける状況を明らかにするための入国。

上記の場合、有効期間内で余白が十分にあるパスポートを提示し、国内で予定している活動に関する情報を提供することにより、コロンビア当局は査証なしで一時的に入国することを許可することができる。

### 有効期限

Vビザの有効期限は、コロンビア国内で行う活動の種類によって異なるが最長2年である。

例えば、観光、ビジネスおよびイベント目的の場合、年間合計滞在日数は180日までである。コロンビアとの協定でワーキングホリデープログラムに参加する場合1年である。複数回の乗り継ぎの場合30日で、空港での直接乗り継ぎの場合最長24時間である。ビザの有効期限はコロンビア国内で行う活動の種類によって異なり、また外務省の決定によっても異なる。

### 横断許可

新査証制度は、Vビザの有効期限内、事業管理、市場調査、直接投資の計画や手続き、会社設立などの活動を行うことを認めている。

### (ii) 移住者ビザ (Mビザ)

この種類の査証は、コロンビアへの定住を前提に入国を希望する外国人で、居住者ビザ (Rビザ) の申請に必要な条件を満たさない者に適用できる。

### 対象者

この種類の査証は、以下の活動を予定している者または以下の条件にあてはまる者に適用される。

- a. コロンビア国籍を保有する者の配偶者またはパートナー。
- b. コロンビア国籍を保有する子の養親。
- c. “メルコスール加盟国、ボリビアおよびチリ国民のための居住に関する合意”に含まれる国の国籍を保有する者。
- d. 有効な法令により、コロンビア国内で難民認定を受けている者。
- e. コロンビア国内で無期または長期（1年以上）の労働契約がある者、あるいはコロンビア国内の個人または法人と役務提供契約がある者。
- f. 最低出資額（法定最低賃金 100 カ月分、78,124,200 ペソ）で会社を創設または出資を行った者。
- g. 個人事業主としての資格や専門知識を持っており、財政的条件を満たしている者（直近 6 カ月間の収入の平均が法定最低賃金 10 カ月分、7,812,420 ペソ）。
- h. コロンビアで知られている教会や宗教団体における活動を行う者。
- i. コロンビア国内の初等、中等、高等教育機関での就学が認められている者。
- j. 不動産分野への外国直接投資に登録されている者（法定最低賃金 350 カ月分、273,434,700 ペソ）。
- k. 退職により年金を受給する者（法定最低賃金 3 カ月分、2,343,726 ペソ）または定期的な収入を合法的に受け取る者（法定最低賃金 10 カ月分、7,812,420 ペソ）。

### 有効期限

Mビザの有効期限は、コロンビア国内で行う活動の種類によって異なるが最長3年である。しかし、契約期間や就学期間が3年未満の場合、Mビザの有効期限も3年未満となる。

### 就労許可

コロンビア国内で行う活動の種類および個人の状況によって、Mビザは以下のような就労許可を含む。

- a. 無制限：合法的ないかなる活動も認め、以下の者に付与する。
  - i. コロンビア国籍を保有する者の配偶者またはパートナー
  - ii. コロンビア国籍を保有する子の養親
  - iii. メルコスール加盟国、ボリビア国籍およびチリ国籍を保有する者
  - iv. 難民
- b. 制限付き：ビザが発行された対象の任務、企業または専門に限定した活動を認め、以下の活動を実施する者に適用される。
  - i. コロンビア国内で無期または長期の労働契約がある、あるいはコロンビア国内の個人または法人と役員提供契約がある
  - ii. 個人事業主として活動を実施する
- c. 投資限定：パートナーまたは株主企業での就労に限定し、会社創設または出資のためのMビザを保有している。

その他の活動（宗教、就学、不動産、年金受給者）に対して発行されるMビザは、就労許可を含まない。

### (iii) 居住者ビザ（Rビザ）

この種類の査証は、コロンビアへの定住を希望する外国人または国内に住居を固定したい外国人に適用できる。

### 対象者

この種類の査証は、以下の活動を予定している者または以下の条件にあてはまる者に適用される。

- a. 過去にコロンビア国籍を保有していたが放棄した者。
- b. コロンビア国籍を保有する子の親。
- c. 以下の条件でMビザを保有し、コロンビアに2年滞在している者。
  - i. コロンビア国籍を保有する者の配偶者またはパートナー
  - ii. コロンビア国籍を保有する子の養親
  - iii. メルコスール加盟国、ボリビア国籍およびチリ国籍を保有する者
- d. 以下の条件でMビザを保有し、コロンビアに5年滞在している者。
  - i. Mビザ保有者（代表者）
    - 難民
    - 労働者または請負
    - パートナー、株主
    - 個人事業主
    - 宗教活動
    - 学生
    - 不動産投資
    - 年金受給者
  - ii. Mビザ保有者（受益者）

### 有効期限

Rビザの有効期限は無期限である。しかし、ラベルの有効期限は5年となっている。これは、5年の有効期限が切れる前に新しいラベルへ変更する手続きをとらなければならない

からである。

#### **就労許可**

R ビザは、就労に関して制限を設けておらず、保有者はコロンビア国内で合法的ないかなる活動も実施できる。

#### **6.3.2 受益者ビザ**

新査証制度によれば、この種類の査証は、申請に応じて、必要な要件を満たした場合、ジャーナリスト活動、コロンビアでの一時的な役務提供、社内異動によるコロンビア国内での就労、または外国政府の職員のために発行された M ビザ、R ビザまたは V ビザ保有代表者の家族または被扶養者に付与される。

ビザ保有代表者の家族または被扶養者とは以下の者を差す。

- a. 配偶者またはパートナー
- b. 被扶養者としての親
- c. 25 歳以下の子
- d. 障害のために経済的に自立が困難な 25 歳以上の子

#### **有効期限**

受益者ビザの有効期限は、いかなる場合も保有代表者のビザの有効期限を超えることはできない。

#### **就労許可**

受益者ビザは、就労許可が含まれていない。

#### **6.3.3 申請および発行手続き**

ビザの申請および発行の手続きは以下のとおりである。

##### **申請手続き**

新査証制度における申請手続きは以下のとおりである。

- i. ウェブ経由で申請。
- ii. 審査費用の支払い（返金不可。申請後 15 日以内に支払わなければならない）。
- iii. 申請手続きは、すべてウェブ上で進められる。
- iv. 追加書類の提出を求められた場合、指定された期間以内に書類を提示しなければならない。そうでなければ、申請は取り下げられたと見なされる。
- v. 審査にかかる日数は 5 営業日。
- vi. 外務省から審査結果が届く。

##### **審査結果の連絡**

ビザ申請に対し、外務省は以下のような審査結果の連絡を通達することができる。

- i. 承認
- ii. 却下（この場合、再申請することができる）
- iii. 否認（この場合、否認から 6 カ月後に再申請することができる）

##### **発行手続き**

ビザ発行手続きは以下のとおりである。

- i. 審査結果の連絡。
- ii. 承認日から 30 日以内に、発行料を支払う。支払いが行われなかった場合、ビザは放棄されたとみなされる。
- iii. ビザの有効期限が 3 カ月以上の場合、パスポートへの貼付が必要となる。ビザが国外

で発行された場合、保有者は当該国の領事館にてEビザ発行から30日以内にパスポートへのビザ貼り付けを申請できる。あるいは、コロンビア入国後30日以内に同様の申請ができる。

#### 6.3.4 入国管理に関する義務

ビザの保有者または受益者は、入国管理に関し以下の義務がある。

##### コロンビア入国管理局への登録および外国人身分証明書の入手

一般的な規則により、有効期限3カ月以上のビザ保有者および受益者はすべて、ビザ発行から15日以内にコロンビア入国管理局への登録が義務付けられている。

同様に、コロンビア入国管理局への登録後3日以内に外国人身分証明書を申請しなければならない。これは、コロンビア当局へ身分証明する際に必要となる。外国人身分証明書の有効期限はビザと同じである。

関連して、契約者または雇用主は、有効期限3カ月以上のビザを持っている外国人従業員に対し、外国人身分証明書の写しを提出するよう要請する義務を負う。

##### 契約主や雇用主による報告義務

ビザ保有者は、コロンビア入国管理局による、ビザ申請時の職業や活動内容の検証対象となる。一方で外国人は、職業や活動内容に変更があった場合、変更後15日以内にコロンビア入国管理局に書面で通知する必要がある。

また外国人労働者の契約主や雇用主は、契約開始または終了後15暦日以内に、コロンビア入国管理局のホームページ内にある外国人情報登録システム（SIRE）へ、当該外国人との契約開始または終了の内容を登録しなければならない。登録が行われなかった場合、制裁の対象となる。

##### 雇用主の義務

外国人労働者の契約主や雇用主は、契約から生じる義務に影響を与えることなく、外国人との契約終了、ビザの取り下げまたは終了、国外退去などが発生した場合、30暦日以内に外国人およびその家族や受益者の本国送還または当該外国人が最後に居住していた国への送還にかかる費用を援助しなければならない。

当該外国人がこれらの費用を使用しなかった場合、契約主や雇用主は、上記の30暦日経過から5営業日以内に、コロンビア入国管理局へ報告しなければならない。この場合外国人は、自身および家族や受益者の出国にかかる費用を負担しなければならない。上記の30暦日経過から5営業日以内に出国しなければならない。

同様に、専門職の場合、外国人労働者の契約主や雇用主は、コロンビアの法令のもとでコロンビア人に求められる要件と同じ要件を遵守し、その状況を、資格の認定証、許可証または免許証、専門家評議会または管轄当局によって発行された登録証や専門職カードなど、必要に応じた文書で明確にしておくことが義務付けられている。

専門職には以下のようなものが挙げられる。

職業・専門	準拠法
弁護士	1905年法律第12号 1945年法律第69号 2004年法律第878号 2007年法律第1123号
経営管理	1981年法律第60号 1984年法令第2718号

	1988年法律第20号 2003年法律第1006号 2003年決議第2767号
建築	1998年法律第435号 2003年法律第842号 2015年法律第1768号 2016年法律第1796号
会計	1960年法律第145号 1990年法律第43号 2004年決議第160号
産業デザイン	1994年法律第157号 1995年法令264号
経済	1990年法律第37号 2011年決議第63号
看護	1996年法律第266号
地質学および自然科学	1974年法律第9号 2009年法律第1284号
エンジニア	1986年法律第51号 1997年法律第392号 2003年法律第842号
数学および統計学	1997年法律第379号
医学および外科	1914年法律第83号 1935年法律第67号 1962年法律第14号 1981年法律第23号 1991年法律第6号 2007年法律第1164号
化学薬剤	1962年法律第23号 1995年法律第212号 1996年法令第1945号
化学	1975年法律第53号 1982年法令第2616号 2003年法律第842号 2006年法令第2589号 2015年決議第5313号
国際関係（貿易、金融、政府、政治学、現代言語と国際ビジネス、国際マーケティング、国際経済、国際経営管理など）	2000年法律第556号 2002年法令第1525号 2006年法令第717号
社会福祉	1977年法律第53号 1981年法令第2833号

### 6.3.5 終了

外務省によって発行されたビザは、有効期限の到達により終了することができる（通常終了）ほか、次の理由により有効期限到達前に終了することができる。i) 保有者や代理人の申請または外務省からの事前通告、ii) 新しいビザの取得（同時に2種類のビザを保有することはできない）、iii) VビザまたはMビザにおいて、条件が変更されたり消去されたりした場合。

有効期限到達前の終了の場合、外国人は、国外退去の準備のため、または新しいビザの申

請のために、通常のビザの有効期限を超えない範囲で30営業日間、国内に滞在する権利を有する。

ビザはまた、次の理由により有効期限到達前に終了する場合がある。i) 保有者の死亡またはコロンビア国籍の取得、ii) Vビザ保有者（観光、商用、イベントの場合）が承認された期間を過ぎた場合、iii) Mビザ保有者が6カ月間継続してコロンビアを不在にした場合またはRビザ保有者が2年間継続してコロンビアを不在にした場合。

### 6.3.6 取り消し

外務省によって発行されたビザは、次の理由により取り消されることがある。i) 保有者の国外退去、ii) ビザの審査に影響を与えるような申請者の詐欺や悪質な行為。

保有者の国外退去による取り消しの場合、取り消し日から1年間は当該外国人からの新しいビザの申請は差し止めとなる。申請者の詐欺や悪質な行為による取り消しの場合、取り消し日から5年間は当該外国人からの新しいビザの申請は差し止めとなる。

### 法的枠組み

法規名	内容
2015年政令1067号	外務部門に関する統一政令。
2016年決定439号	3つのカテゴリーの訪問者として査証を必要としない国のリスト。
2015年決定5512号	それぞれの査証の取得要件。
2012年政令019号	不必要な手続きや手順、規則の廃止や改革。
2015年決定1241号	外国人の手続き要件の廃止や改正。
2015年決定714号	入国に関する義務履行の基準とコロンビア入国管理局による罰則適用手順。
2017年決定6045号	新査証制度を導入。これにより、査証の種類は3つとなった。



## 第7章 税制

コロンビアの税制について、投資家は、以下の7点を把握しておくべきである。

1. 2017年の所得税率は、34%であり、2018年以降は33%となる。
2. 課税対象所得が800,000,000ペソ（約271,186ドル相当）を超える納税者に適用される上乗せ課税率は、2017年が6%、2018年が4%である。この追加課税は、2019年から廃止される。
3. 付加価値税率は、19%である。
4. コロンビアの金融情報原則に基づく会計が、所得税課税対象所得を決定する基礎となる。
5. 課税年度2017年以降に生まれる企業の利益には、国内会社間で配分される利益を除き、5%が課税される。
6. フリートレードゾーン（保税地区）の所得税率は、20%である。
7. 国内経済の優先セクターの促進、国内企業の投資の資産強化、正規の雇用創出を目的とする税制優遇措置（免税、減税、特別控除等）が定められている。

次表に、コロンビアの主な租税について記載する。

国税									
名目	概要								
所得税	<p>一般税率： 2017年度：34% 2018年度：33% フリートレードゾーン利用者（商業利用者を除き）：20%</p>								
配当税	<p>会社や恒常的な施設における利益に課税される。この課税は、2017年以降に得られた利益による配当にのみ適用される。</p> <p>外国企業や非居住者の個人に支払われる、あるいは分配される配当の課税率は5%である。</p> <p>居住者である個人に支払われる、あるいは分配される配当の課税率は以下の通りである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>配当金額（単位：USD）</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0-6,372</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>6,372-10,560</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>10,560超</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>会社または恒常的施設で得られたものでない利益には、35%の税率が科される。</p>	配当金額（単位：USD）	税率	0-6,372	0%	6,372-10,560	5%	10,560超	10%
配当金額（単位：USD）	税率								
0-6,372	0%								
6,372-10,560	5%								
10,560超	10%								
所得税上乗せ課税率	<p>2017年1月1日以降、800,000,000ペソ（約271,186ドル相当）の所得がある企業は、2017年度は6%、2018年度は4%の上乗せ税率を支払わなければならない。 2019年以降、この上乗せ課税は廃止される。</p>								
臨時利益税	<p>固定資産の譲渡、相続、宝くじなどで得た利益などの所得に対して課税される。税率は10%。</p>								

金融取引税 (GMF)	金融取引の実施に対し課税され、課税率は0.4%。																					
付加価値税 (IVA)	付加価値税は以下の場合に課税される： 明確に除外されているものを除く、動産や不動産の販売。 工業所有権と関連する無形資産に対する権利の販売や譲渡。 明確に除外されていない商品の輸入。 インターネットのみで運営されるゲームや宝くじを除く、クジやゲームの流通、販売、取引。  一般税率：19% 特別税率：0-5%																					
消費税	消費税は、携帯電話サービス、携帯電話のインターネット利用、データサービス、自動車の販売や輸入、レストラン、カフェテリア、セルフサービス、アイスクリーム店、フルーツ販売店、菓子屋、パン屋などで、その場で消費されるために用意される食品や飲料の販売サービスについて課税される。  税率は、4%、8%、16%																					
炭素税	エネルギー源として、燃焼に利用される化石燃料（あらゆる石油製品とガス）の販売のための輸入、自家消費のための輸入、販売、回収に課税される。  各燃料の二酸化炭素排出ファクターに従い、料金が特定されるが、これは燃料の量や重さに従い、熱量単位ごとの単位量（二酸化炭素のキログラム数）で計算される。 <table border="1" data-bbox="539 1077 1254 1346"> <thead> <tr> <th>化石燃料</th> <th>単位</th> <th>単位料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天然ガス</td> <td>立法メートル</td> <td>29ペソ</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス</td> <td>ガロン</td> <td>95ペソ</td> </tr> <tr> <td>ガソリン</td> <td>ガロン</td> <td>135ペソ</td> </tr> <tr> <td>灯油、ジェット燃料</td> <td>ガロン</td> <td>148ペソ</td> </tr> <tr> <td>軽油</td> <td>ガロン</td> <td>152ペソ</td> </tr> <tr> <td>燃料油</td> <td>ガロン</td> <td>177ペソ</td> </tr> </tbody> </table>	化石燃料	単位	単位料金	天然ガス	立法メートル	29ペソ	液化石油ガス	ガロン	95ペソ	ガソリン	ガロン	135ペソ	灯油、ジェット燃料	ガロン	148ペソ	軽油	ガロン	152ペソ	燃料油	ガロン	177ペソ
化石燃料	単位	単位料金																				
天然ガス	立法メートル	29ペソ																				
液化石油ガス	ガロン	95ペソ																				
ガソリン	ガロン	135ペソ																				
灯油、ジェット燃料	ガロン	148ペソ																				
軽油	ガロン	152ペソ																				
燃料油	ガロン	177ペソ																				

地方税	
名目	概要
商業工業税 (ICA)	当該自治体内で実施される工業、商業、サービス業活動について課税。課税率は自治体により以下の様に異なる： 工業活動：0.2%から0.7% 商業、サービス活動：0.2から1%
固定資産税	所有不動産価格に対して課税され、税率は、不動産の所在する自治体により異なり、0.5%から1.6%。
登記税	登記種別により、0.1%から1%。

海外での支払い	
名目	概要
純利益に対する余剰推定所得についての補償	続く5年間に補償が認められる。
財務損失補償	課税年度2017年以降に派生する財務損失は、続く12年間に得られる通常の純利益により補償できるが、推定所得には関わりない。

	課税年度2016年までの財務損失は、2016年まで有効な税制度により補償できる。
税額控除	<p>主な税額控除の対象となるのは以下の通り：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 海外で支払った税。</li> <li>ii. 正規の雇用創出に掛かる財政負担金。</li> <li>iii. 環境の管理、保全、改善にかかる投資。</li> <li>iv. 研究、技術開発、技術革新に掛かる投資。</li> <li>v. 特別制度に属する非営利組織への寄付。</li> </ul>
所得にかかる租税条約締結国：スペイン、チリ、スイス、カナダ、メキシコ、韓国、インド、ポルトガル、チェコ共和国、アンデス共同体諸国（ボリビア、エクアドル、ペルー）	外国投資の保護については、第1章「投資にかかる規制」を参照のこと。
移転価格	海外に関連する両者間での取引に適用。これには、国内にある恒常的な施設、支店、フリートレードゾーン間での取引も含まれる。

コロンビアの税制度は、国税、地方税（県、市）を設けている。

主な国税は、所得・臨時利益税、付加価値税（IVA）、消費税、金融取引税（GMF）である。主な地方税（県、市）は、工業商業税（ICA）、固定資産税、登記税。

## 7.1. 所得および臨時利益税

明確に課税対象から除外されていない、対象課税年度に得られた納税者の純資産の増加に対して課税される。

所得税は国税であり、納税者が、通常取引や臨時取引で得られた利益について課される税である。

臨時利益税は、所得税を補足するもので、会社により一時的に得られた特定の収入に対して課税される。課税対象となるのは、2年以上所有した固定資産の譲渡による収入、寄付や贈与、遺産相続、2年以上存続した会社の清算による利益、クジや賭けなどによる利益である。

### 7.1.1. 税の概要

資産、負債、資本、所得、費用および支出の価値について、所得税を決定するために、納税者は、コロンビアで実施されている会計の技術的な基準に従い会計を維持する義務がある。

資産、負債、資本、収益、費用および支出については、会計の累積または発生基準を考慮に入れなければならない。

税制上の収入とは、人々の資産の増加となる資源（金銭または財）の取得である。

コロンビアペソが、税務上の通貨として定義されている。

原則として、収入、費用および支出は、発生が認識された際に課税されるが、例外がある。

国内企業およびコロンビアに居住する個人は、国内および海外で得た収入、資産および臨時利益について課税される。

国内企業とは：i) コロンビアで設立された会社、ii) コロンビアに本拠地がある会社、iii) コロンビアに経営拠点がある会社。

居住者とは：

- i. 連続した365日の間に、出入国日も含め、連続あるいは断続的に183日以上滞在している場合。1年や課税年度1年を超える場合でも、連続あるいは非連続に183日以上滞在した時点で、居住者と考慮される。
- ii. 1年あるいは課税年度1年の間、その生活、収入、ビジネスをコロンビアで中心的に行った内国人。外国に居住しておりそこで収入の大半を得た場合、または外国に大半の資本がある場合は除く。

外国企業は、恒常的に存在する施設や支店を通じて、あるいは直接的にコロンビアで得た収入や資産に関し、所得税が課税される。

所得税は毎年支払われる。会計年度は1月1日から12月31日である。会社の清算や、相続など一時的なもの、外国投資家によるコロンビアでの株の譲渡などは、その時期に応じて課税される。

### 7.1.2. 国内所得

コロンビアの法律は、国内所得を以下のように定めている。

- 国内の有形および無形資産から得た利益
- コロンビア国内で役務提供によって得た利益。
- 譲渡時に国内にあった有形および無形資産の譲渡から得た利益。
- 居住者の海外借り入れから生じる利益、また、国際リース契約の賃料の金融コスト。
- 国内外を問わず、コロンビア居住者のために提供された、技術的サービス、技術支援、コンサルティングサービス、経営サービスによって得た利益。

### 7.1.3. 国内所得と見なされない所得

国内所得と見なされない所得は以下の通り。

- 商品輸入に掛かる貸付。これは期間が24カ月以内のものに限る。
- 国外で提供した機器の修理やメンテナンスにかかる技術的サービスから得た利益。
- コロンビアの発行人によって発行され、国外で取引された有価証券、債券、その他の債務証券から得た利益。
- 金融組合、ファイナンス会社、コロンビア貿易銀行(BANCOLDEX)、コロンビア農業銀行 (FINAGRO)、地方開発銀行 (FINDETER)、その他コロンビアの法律に則り設立されている金融機関が国外で得た貸付け。
- 海外で公共機関のために提供された人材研修サービスから得た利益。
- グアビアレ、パウペス、プトゥマヨ、アマソナス県にある、DIAN (国税庁) に認められた海港あるいは河川港に位置する国際物流センターに海外から運ばれた、外国企業あるいは国内非居住者が所有する商品譲渡による利益。

### 7.1.4. 税率および課税基準

所得申告の義務がある国内企業、外国企業の恒常的な施設、外国法人、非居住外国法人に対する所得税率は、2017年は34%、2018年以降は33%である。

更に、2017年と2018年については、課税対象所得が800,000,000ペソ (約271,186ドル相当) を超える納税者には、2017年が6%、2018年が4%の所得税上乗せ課税率がかかる。

フリートレードゾーン利用者の法人については、所得税率は20%である (商業利用者は除く)。

また現在、サンアンドレス、プロビデンス、サンタカタリーナ諸島県で行われる特定の

活動やサービスについては所得税が免除となっている。

コロンビアの税制では、所得税の課税対象の決定方法に通常システム、推定所得システム、資産比較システムの3種類を適用している。

#### 7.1.4.1. 通常システム

この方法では、暦年もしくは課税対象年度に得た、明確に除外対象となっておらず、資産の増加をもたらしたと考慮される、すべての収入、通常所得および臨時所得が対象となる。総収入より還付、減損、減価を除き、純利益を算出する。純利益から経費を除き、税引前利益を算出。ここから控除額を差し引き、当期純利益が算出される。法的に例外と定められている場合を除き、税引前当期利益が課税対象所得となり、法律で定められた税率が課される。

通常システムによる当期純利益の算定方法は以下の通りである。

総収入（通常収入および臨時収入）

（－） 所得および臨時利益と見なされない収入

（－） 還付、減損および減価

= 純利益

（－） 経費

= 税引前当期利益

（－） 税控除

= 当期純利益

#### 7.1.4.2. 推定所得システム

推定所得システムは、納税者の当期純利益は、課税対象年前年の12月31日の流動資産額の3.5%を下回らない、という推測に基づく。当期純利益が推定所得を下回る場合、所得税は、推定所得に基づき支払われる。

この推定所得システムは、以下の活動に従事する企業や、以下の条件にある企業には適用されない：

- － 家庭用公共サービス。
- － 年金や退職金の投資基金、有価証券基金、共同基金。
- － 市街地の公共交通サービス（大量輸送）。
- － 発電の補完的な活動を展開する公共サービス。
- － 排水処理や清掃サービスに従事する公社。
- － 宗教団体。
- － 最初の3年間に清算状態にある会社。
- － 清算が決定、あるいは買収対象となっている、金融監督局の管理監視下にある会社。
- － 公的補助金付き住宅として市街化される予定の自治体の土地の銀行。
- － 商工会議所が参加の大半を占めるイベント会場やコンベンションセンター、および公営、あるいは政府の51%以上の資本参加がある第三セクターの工業・商業会社。これらは、商工観光省に然るべく認可されているものに限る。
- － 貸付会社の所有あるいは取得する非生産資産の購入、譲渡および管理を主な目的とする公営の株式会社。
- － 鉱業（炭化水素を除く）のみに従事する会社の関連資産。非営利の財団、協会、組合に運営される保健、教育、スポーツ、研究活動。
- － 新しいホテルまたは改築・増築されたホテルで提供されるサービス。
- － 環境省に認証されたエコツーリズムサービス。

推定所得の計算方法を以下に述べる。

前年12月31日時点の流動資産  
国内会社の株や出資額の純資産額  
（一）不可抗力の事象により影響を受けた財の純資産額  
（一）非生産期の会社の財の純資産額  
（×）3.5%  
＝推定所得暫定額  
（＋）除外資産により発生した課税所得  
＝推定所得額

推定所得を基準として税額が決定された場合、次の5年間に、当期純利益に対する推定所得の過剰額を補償できる権利がある。

#### 7.1.4.3. 資産比較システム

資産比較システムに基づく所得税の決定方法は、以下の考え方に基づく。前年の資産と比較した、申告資産の増加分は、適切な証拠により正当化されていないため、費用や支出を差し引くことなく、純利益として課税対象となる。

#### 7.1.5. 所得とならない収入

課税対象とならない収入が法律によって定められている。これには、損害保険による賠償金、農地の破壊や再生、害虫防除による賠償金、政党や政治運動、政治キャンペーンへの寄付。

上記にかかわらず、所得および臨時利益が非課税対象となるか否かについては、個別に確認する必要がある。

#### 7.1.6. 控除可能な経費、費用およびその他の控除

経費とは、財の取得や生産、あるいは役務提供と直接関係する支出で、これらは、対応する会計年度中に発生もしくは支払われ、納税者の生産活動に直接関係している場合に限り、所得税控除の対象となる。

費用とは、管理、研究、資金調達など、納税者による課税対象活動の実施に裨益する支出である。経費の場合と同様の理由、割合、必要性の基準が適用される。

2018年1月1日以降、現金で支払われた経費や費用の控除可能額は、以下の金額未満のものに限られる：i) 該当する会計年度に現金で行われた支払の一定割合、ii) 一定のUVT額、iii) 該当する会計年度に納税者による経費や費用の一定割合。この規制は、その他の方法による義務の支払いに関わる控除には適用できない（例えば、代償譲渡、補償など）。

税制度では、以下の様に、特定の経費や費用について個別にルールを定めている。

#### 7.1.7. 給与および財政負担金

労働者に支払われる賃金は、雇用主が源泉徴収を行い、社会保障制度や財政負担金（コロンビア家族福祉院、国立職業訓練庁、家族補償公庫）への負担金を支払っている場合のみ控除の対象となる。

課税対象年度の福利厚生費や財政負担金の名目で徴収された支出も、これが所得税申告提出前に、実際に支払われている場合、控除対象となる。

#### 7.1.8. 支払済の税金

納税者が負担する国税、県税、市税の内、以下のものだけが控除可能である：

- 対象会計年度に支払われた工業・商業税、広告・掲示税、固定資産税の100%。
- 当該年度に支払済の金融取引税（GMF）50%。

- 19%が課税された資本財の取得や輸入に支払われた付加価値税（IVA）は、支払いが行われた年度に控除可能。

#### 7.1.9. 利子

第三者に支払われた利子は、対象課税年度に当局が銀行等に許可している最高利率を超えない場合に限り、控除対象となる。この最高利率は、毎年金融監督局により認可される。

公共サービスインフラや住宅プロジェクトへの資金調達を除き、所得税の納税者は、課税年度の平均借入総額が、課税年度前年の12月31日時点の流動資産の3倍を超えない場合、借入金の利子を控除できる。

借り入れ算定には、借入資本額と、該当する課税年度の借り入れ日数を考慮する必要がある。この制限は、法人設立年には適用されない。これは前年の流動資産がないためである。

#### 7.1.10. 国外での費用

国外での経費や費用は、上記の一般的な基準を満たし、適用される源泉徴収が行われている場合、控除対象となる。

次の場合は、源泉徴収税の支払いがされていなくても控除対象となる。

- コロンビアが、非差別の条項を含む租税条約を締結している国の居住者との取引に起因する海外での経費や費用。
- コロンビアの納税者にとっての、外国起源の課税対象所得と関係する海外での経費や費用。
- 海外での会社の動産の購入。

国内源泉の所得取得のための国外での経費や控除は、経費や控除を差し引く前の納税者の純所得の15%を超えてはならない。

コロンビア国内で形成される無形物の開発による支払い、フリートレードゾーンへの支払い、国外の経済的な関係者へのロイヤルティによる支払いの控除はできない。また、最終商品の取得と関連するロイヤルティ支払いも控除できない。

技術輸入契約締結後6カ月以内に、税務当局に当該契約を登録しなければならない。契約の変更の場合には、変更から3カ月以内にこれを実施する必要がある。技術輸入契約に起因する支払いを控除するには、この登録が必要である。

研究、技術開発や革新への投資は、実施年の所得税から控除可能である。これは、国家経済社会政策審議会（CONPES）の基準に従う場合に限る。控除や減税は、年ごとに限定される。

#### 7.1.11. 財務損失の補償

財務損失に対し、推定所得を損なうことなく、それ以降の課税対象期間12年間に取得された経常純利益をもって埋め合わせる権利が認められている。財務損失は、共同出資者に譲渡することはできない。

2016年までに発生した財務損失は、2016年の制度により補償することができる。

合併および分社のプロセスにおいては、吸収する側または新会社は、経常純所得をもって合併もしくは分社した会社の損失を埋め合わせることができる。ただし、吸収した側もしくは合併または分社によってできた新会社の資産における合併もしくは分社した会社の出資額相当が限度額となる。

#### 7.1.12. 投資の償却

2016年法律第1819号は、投資の償却のための移行制度を定めており、それによると、特別償却ルールが存在しなかった、前述の法律の発効時（2017年1月）に償却を予定している資産の残高は、償却期間の残りの期間中、改正前の税法第143条第1項の規定に従い、均等配分のシステムを適用して償却される。

#### 7.1.13. 投資の控除

前払された費用は、サービスを受けるに従い、定期的に控除される。

施設の支出は、契約期間中、納税者による収入の発生から、均等な割合で定額法により控除されるが、いかなる場合においても年率20%を超えることはない。

したがって、課税年度または期間の20%限度を超える控除不可能な費用については、年度または課税期間の財務費用の20%を超過することができないため、その差額は次の会計年度に控除可能となる。

#### 7.1.14. 無形資産償却による控除

無形資産への投資とは、以下のように理解される。劣化の影響を受ける、会計手法に従って償却資産として認識されなければならない事業または活動に対して行われたまたは支払われた資金。このカテゴリーには、オペレーティング・リース対象財の改善に起因する無形固定資産、内部で形成された無形固定資産、国庫補助金に由来する無形固定資産、事業結合の一部として個別に取得された無形固定資産が含まれる。

償却のための特別な規則がない限り、以下に示す割合で償却が行われる。

- 償却基準額は、税法に従い特定される無形資産の費用となる。
- 無形資産の償却方法は、会計手法に従い決定されるが、年率は財務費用の20%を超えない。
- 無形資産が契約によって取得され、期限が設定されている場合、その償却は、その期限内、同じ割合で直線的に行われる。いずれにしても、年率は財務の20%を超えてはならない。
- 課税年度または期間に20%限度を超える控除不可能な償却費用について、その差額は、無形資産の耐用年数が終了した後の期間において、当該年度の20%を超えない範囲で控除可能である。
- 企業結合から生じる無形資産は、一般的に、償却の制限を有する。「のれん」や「善意」については、財務上の償却はできない。
- 法人または類似事業体（支店）が清算された場合、減価償却可能な無形資産の残りの財務費用は控除可能となる。
- 不動産投資は償却できない。

#### 7.1.15. 減価償却

当該課税年度にサービスを提供した場合に限り、収入を生むビジネスや活動に使われている財の消耗に起因する減価償却費を控除することができる。

所有物、恒常、機器、投資による保有物の財務費用は、購入価格と、その資産を使用する間に小実直接費用の合計である。

所得税に関しては、納税者は、資産の財務費用から、残りの耐用年数における価値を差し引いて減価償却を行う。

減価償却方法は、会計手法に定められている。

減価償却率は、会計手法により特定される率と、下記の政府が定める率（最大年間減価償



却率は、2.22%から33%) の、低い方を適用する。

減価償却対象の財	最大減価償却率
建設物、建物	2.22%
水道、プラント、ネットワーク	2.50%
道路	2.50%
航空機	3.33%
鉄道機器	5.00%
河川交通機器	6.67%
武器、監視機器	10.00%
電気機器	10.00%
陸上輸送機器	10.00%
機械、器具	10.00%
家具、備品	10.00%
医療・科学機器	12.50%
容器、包装、ツール	20.00%
コンピューター機器	20.00%
データ処理ネットワーク	20.00%
通信機器	20.00%

#### 7.1.16. 為替差損益

為替差益は、実際に両替が行われた際に有効となる。2016年12月31日時点において外貨で有する資産や負債額、および外貨による株式投資額を換算するための具体的なルールがある。

#### 7.1.17. 所得税が免除となる活動

以下の活動による所得には、所得税が免除される：

- CAN（アンデス共同体）決定第578号によるもの。
- 新規の植林プランテーション、エネルギー販売。
- 2016年から10年間に人口が20万人までの市に建設された新しいホテル、増築あるいは改築されたホテルのサービスについては20年間免税となる。

#### 7.1.18. 税額控除

法律では、直接所得税額から控除できるいくつかの名目を定めている。各名目についての控除額を調べる必要があるが、控除額合計が、納税者の推定所得システムによって算定される税額の75%を超えてはならない。

法で定められた税額控除には、以下のようなものがある。

- 海外で支払われた税金。所得税の納入者であり、源泉国で所得税の対象となる外国源泉所得を受け取る国内に居住する個人、国内会社や団体は、法律で定められた算式と条件を適用し、コロンビアの所得税額から、同じ収入について海外で納めた税額を差し引く権利を有する。

海外から受けた配当所得の場合、控除できる税額は、この配当を行うと同時に配当を受けもする（関節与信）事業体あるいはその子会社が、得た利益に科された税率に、配当時の配当額あるいは利益額（直接与信）を掛けて得る結果であり、法律に定められた条件と算式を適用して得る。納税者は、配当を受ける会社または団体に資本参加していることを証明しなければならない。関節与信の場合、固定資産であろうと間接的な参加があり、その資産を2年間保有していたことを証明しなければならない。

一課税年度に利用できない税額控除は、続く課税年度4年間に利用することができる。

海外で支払った税額について、納税者は、納税証明書あるいは別の適切な証拠により示さなければならない。

いずれにしても、控除額は、同じ所得についてコロンビアで支払うべき税額を超えることはできない。

- 寄付。所得税の特別制度下にある非営利団体、および税法22条および23条で言及する非納税者団体に行われた寄付については、当該課税年度に寄付された金額の25%相当の税額を控除することができる。この場合、この寄付は控除されない。その措置については、施行規則がまだ決まっていない。
- 2015年のCONPES（経済社会政策審議会）3834号文書により定められた基準と条件に従い、研究、技術開発や革新など、科学技術に関する税制優遇措置国家審議会によって認められるプロジェクトへの投資を行う企業は、投資が行われた課税年度にそのプロジェクトに投資した金額の25%に相当する税額を所得税額から控除することができる。
- 更に、企業は、研究、技術開発、革新について行う投資を、当該課税年度に控除することができる（7.1.11参照）。
- 環境の管理および改善への投資。環境の管理、保全、改善に直接投資を行う法人は、投資が行われた課税年度に投資額の25%に相当する税額を所得税から差し引くことができる。環境当局により要求された投資には、この措置は適用できない。
- その他の適用可能な税額控除：航空輸送、海上輸送のコロンビア企業に対する控除、再植林地域での樹木の栽培にかかる控除、第一次産業のための重機の輸入にかかる付加価値税（IVA）の控除、上場アグロインダストリー会社の株への投資についての控除。

#### 7.1.19. 外国管理組織（ECE）

直接または間接に、外国管理組織（ECE）の資本金またはその結果に10%以上の参加を有するコロンビアに居住する自然人および法人に適用される制度。

ECEは、コロンビアの居住者ではなく、移転価格制度に関連する組織や団体とみなされる条件を満たす、企業、自治資産、信託、集団投資基金などの投資機関である。

ECE制度の対象となる納税者は、所得税の目的上、ECEの資本またはECEの結果に占める割合に応じて、コロンビアへの分配を待つことなく、ECEが取得した受動的所得から得られる利益を直ちに認識しなければならない。

受動的所得とは、i) 会社や投資機関の配当や利益の分配、利益分配を行う投資機関や会社が、コロンビア居住者により間接的に管理されている場合に限る、ii) 金利や金銭による返済、iii) 無形資産の利用による収入、iv) 受動的所得を生み出す資産の譲渡による収入、v) 不動産の譲渡または賃貸収入、vi) ECEの住居または所在地以外の管轄区域において実施された清算や消費、および関連人物から取得（または譲渡）された有形固定資産の購入または売却による収入、vii) ECEの居住地または所在地以外の管轄区域における技術サービス、技術支援、行政サービス、工学サービス、建築サービス、科学サービス、専門サービス、工業的および商業サービスの提供による収入。

ECE制度による課税対象収入を認識すべきコロンビア居住者は、当該所得に関して海外で納税された税金に対して税額控除を請求することができる。過去にECE制度の下で、コロンビアで課税されていたECEから配当された配当金または利益は、その国で受領された時点で所得または臨時利益を構成しない収益とみなされる。

#### 7.1.20. 移転価格

次の所得税の納税者は、移転価格制度の対象となる：i) 海外の経済関係者との取引またはオペレーションを行う、ii) 国の税関領域（TAN）に位置、所在、居住し、フリーゾーンに所在する関連当事者との取引を行う、iii) 租税回避地（タックス・ヘイブン）に居住、位置、所在する、あるいは税の優遇制度に属する個人、会社、事業体または企業との取引を行う。

さらに、非居住者または外国法人や企業、外国企業の代理店や支店の恒久的施設で、以下と取引を行う所得税の納税者は、移転価格制度の対象となる：i) 海外関係者、ii) フリートレードゾーンに所在する者、iii) 租税回避地（タックス・ヘイブン）に居住、位置、所在する、あるいは税の優遇制度に属する個人、会社、事業体または企業。

納税者は、独立した両者間、あるいは独立した他社との比較可能な取引で利用された条件を考慮して、その収入、費用、控除を特定しなければならない。つまり、その取引は、市場価値基準に即し、競争原理に即していなければならない（アームズ・レングス [独立当事者間] 原則）。

所得税、特に移転価格制度の適用のために、法律は以下の場合に関連があるとみなしている。i) 従属、ii) 支店、iii) 代理店、iv) 恒久的施設、vi) その他経済的連帯。独立した第三者を仲介者として利用して、関係者間で行われる取引で、粗収入の50%以上が、個別にあるいは共同で共同経営者や株主から発生している場合、あるいは、コンソーシアム、一時的組合、共同口座、法人を生み出さないその他の連合形式が存在する場合。

コロンビアの移転価格にかかる法律は、OECD移転価格ガイドラインに基づいて作成され、2004年に発効している。しかし、このガイドラインは、解釈の補足であり、これに縛られるものではない。

##### 7.1.20.1. 移転価格制度の義務

個人あるいは法人、または恒常的施設を持つ所得税納税者で、前年に以下の条件を満たしている場合、該当課税年度に経済的関係者に行ったすべての取引について、情報提供のための届け出を行う義務がある：i) 100,000UVT（租税価格単位）を超える資産がある場合（2018年度で1,123,932ドル相当）、ii) 61,000UVT（2018年度で685,599ドル相当）を超える粗収入がある場合。

他方、当該課税年度に累積額で61,000UVT（2018年度で685,599ドル相当）を超える取引を経済関係者に行った者は、多国籍グループ全体の報告書と、それぞれの取引についての報告書を含む、取引の証となる文書を用意し、提出しなければならない。書類提出が必要なのは、取引種別ごとに、年間の累積取引金額が32,000UVT（2018年度で約359,658ドル相当）を超える取引についてのみのである。

租税回避地（タックス・ヘイブン）に居住、位置、所在する、あるいは税の優遇制度に属する個人、会社、事業体または企業との取引を行う納税者は、それらとの取引累積額が10,000UVT（2018年度で112,393ドル相当）を超えない場合に限り、これら書類の準備や提出の必要がない。

書類提出の目的は、移転価格制度が適切に適用されていることを確認するためであり、これらの書類は、i) 作成した翌年1月1日から5年間、あるいはii) 所得税申告が確定されるまでの、いずれか、より長い期間保存しなければならない。

課税年度2016年から、以下の仮定のいずれかを満たす納税者は、多国籍企業の収入全体および支払われた税金に関する情報を含む、国ごとの報告書を提出しなければならない：

ー以下の条件を満たす多国籍グループの管理組織：

- i. コロンビア居住者である、
- ii. 外国に位置、あるいは住所がある、子会社、関連会社、支店、あるいは恒常的施設を有する、
- iii. 外国に所在する別の企業の子会社ではない、
- iv. 連結財務諸表を作成、提出、公開する義務がある、
- v. 課税年度前年に、81,000,000UVT（約910,385,085ドル）以上の収入がある。

ー税関領域（TAN）に所在する機関、あるいは国内に恒常的施設を有する外国居住者で、外国に所在する多国籍グループの管理組織から、国別報告書の世紀人者と指名された者：

ー海外に本部が所在し、以下の条件を満たす同一の多国籍グループに属する、国内に位置、あるいは居住する一つ以上の機関または恒常的施設：

- i. 多国籍グループの連結経常利益の中に、共同で占める割合が20%以上の場合、
- ii. 本社が、居住国で国別報告書を提出していない場合、
- iii. 多国籍グループが、課税年度前年に81,000,000UVT（約910,385,085ドル）以上の連結経常利益がある場合。

コロンビア納税者が、二次的義務を有する場合でも、法律には、税務管理者による通知義務は定められていない。

#### 7.1.20.2. 比較可能性の基準と分析方法

コロンビアの法律では、関係者間で行われる取引での利益率や価格を特定するために、納税者は以下のいずれかの方法を使用できると定めている：

- ー統制されていない比較可能な価格。
- ー再販売価格。
- ー追加費用。
- ー取引単位営業利益
- ー利益分配。

どの分析方法が適切かを特定するには、以下の基準を鑑みる必要がある：i) 詳細機能分析に基づく、管理あるいは分析対象の取引事実や条件、ii) 特に独立した第三者間での取引に関する信頼できる情報の可用性、iii) 独立した取引に対して、管理対象の取引の比較可能性度、iv) 独立取引と関係者間取引の差異を無くすために必要な比較可能性の調整の信頼性。

上記に関わらず、中古固定資産の購入取引や、商品取引など、特定の取引についての移転価格計算方法の適用を、法律では定めている。

- a) コロンビアの規則では、中古資産の購入取引に、統制されていない比較可能な価格手法を適用するには、第三者からの購入時点における新規資産の購入領収書を提出しなければならない、コロンビアの会計規則に従い、取引日までの減価償却算定を行う必要がある。第三者の領収書がなく、購入時の状態とは異なる状態で譲渡された資産である場合、会社と労使関係がない専門家による行われた技術的査定結果を提出することができる。
- b) 2017年以降適用される規則では、商品に関する取引分析に最も適した手法は、統制されていない比較可能な価格分析であると定められており、また、適用のための具体的な基準も定められている。両者間で合意された日付や見積もり期間などの項目を考慮し、独立者間で実施された比較可能な取引、国内価格、国際価格などを参考にしなければならない。価格設定に使用された日付は、契約書、応札書、受入れ書、その他の信頼性がある関連書類で示す必要があり、また、条件は、同様の条件で、独立者間で行われた実際の取引と整合していなければならない。これらの証拠がなく、価格設定日が、市場の

動向と一致していない場合、租税当局は、船積書類やその同党書類に記録された船積み日を取引日と考慮する。

その他の取引に関しては、納税者は、以下の基準に従い、移転価格に関してふたつの取引が比較可能かどうかを特定しなければならない：

- 取引の性質、
- 経済活動や機能、
- 契約条件、
- 経済条件や市場条件、
- ビジネス戦略。

いくつかの種類の取引については、コロンビアの法律では、移転価格分析について取引の比較可能性を特定するための特別な方法を定めている：

- a) 金融取引に関して、コロンビアの法律では、元本、期間、債務者の信用格付け、保証、支払能力、合意された金利などの比較可能要素を考慮する必要があると定めている。さらに、合意された金利にかかわらず、上記の比較可能性の要素が満たされていない場合、利払いは控除されないことが規定されている。これは、融資業務の条件が市場の一般的な条件と合致しない場合、融資とみなされるのではなく、資本拠出とみなされるためである。
- b) 証券取引所に上場されていない株式の売買取引または比較可能性の点で困難なその他の資産の譲渡業務の場合、コロンビアの法律では、金融評価方法を使用する必要があると定めている。資産価値や内在価値を、評価手法として使用することはできない。

また、コロンビアの法律では、内部の比較可能取引がある場合には、それらが納税者の優先事項として考慮しなければならないと定められている。

コロンビア企業にとって経費または費用となるサービスと関連する業務に関しては、完全競争の原則に準拠するだけでなく、実際のサービス提供について、次のような便益分析や関連要因を含み、示す必要がある：i) 対象者へのサービス価格、ii) 独立した者が支払うことができる金額、iii) 提供者が負担する費用、iv) サービスの請求書の裏付けとなる契約書、書式、方法の特定。

#### 7.1.20.3. 罰則制度

移転価格制度に関する罰則としては、届け出や証拠書類の提出義務に関して、罰則が定められている。

証拠書類に関しては、以下の場合に罰則が生じる：i) 証拠書類の提出の遅滞、ii) 提出された情報の不一致（誤り、要求事項と異なる内容、制度の適用が確認できない書類など）、iii) 証拠書類の不提出、iv) 証拠書類の情報省略、v) 証拠書類の修正。

届け出については、以下の場合に罰則が生じる：i) 提出時期の遅滞、ii) 証拠書類に関する届け出情報の不一致、iii) 届け出の中での情報省略、iv) 届け出の不提出。

#### 7.1.20.4. 移転価格制度の範囲

移転価格制度は、コロンビアで所得税納税者が行うその他の行為にも適用される。例えば、i) 寄付額に関わらない、無形資産の寄付。移転価格の届け出が提出されなければならない、ii) 恒常的施設に起因する所得や臨時利益の特定。これは機能、資産、リスク、人員の基準に基づき実施しなければならない、iii) 税務問題での乱用を免れるための証拠。移転価格手法に従い、価格や報酬は、市場の基準の中で定められなければならない、iv) 会社更

生、v) 外国会社や機関への現物寄付や産業での寄付。

#### 7.1.21. 臨時利益

臨時利益税は、所得税の補完的な税として、法によって規定されている特定の取引によって得られる所得に課税される。

臨時利益は、通常所得と異なるグループとみなされ、それゆえ、別の方法で算定される。つまり、他の名目の費用や控除を差し引くことはできず、また、損失が同一の課税年度に発生した場合を除き、この所得で財務損失を補うこともできない。

臨時利益税の対象となる主な所得は以下の通り。

- 2年以上所有している固定資産の譲渡による所得。
- いかなる形態の会社の投資済み資本の超過にかかる清算による所得。得た所得が定収入や準備金、課税対象でない配当金のような分配可能な商業的利益ではなく、清算時点で会社が2年以上存続している場合。
- 相続、遺産、寄付によって得た所得、配偶者への配分として受け取った場合等。
- 宝くじ、賞金、福引き等から得た所得。
- 無償で行われるその他の法的行為による利益。

臨時利益の起源や、資産の種類に関わりなく、臨時利益にかかる税率は10%である。ただし、宝くじ、賞金、福引などについては20%である。

#### 7.1.22. 源泉徴収

コロンビアの税制では、税の事前徴収のメカニズムとして源泉徴収制度を設けている。これは、該当する税の対象となる活動にのみ適用される。

税金の源泉徴収を行わなければならないと明確に定められている行為や取引を行う法人が、源泉徴収義務者となる。

源泉徴収義務者の主たる義務は、該当する徴収を行い、政府が決めた場所と期間に払い込み、毎月の源泉徴収の申告を提出し、徴収証明を発行することである。

国内の会社間、国内の居住者間での取引にかかる徴収率は、1%から20%の間である。

コロンビア源泉の所得を、コロンビアに所在しない期間に支払う場合、適用される主な名目の源泉徴収税率は以下の通りである。

海外への支払い	
名目	徴収率
(コロンビアまたは海外で提供された) 技術サービス、技術支援、コンサルティングサービスの支払い	15%
低税率あるいは無税で、コロンビアの税制優遇制度に属する非協力管轄域と考慮される管轄域の居住者あるいは所在する機関により提供されたサービスの支払い	2017年まで：34% 2018年以降：33%
(コロンビアあるいは海外で提供された) 一般的サービスによる間接費	15%
その他のコロンビアで提供されたサービス	15%
無形物の購入や開発によるロイヤルティ	15%
ソフトウェアのライセンス	26.4%
利子	15% 8%*
国際輸送	5%

\*一定の要件を満たすインフラプロジェクトの資金調達。

適用される源泉徴収率は、該当する取引の性質により異なる。租税条約締結国間で実施される取引の場合、ケースごとに調査する必要がある。同様に、海外で行われた支払の控除について、追加の要件が発生する場合もある（例えば、DIANに対し契約を登録する、あるいは、為替制度の要件を満たす、あるいは、支払いに源泉徴収が行われていない場合、控除に制限がかかる、など）。

### 7.1.23. 所得税の自己賦課

2017年1月1日から、以下の条件を満たす納税者は、所得税の自己賦課者としての資格を有する：

1. 国内企業、外国企業、あるいは恒常的施設であること、
2. 法定最低賃金月額10カ月分未満の給与を受ける従業員に関して、社会保障制度や財政負担金の支払いを免除されていること。

この自己賦課は、所得税の対象納税者に行われる支払いや口座への振り込みごとに、清算しなければならない。税率は、経済活動の種類により、0.4%から1.6%である。

自己賦課の責任者は、政府が定める期間内に、毎月自己賦課を申告し、支払わなければならない。

自己賦課は、前項に記載された源泉徴収とは独立して、適用される。

## 7.2. 付加価値税 (IVA)

付加価値税 (IVA) は、以下に課される国税である。

- 明確に除外されているものを除く、動産や不動産の販売、
- 工業所有権と関連する無形資産の権利の売却や譲渡、
- 明確に除外されているものを除く、国内で、あるいは海外から提供されたサービス。
- 明確に除外されていない動産の輸入、
- インターネットでのみ取引されるクジや福引、宝くじを除く、クジや福引の販売、流通、取引。

サービスが海外から提供された場合でも、その対象者や受益者が国内にいる場合、IVAの課税対象となる。当該規則に、受益者が国内にいる場合について定義されている。

住居用の不動産を除く固定資産、第三者の名前や負担で販売されるその他の固定資産や自動車は、IVAの対象とならない。しかし、価格が26,800UVT（約301,214ドル相当）を超える住宅の初回販売にかかる税率は5%である。

### 7.2.2. IVA支払い責任者

以下の販売、サービス提供、輸入取引を行う者は、IVA支払いの責任者である：

- 流通業者または製造者に関わらない、販売業者。
- この税の対象外となっていないサービスを提供する者。
- 対象外となっていない動産輸入業者。
- 関税当局の決定により特定されている海外からのサービス提供者。

IVAには2つの制度がある：i) 一般制度、これは簡易制度に入らないすべての人に適用される、ii) 簡易制度、これは自然人（商業者、農業者、手工芸者、サービス提供者）に適用されるが、規則に定められた収入、資産、取引条件を満たす場合に限る。

### 7.2.3. 課税基準

課税基準は、取引価格全体であり、その提供に必要な財やサービスも含む。更に、サービ

ス提供や販売の特定の取引については、特別な課税ベースが定められている。

#### 7.2.4. 税率

一般的なIVA税率は19%であるが、特定の財やサービスについては5%と0%の税率が定められている。

#### 7.2.5. IVAの還付

IVA責任者は、発生するIVAに対し、所得税の費用や経費と考慮される、固定資産以外の商品、サービスまたは輸入品（控除可能なIVA）の取得に支払ったIVAを貸付とみなすことができる。

以下の場合に、支払い済みのIVAを控除できる：

- 2カ月ごとに申告義務があるIVA責任者の場合には、差し引き可能な控除や税額は、それが発生した日付に該当する期間、または続く2カ月ごとの3期において、それらを控除することができ、その算定を行った機関の申告に記載しなければならない。
- 4カ月ごとに申告義務があるIVA責任者は、差し引き可能な控除や税額は、それが発生した日付に該当する期間、または次の4カ月ごとの期間に、それらを控除することができ、その算定を行った機関の申告に記載しなければならない。

発生した年または課税期間中に付加価値税に計上されなかった、税率の際から差し引き可能な税の過剰支払いによるIVA残高については、超過分が発生した所得税の申告提出の義務を履行した後、還付あるいは補償を申請することができる。

免税取引（0%関税）を実施する責任者の場合、IVA申告書で特定される残高について、2カ月ごとに還付を申請することができる。

資本財の輸入や購入に掛かる一般税率のIVAは、輸入または購入が実施された期間に、所得税の控除としてみなすことができる。これは、この裨益が、税法258-2条に定められた、繰り返しての形態で使用されない場合に限る。また、購入オプション付きの金融リースの形態で購入された財にも、契約終了時に適用することができる。

コロンビアの税当局に対し、この税の徴収と支払いの義務を負うのは、最終消費者を含み、この税を発生する取引を行う者である。

#### 7.2.6. 付加価値税の非課税もしくは控除対象

以下の取引については、付加価値税が発生せず、それゆえ購入にかかったIVA控除の権利も発生しない。

##### (a) 課税対象外商品

- 人間の食用の生きた動物の大半、植物、種、果実、その他の生鮮、あるいは冷凍の農業製品。
- 穀物、穀物粉、カカオ、手工芸品、塩、天然ガス、ビタミンなど。
- 第一次産業のための特定の機械、医療器具など。
- 価格が50UVT（約562ドル）未満のパソコン、22UVT（約247ドル）未満のインテリジェント・モバイル機器（携帯電話、タブレット等）。
- 現行の環境規則、規制、基準を履行するために必要なコントロールシステムやモニタリングシステムの建設、設置、組立、操作のための国産あるいは輸入の機材や部品。これは、環境・持続可能な開発省に、然るべく認証されているものに限る。
- ビチャダ県、グアヒラ県、グアイニア県、バウペス県と隣接する国から輸入される人の食用の食料や動物。これは、これらの県で消費されるものだけに限る。
- 政府の規則に従い、合法的に設立されたフードバンクに寄付される人の食用の食料。
- 交換のための公共輸送用の車両、自動車。この権利は、3台未満の車両を所有する小規



模輸送車だけに限られ、一度だけ、一台の交換のためだけに適用できる。この優遇措置の有効期間は2019年まで。

- 国立博物館・美術館ネットワークに所属する博物館・美術館、芸術、文化、歴史的に重要な事物を所有または管理する公的機関により購入された、芸術、文化、歴史的に重要な事物。
- アマソナス県、グアイニア県、バウペス県に持ち込まれ、販売される、人間や動物の摂取用の食料、衣服、人間や獣医が利用する衛生用品や医薬品、建設資材、自転車とその部品、オートバイとその部品、オート三輪とその部品。これらは、同じ県での消費のためだけを目的とし、オートバイやオート三輪は当該県に登録される場合に限る。最終消費者への販売にIVA適用を除外するため、政府はこれに関する施行規則を発行する予定。
- グアイニア県、アマソナス県、バウペス県、サンアンドレス・プロビデンス諸島県、アラウカ県、ビチャダ県発あるいは行きの、乗客および貨物の国内航空輸送サービスに使用される航空機の消耗品。
- コロンビア・ペルー間の条約、ブラジルとの条約の枠組みの中でアマソナス県のために購入される、あるいは持ち込まれる製品。

#### (b) 課税対象外のサービス

- 教育施設で提供される、および無形物の開発と関連するメカニズム、ロイヤルティ、認可、フランチャイズを通じて実施される、会社の社員食堂あるいは組織内の食堂を除く、食事や飲料の提供サービス。
- 公共もしくは民間の、国内もしくは国際貨物輸送。
- 国内の陸上、海上、河川の乗客の公共輸送。
- 農牧業開発のための土地改良と関連する農業活動、あるいは、その派生製品の生産や販売と関連する農業活動。
- 陸上輸送が存在しない国内の目的地への乗客の国内航空輸送。
- ガスおよび石油の輸送。
- 貸付、ファイナンシャルリースまたはリース取引による利子および収益。
- 医療、歯科、病院、臨床および検査サービス。
- 電力、上下水道、公共の場の清掃、ゴミ収集、家庭用ガス等の公共サービス。
- 政府により認可された、就学前、初等、中等、高等、特別、非正規の教育施設で提供される教育サービス、および、これらの施設に対し個人が提供する教育サービス。
- 情報技術・通信省により定められた規則に従い、コロンビアあるいは海外で提供される、デジタルコンテンツ開発のためのバーチャル教育サービス。
- ホームページ、サーバー、クラウド、プログラムや機材の遠隔メンテナンス。
- 情報通信技術省により定められた規則に従う。デジタルコンテンツの商業開発のためのソフトウェアライセンスの取得。
- 海上あるいは河川上のコロンビア国籍の船舶の修理や保守サービス。

#### (c) 課税対象外の輸入

課税対象外となる輸入は、法で定められている。付加価値税が発生しない輸入には、内国化されない輸入（一時輸入）、第一次産業向けの重機の一時的輸入、ごみ処理や環境の管理およびモニタリングのための機械の輸入、特別税関制度地域への輸入、国防のための武器弾薬、前記a) 項に記載されたものである。

#### 7.2.7. 免税取引

IVAが0%となる取引で、これら免税取引と直接関連する課税商品やサービスの購入に掛かるIVAを控除する権利が発生する。主なものは以下の通り。

- 国際販売会社に売却される商品を含む、法律や規則で定められた条件での商品やサービスの輸出。
- 政府観光登録に登録されている代理店やホテルによって販売された、海外居住者に対してコロンビアで利用されるために提供される観光サービス。

- 税関領域から、フリートレードゾーン利用者に対して、あるいはフリートレードゾーン利用者間で販売される原料、部品、材料、最終製品。これは、それらが、利用者の会社目的の推進に必要な場合に限る。
- 社会経済階層（エストラート）が1および2の加入居住者の固定ネットワークからのインターネット接続サービス。
- 生産者により行われる、生鮮あるいは冷凍の牛肉、豚肉、羊肉、ヤギ肉、特定の鶏肉、卵、牛乳、魚の販売。

また、国内でビジネスや活動のない企業や個人により海外でのみ利用される、あるいは消費されるために、コロンビアで提供されたサービスも、IVA免除となる。この免除の適用を受けるためには、特定の条件を満たさなければならない。

#### 7.2.8. 付加価値税の算出

税額は、課税対象取引によって発生した税と法的に認められている減税の差によって決まる。

付加価値税の計算
課税対象取引による収入×税率
発生した税（発生したIVAと同じ税率）
(-) 減税分
支払う税額

#### 7.3. 消費税

消費税が課税されるのは次の活動である：

- 携帯電話、インターネット、モバイルナビゲーション、データサービスの提供。
- 国内生産あるいは輸入の動産販売（自動車）。
- レストラン、カフェテリア、セルフサービス、アイスクリーム店、フルーツ販売店、菓子屋、パン屋などで、その場で消費される、あるいは購入者により持ち帰られる、あるいは宅配されるために用意される食品や飲料の販売サービス、および、バー、居酒屋、ディスコ内で消費されるための食事や飲料の販売サービス。

この税は、最終消費者により輸入商品が国内化される際、商品の引き渡し時、サービス提供時、請求書やレジスターのチケット、領収書、その他責任者により最終消費者に対して同等書類が発行される時点で発生する。

消費税の責任者となるのは、携帯電話サービス提供者、食品や飲料の販売サービス提供者、最終利用者としての輸入者、消費税対象商品の販売者、中古自動車販売における専門の仲介業者である。

消費税は、付加価値税で控除できない。

消費税率は、該当する活動により、4%、8%、16%である。

#### 7.4. 金融取引税（GMF）

金融取引税（GMF）は、当座預金口座や貯蓄預金口座、中央銀行のデポジットに預金してある資金による金融取引や銀行小切手の振り出しに課税される間接税である。などである。即時に発生する税であることから、金融取引の対象となる資金の処理が発生した際に課税される。

税率は、金融取引総額の0.4%。実施された金融取引が納税者の生産活動と因果関係があるか否かにかかわらず、この税の支払総額の50%が所得税控除の対象となる。

この税は、源泉徴収により徴収されており、中央銀行および金融監督局や連帯経済監督局

の監督対象となっている、当座預金口座、貯蓄預金口座、預金口座、集団ポートフォリオがあり、また、資金の移動や処理を伴う会計上の取引が行なわれる金融機関がこの徴収を行う。

法律は、この税が免除になる一連の業務や取引を定めている。

## 7.5. 工業・商業税と広告・掲示補完税

### 7.5.1. 工業・商業税

この税は、当該地方自治体で、自然人、法人、会社により直接または間接的に実施される工業、商業、サービス業活動で得られた総収入に対して課税される市税である。

課税基準は、総収入額から、適用される控除、免除およびその他の課税対象外の項目を差し引いた額である。

税率は、各自治体によって決められるが、法により、以下の範囲で設定するように定められている。

- 工業活動：0.2～0.7%
- 商業およびサービス活動：0.2～1%

### 7.5.2. 広告・掲示補完税

この税は、地方税で、工業商業税を補完し、公共のスペースにおける看板、広告、掲示板の設置に対して課税される。看板、広告、掲示板を通じて、そのビジネスや商業名称を宣伝、通知するために公共スペースを利用する、当該自治体で工業、商業、サービス業を営む自然人、法人、会社から徴収される。

課税基準は、工業・商業税額で、税率は15%である。

## 7.6. 統一固定資産税

建物が建っているか否かにかかわらず、市街地、郊外、農村地に所在する土地、不動産の所有権、保有権、用益権に課される税である。

当該自治体における不動産の所有者、保有者、用益権者が、この税を支払う義務がある。

この税の課税基準は、以下により算定される：i) の土地評価額。これは新しい条件の見直しや、市街地および農村地の不動産評価指数（IVIUR）により、当該市が更新する、ii) 納税者が行う自己査定額。

税率は、土地の条件により異なり、また、建築面積、位置、用途によっても異なる。各不動産の経済的用途を考慮し、税率は、0.5%から1.6%となる。

この税は、対象の不動産が、納税者の所得を生む清算活動と直接関係がある場合は、所得税の申告の際に100%控除可能である。

## 7.7. 登録税

### 7.7.1. 総則

商工会議所や不動産登録事務所に登録しなければならない、すべての法的な行為、契約、取引に課される税である。

### 7.7.2. 課税ベース

課税ベースは、法的行為、契約、取引を含む書類に記載されている額である。会社設立、定款変更と関わる契約の登記、あるいは、会社の資本金の増加と関係する行為の場合、会

社資本、株式発行の超過額や会社出資金を含む、該当する拠出全額となる。

金額の記載のない書類の場合、課税ベースは、その書類の性質により決まる。

登録税に関して、金額のない行為とは、会社の合併、分割、改変、外国会社の支店の設立などである。これは、資本増加や割当金の譲渡などを伴わない場合に限る。

法的行為、契約、取引が不動産と関わる場合、金額は、そのケースにより、土地査定額、自己査定額、競売額、または落札額を下回ってはならない。

### 7.7.3. 登録税率

- 総額が明記されている、不動産登記事務所における登録の対象となる法的行為、契約、取引については、0.5～1%。
- 総額が明記されている商工会議所における登録の対象となる、法的行為、契約、取引については、0.3～0.7%。
- 総額が明記されている商工会議所における登録の対象となる、会社の株式発行や出資金割当額の超過額の増加や、それを伴う会社設立と関係する法的行為、契約、取引については、0.1～0.3%。
- 総額が明記されていない不動産登記事務所または商工会議所における登録の対象となる、法的行為、契約、取引については、法定最低賃金日額2～4日分。

不動産登記事務所、商工会議所のいずれに登録する場合でも登録税は、不動産登記事務所でのみ、清算、支払いを行わなくてはならない。

### 規則枠組み

規則	内容
税法（1989年臨時政令624号）	<p>租税に関する要素（対象となる資産や負債、発生する行為、課税ベース、税率、免税）を決定。</p> <p>所得税：認められる控除、税制上の居住地、移転価格制度、臨時利益制度等について規定。</p> <p>付加価値税（IVA）：IVA支払い責任者、特定の商品やサービスに適用される税率、課税対象外や免税、控除申請要件、一般制度、簡易制度、商品の輸出入制度、算定法などを規定。</p> <p>金融取引税（GMF）：発生する行為、適用される免除、徴収者を規定。</p> <p>また、税義務の履行と関連する主な手順を規定：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 源泉徴収</li> <li>- 税務手順</li> <li>- 租税義務不履行による罰則。</li> </ul>
1995年法律223号	<p>税の合理化と関わる主な規則を規定：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i.IVAを発生しない商品、</li> <li>ii.IVA対象外商品、</li> <li>iii.IVA免除の輸入。</li> </ul>
1983年法律14号	<p>主な地方税についての細則を規定：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 固定資産税</li> <li>- 工業商業税（ICA）</li> <li>- アルコール消費税</li> <li>- たばこ税。</li> </ul>

1915年法律84号	地方税の管理に関し、市議会および県議会に与えられた権限を規定。
2000年法律633号	国税の変更（所得税、IVA、GMF）。
2002年法律788号	税手順の変更（税制度、罰則手順、IVA免除商品、税率等）。
2010年法律1430号	GMFの発生行為と免除の変更。 地方税課税対象者と関連する事項の変更。
2012年法律1607号	税法の変更。登録税の変更。消費税の創設。ガソリン、軽油税の変更。
2013年政令3026号	コロンビアにおける恒常的施設の規定。
2013年政令3027号	コロンビアにおける過小資本の規定。
2013年政令3028号	コロンビアにおける経営拠点を有するゆえに、国内居住者と考慮される外国機関や自然人についての税務上の居住地の規定。
2013年政令3030号	移転価格に関する規則の変更。
2014年法律1739号	GMFの変更。富裕税の創設。所得税の変更。
2015年法律1753号	国会開発計画2014-2018「みんなで新しい国のために」を規定。
2015年政令1050号	2014年法律1739号21、31、41、57、70条の誤りを修正。
2015年政令1123号	2014年法律1739号35、55、56、57、58条で言及するDIANに対する手続きを規定。
2015年政令2452号	2014年法律1739号53および54条についての規定。
2016年政令1625号	税務に関する統一政令。
2016年法律1819号	税制構造改革。脱税に対するメカニズムの強化とその他の措置を規定。

## 第8章 環境規制

環境規制について、投資家は以下の4点を把握しておくべきである。

1. コロンビアには、全国環境システムがあり、これを構成しているのは、国家レベルでは環境・持続可能な開発省（MADS）、地方レベルでは地域公団（CAR）および都市環境局（AAU）、環境ライセンス庁（ANLA）その他である。
2. また、全国保護区システム（SINAP）がある。これは、国の環境を保全することを目的とした戦略やツール、関係機関、保護地域で構成されている。保護地域では、プロジェクト、工事、工業活動の実施は禁止、あるいは制限されている。
3. 環境の悪化や、景観に重要な、あるいは顕著な変化をもたらしうるプロジェクト、工事、活動の実施には、環境ライセンスの取得が必要である。該当するプロジェクト、工事、活動は、法律に厳密に定められている。環境ライセンスは、プロジェクト、工事あるいは活動の有効期限の間必要な使用、利用、あるいは再生可能な天然資源への関与を行うための、あらゆる許可、認可、あるいは権利を含む。
4. 先住民、ロム、ライサル（サンアンドレス・プロビデンス諸島の先住民）のコミュニティ、または黒人共同体が住む居住地として分類される土地でプロジェクトを実施するためには、経済、環境、社会、文化的視点からプロジェクトが引き起こしうる影響について説明し分析するために、当該コミュニティに事前協議を行わなければならない。

コロンビアには、国家や国民の義務として、以下の保護を保証するために、広範な法規、国際的な措置などを有している：

- i. 国家の自然の豊かさ。国民は健全な環境に居住する権利を有する。
- ii. 生態系のバランス、天然資源の合理的な利用と管理。
- iii. 安全と公衆衛生。
- iv. 防災。

上記のより、以下を保証することを目指している：

- 持続可能な開発。
- 環境の総合性と多様性の保全。
- 天然資源、景観、人間の健康の保護。
- 生態系に特に重要な地域の保護。
- 天然資源の合理的な利用、管理、計画。

以下に、コロンビアの環境に関する規則や機関について、外国投資家にとって最も重要な点について概要を説明する。

### 8.1. 環境ライセンス制度

環境に影響を与えうる、再生可能な天然資源に悪化をもたらしうる、あるいは、景観に重要な、あるいは顕著な変化を引き起こしうる、工事の実施、興行の設置、活動の推進には、環境ライセンスが必要となる。環境ライセンスは、法律の規定に従い、プロジェクトの管轄により、環境ライセンス庁（ANLA）、地域公団（CAR）あるいは、市や区により授与される。

環境ライセンスにより、プロジェクト、工事、あるいは活動の実施が認められるが、環境への影響を防止、緩和、修正、補償、管理するための措置が伴われる。全般的に、現行の法規に具体的に記載されている工事、プロジェクト、活動に該当する場合のみ環境ライセ

ンスが必要であり、これは、プロジェクト、工事、活動を実施する前に取得しなければならない。

環境ライセンスの付与は、行政手続きを通じて行われる。手続きは、代替案環境検討書（DAA）を提出することから始まる（当該環境当局が、この調査が必要でないと証明する場合を除く）。これには、それに基づきプロジェクト、工事、あるいは活動を実施することが可能な異なる代替案（選択肢）を評価、比較するために必要な情報が記載される。DAAに加え、環境ライセンス申請者は、環境影響調査（EIA）を提出しなければならない。ここには、該当する環境管理計画（PMA）が含まれ、ANLAにより公表されている一般的なTOR（条件）、あるいは具体的なプロジェクトや活動について策定されたTORに基づき、作成しなければならない。

図1参照。

### 図1．環境ライセンス取得プロセス

- 該当する環境当局への環境影響調査（EIA）の提出。
- 環境ライセンス取得手続きが開始。
- ↓  
(20営業日)
- ↓
- 現場訪問とEIA評価。
- ↓  
(10営業日)
- ↓
- 環境当局との会議と口頭での説明、追加情報の要請（一度のみ）。
- ↓  
(20営業日)
- ↓
- 要請情報の提出。
- ↓  
(10営業日)
- ↓
- 技術的見解や必要情報を別の機関に要請。
- ↓  
(20営業日)
- ↓
- 当該情報の送付。
- ↓  
(30営業日)
- ↓
- 環境ライセンスの授与。

合計所要時間：110営業日。（作成：2017年）

いかなる場合にも、同一のプロジェクト、工事、あるいは活動について、2つ以上の環境ライセンスが必要となることはない。鉱山開発や炭化水素開発と関係するプロジェクト、工事、あるいは活動の実施については、当該環境当局は、申請する開発エリア全体を対象とする包括的な環境ライセンスを付与する。環境ライセンスの有効期間は、プロジェクト期間と同一である。

法律に従うと、環境ライセンス取得手続きには、営業日で約110日間がかかる。それに加えて、発生しうる不足を修正したり、改めるためたりするために必要な時間がかかる。

2014年政令2041号により、環境当局に対する口頭での説明会が含まれた。ここで、実施を計画するプロジェクトについて説明しなければならない。この説明会で、環境調査に適用可能な基準を明らかにする必要がある。これは、環境当局、ライセンス申請者、当事者間での接近を図ることで、環境ライセンスの取得手続きの迅速化しようとするものである。

申請者は、政府により定められた料金に従い、環境手続き申請の評価料を支払い、環境履行報告書を6か月ごとに提出しなければならない。環境当局は、この報告書に基づき、該当するフォローアップを行う。

## 8.2. 環境許可

環境ライセンスを取得しているかどうかに関わらず、特定のプロジェクト、工事、あるいは活動は、それぞれの特徴や環境への影響に基づき、法律の規定に従い、特定の環境許可を必要とする。

これらの許可は、プロジェクトエリアに管轄権を有する地方環境当局または市により付与される。環境許可には以下のものがある。

環境ライセンスは、プロジェクトの実施に必要な天然資源の利用にかかるすべての許可、承認および/または権利を含んでいる。

しかし、プロジェクト、工事や活動が、環境ライセンス申請の対象となっていない場合でも、天然資源を利用したり、これに影響を与えたりする事業を行なう場合は、個々に必要な許可を得なければならない。これらの許可は、プロジェクトが行なわれる地域を管轄する地方の環境当局によって与えられる。詳細は、以下の通り。

項目	許可	内容	有効期間
大気	大気への排出許可	発生源が固定あるいは可動式かに関わらず、大気中へのガスの排出は規制されている。同様に騒音や悪臭も規制される。いくつかのケースについては、排出許可が必要となる。大気へ排出を行うプロジェクト、工事、あるいは活動は、産業や活動の種類によって法律に定められた許容範囲を遵守しなければならない。許可には、実施するプロジェクトの種類、許可された排出の量と質が特定される。	最大5年
水	権利	表流水、あるいは地下水の井戸からの採取と利用の権利が与えられる。一般的にこの許可の有効期間は10年であり、公共サービスや社会的な利益の工事实施に必要なサービスである場合、例外的に50年までが許可される。	最大10年 最大50年
	排水許可	水域への排水の実施が許可される。許可は、プロジェクトの性質により与えられるが、如何なる場合も10年を超えることはない。	最大10年
	浸透許可	事前に排水許可が必要。帯水域と関連する土壌へ排水を浸透させる許可。	最大10年
	河川の占有	河川に関与する必要がある場合、河川占有許可が必要となる。宅地の保護や保全、河川の側面の斜面や河床、小川その他の水域の保護や保全のための建造物の建設やそれらを機能させるために必要となる。	決まった期間はない。



	試掘や探査	地下水を求めて地下探査が必要な場合、地下水の探査と井戸試掘の許可が必要となる。	最大1年
	採石や河川での資材の採掘	河川や河床、堆積物からのあらゆる資材の採掘活動を行うには、該当する河川での資材の採取許可が必要となる。	最大6か月
危険廃棄物	発生登録	危険廃棄物の発生者として環境当局に登録し、その廃棄物の特性について提出する必要がある。	該当しない。
森林利用	森林利用	何らかの活動実施のために森林から採取を行う場合、あるいは、孤立した樹木の利用を行う際は、森林利用許可が必要となる。	具体的な特性により定まる。
	伐採、剪定許可	樹木の伐採や剪定、管理のための伐採や剪定、採取された種の輸送の際に必要となる。	決まった期間はない。
	林業および林業会社登録	全ての林業会社は、天然資源利用許可を取得しなければならない。	該当しない。
	通行許可証	植物種の移動のためには統一全国通行許可証を取得しなければならない。	一度のみ。
	天然林調査	将来それらを利用して工事や業務を計画しようとする場合、天然林および野生植物種の調査許可が必要。	最大2年
動物利用	野生動物の利用	野生動物やその製品を利用するプロジェクトは、許可、認可、またはライセンスが必要である。	最大1年
	多様性に関する科学的調査	生物多様性に関するあらゆる科学的プロジェクト、生物資源の採取、収集、捕獲、狩猟、漁業、操作の活動、それらの国内での移動には、調査許可が必要である。	最大2年
土壌	考古学遺産に関する研究許可	国家の考古学遺産に関わるあるいは関わる可能性のある場所で活動を実施するには、考古学的試掘と掘削の許可が必要である。	研究期間中

### 8.3. 先住民、ライサル、ロム、黒人コミュニティとの事前協議

内務省により、先住民、黒人、ライサル、ロムのコミュニティとして認定されている土地、あるいは、これらコミュニティの先祖代々の土地で、プロジェクト、工事、あるいは活動を実施しようとする場合、事前協議のプロセスを行うことが必要となる。この事前協議を通じて、天然資源の利用、管理、保全にコミュニティの参加を保証するため、該当するプロジェクトの経済、環境、社会、文化的な影響を分析する。この協議は、環境ライセンス取得のために不可欠な要件である。

少数民族コミュニティとの事前協議と関連する事項を担当する当局は、内務省事前協議局である。判例によれば、協議の機会を与えられるのは先住民コミュニティの憲法で保護された基本的権利であり、基本的人権訴訟（Accion de tutela）と呼ばれる特別な優先的司法行為により、これを保護させることができる。

コミュニティの同意を取り付けることは、プロジェクト実施の要件ではない。しかしながら、環境ライセンス申請者側の、コミュニティと合意しようとする善意の努力の証がなければならない。

#### 8.4. 保護区

コロンビアには、国の最も価値の高い資源を保全し、環境整備や土地の整備を保証するため、全国保護区システム（SINAP）が定められている。このシステムは、環境的に保護される異なる種類のエリアにより構成されている。例えば、自然公園やパラモ（高山草原地帯）などである。更に、森林の保護、保全、回復のために指定された森林保護区がある。

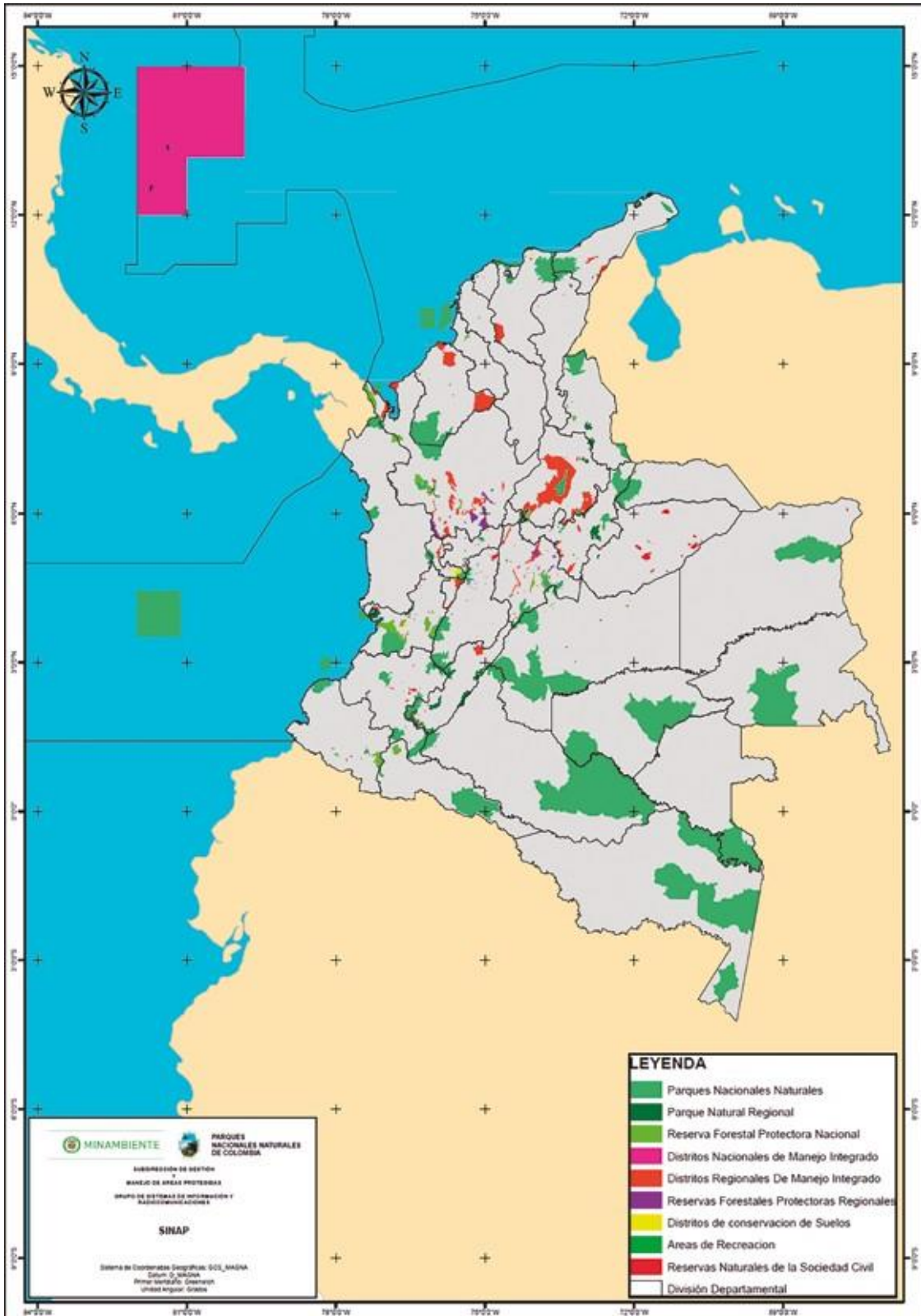
SINAPと森林保護区を合わせると、コロンビアの面積の10%以上となる。それゆえ、特に採掘産業の場合、この保護区制度を考慮することが重要である。保護区制度で、採掘活動の禁止や制限を定めているためである。

一般的なルールとして、SINAPの中でも最も厳しい保全分類となる自然公園（国立および地方）では、あらゆる採掘活動が禁止されている。また、森林保護区でも採掘活動は禁止されているが、いくつかの森林保護区（1959年法律2号により制定された保護区）では、鉱業や石油産業など、公的利益や社会的利益と考慮される活動は、一時的、あるいは恒久的に採取が認められる。

このため、投資を危険にさらさないために、プロジェクトを実施する地域で、然るべき手続きを行うことが重要である。

図2参照。

図2. コロンビアの保護区



凡例：(上から)  
 国立自然公園  
 地方自然公園  
 国立森林保護区  
 国立総合管理区

地方総合管理区  
地方森林保護区  
土壌保護区  
キャンプ区域  
市民社会自然保護区  
県境

## 8.5. 主要な環境の統制管理機関

### 8.5.1. 環境・持続可能な開発省 (MADS)

環境・持続可能な開発省は、国の環境政策を進め、持続可能な開発の枠組みの中で再生可能な天然資源の保全を促進することを担当する。同省が、環境や再生可能な天然資源の回復、保全、保護、整備、管理、使用や利用に関わるプログラムを定める。また全国環境システムの調整機関である。

### 8.5.2. 国家環境ライセンス庁 (ANLA)

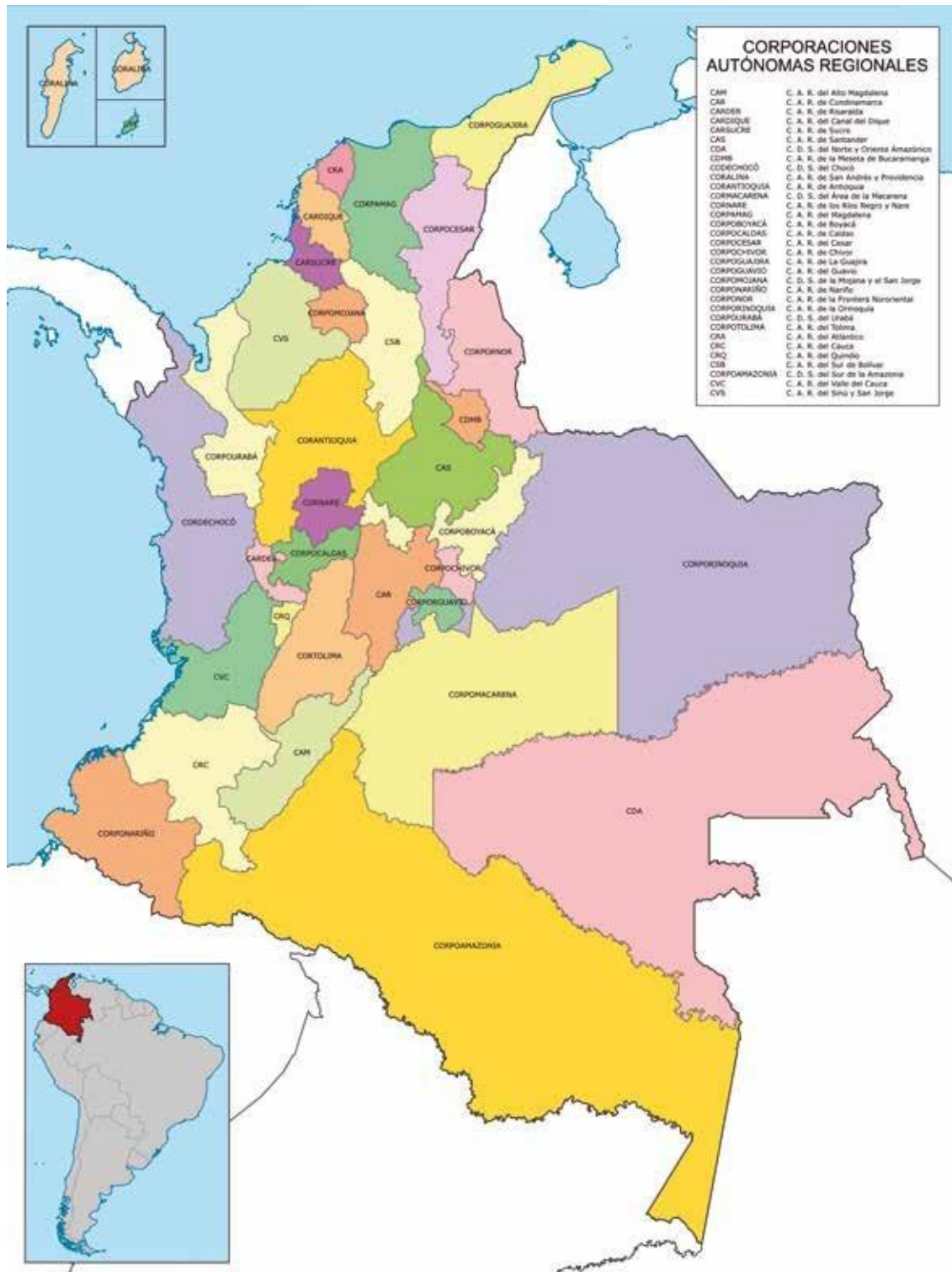
国家環境ライセンス機関(ANLA)は、国家レベルの特別行政ユニットで、環境ライセンス許諾、許可や手続きの対象となるプロジェクト、工事、活動に環境ライセンスを付与し、監視する機関である。

### 8.5.3. 地域公団および持続的開発公社 (CAR) と都市環境局 (AAU)

同一の生態系から成る地域、または地理政治的、生物地理的、あるいは水文地理学的に一つの単位を構成する地域を管轄する地方レベルの機関である。これらの機関は、管轄域の環境や再生可能な天然資源の管理と持続的開発の促進を担当する。

図3参照のこと。

図3. 地域公団 (CAR) の管轄域



#### 8.5.4. 水文・気象・環境研究所 (IDEAM)

国内の様々な生態系に関する専門的な情報の収集と管理を担当する。土地整備や土地利用計画における適切な土地の利用のための技術的なパラメーターを定める。また、国の天然資源の合理的な利用と適切な管理のために、生物物理、地形、土壌、植生などの地理データ、水文データ、気象データを収集、処理、解釈、公表する責任機関でもある。

#### 8.6. 行政責任と環境罰則制度

以下の行為は、環境違反とみなされる：

- 再生可能天然資源法の規則違反となる行為。
- その他現行の環境規則の違反となる行為。
- 当該環境当局により発せられた行政命令の違反となる行為。
- 環境への害となる行為（事故あるいは故意に害を発生した事象と害の間に因果関係がある場合に限る）。

違反を犯したとされる者は、これが故意によってか事故によるものかを証明する責任がある。行政罰則に加え、違反者は、その行為や怠慢による損害について、第三者に対し民事により補償しなければならない可能性がある。

環境当局は、違反者に対し、以下を行うことができる。

- 法定最低賃金月額5,000か月分（3,906,210,000ペソ、約1,324,139ドル相当）を最高とする日割りの罰金を科すこと。
- 環境ライセンスあるいは許可の撤回、あるいは失効を命じること。
- 予防措置としての、建造物の解体や施設の一時的恒久的な閉鎖。
- 最高10年間の懲役。

これらやその他の予防措置は、行政命令を通じて科され、異議申し立てはできない。しかし、罰則を発生させた原因がなくなったことが証明される場合、当事者からの要請により、命令を解除することができる。

#### 規則枠組み

規則	内容
原則と制度枠組み	
憲法	全ての人々の健全な環境への権利。
1993年法律99号	基本的な原則を定め、全国環境システム（SINA）を通じて環境制度を創設。
2015年法律1753号	国家開発計画2014-2018。農村地域における総合的な関与メカニズムを規定。
1974年政令2811号	再生可能天然資源法。森林、土壌、水、大気など特定の再生可能天然資源管理に関する詳細な規則を制定。全ての人々の健康的な環境への権利。
2015年政令1076号	環境と持続的開発分野に関する統一政令（コロンビアの全ての環境規則のまとめ）。
2008年政令1299号	特定の条件の下で、工業部門の会社で環境管理部門を創設する義務があることを規定。
2010年政令2372号	SINAPについて規定。
2010年政令415号	環境違反者統一登録について規定。
環境ライセンス	
1994年政令1753号、2002年政令1728号、2003年政令1180号、2005年政令1220号、2010年政令2820号、2014年政令2041号	活動開始時期に従う環境ライセンス制度。

水	
1997年法律373号	水の効率的な使用と節水プログラムを制定。
1978年政令1541号	非海水の利用－権利。
2004年政令155号	水の利用料金とその他の措置を規定。
2007年政令1545号	人の摂取用の水質保護と管理システムを規定。
2010年政令3930号	水の使用と廃水－排水許可について。
2012年政令2667号	排水先としての水の直接、間接的な利用についての補償料金を制定。
2007年決定2115号	人の摂取用の水質管理と官システムの性質、基本的ツール、頻度を規定。
2015年決定0631号	地表水および公共の下水システムへの排水についてのパラメータと最大許容値を設定。
大気	
1995年政令948号	大気汚染防止とコントロール、大気の質の保護について。
1997年決定619号	固定の発生源からの大気への排出許可に関する要素を部分的に規定。
2008年決定909号	固定の発生源による大気汚染物質の許容排出水準と規則を規定。
2008年決定910号	陸上の可動式発生源が満たすべき汚染物質排出の許容値を規定。
2011年決定935号	固定発生源からの汚染物質の排出評価方法、固定発生源の汚染物質測定テスト回数を規定。
悪臭	
2013年決定1541号	発生の許容値と悪臭の排出評価方法を規定。
騒音	
2006年決定629号	騒音に関する国家規則を規定。
土壌	
1997年法律388号	土地開発に関する法律。土地整備の基礎として、環境要素を含むことを規定。
2008年政令3450号	電気エネルギーの合理的かつ効率的な利用措置を規定。
環境罰則	
刑法	環境犯罪について規定。
2008年法律1259号	清掃、瓦礫の収集に関する規則違反者に対する環境罰則適用について規定。
2009年法律1333号	環境罰則の手順について規定。
2011年法律1453号	刑事訴訟法、幼児と若者法、所有権消滅について規定。
2010年決定2086号	法律133号40条1項に定められた罰金の算定方法。

## 第9章 知的財産権制度

知的財産権の保護について、投資家は、以下の5点を把握しておくべきである。

1. コロンビアは、国の競争力と成長を促進するために、知的財産保護の面で非常に堅牢な法制度を開発し、実施してきた。この制度は、この種の権利の保護と管理に関する国際的に認められた基準を遵守している。
2. 市場での何らかの商標を使用するだけでは、いかなる権利も生じない。商標についての独占的な権利を得るためには、当該当局に商標を登録する必要がある。3年間市場で使用されない場合、商標の登録は取り消されることがある。
3. コロンビアの法律は、著作者の経済的権利と産業財産権に由来する権利の移転を認めている。法律は、委託業務（「雇用のための仕事」）契約によってそれらが創出された場合には、著作権および/または工業所有権の移転を認めている。
4. 権利の移転や独占使用权の移転などの著作権に関連する契約や、特許権の利用、取引、ライセンスに関わる契約は、第三者に対して効力を持つためには、管轄の国内事務所に登録されていなければならない。逆に、商標使用許諾契約は、第三者に対して効力を持つために、登録は必要ない。
5. 公的な資金調達により、民間企業の間で実施される、科学、技術、技術革新、情報通信技術の研究開発プロジェクトにおいては、国は、それに該当する知的財産権を無償で譲ることができ、その移転、商業化および利用を認可することができる。その対価として、国家はこれらの知的財産権の非独占的かつ無償のライセンスを取得する権利を留保する。

知的財産権は、次の3つの大きなグループに分かれる：

産業財産権	著作権	その他独自の権利 (SUI GENERIS) 育成者権
識別標識 商標 団体商標 商標 商号とロゴ 商業キャッチフレーズ 地理的な表示	文学作品や芸術作品。 経済的権利 道徳的権利。	交配、ハイブリダイゼーション、またはバイオテクノロジーによって作られた植物の新品種。
新案 特許 発明特許 実用新案特許 工業意匠 集積回路の配置図		

コロンビアの知的財産権の保護に関する規定の大半は、アンデス共同体（CAN）によって発出されているが、幾つかの点については、国内法により規定されている。アンデス共同体により定められた規制が一般的で、加盟国（コロンビア、ボリビア、エクアドル、ペルー）の国内法にも優先されるが、各国は、独立した独自の管轄当局や登録制度を有している。



知的財産権は、保護が付与される領土に関係づけられることに留意することが重要で、コロンビアで保護を受けるためには、コロンビア国内で申請を行わなくてはならない。

アンデス共同体には統一の知的財産権制度が存在するが（産業財産権については2000年決定486号、著作権と関連権利については1993年決定351号、植物の品種の権利については1994年決定345号で規定）、それらがすべての加盟国で保護されることを可能にするに統一の登録制度は有していない。それゆえ、それぞれの国で保護を受けるためには、領土の原則から、アンデス共同体加盟国のそれぞれで該当する申請を行わなくてはならない（著作権と関連権利は除く）。

## 9.1. 産業財産権

### 9.1.1. 概要

コロンビアの産業財産権には、以下のものが含まれる：識別標識（この中に、商標、商業キャッチフレーズ、商号やロゴ、地理的な表示が入る）、新案（発明特許、実用新案、工業意匠、集積回路の配置図が入る）。

### 9.1.2. 適用制度

コロンビアにおける産業財産権に適用される規則は、2000年アンデス共同体決定第486号である。

### 9.1.3. 識別標識

識別標識とは、市場において製品やサービスや、それらの起源、出自企業を特定、識別、区別することを可能にするものである。コロンビアでは原則的に、個人は、商標を商工監督局（SIC）に登録することで独占的権利を得ることができる。商号とロゴについては、登録は必要でなく、最初に使用した際に、独占権利を得ることになるが、継続的に、公共の場で利用されることが必要である。また、出自の表示は登録が必要ではない。

識別標識の登録により、登録名義人に対し、市場におけるその標識の独占的で排他的な権利が与えられる。つまり、名義人は、識別標識を利用する権利に加え、関連性を想起させたりする可能性がある場合、第三者が、同一あるいは類似の標識を使用したり、登録することを妨げる法的権限を得ることになる。

#### (a) 商標

商標は、市場において製品やサービスを特定することを可能にする。コロンビアでは、ニース国際分類が適用されるため、商標が適用される製品やサービスは、この分類に従い、登録しなければならない。同一の登録申請に、ニース国際分類に従い、複数の種類の製品やサービスを含むことができる。

商標は、これが知覚される方法に応じて、文字、図形、組み合わせ、立体的形状に分けられる。同様にアンデス共同体決定第486号により、音、香り、色の組み合わせ、特定の形状内に収められた色、製品の形やその容器または包装も、それが識別可能である場合に限り、商標として登録できるようになった。

商標の独占的な利用にかかる権利は、その登録から発生し、10年間有効であり、その後、10年毎に無期限に更新することができる。

また、現行の規則にに基づき、商標に関しては次の規定が適用される：

#### i. 商標の優先権主張

商工監督局（SIC）に対して、商標や商業キャッチフレーズを申請する際に、登録が6か月以内に行われるよう、手続きの迅速化を申請することができる。このためには、申請

者は、第三者がパリ条約に基づいて優先権を主張し、同一または混同しうる類似の商標を提出した場合、この譲許が取り消すことを、申請時に商工監督局（SIC）に対し承認しなければならない。いずれにしても、出願人は、該当する商標の却下について異議を申し立てることができる

#### ii. アンデス共同体内の異議申し立て

アンデス共同体加盟国の商標の名義人、もしくは、申請手続き中の者は、他の加盟国で他者によって、それより後に申請された商標登録に対し、異議を申し立てることができる。異議を申し立てる者は、実際に当該市場に関心があることを示すために、異議申し立てと同時に、異議を申し立てる国でその商標の登録を申請しなければならない。

#### iii. 不使用による登録取り消し

登録の通知が3年以上前に実施されており、その名義人が、登録されてから継続した3年の間にアンデス共同体加盟国のいずれかにおいて意義のある継続的な使用がなされたことを証明できない場合に限り、他者が、商業登録の取り消しを申請することができる。

商標登録の不使用取り消しは、登録後3年以上の商標について、商標の名義人が意義のある使用がなされたことを証明できない場合、関心のある他者によって申請することができる。アンデス共同体の加盟国では、商標登録がカバーする製品やサービスも使用証明の対象となる。

対象の登録商標の名義人は、市場における商標の使用を証明する証拠を提出する義務があり、提出がなかった場合は、登録の全面取消が命じられ、商業的権利を失う。商標登録の対象となっている一部の製品やサービスにおいて適切な使用が確認された場合は、登録の部分的な取り消しとなる。この場合、商標に関する権利は、実際に使用されている製品やサービスにのみ適用されることとなる。

許可を得た第三者による商標の利用（フランチャイズ契約、流通契約、使用ライセンス等による）は、取り消し申請に対抗して、商標の使用を証明する証拠として有効である。そのためには、義務ではないが、該当する契約を商工監督局(SIC)に登録しておくことが望ましい。

アンデス共同体加盟国における商標の不使用による登録取り消し申請については、取り消し申請が認められた申請者は、取り消し決定日から3カ月の間に、取り消しが認められた商標と同じ商標の登録申請を優先的に行うことができる。

#### iv. 商標についての国際申請

コロンビアは、2012年8月29日に我が国で発効した世界知的所有権機関（WIPO）の国際条約であるマドリッド議定書に加盟している。マドリッド議定書の下では、権限を有する国内事務所（コロンビアの場合は商工監督局（SIC））での統一国際申請を出願し、標準化された料金の支払いを行うことで、複数の国家における独立した形の商標登録をすることができる。これは、出願者にとり、主に、商標管理のためのコストや、時間、リソースを最適化するために広範な利点である。

国際登録をしている者は、該当する国々で登録された商標の更新プロセス、製品やサービスの制限、影響やライセンスの登録などを一元管理することができる。

#### (b) 商業キャッチフレーズ

商業キャッチフレーズは、商標を補足する言葉、フレーズ、説明文である。商業キャッチフレーズの登録申請にあたっては、商業キャッチフレーズと関連する、申請済みまたは登録済みの商標を特定しなくてはならない。商業キャッチフレーズの登録の有効期間は、関連する商標登録の有効期間に従う。

決議第486号に定められている商標の名義人に関する規定は、商業キャッチフレーズにも適用され、これには登録拒否の理由も含まれる。

### (c) 商号とロゴ

商号やロゴは、市場において企業または商業施設をそれぞれ特定するための識別標識である。商号は、商業登録に記載されている名称と必ずしも一致する必要はない。ロゴは、企業の目的を達成するための財の集合体と理解される商業施設を識別するものである。

商号とロゴに関する権利は、市場においてこれらを初めて利用したときに発生し、これらの利用が終了し、その登録は必要ない。これらの識別標識については、申告することができるが、これは権利を発生させない。しかし、市場における商号やロゴの使用の証拠として役立てることができる。これに関わらず、商工会議所にこれらを登録することができる。

### (d) 地理的な表示

地理的な表示は、原産地名称と出自表示からなる。原産地名称は、国、地域、特定の場所の名称である。または、特定の地理上の地域を示す名称の場合もある。これにより、地理的な要因に起因する製品の品質、評判、また、自然や人的な要素を含む原産地に固有なその他の特質について特定することを可能にするものである。

出自表示は、特定の商品やサービスが、そこを出自としていることを示すための、国、特定の地方や地域、場所につけられた、またまたはこれらを想起させる名前、表現、イメージ、記号である。出自表示は、ひとりの人の名前や複数の人々のグループの名前で登録することはできない。

原産地名称は、原産地名称が宣言されている製品の、市場において使用、利用する独占的で排他的な権利を、その名義人、あるいは認可された人々に付与する。商工監督局（SIC）による保護宣言は、認可された地域の生産者による名称の排他的使用権を与え、許可されていない第三者が関連商品に対して、類似の混同しうる標識を使用することを妨げる権限を含む。保護された原産地名称の使用認可を申請することができる。これは、同期間、更新可能である。原産地名称の保護宣言の有効期間は、製品が原産地名称として認識される条件を有しているかどうかにより決まる。

また、原産地名称の名義人は、保護された原産地認証を複製する、含む、あるいは模倣する商標やキャッチフレーズの登録に異議を申し立てることができる。

## 9.1.4. 実用新案

実用新案の保護の対象は、発明特許、実用新案、工業意匠、集積回路配置図である。国家政府により保護が付与された新案の所有者は、独占的な利用権利を与えられ、また、保護された発明を利用した製造、販売および商業的な利用、または輸入を行う第三者を阻止する権利を有する。

### (a) 特許

所有者には、新案（発明特許または実用新案特許）の独占的な使用権と、第三者による製造、販売の申し出、販売、使用、マーケティング、および/または輸入を防止する権利が付与される。アンデス共同体の規則および国内法に従い、2種類の特許がコロンビアで認められている：i) 発明特許、ii) 実用新案特許。

#### i. 発明特許

発明性が高く、斬新で、工業に適用する可能性がある製品や工程に適用される。一つの特許の保護期間は、登録申請の提出から20年間である。

アンデス共同体の規則では、次のものは、発明とはみなされない：a) 発見、科学理論、

数学的手法、b) 自然環境の中にそのままいる生物、自然の生物学的プロセス、自然の中に、あるいは隔離された環境の中での生物学的素材、これには、自然の生物のゲノムや生殖質を含む、c) 著作権が保護されている作品、d) 経済・商業活動、ゲーム、知的活動の実施計画、ルール、方法、e) ソフトウェア、f) 情報提示方法。同様に、人間や動物の治療のための治療法や外科的な処置法、すでに特許が承認されている製品や工程の利用や二次的な利用なども特許の対象にはならない。

## ii. 実用新案特許

より良いまたは異なる機能、使用法、製造を可能にし、それまでに得られなかった利益、利点、効果を生み出すことができるような、部品や装置、ツール、メカニズムまたはその他の対象物、もしくはそれらの一部の、新しい形、設定や構成に適用される。実用新案特許は、製品の発明にのみ適用され、取得するための必要条件是、斬新性と工業への応用性である。

独占的利用権は、申請の提出から10年間有効である。

## iii. 特許の国際出願

コロンビアが締約国となっている特許協力条約（PCT）に基づき、当該権限を有する国内事務所を通じ、WIPOに対し特許出願を行うことができる。コロンビアの場合、この当該国内事務所は商工監督局（SIC）である。申請の際に、発明の成功の可能性が評価され、その後、複数の国々で同時に特許保護の申請が行われることになり、費用の効率化が図られる。

## iv. 強制実施権

第三者に強制実施権を付与することにより、特許所有者（発明または実用新案）の独占的利用権を一時的に制限することを可能にする、一定の国家権限である。

強制実施権の種類	前提条件
未使用による強制実施権	法律に定められた期間使用されていないとき、あるいは1年以上使用が中断された場合、付与される。
公共の利益のための強制実施権	公共利益、緊急事態、国家の安全保障などの理由の存在が事前に宣言され、付与される。この状況が維持されている場合に限る。
自由競争を保護するための強制実施権	特許名義者により市場で支配的な地位の乱用があり、競争の実施が制限される場合に付与される。
特許依存による強制実施権	他人の特許を利用しないと、自らの特許を実施することができない場合に付与される。

強制実施権は、2000年アンデス共同体決定486号（61から69条）、および以下の適用可能な規則に定められているパラメーターに従わなければならない：2010年商工観光省決定000012号、2008年政令4302号（公共利益による強制実施権のみ）。

## (b) 工業意匠

工業意匠とは、ある製品の特異な外観で、その機能や製品の目的を変えずに、線の集まりや、色の組み合わせ、二次元、三次元の形、線、輪郭、外形、構造、テクスチャ、素材によってもたらされるものである。工業意匠により、既存の意匠と二次的な相違点がなく、工業への応用が可能な斬新で独特の性質を有する意匠が保護される。

新規工業意匠の権利は、申請提出日から起算して10年間である。

### 9.1.5. 商標、特許および工業デザインの優先権主張

商標、特許または工業意匠登録を受ける権利は、最初に所轄官庁に正式な登録申請をした者が取得することになるため、その後別の一か国、あるいは複数の国に登録申請を

行う場合、商標と工業意匠の場合には最初の申請から続く6か月間、特許の場合には最初の申請から続く1年間、この最初の日付が考慮され、優先権が与えられる。この裨益は、工業所有権の保護に関するパリ条約加盟国のいずれかに、商標、特許、工業意匠の登録を行うために付与される。

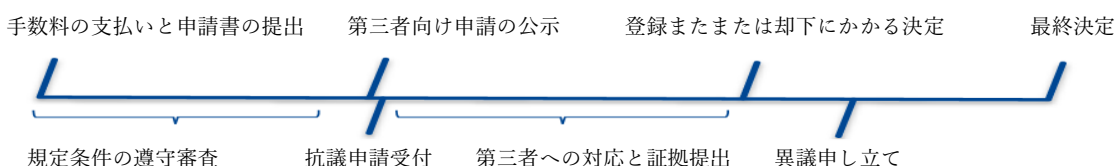
#### 9.1.6. 取引可能性

識別標識と新案の登録によって付与される権利は、譲渡および移譲が可能である。つまり、権利の所有者は、販売、使用や利用の譲許、ライセンス、保証の設置など様々な形でこの権利を他者による使用に供することができる。

商標と特許の所有権が登録時に発生することを考慮すると、第三者に対する効力を発生させるために、前述のすべての行為は、管轄当局に登録しなくてはならない。商標の利用ライセンスについては、この義務が免除されている。

#### 9.1.7. 手続きと手数料

商標と実用新案の登録に適用される手続きは、行政手続きで司法手続きではない。これは、商工監督局（SIC）に対して行われ、以下のような段階に分かれている。



識別標識については、この手続きは、最終決定が行われるまでに4か月から2年かかる。実用新案の場合は、約2年から4年を要する。

現行の手数料は、2016年決定64742号に定められており、商工監督局（SIC）ホームページで参照できる (<http://www.sic.gov.co>)。

出願者が、知的財産権と関係する商工監督局（SIC）が実施した研修やフォーラムに出席していた場合、中小零細企業である場合、国内あるいは外国の公立あるいは私立の大学である場合、オンラインで出願すると、手数料の割引が適用される。

#### 9.1.8. 秘密情報、秘匿情報

##### 9.1.8.1. 産業秘密、企業秘密

生産活動、工業活動または商業活動で使用することができ、伝達されやすい自然人または法人が所有する情報は、以下の要件を満たしていれば、無期限に、産業秘密として保護することができる。

- 秘密情報であること。
- 商業的価値があること。
- 正当な所有者が秘密情報として保持するための合理的な措置の対象であったこと。

##### 9.1.8.2. 試験データ

2000年決定486号266条の規定に基づき、アンデス共同体加盟国は、新しい化学物質を使用する医薬品や農薬の販売を承認する条件として、作成にかなりの労力を必要とすると考慮される試験データや、その他非公開のデータの提出が必要な場合、これらのデータを不公平な商業利用から保護する。

テストデータは、特定の種類の非公開情報である。その種（試験データ）がジャンル（企

業秘密)に属していると指摘することはできるが、試験データへの保護ルートは、不公平な競争法の中に含まれる。「不公平な商業利用」は、第三者による他人の努力の使用を回避しようとするものに限られるからである。競合他社が自分のデータを開発している場合には商業許可を要求することができるため、これは「非排他的」な保護である。

試験データの保護を要求するための、法律で定められている要件は次の通り：

- 新しい化学物質であること。
- 情報は以前開示されていないこと。
- その取得にかなりの労力を要したこと。

法制度の規定に従う場合、医薬品に関連する情報の場合は5年間、農薬の場合は10年間保護される。

## 9.2. 著作権

### 9.2.1. 概要

著作権の保護は、芸術や文学（ソフトウェアを含む、これはプログラミング言語で書かれているため）の分野での創作に与えられる。この保護は、表現されるアイデアに与えられるもので、アイデアそのものに付与されるものではない。

コロンビアでは、著作者は、i) 道徳的権利、ii) 経済的権利という2種類の権利を有する。道徳的権利は、移譲不可、不可侵、押収不可能であり、作品の作者と密接に関連している。経済的権利は売却、処分または差押え可能で、生存者間の行為により、あるいは、死亡により移転することができる。

道徳的権利	経済的権利
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 作品の著作者であることを主張する権利。</li> <li>● 作品の完全性を維持する権利。</li> <li>● 未発表の作品を維持する権利。</li> <li>● 作品を撤回する権利。</li> <li>● 発表前後に、作品を改変する権利。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 作品の複製権利。</li> <li>● 作品の広報の権利。</li> <li>● 作品の配布の権利。</li> <li>● 作品の翻訳や翻案の権利。</li> </ul>

著作者は、その作品について独占的で排他的な利用権、使用权を有する。そのため、あらゆる種類の法的取引を通じて、経済的権利の名義人あるいは著作者の意思により、何らかの報酬と引き換えに、あるいは無償で、そのいずれかの権利を譲渡したり、第三者にその権利（ライセンス、あるいは他の取引形態での）の使用を許可、または認可したりすることができる。

著作権は、その保護が正式に形で存在しなくても、作品の創作時から発生する。

書面により証明される役務提供契約や労働契約に基づき、雇用者あるいは委託人に、著作権の経済的権利が移転できる。

内務省が管轄する国家著作権局に、著作権によって保護されている登録を行うことは申告としての効果しかない。それゆえ、登録によって名義人に権利は発生せず、むしろ、その創作を公開するための役割を果たし、著作物の所有権、独創性および創造の時期を証明する証拠となる。

権利や排他性のある権利の移転契を登録することは、第三者に対して、異議を申し立てたり、宣伝するために必要である。

コロンビアでは、経済的利益にかかる権利（著作権）の保護期間は、作者の生存中と死後80年間である。権利の所有者が法人である場合の保護期間は、作品の作成、公開、普及か

ら起算して50年間である。

関連権利は、作品の実施、解釈、表現に関わるアーティスト、演者、実施者に適用される。また、放送機関のその放送内容に関する権利や、レコード製造者の自らが製造したレコードに関する権利も含まれる。これらの権利の期間は、所有者が自然人か法人かによって異なる。

### 9.2.2. 適用される制度

著作権制度は、主に、1993年アンデス共同体決定第351号、1982年法律第23号、1993年法律第44号によって規定されている。アンデス共同体決議と国内法に相違がある場合は、コロンビア国憲法に則り、前者が優先される。

また、コロンビアでは、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、*知的所有権の貿易関連の側面に関する協定* (TRIPS)、および、いわゆるインターネット条約が適用されている。これは、WIPO著作権条約 (WCT)、WIPO実演・レコード条約 (WPPT) である。関連権利にはまた、1961年ローマ条約も適用される。

### 9.2.3. 取引可能性

その経済的な性質から、著作権の経済的権利は、著作者や著作権の所有者により契約上の取り決めの対象になりうる。これらの権利についての規定はなく、寄贈、売買、相続等による譲渡が可能である。同様に、これら権利は、法的な指示や死亡によっても譲渡が可能である。また、経済的著作権の移譲については、書面によって交わされた労使契約や役務提供契約においては、雇用主や責任者に譲渡が可能であるとする前提がある。

経済的著作権および関連権利は、生存者間での譲渡が可能であるが、この場合は、予想される利用の仕方、期間、適用領土の範囲を契約によって取り決めなくてはならない。期間について言及がない場合の譲渡期間は5年間まで、適用領土について取り決めがない場合は、移転が行われた国内に限られる。

著作権の譲渡を有効にするためには、当該行為が書面となっていなければならない。また、これらの文書は、第三者への異議申し立てを可能にするには、国家著作権局 (DNDA) に登録する必要がある。

### 9.2.4. 手続きおよび手数料

国家著作権局 (DNDA) への登録は、同局の書式を使って申請する必要がある。登録申請は、著作権には含まれないが、訴訟の際に証拠として役立つ。

国家著作権局 (DNDA) への登録は無料である。ただし、申請者は特定の経費を支払わなくてはならない。詳細は、<http://www.derechodeautor.gov.co> に掲載されている。

## 9.3. 育成者権

育成者権は、交配、ハイブリダイゼーション、バイオテクノロジーまたは他のプロセスを通じて人間によって開発された植物の新しい品種に付与される知的財産権である。

植物の育種には、金銭、時間、仕事の重要な努力を必要とするものであり、食糧不足、害虫、気候変動などの問題に対処するため、あるいは単にこの分野の研究開発を促進するために、新しい植物品種の開発を奨励する必要性を考慮して、育種者が開発した植物品種の販売や栽培によるロイヤルティを通じて、その活動に対する報酬を受けられるひとつの適切な手段として、知的財産権が確立されている。植物品種の育種者権を保護する制度を定めることは、アンデス共同体決定345号に定められた義務である。この保護は、1961年12月2日付の植物品種保護条約とそれに続く改訂が承認された法律1518の承認を得て2012年から強化された。

### 9.3.1. 保護を受けるための要件

#### a. 新規性

その品種が、育種者の同意を得て販売または商業化されていないことが必要である。品種の販売または商業化が、育成者権の登録申請の直前の年内に行われている場合は、新規性の条件を失うことはない。

新規性の条件を失うことなく、いくつかの国で育成者の権利を登録することを可能にするため、法律では、1年が経過していなければ、申請の日付を前回の申請の日付とすることが可能であると規定している。

#### b. 識別性

新しい植物品種が、それ自体が識別されることが可能でなければならず、または1つまたは複数の重要な特性によって、同じ種の他の周知された、または一般的な品種から区別することができなければならないことを意味する。よく知られているまたは一般的に知られている品種とは、育成証明書の登録申請書または栽培品種の公式登録簿に登録された品種であるが、各国の管轄官庁は、品種が周知の品種であると定めるためのその他の基準を定めることができる。

#### c. 同質性

その品種がその生殖、繁殖または増殖の形態に応じて、予測可能な変動を考慮して、その本質的な特性において十分に均一であることを意味する。

#### d. 安定性

その品種が、基本的な特性において安定していることを意味する。つまり、サイクルによって規定される繁殖や増殖の後、その品種の定義に一致する特性を維持しなければならない。

#### e. 品種の名称

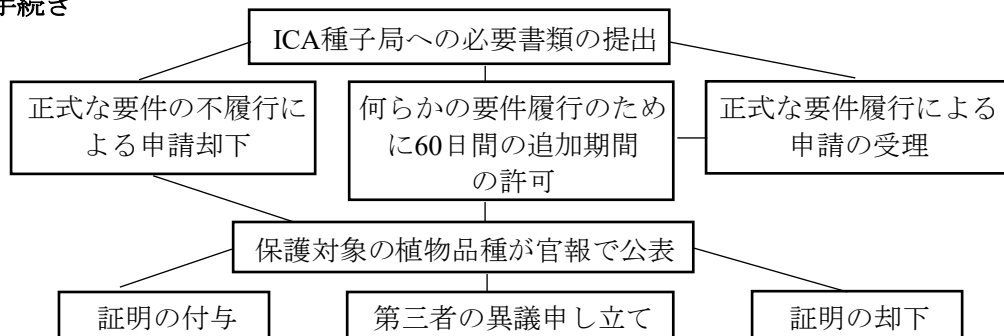
第三者の権利を脅かすことなく、品種の特定を可能にする名称を新しい植物品種につけなければならない。例えば、品種の名称は、市場で異なる企業により使用されている商標や名称をつけてはならない。

### 9.3.2. 育成者証明により付与される権利

育成者証明により、所有者には、保護対象の植物品種の利用を行うかどうか、またどのように行うかを決定する権利が付与される。この利用には、商業目的の生産や、この品種の繁殖、増殖、伝播材料の販売や商業化も含まれる。

育成者権の所有者が保護された品種の生殖、繁殖または増殖の素材に関して合理的に権利を行使できなかった場合、この育成者権は、収穫される製品にも拡大することができ、これには、植物全体や一部が含まれる。コロンビアでは、保護期間は、育成者権の登録が行われた日から起算して、ブドウ樹と樹木の場合25年間、その他の種の場合20年間である。

### 9.3.3. 手続き





新しい植物品種の育種者権の申請書とそのために必要なすべての書類は、この記録を保持するコロンビアの管轄機関であるコロンビア農業研究所（ICA）の種子局に提出する必要がある。新しい品種の識別性、同質性および安定性の試験は、コロンビアで実施することができ、または海外で実施された研究の承認をICAに対して申請することができる。コロンビアでは、タバコ、綿、サトウキビ、アフリカヤシ、大豆、キュウリ、イネ、ブリアキア、ニンニク、トウモロコシの試験が実施される。

#### 規則枠組み

規則	内容
コロンビア憲法	58、61、78、88、150、189条に知的財産権について規定。
1883年パリ条約	産業財産権の保護について。
1961年ローマ条約	アーティスト、演者、実施者、レコード製作者、放送機関の保護について。
1929年商標および商標保護のための米州間一般条約	商業と商品保護について。
1968年ロカルノ協定	工業意匠の国際分類。
1978年および1991年UPOV条約	育種者権について。
1979年ニース条約	商標登録のための製品やサービスの国際分類。
1979年ベルヌ条約	文学作品や芸術作品の保護について。
1982年法律23号	著作権について。
1992年法律26号	視聴覚作品の国際登録について。
1993年法律44号	著作権に関する1982年法律23号の改定と追加。
1993年アンデス共同体決定351号	著作権と関連権利に関する一般制度。
1993年アンデス共同体決定345号	育成者権に関する一般制度。
1994年ストラスブール条約	特許国際分類。
1996年WIPO条約	実演、実施、レコードについて。
1996年WIPO条約	著作権について。
1998年法律463号	特許国際条約（PCT）。
2000年アンデス共同体決定486号	産業財産権についての一般制度。
2001年特許協力条約（PCT）	特許に関する協力条約。
2008年アンデス共同体決定689号	2000年決定486号の調整。
2008年法律1199号	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）。
2009年法律1343号	商標法条約（TLT）。
2010年法律1403号	著作権に関するファニー・ミッキー法。
2011年法律1450号	国家開発計画2010-2014を規定。
2011年法律1455号	マドリッド議定書。
2012年政令19号	手続き簡略化政令
2012年法律1518号	1961年12月2日の植物の新品種の保護に関する国際条約を批准。
SIC決定42847号	識別標識や新案についての手続き。
2015年法律1753号	国家開発計画2014-2018を規定。
2016年SIC決定64742号	2017年の登録料金。
2016年決定90555号	2017年1月1日からのニース国際分類第11版の適用を決定。
2013年法律1676号	動産保証によるクレジット取得について。
2015年決定103590号	動産保証についての産業財産権登録。
2015年政令1074号	商工観光部門に関する統一規則。
商工監督局統一通知	SICに対する手続きと更新について。

## 第10章 不動産

不動産に関する規定について、投資家は、以下の3点を把握しておくべきである。

1. コロンビア国家は、私有財産を保障している。
2. コロンビア国民と外国人は、不動産購入に関し、同様の義務と権利を有する。不動産取引においては、外国人投資家に対して、追加の税務上、法律上、財務上の負担は発生しない。
3. コロンビアでの土地利用は、都市計画に関する規則を守らなければならない。

### 10.1. コロンビアにおける不動産購入

#### 10.1.1. 必要な手続き

コロンビアにおける不動産の取得にあたっては、取引が行われる時点の不動産の法的な状態を正確に把握するために、最低限、以下のような書類の見直しを行うことが勧められる：

- 最新の不動産の履歴・自由証明書(Certificado de libertad y tradición del inmueble) (理想的には10日以内に発行されたもの)。
- 直近の20年間に当該不動産に対して行われた法的行為と取得権利書を含む公正証書。
- 対象不動産に関係する納税証明書。
- 土地利用証明書。

また、次の点を考慮する必要がある：

#### (i) 所有者調査：

不動産の所有権に影響あるいは制限を及ぼすような状況、あるいは及ぼし得るような状況があるかどうかを特定するために、不動産専門の弁護士により実施される分析である。この調査により、取引や取引網の中に法的なリスクが存在しないことを検証し、売り手である所有者の質を明らかにすることができる。

- 不動産の所有者（売り手が不動産の所有者であること）と所有者が所有権の移転を行う実現可能性。
- 住宅、差し押さえ、住宅ローンによる課税の可能性、競売による落札、相続、部分的な売却などの可能性。
- 明確あるいは暗黙に、法定状態にある可能性。
- 所有者の不動産関連の納税義務の履行。
- 面積に相違の可能性（土地台帳の面積が不動産登記書の面積と一致していること）。
- 不動産に関する環境関係の制限や鉱山名義の存在。

#### (ii) 以前の不動産所有者の完全性の分析

不動産の売り手や以前の所有者の経歴に関する入手可能な情報（公共や企業のデータベース、公的リスト、ビジネス雑誌、ウェブサイト、業界刊行物、メディアなど）について、専門家が行う分析で、これを通じて、不動産の経歴や将来の所有権、あるいは取得者の評判に悪影響を及ぼしうるインシデントを特定する。これらの分析には、以下の様な重要な情報検索も含まれる：

- 所有者や以前の所有者の司法経歴や懲罰経歴。
- 資金洗浄、テロへの資金調達、不正や汚職活動との関連性。上記は、不動産を購入した者の権利に悪影響を及ぼす不動産の支配権消滅が将来発生することを防ぐことを目的とする。

### (iii) 土地用途に関する調査

該当する土地利用計画（POT）などに従い、取引対象の土地に、どの種類の建設（容積を含む）や活動が可能なのかを特定するため、技術的専門家や弁護士により実施される分析。これは、投資家が取得しようとしている不動産について設計した技術的仕様に従い、該当プロジェクトを実施する実現性について確実性を持てるようにすることを目的としている。

### (iv) 農村土地の購入

農村地の購入に関しては、農村地の取得について特定の制限を設けた特別規則が存在することを考慮する必要がある。例えば、1994年法律60号の72.9条では、家族農業単位（UAF）の規模を上回る未開墾地の取得を禁じている。家族農業単位とは、家族がその労働対価としての報酬を得て、その資産形成に役立つ余剰金を得ることを可能にする農業、漁業、水産、林業の生産面積と解釈される。

#### 10.1.2. 契約

通常、不動産の売買契約書に先立ち、売買約束契約書を交わす。この売買約束契約書では、売り手と買い手が売買契約書の重要な点（売買対象と価格）について合意する。この約束契約書は、通常は、正式法的な手続きを除き、両者により契約のすべての条件が定められた時点で署名される。

売買約束契約書は、特に特定の書式である必要はなく、これを締結しても何ら費用は発生しない。しかし、この売買約束契約書の中に、不動産を予約するための前払いとして手付金の支払いが取り決められるのが普通である。

不動産の売買契約書は、公証役場で公正証書として作成されなければならない。この手続きの費用は、売買価格の約0.3%相当額であり、通常は売り手と買い手の間で折半で支払われる。

#### 10.1.3. 登記手続きと登記の効果

不動産の所有権の譲渡は、不動産登記事務所において売買に関する公正証書を登記することで行われる。公正証書の登記は、公正証書に記載された売買契約価格の0.5から1%に相当する登録税、および、売買価格の0.5%に相当する登録手数料が発生する。これらは、購入者が支払わなければならない。

### 10.2. 不動産の利用

ある不動産の利用権を行使および享受するには、その不動産の所有者である必要はない。例えば、賃貸契約は、賃料の支払いにより、このような権利を賃借人に与える。

#### 10.3. 賃貸契約

賃貸契約は、口頭または文書で結ぶことができるが、賃貸人と賃借人の間で、i) 賃料、およびii) 契約対象となる不動産など、基本的事項についての合意が得られていなければならない。また、賃貸契約となるために不可欠ではないが、以下の事項についても両者で合意しておくことが望ましい：i) 支払い方法、ii) 契約対象不動産の引き渡し方法と引き渡し日、iii) サービス、関連事物や使用法についての合意、iv) 契約期間、v) 公共サービス支払いの責任者の決定。しかし、賃貸契約は書面で交わすことが望ましい。

##### 10.3.1. 賃貸人の義務

賃借人の主な義務は、以下の通り。i) 対象不動産を賃借人に引き渡す、ii) 賃貸利用できる状態を維持する、iii) 賃借人の賃貸不動産の利用を妨げる不測の事態を解決する、iv) 対象不動産に必要な修復を行う。

##### 10.3.2. 賃借人の義務

賃借人の主な義務は、以下の通り。i) 賃料を支払う、ii) 契約の取り決めに従って不動産

を利用する、iii) 不動産の保全に努める、iv) 契約終了時に、受領時と同じ状態で不動産を返却する、v) 不動産の軽度の修復費用を支払う、vi) 関連サービスや事物などの使用料、その他一般的な支出をタイムリーに支払う、vii) 区分所有規則や、政府が隣人の権利保護に関して発行する規則を遵守する。

### 10.3.3. 転貸と譲渡

貸し手による明確な許可がない限り、借り手は、賃貸借権を転貸あるいは譲渡する権限を持たない。譲渡が認められた場合、賃貸に関わる全ての義務と権利は、譲受人に移転される。

### 10.3.4. 賃料

対象不動産の使用や享受について、賃借人が賃貸人に対して支払う価格である。いかなる通貨でも契約を交わすことができるが、この場合、支払いは、合意した期日の為替相場に基づき、ペソで支払われなければならない。

市街地住宅の賃貸の場合、賃料は、賃貸される不動産価格、あるいは賃貸に供される部分に相当する価格の1%を超えてはならない。契約履行の12カ月ごとに、貸し手は、前年の消費者物価指数上昇率の100%を超えない割合まで料金を引き上げることができる。いかなる場合も、この増加について徴収前に借り手に通知されなければならない。

### 10.3.5. 契約更新

賃貸契約の更新に関しては、市街地住宅の場合、両者は、契約更新を行う条件について取り決めることができる。一方、商業的施設を構成する不動産の賃貸の場合、2年以上不動産を占有（使用）している企業は、法律で定められたいくつかの場合を除き、契約満了時に契約を更新する権利を有する。

これに関し、コロンビアの商法では、商業施設の一部を成す不動産の賃貸契約を、店舗の賃借人に有利な保護主義的な特徴を持つ様々な規則により規定している。法律に定められた賃借人に有利な措置として、主に以下のものがある：

- 更新権利：商法518条に定める特定の条件が満たされる場合、賃借人は当初合意した条件と同じ条件で契約期間を延長する権利を有する。所有者は、その権利を尊重する義務を負う。この措置は、商業者がその経済活動長期に実施し、その名前を位置づけ、顧客を獲得することを保証するためのものであり、これらの目的達成には、期間が重要な要素であるためである。
- 退去権：法律では、不動産所有者の義務として、所有者が当該不動産を自らの居住地あるいは施設として必要とする場合、あるいはその改築や修繕が必要とする場合、契約終了6カ月以上前に、賃借人に対し、賃貸終了通知または退去を告げなければならない。

賃借人が別の場所で、商業施設を再編することができる適切な期間を賃借人に与えるために、契約終了前に長めの期間（6カ月）の余裕をもって、この退去は通知されなければならない。

- 優先権：商法521条には、同じ条件である場合に限り、店舗の賃貸に関心がある第三者に対して、賃借人が優先権を有する、と定めている。
- 補償義務：契約終了時に、所有者が法律で定められた措置を物件に施さない、もしくは賃借人店舗の引き渡しを行った日から3カ月以内に修繕工事を開始しない場合、賃借人は商法522条に定められた特別補償の権利を有する。

#### 10.4. 不動産信託

信託契約は、コロンビアの不動産取引において重要である。このメカニズムが、すべての関係者に公平性と信頼をもたらすため、現在は、ほとんどの不動産事業がこの形態を利用して行われている。信託契約となる形態のひとつは、不動産の所有権が、コロンビア金融監督庁の監視を受ける信託会社により管理される独立財産に移転されることにより、不動産プロジェクトを実施する方法である。この独立財産は、所有者の財産や信託会社の財産からは独立しているため、信託資産が、不動産プロジェクトの実施のみに使用されることを可能にし、それゆえ、プロジェクト実施者の債権者がプロジェクト対象の不動産を起訴するリスクを緩和することができる。

信託契約の目的は以下の通りである：

- i. 建設業者が不動産の所有者でない場合でも、仮の使用賃借契約の名義で、その使用と享受を認めることで、不動産プロジェクトの開発に該当する建設工事を実施できるようにすること。
- ii. 検閲ユニットの取得に関心がある第三者により引き渡される資金の透明な管理。
- iii. 工事が終了した時点で、信託会社は、建設単位の所有権を取得者に移転する。

#### 10.5. 都市計画に関する規則

地方自治体は、管轄地域の土地整備、公平で合理的な土地利用、地域内の環境や文化遺産の保護について独自に定めることができる。また、市または特別区は、コロンビア憲法と土地整備法に定められた規定に従い、管轄する土地の開発と土地用途について規定する土地利用計画（POT）を定める義務がある。

##### 10.5.1. 土地利用計画（Plan de Ordenamiento Territorial: POT）の概要

土地利用計画（POT）は、土地の物理的な開発や土地の利用の方針を定め、管理するための、目的、ガイドライン、政策、戦略、目標、プログラム、手続きや適用される規則をまとめた総体である。

市や特別区の土地は、市街地、農村地、市街化拡張地に区分される。投資家は、環境的な側面だけでなく、ゾーニングや土地利用の観点からも、検討している事業実施が可能な不動産であるかどうかを特定するため、この区分を把握する必要がある。

各自治体におけるPOT実施の主な目的は以下の通りである：

- 都市開発の裨益を提供し、住民の生活の質を向上させること。
- 市民が、道路、公園、学校、病院等の公共サービスへアクセスできることを保証すること。
- 環境面の持続性や資産の保全に役立つよう、土地の合理的な利用を図ること。
- 自然のリスクからコミュニティを守ること。

#### 10.6. あらゆる土地における不動産開発のための規則

一般的な計画づくりのツールとしては、以下がある：POT、特別管理保護計画、パーシャルプラン、農村契約単位、市街化ライセンス（市街化、区画、建設、分筆、公共スペースへの関与や占有ライセンスなど）。

##### 10.6.1. パーシャルプラン

パーシャルプランは、市街地の特定のエリア、市街化拡張地域に含まれているエリア、都市ユニットやマクロプロジェクト、その他特別な市街地化事業を通じて開発されるべきその他のエリアに対して策定される、POTを補完し、実現するための計画。パーシャルプランによって、私有地の利用が定められ、具体的な土地の用途、建蔽率や容積率、また、計画対象の土地についての具体的な市街化計画や建設計画と関連して実施できる、公共スペースや公共サービス、設備などへの土地の減歩、それらの建設や整備なども定められる。

パーシャルプランでは、土地利用計画（POT）で規定されている市街化規則が、パーシャルプラン適用対象の土地について適用される。これらは、市役所や首都区により行政手続きを経て承認されている。

#### 10.6.2. 農村地計画ユニット

土地利用計画（POT）を補足する農村地計画に関する中間的な手段である。農村地計画ユニットを通じて、環境管理、市街地の外で実施される活動、占有や使用に関する決定、農牧業に関する技術支援戦略などの管理ツールや戦略などに関するテーマを取り扱うことができる。

#### 10.6.3. 区画ライセンス（Licencias de Parcelación）

区画ライセンスは、農村地または郊外の土地に位置するひとつ、あるいは複数の不動産において、公共スペースまたは私有スペースを創り出すことを可能にするライセンスである。同様に、住居用サービスの供給を保証するインフラや道路の建設工事の実施を可能にし、該当する土地利用計画（POT）により認められた用途に土地が使用されることを保証するためのものである。

区画ライセンスにより生まれる土地に何らかの建設を実施する場合には、建設許可が必要である。

#### 10.6.4. 都市ライセンス（Licencias de urbanística）

市街地にあるひとつあるいは複数の不動産で、公共スペースまたは私有スペースの創出、高校道路、インフラ工事や住居用公共サービスの工事を行うための事前許可であり、これにより、土地利用計画（POT）に基づき、都市利用に供される将来的な建造物の建築のための対象土地の改良、整備、分筆が可能になる。このライセンスは、当該市または建設許可官（Curador Urbano）により与えられる。

都市ライセンスの中で、土地の用途、建蔽率、容積率、アクセシビリティ、その他技術的な基準が具体化され、市街化による生まれる土地での新規の建設のための建設ライセンスは、それらに基づき発行される。

このライセンスにより、市街化の影響面積、公園や施設、地域道路やユーティリティエリアなどへの減歩など、その理解に必要な要素が特定された市街化図面が承認される。市街化拡張地での市街化ライセンスは、該当するパーシャルプランの採択の後でのみ、発行される。

#### 10.6.5. 建設許可

土地利用計画（POT）、文化財管理保護特別計画およびその他の関連規定に従い、一カ所または複数の不動産において建物、通行エリア、共有エリア等を建設する際に、事前に取得しなければならない許可である。建設許可には、対象の建物についての用途、建蔽率、容積率、アクセシビリティ、その他技術的な観点などが具体的に明示される。

### 10.7. 不動産に関する特別税

#### 10.7.1. 固定資産税

コロンビア国内の不動産に課される税金。不動産の所有者、占有者、受益権者により支払われなければならない不動産がある市または区により、年一括払い、あるいは分割払いとなる。国内の大半の市では、固定資産税は、直接自治体から請求されるが、納税者が税金を算定しなければならない市もある。

課税基準は、以下の通りである：

i. 現行の土地登記簿による土地査定額。これは当該市により、新しい条件の見直しの結果、

- あるいは、市街地および農村地不動産評価指数（IVIUR）を適用して更新される。
- ii.納税者により実施される自己査定額。これは、如何なる場合にも土地登記簿による査定額を下回することはできない。

適用される税率は、不動産の条件により、また建築面積、位置、用途などにより異なり、経済的目的や各不動産の査定額に応じ、0.1%から3.3%の範囲で決定される。

この税金は、納税者の所得生産活動と因果関係がある場合に限り、100%控除可能である。

#### 10.7.2. 剰余価値税 (Plusvalía)

市街化にかかる行為および当局による特定の許可から生じる税金で、土地の利用度を向上し、より収益性の高い不動産利用を実現する為に充てられる。

剰余価値税を生む行為としては：

- 当該土地が、農村地から市街化拡張地に含まれた場合。
- 土地用途の制度あるいはゾーニングが定められた、あるいは変更された場合。
- 建蔽率、あるいは容積率、または両方を同時に挙げることで、土地利用の高度化が認められた場合。
- 土地利用計画、あるいは土地利用契約を実施するツールにおいて定められたインフラメガプロジェクトとみなされる公共事業が実施される場合で、路線価効果税による資金調達に利用されていない場合。

所有権の譲渡に当たる行為および建設許可の交付といった行為で、剰余価値が発生し、支払額は、対象となる不動産の1㎡当たりの最高価格の30～50%。

#### 10.7.3. 路線価効果税 (Valorización)

不動産に課される税金で、政府が実施する公共事業の便益を受ける不動産の所有権に対して課される。この課税は、不動産の履歴・自由証明書の中に記載されなければならない。

#### 10.7.4. 建設税 (Delineacion urbana)

この税金は、不動産の新規の建設工事、増築、改築、改良、修復の工事实施のための建設許可の発行により発生する。

#### 規則枠組み

規則	内容
民法	契約について。
商法	契約について。
2003年法律820号	不動産賃貸について。
1974年政令2811号	国家天然資源環境保護法。
1990年法律44号	不動産の税金に関する規則。
1989年法律9号、2010年法律1469号	地方開発計画、収用、不動産の取得について。
1994年法律160号	全国農村改革システムの創設と未開墾地についての規定。
1997年法律388号	1989年法律9号の改変。
1999年法律507号	1997年法律388号の改変。
2003年法律810号	市街化に関する違反について。
2006年政令564号	市街化ライセンスについて。
2006年政令2181号	パーシャルプランについて。
2006年政令0097号	農地の市街化ライセンスについて。
2007年政令4300号	パーシャルプランについて。
2007年政令3600号	農村地の計画とゾーン規制について。

2008年政令4065号	1997年法律388号の市街化手続きや更新、市街地および市街化拡張地に含まれる土地や区画の開発に関する規則が制定。また、市街化や建物建設に適用される剰余価値税の評価と清算に関わる規則が制定。
2008年政令4066号	2007年政令3600号の改変。
2009年政令3641号	2007年政令3600号の改変。
2010年政令1469号	市街化ライセンスについて。
2011年法律1454号	土地整備に関する基本的規則の制定。
2011年法律1469号	市街化可能な土地の供給促進措置、および住宅取得を促進するためのその他の措置が規定。
2012年法令0019号	手続き簡略化。
2004年法律190号	ボゴタの土地利用計画（POT）。
2015年法律1753号	国家開発計画2014-2018。
2015年政令2365号	コロンビア農村開発庁（INCODER）の廃止。
2015年法令2364号	農村開発庁（ADR）の創設。



## 第11章 政府調達

政府調達について、投資家は、以下の5点を把握しておくべきである。

1. コロンビアでは、客観的選択が、国家の目的を達成するための手段としての政府調達の指針である。これは、公共団体が常に一般的利益のために最も有利なオファーを選択しなければならないことを意味する。政府調達に適用されるその他の憲法原則は、経済、透明性、平等および責任、行政機能を支配するその他の項目である。
2. 外国人は、コロンビアの政府機関との契約のための選定プロセスに、コロンビア人と同様の条件で参入することが可能である。

外国人は、コロンビア人が、外国人の出自国での政府調達の選定プロセスに参加できるのと同じ条件の下で、コロンビアにおける政府機関との契約のための選定プロセスに参加することができる。そのためには、外国人の出自国とコロンビアの間に、コロンビア人が外国で公共部門と締結する契約を得ようとする際に、条件、要件、手続き、基準などが、当該国の内国人と同じ処遇が与えられることを保証する合意、協定、条約が存在する必要がある。協定がある場合、コロンビア政府が、商品やサービスの出自国の政府調達や契約に関わる規則の検証と比較を行い、商品やサービスの出自国において、コロンビアの商品やサービスの提供者が同等の処遇を享受できることを証明する必要がある。

3. 政府機関と契約を締結しようとする、コロンビアに居住する、あるいは支店を有する、すべての国内あるいは外国の自然人または法人は、統一応札者登録（RUP）に登録する義務がある。しかし、コロンビアに支店や所在地がない外国人には、この義務はない。
4. 請負業者は、契約の実行によって生じる義務の履行を保証するため、単一契約履行保証を提供しなくてはならない。ただし、借款による契約、行政間の契約、保険契約および契約総額が各団体の規定最小額の10%を下回る場合は、この限りではない。
5. コロンビアでは、その実施に公的資金が必要かどうかに関わらず、官民連携（APP）のための民間イニシアティブを提示することができる。  
プロジェクトが民間のイニシアティブである場合、公的資金は、プロジェクトの推定投資予算の30%を超えてはならず、選定は公的入札によって行われる。この場合の公的資金とは、国家の一般予算、地方自治体の予算、あるいはその他の公的基金から得られる資金である。

### 11.1. 概況

コロンビアでは、政府調達にかかる規則は、その契約を通じて、該当する義務を履行して社会的な役割を果たそうとする個人の協力を得て、国家の目的を達成するための手段として定められている。

### 11.2. 政府調達にかかる規則の適用範囲

一般的に、全ての政府機関は、政府調達にかかる規則の適用対象となっている。例外として、特定の契約プロセス、特定の政府機関については、この規則が適用されず、特別な規則が適用される。契約制度に適用される規則に関わらず、契約当事者の一方が公的機関である場合、金融機関や住居向けの公共サービス提供会社である場合を除き、それは政府契約であるとみなされる。

### 11.3. 政府調達当事者

政府調達に関与する当事者は、一方が契約者である公的機関と、他方が国内外の自然人あるいは法人、あるいはジョイントベンチャーに類似した、コンソーシアム、一時的な合併によるグループ、または将来的な会社設立の見込みを有するグループが請負業者である。

政府機関と契約を結ぼうとする国内外の法人は、まず、適用される商業関係の法律に基づいて、契約を結ぶための法的能力を有していることを証明しなければならない。同様に、会社目的が、契約に謳われている活動を妨げることがないことを明らかにしなければならない。事業実施に必要な経験、技術的・資金的能力を証明し、これらが業務に支障を及ぼすような障害や非互換性を引き起こす要因になっていないことを示さなくてはならない。

コンソーシアムと一時的な合併は、米国のジョイントベンチャーに似ている。2者またはそれ以上の者が共同で、一つの提案に基づき、特定の契約に入札、契約、実施し、提案と契約に基づいて義務を遂行した場合（契約実施中に科される罰則も含め）、コンソーシアムで有ると言える。一時的な合併は、基本的にはコンソーシアムと同じであるが、違いは、契約実施中に科される罰則が、一時的合併に含まれる活動の分配により該当するメンバーにのみ科される点である。

政府機関との契約に提案を提出できる別の形態としては、以下のものがある：i) 将来の会社設立を約束するグループ。この場合契約が成立した場合に、会社を設立する意思を示す文書を提出しなければならない、ii) 政府契約の締結と実施のために設立される単一目的会社。後者の場合、単一目的会社経営パートナーの責任は、コンソーシアムと同様である。

また、非営利組織も、以下の条件を満たす場合、政府契約を締結することができる：

- a) 契約目的が、国家開発計画または開発部門のセクター計画に定められている、明らかに脆弱な状況あるいは無防備な状態にある人々の利益、少数民族の権利、教育への権利、平和への権利、芸術・文化・スポーツ表現、民族多様性の振興などを目的とする公的利益プログラムに直接該当する場合。
- b) 契約に、公的機関に対する直接の支払いや契約目的を履行するために公的機関が請負業者に与える具体的な指示の中にこれを示す記載がある契約と交換可能な関係にないこと。
- c) 非営利の民間組織が行うオファーとは異なる、契約目的遂行のために必要な商品、工事、サービスのオファーが市場にないこと。

いずれにしても、請負業者は、この種のプログラム実施における経験や適性を証明しなければならない。

### 11.4. 無能力と非両立性

これらは、法で特定の事例が定められている、オファー側の契約能力を制限する規定である。政府調達における道徳、透明性、平等の原則を守ることを目的としている。無能力と非両立性は、「請負業者自身に関係する状況や、その存在自体が、契約締結を妨げ、契約が無効となりうる状況」と定義されている。

無能力とは、契約手続に参加する権利を行使することや、または政府契約を締結する、あるいは得ることを不可能にする、請負業者に関する法的あるいは特別な問題である。

非両立性とは、当事者が一定期間、公務員である、あるいはあったために、契約活動を実施することが妨げられる、あるいは禁止されることである。

政府契約の制限あるいは障害となるため、無能力や非両立性は、法律に明確に定められていなければならない、広範に解釈されたり、類推的狀況に適用されたりすることはできない。

法律に規定されている無能力の原因としては以下のものがある：i) 失効の宣言を起こした者；ii) 正当な理由なしに、授与された政府契約に署名することを棄権した者。iii) 司法上、公共の権利と機能の禁止の罰則刑に処せられた者、または、懲戒処分を受け解雇された者。iv) 公務員の地位を有する者。

他方、政府契約を締結するために非両立性があるのは、以下の場合である：i) 前年度に、契約側期間の役員会や審議会のメンバー、あるいは公務員であった者、ii) 契約側期間の幹部レベルの公務員、顧問、執行役員、あるいは役員会や審議会メンバー、または内部管理や財務管理を担当する職員と、第2親等の親族、第2親等の配偶者、第1親等の姻族にあたる者。

### 11.5. 統一応札者登録 (RUP)

統一応札者登録 (RUP) は、義務的な登録で、政府機関との契約締結を望む、コロンビアに居住する、または支店を有する、国内あるいは外国のすべての自然人、法人が対象である。

この手続きは当事者の住所がある管轄の商工会議所で行う。商工会議所は、当事者により提出された情報を確認し、その資金力、組織力、経験に基づき、政府機関との契約選定プロセスに参加するために請負業者としての契約能力を有することを示した証明書を発行する。

RUPの更新は、遅くとも4月の第5営業日までに、毎年行わなければならない。

法人格を60カ月前に取得した、コンサルタントやサプライヤーが請負業者となる場合、これらは、RUPに対し、経験を有するパートナーや共同経営者が活動や職業を実施した平均期間に基づく経験期間を記載しなければならない。これらのパートナーや共同経営者が外国人であっても構わない。

RUPは、当事者の状況や、商工会議所に事前に検証された状況を証明するために必要な唯一の文書である。商工会議所は、応札者の経験、法的能力、資金力、組織力を検証する。

ただし、以下のような形で政府機関と契約を結ぶ場合は、RUPへの登録は不要である。

- 直接契約
- 対象機関の規定最小額の10%以下の契約
- 保健医療にかかる役務提供契約
- コンセッション契約やあらゆる種類の官民連携による契約
- 国有財産の譲渡にかかる契約
- 合法的な商品取引所で提供される農牧産品または農牧業向けの製品の購入を目的とした契約
- 公営の商工企業および官民合同企業の商業、工業活動を直接の目的とする行為と契約
- コロンビア国内に居住しない外国の自然人または外国籍の法人でコロンビア国内に支店を開設していない企業が政府機関との契約を望む場合

これらのケースは契約当事者である政府機関が対象者の資質を審査する。

### 11.6. 政府調達原則

政府調達は、以下の原則に従う。

- 客観的選択の原則は、個人的な利害または主観的な動機などの要素を考慮せずに、公的組織の利益およびそれが求める目的のための最も有利な提案の選択を求めることを意図している。法的能力と経験、財務能力と組織体制は、選考プロセスに参加するための適格要件としてのコンプライアンスの検証の対象となるが、点数付与は行われず、その認定はRUPで実施される。これらの条件は適切で、加入契約の性質とその価値に比例した

ければならないメリットを競うものである。入札条件書の中で、均一な技術的特性と共通使用のための商品やサービスの取得や供給を目的とする場合、政府機関の唯一の評価要素は、応札価格となる。

- さらに、コロンビアでは、自由競争の概念が確立されているため、外国人は、本章2項の規定に従い、内国人と同等の条件で選定プロセスに参加することができる。さらに、その出自国ではコロンビア人の応札者に対して、内国人と同等の処遇を適用することを示す外国人には、コロンビア応札者と同じ処遇を与えるという、相互主義の原則がある。このため、こうした処遇がない国の外国人に対し、これがある国の外国人に有利となる。選定プロセスでは、コロンビアの商品やサービスの提供、およびコロンビア人応札者が内国人と同じ処遇を受ける国の外国の商品やサービスの提供に対し、点数がつけられる。
- 政府調達における正当な手続きへの権利は、請負業者に対する行政側の一方的な決定や制裁決定を意味するすべての公的行為に適用される。この防衛と矛盾に対する保証は憲法の起源があり、契約法で規定されている。
- 更に、透明性、平等性、経済性、迅速性の原則が適用される。これにより、当事者は、評価報告書を閲覧し、議論する機会を得る。これらの書類は公開文書であり、政府調達電子システム（SECOP）のウェブサイトを通じて、アクセスできる。

### 11.7. 請負業者の選定方法

平等、自由競争、透明性、および客観的選定の原則を保証するために、公的機関が最良の応札者を選ぶことができるよう一連の選定方法が定められている。

定められた選定方法は以下の通り。公開入札、簡易選定、実績に基づいた入札、直接契約、最小金額契約である。

#### 11.7.1. 公開入札

このプロセスでは、政府機関の公示に基づき、契約実施に関心を持つすべての者が応札を提出し、その中から、入札条件書の中で入札をかける公的機関の定める条件と基準に従い、公的機関の目的や必要性にとって最も有利な応札が選ばれる。

入札プロセスは、以下の規定に沿って行われなければならない。

1. 事前調査：該当する契約を実施する必要性と利便性を特定し、入札条件書案を作成し、リスクを特定する。
2. 入札条件書案：事前調査に基づき作成され、関心がある人々に情報を提供し、所見を提出できるよう、SECOPを通じて公開する。
3. 入札条件書調整：所見に基づき、当該機関が入札条件書に調整を行う。
4. 入札公示：契約目的、選定方法、スケジュール、入札条件書や事前書類を直接または電子媒体で入手できる場所、市民オンブズマンの公募、予算証明書などが明らかにされる。
5. 入札条件書の公開：最終的な入札条件書はSECOPで公表される。入札条件書の中に、選定プロセスに関わる全ての規則が記載され、応札に必要なすべての情報が明らかにされていなければならない。
6. リスク配分に関する公聴会：当事者からの要請で、入札条件書の内容や範囲を明らかにするための公聴会を行う必要がある場合、これは、リスク配分公聴会にて行われる。この公聴会で、政府機関は実施したリスク分析結果を発表し、リスクの分配方法について明らかにしなければならない。
7. 入札受付終了：応札機関が過ぎると、契約機関は、期間の利益にとって最も好ましい

応札を選定するために評価を行う。

8. 評価報告書：契約機関は、応札者が妥当と考慮する考察事項を提出できるよう、応札の順位を明示した報告書を公開する。応札者からの考察事項が提出された後、計画機関は、評価報告書を修正、変更、あるいは維持することができる。
9. 契約落札に関する説明会：評価報告書に基づき、公聴会を通じて契約が落札される。その中で、選定された応札者に契約実施が通知される。落札行為は、取消不能であり、当該機関と落札者は、法律に定められた例外を除き、契約に義務を負う。

入札においては、入札条件書に対し所見を提出するために、少なくとも就労日10日間が割り当てられる。

#### 11.7.2. 簡易選定

この選定方法は、公開入札より速く、次のような状況に適用される：i) 画一的な技術的特性を持っている商品やサービスの取得や提供（文具や鉛筆等）、ii) 農牧業向けの製品購入、iii) 少額の契約、iv) 保健サービスの役務提供契約、v) 国有財産の譲渡、vi) 政府のあるいは官民混合の工業・商業団体に固有の活動が目的である契約、vii) 国防と国家安全保障のための財とサービスの契約、viii) 公開入札で応札者無しとなった契約、ix) 弱者保護プログラムの実施を担当する機関の契約。更に、道路の安全プログラム実施のために国家道路庁（INVIAS）が締結する契約も、この形態の対象となるが、商品、工事、サービスの購入が、具体的に防衛セクター向けに管理されている資金で行われる場合に限る。

簡易選定においては、条件書に所見を提出するために、5営業日が与えられる。

#### 11.7.3. 実績に基づいた選定

実績に基づいた選定は、コンサルタントやプロジェクトの一つの選定プロセスで、法で定められたいくつかのフェーズからなり、契約の対象となる作業は、知的な性質を持つ仕事である。従って、このプロセスでは、入札者の技術的な条件と専門的な資質の審査が優先され、経済的な基準は重視されない。

2015年政令1082号で、公開あるいは事前審査を経て、実績に基づいた選定を行うことができると定められている。

#### 11.7.4. 直接契約

直接契約は、例外的な選択メカニズムである。この方式により、政府機関は、事前の選定プロセスを経ずに契約を交わすことができる。法律に定められている、この選定プロセスを利用できる契約は以下の通り：

- 借款契約
- 行政間契約
- 緊急性がある場合
- 専門的なサービス、特定の自然人にしか委託できない芸術的な行為を実施するための支援
- 国防分野や治安当局による機密性をもつ財とサービスの契約
- 特定の地方自治体による信託契約
- 科学技術開発に関する契約
- 市場に複数の入札者が存在しない場合
- 不動産の購入または賃貸

#### 11.7.5. 最小額契約

これは、契約価格が、当該機関の定める最少額の10%以下であるときに実施できる形態である。

## 11.8. 電子媒体による契約公開

政府機関は、彼らが進める異なる選定プロセスにおいて、法で定められたすべての情報を SECOP（政府調達電子システム）および、または、[www.contratos.gov.co](http://www.contratos.gov.co)に公開しなくてはならない。これは、一般市民が選定プロセスに関する知識を持ち、所見を提出したり、入札プロセスに参加したりすることを目指している。

更に、政府機関にとって、年間に調達を計画する商品、工事委、サービスのリストを含む年間調達計画（PAA）を作成することが義務である。これは、SECOP（政府調達電子システム）および当該機関のホームページで公開しなければならない。このツールによって、年間に各機関に実施される調達についてより公開性が高まる。

公的資金によって契約を行う政府機関は、SECOPを通じて、プロセスに関わるすべての文書と契約に関わる行政通知書を発行から3日以内に公開しなければならない。

SECOPIIは、SECOPの新しいバージョンで、単なる公開の場から取引が行えるプラットフォームとなった。購入者（政府機関）やサプライヤーは、オンラインで契約プロセスを実施することができる。この新しいプラットフォームを通じて、政府機関は、契約プロセスを作り、落札し、登録し、契約実施のフォローアップを行うことができる。

政府調達庁Colombia Compra Eficienteは、政府のサプライヤーとなることに関心を抱く者が、登録し、SECOPIに公開される政府との取引の機会に関する情報を受けられるようにするツールを実装している。

## 11.9. 政府契約の内容

署名された契約書、該当する修正や付属書類、入札条件書、事前調査、リスクマトリックス、落札者から提出された提案、その他、入札プロセスで発行されたすべての書類から構成される。このように政府契約は、契約関係を規制するすべての書類から構成されている。

### 11.9.1. 契約期間と追加契約

政府との契約は、実施期間に加えて、4カ月を最長とする清算期間を伴う。

コンセッションや官民連携によるものは除き、政府機関は、追加契約を署名することができる。つまり、当初の義務の期間を増やすことができるが、延長に該当する金額が最初の契約価格の50%を超えないことが唯一の条件である。

### 11.9.2. 保証

政府調達の選定プロセスに応札する者は、応札の信ぴょう性保証の提出が義務づけられている。この金額は、通常応札価格の10%相当である。しかしながら、金額が大きい場合、この割合を減らすことができる。また、落札者は、契約から発生する義務の履行に関する単一補償を提出する義務がある。

政府との契約プロセスにおいては、リスクをカバーするために、次のいずれかの保証を提出することができる：i) 保険証券、ii) 担保としての信託基金、iii) オンデマンドの銀行保証、iv) 担保としての有価証券裏書、v) 担保としての預金（デポジット）。また、契約プロセスにおいて、コロンビアに住所や支店を有さない外国の自然人や法人は、外国で発行されたスタンドバイ信用状（L/C）を提出することができる。

他方、単一保証で対象とするリスクは、オファー条件の不履行や契約の不履行から派生するリスクである。その意味で、政府機関は契約条件書の中で、各契約段階で請負業者が担う義務を考慮し、それぞれの契約段階や計画期間で要求する保証について、記載しなければならない。

### 11.9.3. 例外的な権限

例外的な権限は、民事権利や商業権利を超えるもので、行政や公共サービス提供者が、担当している公共サービスへの甚大な被害や麻痺を引き起こすような脅威となる個人による不履行がある場合、あるいは全体の利益保護のために必要とされる場合にのみ適用できる権限である。これらの権限の利用は、即時かつ継続的なサービスの提供を保証するためである。

これらの例外的な権限は、契約を一方的に失効、終了、修正、解釈することを認めるものであり、また、公共利用のための商品が引き渡される際の検証も認められる。これらの権限は、法律に定められたケースに限り、行使することができる。

契約によっては、例外条項を定めることが義務となっているものがある。例えば、i) 政府の独占となる活動実施を目的とする契約、ii) 公共サービスの提供、iii) 国家資産の開発やコンセッション、iv) 工事契約。これらの例外権限が該当する契約書に定められていない場合、法規により組み込まれているものと解釈される。サービス提供計画では、これらの権限の締結は任意であるが、その他の契約にはこれは含んではならない。

### 11.9.4. 罰金と罰則条項

政府機関に該当する契約の監視と管理の義務を遂行するために、政府機関は、請負業者がその義務を履行するよう促すために、締結された罰金を科す権限を有している。また、該当する契約に締結されている金銭的罰則条項を有効にする権限も有している。

### 11.9.5. 政府契約の譲渡

政府契約では請負業者の資質を考慮に入れているため、締結後は契約者からの事前の書面による許可なしには譲渡することはできない。一方、請負業者が法律的に無能または非両立になった場合、請負業者は、契約会社の書面による許可を事前に得たうえで、契約を譲渡しなければならない。これが不可能な場合は、その実施を放棄しなければならない。

コンソーシアムや一時的な合併の社に不能または非両立が生じた場合、当該会社は、契約者の書面による許可を事前に得た上で、その参加分を第三者に譲渡しなければならない。いずれにしても、コンソーシアムや一時的合併を構成する者同士の間で、契約譲渡を行うことはできない。

契約期間が契約譲渡を承認するためには、譲受人は、授与された契約条件書により要求されるすべての要件を満たさなければならない。

### 11.9.6. 支払い方法

政府が締結する契約では、前払いおよび手付金の引き渡しについて取り決めることができれば、その金額は契約金額の50%を超えることはできない。この意味では、「手付金は、以後実行するために合意された契約の最初の支払いとして、また、前払いは即時実行契約に関して請負業者へ行われる最初の支払いとして理解される」。

汚職防止法では、少額契約を除く、工事契約、コンセッション契約、保健契約、あるいは公的入札により実施される計画の前払い金の受益者に対し、前払い金の管理のために、取消可能な商業信託契約を通じて、独立資産を形成し、信託手数料の費用を直接カバーする義務を定めた。

前払い金の管理に適用されるその他の規則としては以下のものがある。

- 条件書の中で、前払い金が発生するかどうか決定しなければならない、もしある場合には、その金額を記載し、それにより生み出される利益を考慮しなければならない。
- 条件書の中で、監督者や監査人により事前に承認された指示に従い、サプライヤーによる支払いが行われるよう、前払い金の管理条件と期間を定めなければならない。これは、

前払い金の投資や利用計画に定められた項目に該当する場合に限る。つまり、前払い金の投資計画あるいは利用計画を定める必要がある。  
-前払い金の正しい投資あるいは良好な管理を対象とした履行保証をかける必要があり、これは、償却が終了する、あるいは契約が清算されるまで、有効でなければならない。

#### **11.9.7. 紛争解決**

政府機関および請負業者は、調停、有効的な構成や取引などの紛争解決の直接的な仕組みを利用して、契約に起因する相違や不一致に対し、迅速に解決策を見出すことができる。また、国内あるいは国際的な仲裁などの代替的な紛争解決機関に頼ることもできる。

当事者が通常司法に頼ることを決定した場合、政府契約に起因する紛争を解決する権限を有する裁判官は、争点となる地域に行政管轄を持つ裁判官である

#### **11.9.8. 政府契約の清算**

即時に実行されることが要求される契約除き、契約清算は義務であり、両者の合意または、契約者である政府機関によって一方的に清算できるしかし、専門サービス提供契約やマネジメントサポート契約は、清算が必要でない。

#### **11.10. 契約形態**

政府機関は、法律が認めるあらゆる種類の契約を結ぶことができ、公的機関が締結する契約は、政府契約となる。

コロンビア憲法が目指す政府機関の様々なニーズを満たすために多様な政府との契約形態が存在する。以下、典型的な契約形態をあげる。

##### **11.10.1. 工事契約**

この契約は、政府機関が建設、メンテナンス、設置といった不動産にかかる工事の実施のために交わす契約である。実施方法や支払い方法はさまざまである。

##### **11.10.2. コンサルタント契約**

政府機関が投資プロジェクトの実施のための調査、検討、具体的なプロジェクトやプログラムについての実行可能性事前調査や実行可能性調査のために、また調整や管理、監督にかかる技術的なアドバイスを受ける際に交わす契約である。

##### **11.10.3. 役務提供契約**

この契約は、政府機関の管理や機能にかかる業務を実施する際に当該機関が十分な人材や専門的な知識を持つ人材がいない場合に、自然人とのみ交わすことのできる契約である。

##### **11.10.4. コンセッション契約**

コンセッション契約は、ひとつの官民連携形態として分類され、詳細は、11.10.7に記載されている。

##### **11.10.5. 公共信託と信託契約**

信託契約は、金融監督局に承認された、政府機関が締結する契約に関連する資金の管理や取扱いを目的とする信託会社と政府機関と政府機関との間で締結される契約である。公的信託は、公的資金の独立資産への移転が実行可能でない限り、一種の信託委託である。証券化の場合のように、法律で明示的に認められている場合においてのみ、政府機関により独立資産を形成することができる。

##### **11.10.6. その他の契約形態**

コロンビアの法制度は、法律や憲法に則っている限り、双方の意欲による新しい形態を認め、政府調達における契約形態を制限していない。



通常の政府調達規制が適用されない契約形態は、供給契約、売買契約、借款、天然資源の探査と開発、リース、ファクタリング、フランチャイズ、ジョイントベンチャー、マーチャンダイジング、プッティングアウトシステム、ジャストインタイム、スワップ取引、フォワード取引、オプション契約である。

#### 11.10.7. 官民連携制度（APP）

##### (i) 定義

2012年法律1508号では、APPを次のように定義している。「公共財と関連サービスの提供のために政府機関と民間の自然人や法人の間で締結される、インフラサービスやサービスの可用性と関連する、支払いメカニズムや両者間のリスクの移転や支払いメカニズムなどを含む契約によって実現する、民間資本の関連付けのためのツールである。」

具体的には、適用される規則によると、コンセッション契約はPPPであり、また、公共サービスの全体的あるいは部分的な提供、運営、開発、組織の経営、および公共利用に供する工事や資産の全体的あるいは部分的な建設、開発、保全を個人に行わせる契約もこれに相当する。

契約の実施は、コンセッショネアのリスクと責任において、契約機関の監視と管理のもとに実施され、その対価として、権利、使用料、料金、評価価値、または材の開発で与えられる出資割合、あるいは合意されるその他の形態により、報酬が支払われる。

コンセッションのモデルは、プロジェクトファイナンスと呼ばれる資金調達スキームにより実施され、以下のものがある：

- BOT (Build, Operate and Transfer=建設、運営、移転)：民間が施設を建設、運営し、投資のコストや運営費をその利益により賄う。契約期間終了後に公共へ国家資産の使用権利を移転する方式。
- BOMT (Build, Operate, Maintain and Transfer=建設、運営、維持、移転)：民間が、資金調達を行い、施設を建設、運営し、それにより投資や運営費を賄う収益を生み出し、取り決められた期間中施設を維持し、契約期間終了後に公共へその権利を移転する方式。
- BOO (Build, Own and Operate=建設・運営・所有)：民間が施設を建設、所有、運営し、契約側と仕様により要求される工事の資金調達を行う。この場合、プロジェクト期間は借り入れ支払い、請負業者に報酬を払う機関と一致する。BOTとの違いは、契約期間終了後も民間が施設を所有し続ける点である。
- BOOT (Build, Own, Operate and Transfer=建設、所有、運営、移転)：請負業者が資金調達をして、施設を建設、所有、運営し、所有権を移転する。BOTとの違いは、運営期間中の所有権は民間となる。
- BOOMT (Build, Own, Operate, Maintain and Transfer=建設、所有、運営、維持、移転)：民間が、資金調達を行って施設を建設、所有、運営、維持し、後に権利を移転する。
- BLT (Build, Lease and Transfer=建設、リース、移転)：BOTと同様だが、資金調達をリーシングで行う。

##### (ii) 総則

APPは、政府機関が民間投資家に、あるインフラやその関連サービスのデザインや建設を委託する契約に適用される。これは、その投資額は、法定最低賃金月額6,000カ月分（約1,588,967ドル）を超える場合に限る。規則によると、APP契約の最長期間は、延長も含み30年である。しかしながら、該当するプロジェクトの構成により必要な場合で、国家経済社会政策審議会（CONPES）の肯定見解がある場合、契約機関を30年以上とすることができる。

APPの場合、公共予算（国家、地方自治体、あるいはその他の公共基金）から支出される資金の追加は、当初の取り決め額の20%を超えることはできない。また、資金追加要請や延長金額の要請は、プロジェクト投資推定金額の30%を超えることはできない。こ

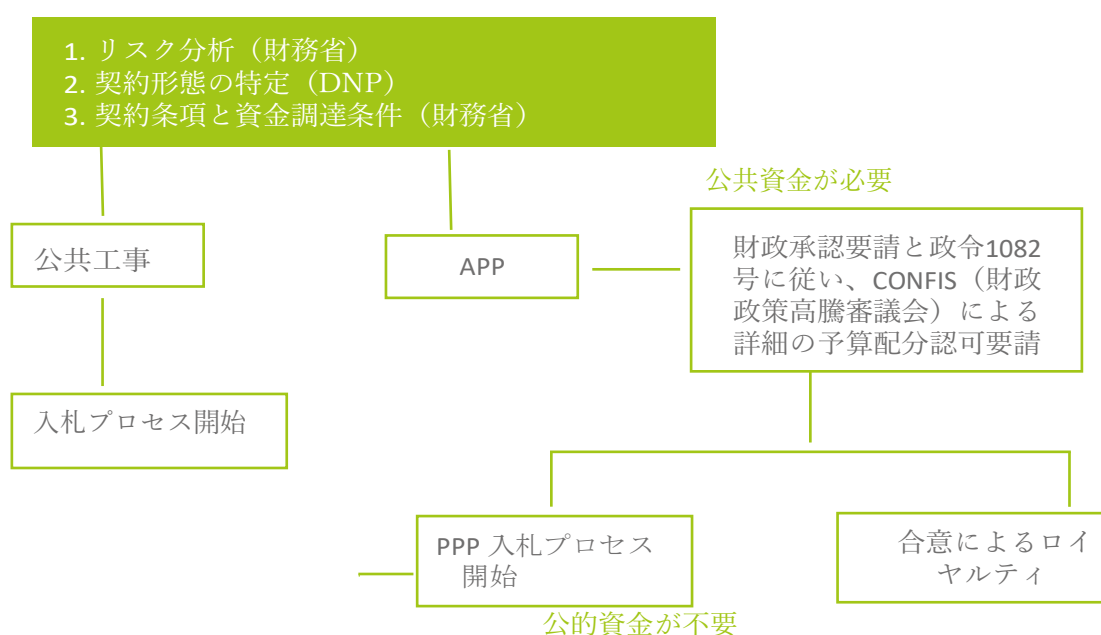
れに関わらず、追加の要件が定められる場合がある。

### (iii) 手順

費用対効果に関する調査から始まり、直接影響を受ける住民に対する社会的、経済的、環境的影響の分析が行われる。プロジェクトの構成デザインや調査書類に特に注意が必要であるが、その中には、技術的、社会経済的、環境的、土地、資金、法律面の調査が含まれ、また、プロジェクトに関連するリスクの特定、分類、推定、配分がマトリックスを使って行われる。

その後、事前審査や、公募、あるいは公共入札を通じて民間のパートナーが選定される。

この選定は、1993年法律80号および2007年法律1150号に定められた原則に従わなければならない。それらの中に、客観的な選定とは、条件書や同等書類の中に定められた要素を考慮し、契約機関にとって最も条件の良い提案を選ぶことであると定められている。



出展：国家計画庁（DNP）コロンビアのインフラにおける官民連携、2016年12月。

## (a) 民間主導の官民連携

### (i) 総則

民間主導とは、特定のプロジェクトを実施するためのアイデアや意図が、国からではなく、発案者と呼ばれる個人から来るものである。上記のものを含め、必要なすべての調査を実施しなければならない。民間主導のAPPには二種類あり、公共資金を必要とするものと、民間資金のみで行うものがある。

民間主導APPのプロジェクトでは、資金が公共あるいは民間であろうと、発案者が、そのコスト全体を担い、プロジェクトを構成することができ、契約機関に対し、秘匿の形でそれを提案する。プロジェクト構成プロセスは、次の2つの段階に分かれる。

–プレフィージビリティ（実行可能性事前調査）：発案者は、プレフィージビリティ段階の最小限の設計、建設、運営、維持管理、組織化および運用、資金調達の推定コストと資金源を明らかにして、プロジェクトの完全かつ十分な記述を行わなければならない。

–フィージビリティ（実行可能性調査）：発案者は、その法的、資金的能力や、投資やプ

プロジェクト構成経験、プロジェクト金額を文書により提示し、詳細な資金調達モデルと、プロジェクト額、詳細なフェーズ設計、プロジェクト期間、契約期間の正当性、プロジェクトと関連するリスク分析、環境・経済・社会的インパクト調査、技術・経済・環境・土地・資金・法的なフィージビリティについて提出しなければならない。

官民連携法では、政府機関がその提案がセクター政策やプロジェクトの優先度に適合したものかどうかを特定するための期間を定めている。ここでは、発案者に権利は発生しない。発案が認められると、プロジェクトの構成が継続され、フィージビリティの段階に入り、政府は発案者の構成について検討する。

## **(b) 公的資金を使った民間主導の官民連携**

### **(i) 公共の出資**

プロジェクトに向けられる公共の出資は、現物支給あるいは公共機関の予算からの支出でもよいが、民間主導の官民連携として提出するには、公共機関の予算に該当する公的資金は、プロジェクト投資推定額の30%を超えることはできない。地方自治体の現物による出資およびインフラの経済的な利用から生まれる資金は、この制限がかかる公共資金とは考慮されない。

発案を受ける公共機関は、プロジェクト実施に必要な、可用性にある財（現物の場合）、必要な基金、あるいは基金利用の承認などを有していなければならない。

### **(ii) 手順**

プレフィージビリティおよびフィージビリティの段階が終了し、発案が実現可能であると判断されると、公的資金利用の透明性と平等の権利を保障するために、選定プロセスが開始される。

発案者は、発案の負担を担ったことに対し、プロジェクト金額により3%から10%までの、選定プロセスにおけるボーナスを受ける。

公共入札の結果、発案者が選ばれなかった場合、公的機関が認めるプロジェクト形成コストの払い戻しを要求する権利を持つ。

## **(c) 民間資金を使った民間主導の官民連携**

### **(i) 手順**

プレフィージビリティおよびフィージビリティの段階が終了し、発案が実現可能であると判断されると、イニシアティブを公開するために、プロジェクト形成の根拠文書が、SECOPに最短1カ月から最長6カ月間公示される。

公開期間が終了し、発案者以外に実施に関心を持つ者の表明がない場合、政府機関は、直接プロジェクト管理を行うよう発案者を契約することができる。

第三者がプロジェクト実施への関心を表明し、公的資金が不要である条件を示した場合、保険証券および銀行証明書あるいは法律が認めるその他の手段によりオファー提出を保証しなければならない。更に、公共のプロジェクトを実施するための、その法的能力、資金力、投資やプロジェクト経験なども証明しなければならない。

関心がある第三者がいる場合、政府機関は、発案者と、補償を提出した第三者を対象に、少額簡易選定プロセスを開始する。

オファーが検討され、発案者のオファーが政府機関にとり最良の提案でなかった場合、提案評価報告書の公開から10日以内に、より良い条件での新しいオファーを提出することができる。発案者がオファーを改善する場合、発案者に契約が授与されるが、そうで

ない場合、発案者は、契約授与を受けた者から、プロジェクト形成コストとして政府機関が認める額を受領しなければならない。

### 11.11. 住居用公共事業 (SPD)

住居用公共事業制度では、通常の政府調達とは異なる規制が適用される。このセクターの重要性とこの20年で大きな発展を遂げたことがこの要因であるが、このセクターに適用される主な規制は以下の通り。

#### 11.11.1. 概要

住居用公共事業 (SPD) は、法で規制されており、政府によって直接または間接、組織された団体や個人によって提供されることが可能である。いずれの場合も、住民へのサービスの継続性と品質を保証するため、政府は、サービスの提供を保証し、規制し、管理し、監視するという役割を担っている。

住居用公共サービスとされるのは以下のものである：i) 水道、ii) 下水、iii) 清掃、iv) 電力、v) 燃料ガスの配給。このように公共事業は、不可欠と考えられているため、ストライキは認められない。電力の発電、接続、送電、配電、売電活動に対しては特別な司法制度が適用される。以下はその主な内容である：i) 中央政府または地方政府は、民間の法人または公的法人、または官民合同企業とのコンセッション契約により、電力にかかる公共事業サービスの提供を割り当てることができる、ii) 契約の報酬は、法に定められた基準に則り、利用者が支払う料金である、iii) 電力にかかる公共事業サービスの提供を目的として1994年より前に創設された企業は、発電や配電といった他の事業と組み合わせることができる売電を除き、複数の事業を実施することはできない、iv) 発電、接続、送電、配電、売電サービスを提供する企業に適用される契約制度は、私法の制度であるが、電気ガス統制委員会 (CREG) は、これらの企業が締結する契約に例外条項を含むことを義務付けることができる。

#### 11.11.2. SPDの一般原則

住居用公共事業は、事業実施を統制する以下のような一連の原則によって規制されている：経済的自由、平等、継続性、規則性、効率性、このセクターへの参入の自由。

これらの原則のうち、重要な点は以下の通り。

- 経済的自由とは、公共事業を提供する企業は、コロンビアにおいて事業目的を達成するための活動を行うにあたって、いかなる許可も必要ないということである。
- 経済的自由の枠組みにおける特権として、公共事業を提供する企業は、公共利益あるいは社会的利益の財として、その収用を行ったり、用益権を科したりすることができる。
- 住居用公共事業の平等の原則は、「料金の中立性」の概念に反映されている。それに従い、消費者は工業サービス企業に生じる費用条件が同等の場合、同じ料金待遇を要求する権利を持つ。
- 公共事業サービスの提供は、中断することはできない。ただし、不可抗力な理由、偶発的な場合、計画的な配給制減、技術的な修理は例外である。
- 利用者に企業の不効率性によって生じたコストを移転することは禁止されている。
- すべてのコロンビア人または外国人は、公共事業サービスを提供する企業を組織し、コロンビアで事業を展開する権利を持っている。ただし、コロンビア国憲法および関連法を遵守しなくてはならない。

#### 11.11.3. 適用される法的枠組み

住居用公共事業の提供企業に関する取り決めと契約にかかる制度は、私法の範疇である。つまり、住居用公共事業の分野については、政府調達の規制も契約プロセスにおける規定も適用されない。

しかしながら、政府調達庁「コロンビア、効率的な調達 (Colombia Compra Eficiente)」は、

政府調達制度の管理者という、その目的を履行して、政府の商業・工業公社、官民混合経済の会社、および住居用公共サービスの会社の契約活動を公開する条件を定めた。これらの会社は、オンラインで契約プロセスを実施することが認められる場合、契約活動の公開を、自らの情報システムを利用して行うことができ、サプライヤーや一般に対し、契約活動に関する情報に、タイムリー、恒常的かつ中断されないアクセスを保証しなければならない。契約活動に関する情報は、契約や情報提供に関連する規則に定められた条件や期間を守って提供されなければならないが、規則に従い秘匿情報や文書は尊重される。公的資金を利用した契約に関する情報が一般に公開されるよう、政府調達庁および独自の情報システムを有する上記機関は、SECOPにハイパーリンクを設定しなければならない。

#### 11.11.4. 認可された公共サービス提供者

コロンビアにおいて公共事業サービスの提供を許可された者は以下の通り。公共事業会社（ESP）、国営商工企業（EICE）、組織された団体、周辺生産者および地方自治体。これらのサービス提供者のうち、公共事業会社（ESP）は、公共事業の提供またはそれを補完する活動を行うことを目的とした株式会社で、国内外の投資家の出資によって形成することが可能である。

#### 11.12. コロンビアへの投資の機会

コロンビアでは現在、様々なインフラセクターに投資の機会がある。以下に示すセクターでは、開発計画を履行するために、今後大規模な投資を必要としている：

運輸	
項目	必要投資額（コロンビアペソ）
道路網への関与（19,500km）	182兆ペソ
31か所の空港建設	16兆ペソ
鉄道網の修復	10兆ペソ
<b>合計</b>	<b>208兆ペソ</b>

河川交通	
項目	必要投資額（コロンビアペソ）
アマゾン川流域	5兆4,000億ペソ
オリノコ川流域	2兆5,000億ペソ
アトラト川流域	763億5,400万ペソ
マグダレーナ川流域	4,079億1,400万ペソ
太平洋流域	3,460億700万ペソ
<b>合計</b>	<b>8兆8,000億ペソ</b>

情報技術（ICT）	
項目	必要投資額（コロンビアペソ）
7,000の追加箇所あるいはタワー	1兆ペソ
<b>合計</b>	<b>1兆ペソ</b>

公共サービス	
項目	必要投資額（コロンビアペソ）
送電・配電	4兆3,000億ペソ
水道－飲料水浄水場建設と開拓	29兆2,000億ペソ
下水－排水処理場建設と開拓	14兆2,000億ペソ
清掃・ゴミ処理	3兆3,000億ペソ
<b>合計</b>	<b>51兆ペソ</b>

住宅	
項目	必要投資額（コロンビアペソ）
補助金付住宅41万世帯	7兆7,000億ペソ
VISクレジット13万8,000件	17兆3,000億ペソ
VIS以外住宅購入クレジット9万9,000件	12兆5,000億ペソ
24万件世帯向け住宅積立補助	53兆ペソ
合計	<b>90兆5,000億ペソ</b>

#### 規則枠組み

規則	内容
民法	個人に適用可能な法律制度。
商法	個人に適用可能な法律制度。
1993年法律80号	政府契約法。
1994年法律142号	住居向け公共サービス法。
1994年法律143号	発電、接続、送電、配電、売電に関する制度。
2007年法律1150号	政府調達法を構成。法律80号の改正。
2012年法律1508号	官民連携制度。
2011年法律1450号	国家開発法。
2011年法律1474号	汚職防止法。
2012年政令019号	手続き簡略化。
2014年法律1712号	透明性と公共の情報アクセスへの権利についての法律。
2015年政令1082号	国家計画管理部門の統一規則。
2017年政令092号	憲法355条2項で言及する非営利民間組織との契約制度。

## 第12章 会計規則

コロンビアで企業に適用される財務規則について投資家は、以下の 6 点を把握しておくべきである：

1. コロンビアは国際財務報告基準（IFRS）を採用し、会社を2つのグループに分類している：グループ1の企業は、国際財務報告基準の枠組みを適用する会計原則の下で、2015年および続く年度の財務報告書を作成しなければならない。グループ2の企業は、中小企業向け国際財務報告基準を2016年から適用する。

コロンビアで財務報告を提出する全ての自然人と法人は、自らの特徴と任意適用を考慮して、現行の規則に従わなければならない。会計基準の適用の変更は、少なくとも比較できる2期の財務報告書を提出した後でのみ、可能である。

2. IFRSへの適応のプロセスは、単なる会計処理ではなく、グローバルなプロセスである。これは、会計および財務分野だけでなく、企業内の組織全体に影響を与えることを意味し、ビジネスのすべての分野が連携するように慎重に実施する必要がある。
3. コロンビアでは、IASB（国際会計基準審議会）が公表したIFRSは直ちに採用されず、これらのルールが政府によって審査されるプロセスが存在する。これは、コロンビアで採用されたIFRSとIASBによって発行されたIFRSとの間に相違がある可能性があることを意味する。
4. 財務的には、2016年の税制改革に従い（2017年1月1日から発効）、会計基準が、課税計算の基礎となり、これに特定の調整が足し引きされる。コロンビアの税法でIFRSが採用され、会計と税の間の関係性が強まったが、まだ顕著な差異がある。
5. 税制改革により、納税者に対し、税の基準と会計基準の間に「調節制度」を維持することが義務付けられたが、しかし、IFRSとコロンビアの旧GAAPおよび税金を調整するために、2016年まで使用された既存の財務書類に追加する形で、当該調整システムの特徴を定めた新しい規則が発行される予定である。
6. コロンビアでは、国際的な監査規則が採用されている。

IFRSの採用は、国際化と優れたコーポレートガバナンスの実践に向けて、コロンビアにとって重要な一歩である。

### 12.1. 総則

コロンビアでは、2009年法律第1314号により、コロンビアの会計原則と国際財務報告基準（IFRS）とを収束することが提案された。その後、追加規則により、いくつかの特徴にしたがって、企業を3つのグループに分類し、それぞれについての基準や実施日が定められた。監督機関が、この実施プロセスの監督を担当している。

それにより、財務書類は、いくつかの例外を除き、コロンビアで受け入れられたIFRSに従って作成され、2012年12月31日現在IASBにより翻訳および発行されている。

中小企業に対しては、2009年12月31日以降は、国際会計基準審議会から発行された中小企業向け国際財務報告基準（中小企業向けIFRS）の最新の翻訳が、適用すべき基準である。

また、2015年2月20日付け政令302号により、コロンビア政府は2016年1月1日以降適用される次の情報保証ルールを発行した。しかし、これより事前に自主的に適用することも認め

られた。

NIA：国際監査基準。

NICC：国際的な品質管理基準。

NITR：検証作業の国際基準。

ISAE：国際保証業務基準（英語の略語）。

NISR：国際関連サービス基準。

会計専門家のための倫理規定。

この規範は、グループ1の事業体と、法定最低賃金月額30,000カ月分（2018年は約7,944,834ドル）を上回る資産、または200人以上の従業員を有するグループ2の事業体にサービスを提供する会計監査人に義務付けられる。

## 12.2. 国際会計基準の採用

2009年法律第1314号は、会計基準、財務情報および情報保証に関する、質の高い、理解可能な、強制的に遵守すべき、単一かつ均質なシステムを形成すべきと定めている。

コロンビアは、IASBが公表した国際財務報告基準（IFRSまたはIFRS）を参考にすることを決定した。これは、公的会計技術審議会（CTCP）や2009年法律第1314号によって制定されたさまざまな技術委員会の勧告を鑑みてのことである。CTCPは、前述の法律により制定された標準化のための組織であり、それと共に、様々な同業者組合を通じて、主にコロンビア企業の代表者および一般的にコロンビアのビジネスコミュニティからの代表者により構成される技術委員会が制定された。

政府が財務および会計の国際化に関して進めたプロセスは、非常に参加型である。

さらに、国際国際会計士連盟（IFAC）が発行した国際監査基準（ISA）が、コロンビアの保証基準の基本枠組みとして制定された。

2009年法律第1314号の承認後、法律の規制には多くの進歩があったが、最新のものは以下の通りである：

1. 2015年政令第302号：情報保証基準の規制枠組み。
2. 2013年12月27日付け政令3019号：2012年12月28日付け政令2706号に添付された零細企業向け財務情報技術基準枠組みの改正。
3. 2013年12月27日付け政令第3022号：2009年法第1314号の、グループ2を構成する財務情報作成者に対する技術基準枠組みを制定。
4. 2013年12月27日付け政令3023号：2012年12月29日付け政令2784号に含まれる、グループ1を構成する財務情報作成者のための技術基準枠組みが部分的に変更。
5. 2013年12月27日付け政令3024号：2012年12月29日付け政令2784号の変更とその他の条項の発行。

これらの政令は、コロンビアにおける情報保証基準をIFRSに合わせるための勧告を確認するものであり、これらの勧告には、新しい国際財務報告基準を実施するための異なるグループの形成が含まれており、以下の3つのグループに分類された：

### 12.2.1. グループ1

IASBによって発行されたIFRSを完全に適用する企業で、以下が該当する：

- 有価証券発行者：2010年政令2555号1.1.1.1項に従い、有価証券発行者全国登録簿（RNVE）に登録された有価証券を有する事業体および信託業務。
- 公益の企業および事業。
- 前述に項目に該当せず、以下を満たす事業体：i) 200人を超える労働者を有する。または、ii) 総資産が法定最低賃金月額30,000カ月を超える。更に、以下のいずれかの条件を満たす：



- 完全なIFRSを適用する外国企業の従属会社または支店である。
- 完全なIFRSを適用しなければならない会社の従属会社または親会社である。
- 完全なIFRSを適用する1つ以上の外国企業の親会社、関連会社または合併企業である。
- 輸出または輸入が、購入または販売の50%以上を占める。

労働者数と総資産数の計算は、2012年政令第2784条第3項に定める義務準備期間の前年に相当する12カ月の平均、または上記政令に規定する技術基準枠組を適用する義務が定められている期間の前年の平均に基づいて行われる。

IFRS全体を適用する外国会社の従属会社または支店の従業員数を計算するには、契約の法的性質にかかわらず、報酬と引き換えに、企業に個人的かつ直接的にサービスを提供する者が、従業員としてみなされる。しかし、コンサルティング・サービスおよび外部アドバイスを提供する者は、ここから除外される。

2012年政令第2784号第1条第1項の規定に従って、公益事業体および企業とは、権限ある当局の事前承認を得て、公的資金を取得、取扱いまたは管理する者であり、以下のように分類される：

- a) 銀行施設、金融団体、金融会社、金融協同組合、協同組合や保険会社。
- b) 資本金会社、証券会社、民間の年金や退職手当基金管理会社、信託会社、証券取引所、商品や農牧業製品、アグロインダストリ製品、またはその他コモディティ製品の取引所とそのメンバー、証券会社、商品や農牧業製品、アグロインダストリ製品、またはその他コモディティ製品の取引所のクリアリングハウス、有価証券中央管理会社、カウンターパーティリスク（CCR）管理会社、投資運用会社、為替仲介会社、特別金融サービス会社（SICAとSFE）、任意年金および強制年金基金、退職手当基金、集団投資基金、1999年法律546号と2010年政令2555号に規定された組織およびこの規定を満たすその他の者。

また、2012年政令第2784号の第2項は、「コロンビアの金融監督下にある証券取引所の仲介業者、信託業務およびその他の特別目的の会社により管理される、第三者ポートフォリオは、同じ政令の附属書に定められた技術基準枠組を適用するかどうか、契約に定めなければならない

### 12.2.2. グループ2

このグループの企業は、IASB発行の中小企業向けのIFRSを適用するが、グループ1に適用される完全なIFRSを任意で適用することもできる。このグループは、グループ1の要件を満たさない大企業、収入が法定最低賃金月額15,000カ月（約397,242ドル）以上の中小零細企業で構成される。

### 12.2.3. グループ3

この企業グループでは、2012年政令2706号で定められた簡易会計が適用される。これは、IASB発行の中小企業向けIFRSとUNCTAD発行のISAR規制に確立されたコンセプトをまとめたものである。このグループは、税法499条とその後の規則の基準を満たす自然人と法人（簡易IVA制度による納税者）と、グループ2の基準を満たさない零細企業で構成される。

### 12.2.4. 実施日

このような考え方にに基づき、政令2784号でグループ1の企業に対する実施日を定めた。それによると、IFRSの全面適用日は2015年12月31日に終了する会計期間からで、前年同期の比較財務諸表も提出することとなっている。収支開始日は、2014年1月1日である。

さらに、2012年1月1日までに行われた翻訳文に対応するIASBの発行した基準および解釈（すなわち、NIC/IFRS、SIC/IFRIC）とともに、概念的枠組に相当する会計基準枠組

も定めた。

2013年政令3019号により改正された2012年政令2706号に関しては、零細企業（グループ3）に適用される規則枠組みが定められているが、これは、IASBが発行した中小企業向けIFRSとUNCTADが発行したISAR規制を合わせたものである。この実施日は、グループ1に属する企業と同じである。

グループ2の実施日は、グループ1およびグループ3の実施日の1年後となる。

### 12.3. IFRSに基づき最初の財務諸表に適用された会計方針

IFRS 1の第35項では、企業が、IFRSおよび中小企業向けIFRSに従う開始時の財務諸表と、コロンビアの場合はIFRSとNCIFに従って第1回財務諸表で表示されるすべての期間に、同じ会計方針を使うことを要求している。このような会計方針は、第一報告機関の終了時に有効な、コロンビアで承認された会計規則と財務情報規則を遵守しなければならない。しかし、IFRS第1号および第35.9項と第35.10項に定める場合は除く（例えば、IFRS第1号および第35.9項に規定されている例外が遡及適用を禁止している場合、または企業がIFRS第1号および第35.10項に規定されている任意の免除に該当する場合）。

コロンビアでは、IFRS基準を適用するには、毎年適用されるスペイン語で承認された規則を含む技術規制枠組みを通じて、これを政令で定める必要がある。このため、これは、IASBの基準発行とコロンビアにおける適用との間に遅延が生じることを意味する。

グループ1は、毎年政令を通じて承認される技術基準枠組みを適用する企業で構成され、これらの企業は、IFRSに従い、2015年12月31日時点の最初の財務諸表を準備することになる。これには、移行期（2014年）の数字と開始時（2014年1月1日）の残高も含まれる。

これらの企業はまた、2015年12月31日現在の独立した連結財務諸表を、2016年4月および5月にXBRL書式を使用し、監督局に報告する義務を負っていた。

グループ2の企業はIASB発行の中小企業向けIFRSを適用した（コロンビアの政令で承認した技術枠組みに含まれる）。しかしながら、グループ2の採用日を維持しながら、グループ1に適用される完全なIFRSの適用を任意で選択することが可能であった。

このグループの企業は、2016年12月31日時点で、新しい基準で最初の財務諸表を発行しななければならなかったため、2016年が適用期間と見なされる。これらの企業は、2015年1月1日現在の期首残高を準備しななければならなかった。2015年には財務諸表はCOLGAAP（Colombian Accounting Principles：コロンビア会計原則）に基づき作成されたが、比較のために、会社はIFRS基準による情報も持つことが求められた。

最後に、グループ3の企業は、2012年政令2706号および2013年政令3019号に定められたように、簡易会計制度が適用されたが、これは、IASBが発行した中小企業向けIFRSで設定された項目をまとめたものである。このグループの企業の適用スケジュールは、グループ1の企業と同じである。

2015年12月14日、コロンビアの商工観光省は、統一規則政令2420号を発行した。その目的は、コロンビアにおける会計、財務情報と情報確保について規定した2009年法律1314号を推進して発行された諸規則をまとめ、合理化し、統一された法的ツールを持つためである。

2016年には、商工観光省および大蔵・公債省は、会計、財務情報と情報確保について規定した統一規則である2015年政令2420を改正するため、2016年に政令2101、2131および2132号を定めた。それぞれの政令で扱われている主なテーマは以下の通りである：

## 2016年政令2101号

既存の規則枠組みの第5章が追加された。これは、現在進行中のビジネスが（事業継続が可能であるという）仮説を満たさない企業（訳中；つまり経営難にある企業）に対する、財務情報に関する規則である。

予測可能な将来に、事業を清算または中止する必要なく、継続する能力を有している場合、この仮説を満たしているとみなされる。

## 2016年政令2131号

IAS第7号、IAS第12号およびIFRS第15号の改訂を含む附属書1.2を導入することにより、グループ1に対するNIFの技術的基準枠組みに一定の変更が加えられている。これらの改訂は2018年1月1日より発効する。

同様に、2015年政令第2420号の第2章では、2013年法令第3022号によって規制されていたグループ2を構成する財務情報作成者のための規制制度が編纂され、この技術枠組みが上記政令の附属書に組み込まれた。

しかし、当該技術枠組みを編成した際に、23章「通常の活動からの収入」が含まれなかった。このため、2015年政令2420号付属書2号も、現在有効な技術枠組みを構成する規則となる。

## 2016年政令2132号

NIASの技術的枠組みは、付属書4.1により部分的に変更されたが、これは、2018年1月1日から有効となる。その主な変更点は、国際監査実務基準1000が組み込まれたことである。

IFRS（国際財務報告基準）の導入により我が国で行われた会計規則に関する変更によれば、現在の税制規則よりも、企業の経済的実情に基づいて、企業の活動が認識されるようになってきている。2016年末から、コロンビアのすべての企業は、指定されたグループにかかわらず、国際会計基準に基づき、その財務情報を提出しなければならない。そのため、新規企業は、そのビジネスの予測を行う必要がある。それに基づいて、財務情報に関する規則が適用されるためである。

以下に、国際基準に基づき、財務情報に関連する現行規制を適用するために各社が把握しておくべき特徴を記載する。

企業種類	政令	従業員数	資産 法定最低賃金月額
零細企業	2012年政令2706号	10名以下	500カ月未満 (132,414ドル)
中小企業	2013年政令3002号	100人以上200人未満	500から30,000カ月 (7,944,834ドル)
大企業	2012年政令2784号	200人以上	30,000カ月以上 (7,944,834ドル)

上記に加えて、IFRSを完全に適用する場合、以下の情報を考慮する必要がある。

- a) 有価証券の発行者。
- b) 公益の団体。
- c) 証券発行者でも公的機関でもないが、次のいずれかの要件を満たしていること。
  - I. IFRSを適用する外国企業の従業員または支店である。
  - II. IFRSを適用しなければならない国内企業の従業員または親会社である。
  - III. 財務情報を提出する年度の前年に、購入（サービス会社の場合は、費用や支出）または売上（サービス会社の場合は所得）の50%以上を占める輸入（サービス会社の

場合は海外への支払い) または輸出 (サービス会社の場合は海外からの収入) を実施した。

IV. IFRSを適用する1つ以上の外国企業の親会社、関連会社または合併企業である。

## 12.4. 変換プロジェクトへの配慮

### 12.4.1. 会社へのIFRS適用による影響への収斂の含意

IFRSの適用は、コロンビアの歴史の中で企業にとって最も重要な変化である。IFRS適用により変更すべきことは、企業の財務機能だけに限定されるわけではない。技術的な会計実務のみならず、多くの事業分野に影響を与える広範な変化であるためである。財務情報の作成に必要な、または財務情報の影響を受けるビジネス機能は、変化の影響を受ける可能性がある。企業は、資産、利益および財政状態に変更があることを予定していなければならない。

ビジネスの主要分野に及ぼす可能性のある影響を、いくつかの例と共に以下に示す。

#### 12.4.1.1. ITおよび情報システム

- IFRSにより財務諸表の表示方法に変更があり、またその幅広い開示が要求される。新しい情報収集が必要。
- 取引や認識/認識解除の時間の測定や評価を自動化する機会である。
- 機能通貨がペソと異なる会社の換算方法が定められている。

#### 12.4.1.2. 役員および従業員-人材の報酬制度

- 幹部に対する収益性と関連する業績の認識とそれに基づく報酬の決定。
- IFRSプロジェクトの成功と資源の有効な管理に基づいて、従業員の目標と評価を確立する。
- IFRSのリソースが不足しているため、財務および会計分野の主要人材の報酬および保有計画の見直しが必要。

#### 12.4.1.3. 外貨での活動およびカバレッジ - 財務

- 許容可能なカバレッジまたはカバレッジの要素についての基準。
- 金融商品および証券化に関する原則の認識の中止 (消滅) についての基準。

#### 12.4.1.4. 法人税 - 税金

- 資産および負債の会計基準が新しくなるため、その結果、将来の繰延税金残高へ影響が生じる。
- 繰延税金は、発生した年度の税率で計算され、一時的な差異が消滅した年度と同じ税率で調整される。

#### 12.4.1.5. 財務契約と比率 - 財務

- コストに基づく会計か、または公正価値に基づく会計かの選択により、財務比率や業績評価指標が変動する。
- 貸借対照表および損益計算書が変化することから、金融契約に影響が生じる。

#### 12.4.1.6. 内部統制とプロセス - 財務

- 財務報告に関連する内部統制に変化が生じ、新しい文書も必要。特に、財務諸表、税金、金融商品、不動産、設備、投資不動産とその評価に関連するプロセスで変化が起こる。
- IFRSにより設定された方針の選択肢の中から選択されたものに基づいて、会計方針および手順書を変更しなければならない。
- IFRSに従い、より堅固な改善された開示が行われることから、開示や認証手続の統制を見直す必要がある。

#### 12.4.1.7. 投資家との関係と資本市場への広報－財務と投資家との関係

－会計上の相違およびIFRS方針の選択の根拠となる理由など、アナリストや投資家とのコミュニケーションの改善が必要。

－財務諸表の変動について説明するため、会社戦略をタイムリーに告知することが必要。

#### 12.4.1.8. 経営報告 - 財務

－移行期における変動を明確に理解しつつ、会社の長期と短期の戦略計画を見直す必要がある。

－財務比率の変化、資産および負債の新規認識/認識の中止、測定ルールなどに基づき、予算計画や予算の内部基準を変更しなければならない。

#### 規則枠組み

規則	内容
1993年政令2649号	会計全般に関する規則。
1993年政令2650号	商業者のための統一アカウント計画。
2009年法律1314号	財務情報と情報保証を国際基準に合わせることを定めた法律。
2010年政令1955号	会計士中央委員会の構成が部分的に変更。
2011年政令3567号	公認会計技術審議会の組織と機能について規定。
2011年政令3048号	会計規則、財務情報、情報保証に関する機関を超えた横断的委員会が創出。
2012年政令2706号	零細企業の財務情報に関する技術的基準枠組みに関する2009年法律1314号の施行規則。
2012年政令2784号	グループ1の財務情報作成者に関する技術的基準枠組みに関する2009年法律1314号の施行規則。
2012年外部通達 115-000002号	財務情報と会計規則を国際基準に合わせるプロセスについて。
2013年通達01号	グループ1の企業に対する財務情報規則（IFRS）導入計画。
2013年政令1851号	グループ1に含まれ、2012年政令2784号1条a) 項で規定されている財務情報作成者の技術的基準枠組みに関する2009年法律1314号の施行規則。
2013年政令3019号	2012年政令2706号附属の零細企業の財務情報に関する技術的基準枠組みが改訂。
2013年政令3022号	グループ2の財務情報作成者に関する技術的基準枠組みに関する2009年法律1314号の施行規則。
2013年政令3023号	2012年政令2784号附属書に含まれるグループ1の財務情報作成者に対する、財務情報の技術的基準枠組みが部分的に改訂。
2013年政令3024号	2012年政令2784号の改訂。
2014年政令2129号	グループ2の財務情報作成者が、2013年政令3022号3条4項を遵守できるよう、新しい期限日が制定。
2014年政令2267号	2013年政令1851号および3022号が部分的に改訂。
2014年政令2548号	2009年法律1314号4条、2012年法律1607号165条、税法773条および774条についての規定。
2015年政令302号	情報保証規則に関する技術的基準枠組みについて、2009年法律1314号に則り規定。
2015年統一規則政令 2420号	2009年法律1314号のIFRSとNAIに関する規則、2012年政令2706号、2012年政令2784号、2013年政令3022号、2015年政令302号の編纂。
2015年政令2496号	会計規則、財務情報、情報保証に関する統一規則について定めた2015年政令2420号が改訂。

2016年政令2101号	会計規則、財務情報、情報保証に関する統一規則について定めた2015年政令2420号に、現在実施中のビジネスが仮説を満たさない企業に対する財務情報規則が第5章として追加。
2016年政令2131号	会計規則、財務情報、情報保証に関する統一規則について定めた2015年政令2420号に5つの変更。
2016年政令2132号	2015年政令2420号1章2部1巻の1.2.1.1条に規定された情報保証規則の技術的基準枠組みが部分的に改訂。

## 第13章 コンプライアンス

コロンビアにおけるコンプライアンス（法令順守）について投資家は、以下の7点を把握しておくべきである：

1. コロンビアが経済協力開発機構（OECD）に加盟する過程の一環として、機構が要求する優れた慣行を遵守するため様々な分野で法律が制定された。これらにより、企業に対し、透明性とコンプライアンスに関するより多くの義務が課される。
2. 憲法では、基本的な権利として、個人および家族のプライバシーに関する権利、すべての人が個人データバンクや公的機関や民間企業のファイルに収集された自らに関する情報を知り、更新し、修正する権利を保護している。
3. 2012年以降、企業は個人情報保護制度を遵守しなければならない。個人情報保護制度により、個人データを収集、処理、流通する人々に一連の義務と義務が課される。さらに、商工監督局（SIC）の管理下にある全国データベース登録（RNBD）にデータベースを登録することが義務となっている。
4. コロンビアでは、国境を越えた汚職行為について、海外の支店や法人に対して管理責任が定められている。その部下が、汚職行為や賄賂を行った場合、親会社に対して、この責任が発生する。
5. 特定の要件を満たす企業は、透明性と企業倫理プログラムを導入する必要がある。
6. コロンビアでは、法人か自然人かを問わず、マネー・ロンダリングとテロ資金供与については、責任者に刑事上および行政上の制裁措置が科される。
7. 特定の要件を満たす企業は、マネー・ロンダリングとテロ資金供与に関する自己管理とリスク管理のシステムを導入する義務がある。

### 13.1. 個人情報保護

個人情報保護制度（RPDP）は、個人情報の処理を行う者に、この種の情報を収集、処理、流通させる際の一連の原則と義務の遵守を定めており、これに違反すると、個人情報保護制度に関する国の権威機関である商工監督局による制裁措置が科される。

個人情報保護制度の侵害に対する制裁措置を決定するには、商工監督局は、個人情報の適切な保護のため、処理の責任者により行われた管理が適切であったかを考慮する。

採用された措置が適切あるいは有効であることを特定する法的な基準はない。そのため、個人情報管理総合プログラムの作成責任者の注意・努力義務が提起されている。

責任の原則は、情報処理責任者の義務として導入され、責任者は、商工監督局の要請に対し、個人情報保護制度の義務を順守するために適切かつ有効な措置を導入したことを証明することが必要となる。

#### 13.1.1. 個人情報保護制度の適用

個人情報保護制度は、公的機関あるいは民間機関により、処理を受ける可能性のあるいずれかのデータベースに登録された個人情報について、コロンビア国内でその処理が行われた際、あるいは、国内にいない処理責任者や担当者に国際規則や条約によりコロンビアの法規が適用される場合に、適用されることになる。以下の場合、個人情報保護制度が適用されない：

- 個人または家庭内の環境でのみ管理されているデータベースまたはアーカイブ。
- 国家の安全保障と防衛目的のためのデータベースやファイル、また、マネー・ロンダリングやテロ資金供与の防止、検出、監視および管理のためのデータベースやアーカイブ。
- 諜報と対諜報情報を目的としたデータベース。
- ジャーナリズム情報やその他の出版コンテンツを含むデータベースやアーカイブ。
- 政府が国勢調査で収集した、サンプル利用のためのデータベースやアーカイブ。

### 13.1.2. 個人情報保護制度の関係者

対象者	責任者	担当者
その人の情報が処理の対象となる自然人	データベースや情報処理に関する決定を行う自然人または法人。	責任者の責任において処理を行う自然人または法人。

### 13.1.3. 責任者および担当者の義務

個人データの処理を行う者は、次のような一連の義務を遵守しなければならない。

- 法律の要件に従って個人情報処理方針を作成する。
- 個人データの処理のために、処理前に、個人情報処理に関する会社の情報とともに、所有者からの承認を取得する。
- 適用される規則で定められた方法でのみ、個人データの転送および/または伝達を行う。
- 許可された目的のためにのみ個人データの処理を行う。
- データの処理における厳重なセキュリティと機密保持の措置を保証する。
- データ保有者が行った質問または請求に対処し、当該保有者の権利を保証する。
- 全国データベース登録（RNBD）にデータベースの登録を行う。
- 会社内の個人データのセキュリティを担当する部門または担当者を指定する。

責任者や担当者の義務は、会社によって行われるデータ処理に従い、より詳細に分析されるべきで、いずれの場合も、少なくとも以下の要件を満たす必要がある。

データベースの登録を行う。（このために、棚卸を行うべき）	情報処理ポリシー	個人情報処理のための許可モデル
優先アーカイブ	個人情報保護制度に関する不履行のリスクを減少するために企業が行うべき義務	個人情報処理のための許可モデル
個人情報の転送または送信のための（場合により）	ビデオカメラで監視されたエリアのアーカイブ。	企業内部の個人情報のセキュリティを担当する部門や職員の任命。

### 13.1.4. 個人情報所有者の権利

個人情報所有者には、以下の権利がある。

- データが部分的、不正確、不完全、分断で、誤りにつながる、またはその使用が許可されていない場合、処理の責任者または担当者に対し、その個人情報を把握し、更新し、修正すること。
- その情報に対し、データベース保護制度の適用が明確に除外される場合を除き、個人情報管理のために与えられた許可を示すよう、処理責任者に要求すること。
- 個人情報処理の責任者または担当者から、その個人情報の用途に関して、事前に要請の上、通知を受けること。
- 個人情報保護制度の規定違反について、商工監督局にクレームを提出すること。
- 適用可能な規則を遵守しない処理が行われた場合、個人情報に関する許可を取り消し、あるいは、中断を要求すること。
- 処理の対象となった個人情報に無料でアクセスすること。



### 13.1.5. 個人情報情報の国際転送

適切なレベルの情報保護を提供していない国への個人情報情報の転送は禁止されているが、以下の場合は除く。

- 所有者が明確に許可した場合。
- 医療上の理由から、所有者の治療に必要な場合。
- 銀行取引または証券取引の場合。
- 国際条約の枠組みの中での移転。
- 所有者と責任当事者との間の契約履行、または契約上の措置の実行に必要な移転、これは許可がある場合に限られる。
- 公共の秩序を守るために法的に要求される場合。

### 13.1.6. 個人情報管理総合プログラム

企業は、所有者の権利を適切に保護するために個人情報管理プログラムを実施する必要がある。プログラムは以下のように構成されている。

個人情報管理総合プログラム (PIGDP)

組織の責任	プログラム管理	継続的評価と検証
PIGDP実施のための資金配分	個人情報処理リスク管理システムの導入	PIGDP内部監査モデル
PIGDPに関する役割と責任分担の決定	情報収集から処理までのオペレーション手順（技術的措置、人材、管理）	監督と検証に関する年間計画
個人情報保護の環境作り（育成と教育）	インベントリ、登録、データベース管理	商工監督局および情報所有者に対する履行証明
株主や共同経営者のための内部報告書	ポリシー（管理面、物理的、技術的コントロール）	パフォーマンス指標
	違反やインシデント管理と対応のプロトコル	
	伝達や移転（国内および国際）管理とコミュニケーション、通知等	

### 13.1.7. 期限

情報処理責任者が、国内の商工会議所に登録された第三セクターの会社および民間の法人である場合、遅くとも2017年6月30日までに、全国データベース登録にデータベースを登録しなければならない。

情報処理責任者が、商工会議所に登録されていない民間の法人、第三セクターの会社とは異なる公的機関、自然人である場合、2018年6月30日までにデータベースを全国データベース登録に登録しなければならない。

これらの期限が切れた後に作成されるデータベースは、作成から数えて次の2カ月以内に登録する必要がある。

### 13.2. 贈収賄や国境を越えた汚職の防止

法律では、1人または複数の従業員、請負業者、管理者または共同経営者（自社または従属会社）が、外国公務員に（直接的または間接的に）対し、外国公務員が、その職務の実施と関連して、および国際的な取引やビジネスと関連して、何らかの行為を行う、怠慢する、あるいは遅らせることと引き換えに、金銭、金銭的価値のある物、または別の利益や裨益を与える、提供する、あるいは約束することについて、法人の管理責任を定めている。

会社監督局は、行政罰則を科す権限を持つ機関であり、この罰則には、罰金から、20年間の政府契約禁止までである。

制裁の効果は、以下に適用することができる：i) 合併プロセスの枠組みにおいて吸収または創出された企業、ii) 分割プロセスにおいて分裂される企業および/または裨益企業、iii) 支配権の変更の状況における買収当事者。また、海外で営業している支店、および従属会社が上記行為を犯す場合は親会社にも適用できる。

制裁措置を決定するために、会社監督局は、企業倫理プログラムの存在、実施、有効性など、様々な基準を活用する。

### 13.2.1. 企業倫理プログラム

企業倫理プログラムは、国境を越えた贈収賄のリスクや、その他何らかの汚職と関連するリスクを特定、検出、予防、管理、緩和するために、コンプライアンス担当者がコンプライアンスポリシーを運用する具体的手順を定めたものである。

#### 13.2.1.1. 企業倫理プログラム制定の義務がある者

前年度に公法あるいは私法の、自然人または外国人と定期的に業務を遂行してきた、会社監督局の監視対象となる法人は、次のいずれかの状況が存在する場合、企業倫理プログラムを導入しなければならない：

1. コロンビア企業が、以下を含む第三者を通じて、国際取引またはビジネスを実施した場合：
  - 仲介業者または請負業者
  - 従属会社
  - 同一会社により別の国に設立された支店
2. 国際取引あるいはビジネスを行ったコロンビア企業が、以下の経済セクターに属し、その上、前年12月31日時点で、総収入、資産、従業員数についての以下の基準のいずれかを満たす場合：

経済分野	2016年12月31日時点の総収入	2016年12月31日時点の資産	2016年12月31日時点の従業員数
医薬品	51,709,050,000ペソ以下 17,236,350ドル以下	51,709,050,000ペソ以下 17,236,350ドル以下	2,000人以下
インフラ・建設	103,418,100,000ペソ以下 34,472,700ドル以下	103,418,100,000ペソ以下 34,472,700ドル以下	2,000人以下
製造	103,418,100,000ペソ以下 34,472,700ドル以下	103,418,100,000ペソ以下 34,472,700ドル以下	2,000人以下
鉱業・エネルギー	103,418,100,000ペソ以下 34,472,700ドル以下	103,418,100,000ペソ以下 34,472,700ドル以下	2,000人以下
ICT	344,727,000,000ペソ以下 114,909,000ドル以下	344,727,000,000ペソ以下 114,909,000ドル以下	1,000人以下

#### 13.2.1.2. 原則

会社監督局は、透明性と企業倫理プログラムの推進、監査、腐敗防止、国境を越えた贈収賄防止のための内部メカニズムについての管理指導を行うためのガイドを発行した。

このガイドでは、各企業に悪影響を及ぼし得るリスクに応じて、国際的なベストプラクティスを参考として、企業倫理プログラムを制定するための次の8つの原則を採用することを提案している。

### 1. 国境を越えた贈収賄防止のための経営陣コミットメント：

法人が活動を展開する地理的市場や、内部構造、規模に関わらず、経営陣や共同経営者が、決定的な方法で国境を越えた贈収賄防止に義務を負うこと。そのためには、以下が提言される：

- コンプライアンス方針と企業倫理プログラムを実施する。
- 国境を越えた贈収賄防止方針を普及させるための措置を取る。

### 2. 国境を越えた贈収賄に関するリスクの評価：

各法人の規模、構造、性質、運営国および具体的活動に応じた評価手続を採用することが推奨される。

### 3. 企業倫理プログラム：

この中に、すべての社内規則、各法人が倫理的で透明かつ正直な方法で業務を遂行するために適切と考える倫理的価値を包括的に収集することが推奨される。プログラムは書面で制定され、コンプライアンス・マニュアルに含まれていなければならない。

さらに、国際的な贈収賄の具体的なリスクを詳述し、コンプライアンスとデューデリジェンス監査に関する一般的な手順、第三者への贈答についての方針、国際取引に関する手数料の支払いと報酬、寄付などについて決定しなければならない。

また、統制メカニズム、制裁手続、倫理方針および退出条項も制定することが勧められる。

### 4. コンプライアンスオフィサー：

特定されたリスクを管理するために必要な適性、経験、リーダーシップを持つ者を任命することが推奨される。上級管理職に依存する、指揮、信頼および管理の能力を有する従業員であることが好ましい。その役割の中には、定期的なリスク評価の活動を指揮すること、従業員の恒常的なトレーニングを行うこと、内務調査手続の開始を命令することなどが含まれる。

### 5. デューデリジェンス：

国境を越えた贈収賄に関連するリスクを特定し軽減するために必要な事項を得るために、法的、経理的、財務的側面を検証することを通じて、定期的にデュー・デリジェンス・プロセスを実施することが推奨される。このプロセスは、これらのタスクに特化した従業員または第三者によって進められなければならない。

### 6. コンプライアンス方針および業務倫理プログラムの管理と監督：

コンプライアンス方針の有効性に関する評価、監督および統制手続を実施し、また、企業が実施する国際的なビジネスの複合性や変化、法律の改正を考慮して、企業倫理プログラムを更新する必要がある。

### 7. コンプライアンスポリシーと企業倫理プログラムの普及：

社内外のコミュニケーションとトレーニングを通して、コンプライアンスポリシーと企業倫理プログラムを正しく伝達するための適切な仕組みを導入すべきである。

### 8. コミュニケーション・チャネル：

従業員、共同経営者、請負業者、そして一般的に誰でも、違反に関する秘匿報告を行えるようにするメカニズムを採用しなければならない。

#### 13.2.1.3. 期限

前年の12月31日時点で、15.2.1.1項に示されている基準のいずれかを満たす企業は、2017年3月31日までに企業倫理プログラムを採用しなければならない。

### 13.3. その他

自然人に関しては、コロンビアの刑事制度では、自らの利益のために、または法人の利益のために、コロンビア刑法に定められている贈収賄の犯罪を行う者に対して、罰則が科される。

同様に、国境を越えた贈収賄行為を行う自然人は、最長20年間政府契約を締結することができない。この法的無能力は、株式公開企業を除き、そのような人物が共同経営者である会社、その親会社およびその従属会社にまで及ぶ。

### 13.4. マネー・ロンダリングとテロ資金供与のリスク

マネー・ロンダリングとテロ資金供与は、刑法に定められた犯罪であり、以下の様に定義される：

マネー・ロンダリング	テロへの資金供与
<p>これは、以下のような違法行為に直接または直ちに起因する資産を取得、保有、投資、輸送、変造、保管、保全、保護または管理する場合に発生する：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 移民取引。</li> <li>2. 人身売買。</li> <li>3. 恐喝。</li> <li>4. 非合法の財産取得。</li> <li>5. 恐喝目的の誘拐。</li> <li>6. 反乱。</li> <li>7. 武器取引。</li> <li>8. 未成年者の人身売買。</li> <li>9. テロの資金調達とテロ活動に関連する資金の管理。</li> <li>10. 有毒な薬物、麻薬または向精神薬の取引。</li> <li>11. 金融システムに対する犯罪。</li> <li>12. 行政に対する犯罪。</li> <li>13. 密輸、炭化水素またはその派生品の密輸。</li> <li>14. 税関での不正、または密輸への便宜や促進。</li> </ol> <p>さらに、そのような活動に起因する商品の合法を見せかける、または合法化する場合、真の性質、起源、在所、目的地、移動、またはそれら商品についての権利を隠す、あるいはかくまう、または、またはその違法な起源を隠すために他の行為を行う場合。</p>	<p>これは、非合法武装組織やその構成員、国内あるいは外国のテロ組織、国内あるいは外国のテロリスト、またはテロ活動を経済的に支える、資金調達する、維持、支援、組織、促進する行為を実施する、あるいは直接、間接的に、基金、物品や資金を促進、収集、引き渡し、受領、管理、抛棄、保護、あるいは保管する場合に発生する。</p>

コロンビアには、マネー・ロンダリングとテロリズムへの資金調達の防止規則の適用を検証し、違反した場合に罰則を科すことを専門に担当する様々な機関がある。

- 会社監督局
- 金融監督局
- 国税局 (DIAN)
- 金融捜査分析ユニット (UIAF)
- 国家検察庁

#### 13.4.1. 義務

義務対象者	法的義務
<p>下記の経済分野に属し、会社監督局の管理と恒常的な監視を受ける法人。これは、各分野について定められた要件のすべてを満たす場合に限る（義務が課される企業）：</p>	<p>マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスク管理と自己管理システム (SAGRLAFT) の導入特</p>

経済分野	企業にとり最大の営業収入をもたらす経済活動の国際標準産業分類コード	前年12月31日時点での総収入	<p>に、マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスクの防止と管理のためのポリシーの設計、承認、実施。</p> <p>義務企業は、マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスク管理と自己管理システムを2016年9月1日から最長12カ月間で採用しなければならない。</p> <p>一般に、SAGRLAFT導入履行の期限は、左記収入を上回った年度の12月31日から起算して12カ月間である。</p>										
不動産	L6810, L6820	60,000SMMLV以上 (44,263,020,000ペソ、 14,754,340ドル相当)											
鉱山・採石場採掘	B05, B07, B08	60,000SMMLV以上 (44,263,020,000ペソ、 14,754,340ドル相当)											
法務サービス	M6910	30,000SMMLV以上 (22,131,510,000ペソ、 7,377,170ドル相当)											
会計、徴収、貸付信用サービス	N8291, M6920	30,000SMMLV以上 (22,131,510,000ペソ、 7,377,170ドル相当)											
自動車、部品、付属品の販売	04511, 04512, 04530, 04541	130,000SMMLV以上 (95,903,210,000ペソ、 31,967,736ドル相当)											
建設	F4111, F4112	100,000SMMLV以上 (73,771,700ペソ、 24,590,566ドル相当)											
その他		160,000SMMLV以上 (118,034,720,000ペソ、 39,344,906ドル相当)											
新車あるいは中古自動車の売買、委託による売買に、国内で専門的に従事する自然人、商業会社、個人事業主。	その商業取引と関連する情報を、以下の様にUIAFに報告する：												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告書</th> <th>報告時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>疑わしい取引に関する報告</td> <td>疑わしい取引があった時点。</td> </tr> <tr> <td>疑わしい取引不在報告</td> <td>義務を負うすべての者で、疑わしい取引の存在が特定されなかった場合、四半期が終わるごとにその翌月の最初の15日間。</td> </tr> <tr> <td>自動車売買取引報告</td> <td>翌月の最初の15日間。</td> </tr> <tr> <td>自動車売買取引不在報告</td> <td>翌月の最初の15日間。</td> </tr> </tbody> </table>		報告書	報告時期	疑わしい取引に関する報告	疑わしい取引があった時点。	疑わしい取引不在報告	義務を負うすべての者で、疑わしい取引の存在が特定されなかった場合、四半期が終わるごとにその翌月の最初の15日間。	自動車売買取引報告	翌月の最初の15日間。	自動車売買取引不在報告	翌月の最初の15日間。	
報告書	報告時期												
疑わしい取引に関する報告	疑わしい取引があった時点。												
疑わしい取引不在報告	義務を負うすべての者で、疑わしい取引の存在が特定されなかった場合、四半期が終わるごとにその翌月の最初の15日間。												
自動車売買取引報告	翌月の最初の15日間。												
自動車売買取引不在報告	翌月の最初の15日間。												
i. 金輸出企業。 ii. 金輸入企業。 iii. 金鑄造会社。 iv. 金の売買を扱う国際貿易会社。 v. 金の輸出業務を行う国際貿易会社。 vi. 金の輸入業務を行う国際貿易会社。	その商業取引と関連する情報を、以下の様にUIAFに報告する：												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告書</th> <th>報告時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>疑わしい取引に関する報告</td> <td>疑わしい取引があった時点で、 妥当な期間内に。</td> </tr> <tr> <td>疑わしい取引不在報告</td> <td>前月について、翌月の最初の15日間。</td> </tr> <tr> <td>金の売買取引報告</td> <td>4カ月ごとにその翌月の最初の10日間。</td> </tr> <tr> <td>金の売買取引不在報告</td> <td>4カ月ごとにその翌月の最初の10日間。</td> </tr> </tbody> </table>		報告書	報告時期	疑わしい取引に関する報告	疑わしい取引があった時点で、 妥当な期間内に。	疑わしい取引不在報告	前月について、翌月の最初の15日間。	金の売買取引報告	4カ月ごとにその翌月の最初の10日間。	金の売買取引不在報告	4カ月ごとにその翌月の最初の10日間。	
報告書	報告時期												
疑わしい取引に関する報告	疑わしい取引があった時点で、 妥当な期間内に。												
疑わしい取引不在報告	前月について、翌月の最初の15日間。												
金の売買取引報告	4カ月ごとにその翌月の最初の10日間。												
金の売買取引不在報告	4カ月ごとにその翌月の最初の10日間。												

	金の輸出入取引報告	4カ月ごとにその翌月の最初の10日間。										
	金の輸出入取引不在報告	4カ月ごとにその翌月の最初の10日間。										
割引債権回収サービスを提供する自然人や法人の管理者	<p>管理者として行動する者は、次の義務がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 犯罪行為に起因する金銭その他資産、あるいは犯罪への資金調達を目的とした金銭その他の資産、または犯罪行為、または犯罪行為に関連する取引や資金の合法性を見せかけるため、マネー・ロンダリングや、テロリストの活動実施のための資金を洗浄するため、あるいは、テロ活動に起因する資産の隠蔽、管理、投資または使用のための手段として、直接的または間接的に使用される可能性のある業務を防止するための手段、方法論および手順を採用する。</li> <li>ii. マネー・ロンダリングや犯罪行為が疑われる取引について管轄当局に通知する。</li> <li>iii. 金融監督局が定期的に定める金額を超える、法定通貨あるいは外貨での現金による取引に関する情報について、特別な書式で記録を残す。</li> <li>iv. 法的に組織され、該当する商工会議所の商工会議所に登録されている企業のみが、割引で債権回収サービスを提供することができる。</li> </ul>											
UIAFへの直接報告義務がある国際貿易利用者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告書</th> <th>報告時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>疑わしい取引に関する報告</td> <td>疑わしい取引があった時点で、即時にUIAFに報告を提出すべき。</td> </tr> <tr> <td>疑わしい取引不在報告</td> <td>疑わしい取引の存在が特定されなかった場合、四半期ごとにその翌月の最初の10日間にUIAFに報告を提出しなければならない。</td> </tr> <tr> <td>現金取引に関する報告</td> <td>毎月、前月に行われた1,000万ペソ以上、あるいは他の通貨で相当額以上の、現金による取引について、翌月の最初の10日間に、UIAFに報告書を提出しなければならない。</td> </tr> <tr> <td>現金取引不在に関する報告</td> <td>四半期ごとに、現金による取引が行われなかった場合、四半期が終わった翌月の最初の10日間に、UIAFに報告書を提出しなければならない。</td> </tr> </tbody> </table>		報告書	報告時期	疑わしい取引に関する報告	疑わしい取引があった時点で、即時にUIAFに報告を提出すべき。	疑わしい取引不在報告	疑わしい取引の存在が特定されなかった場合、四半期ごとにその翌月の最初の10日間にUIAFに報告を提出しなければならない。	現金取引に関する報告	毎月、前月に行われた1,000万ペソ以上、あるいは他の通貨で相当額以上の、現金による取引について、翌月の最初の10日間に、UIAFに報告書を提出しなければならない。	現金取引不在に関する報告	四半期ごとに、現金による取引が行われなかった場合、四半期が終わった翌月の最初の10日間に、UIAFに報告書を提出しなければならない。
報告書	報告時期											
疑わしい取引に関する報告	疑わしい取引があった時点で、即時にUIAFに報告を提出すべき。											
疑わしい取引不在報告	疑わしい取引の存在が特定されなかった場合、四半期ごとにその翌月の最初の10日間にUIAFに報告を提出しなければならない。											
現金取引に関する報告	毎月、前月に行われた1,000万ペソ以上、あるいは他の通貨で相当額以上の、現金による取引について、翌月の最初の10日間に、UIAFに報告書を提出しなければならない。											
現金取引不在に関する報告	四半期ごとに、現金による取引が行われなかった場合、四半期が終わった翌月の最初の10日間に、UIAFに報告書を提出しなければならない。											
<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 公的物流倉庫と私的倉庫</li> <li>ii. 通関会社。</li> <li>iii. 港湾会社。</li> <li>iv. フリーゾーン利用者。</li> <li>v. 運送会社。運送会社とは、通関業務を行うすべての法人であると理解される。同様に、このカテゴリーには、マルチモーダル運送事業者、海運会社、中継会社も含まれる。</li> <li>vi. フォワーダー。フォワーダーは、DIANに登録された法人であり、海上輸送のみ行う貨物利用運送事業者を指す。</li> <li>vii. 恒常的な税関利用者。</li> <li>viii. 輸出業者。</li> </ul>												

#### 13.4.2. マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスク管理と自己管理システム (SAGRLAFT)

SAGRLAFTは、マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスクの防止のための公共政策ガイドラインに従い、コロンビアで採用されているシステムであり、ここでは、各企業の事業の種類、取引、規模、活動する地理的地域や個々の特徴を分析し、そのリスクを考慮して

いる。義務企業は、マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスクマトリックスを作成し、その推移を測定し、モニタリングしなければならない。企業グループが構成されている場合、各企業は個々に、リスクマトリックスを採用しなければならない。

#### 13.4.2.1. 内容

リスク特定	リスクの測定と評価	リスク管理	リスクモニタリング
<p>マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスクにつながる要因の特定。そのために企業は以下を行わなければならない：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. リスク要因の分類方法を定め、該当するリスク要因の分類を行う。</li> <li>2. 分類されるそれぞれのカテゴリーに応じ、マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスクおよび関連リスクの特定方法を定める。</li> <li>3. マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスクが発生する形態を特定する。</li> </ol>	<p>システムにより、各企業は、リスク要因それぞれについて、発生の可能性と、それが発生した際の影響について測定する。</p>	<p>システムにより、マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスクを管理するための措置を決定する。</p> <p>該当する管理措置適用により、各企業は、マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスクのプロファイルを特定する能力を有し、発生を減少、あるいは緩和させることができる。</p>	<p>システムにより、マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスクの監視を行い、以下を通じて、異常な取引や疑わしい取引を検出することができる：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業のマネー・ロンダリングとテロ資金供与リスクに従い定期的に、システムの欠陥を検知、修正することを可能にする監視プロセス。</li> <li>2. タイムリーに、効果的かつ効率的に機能する、リスクの総合管理。</li> </ol>

#### 13.4.2.2. 段階

システムの設計と承認 → システムの監督と履行 → システムの普及と研修

##### 13.4.2.2.1. システムの設計と承認：

システムの設計は、会社のコンプライアンスオフィサー、または代理となる者の監督と指導のもとで行われる。これは、いかなる場合でも第三者であってはならない。コンプライアンスオフィサーは、法定代理人とともに、システムを提示し、会社の取締役会または最高経営責任者の承認を得なければならない。

##### 13.4.2.2.2. システムの監督と履行：

法定代理人は、コンプライアンスオフィサーまたはその代理を務める者が、システムを機能させ、監督と履行業務を実施できるように必要な資金、技術、物理的措置、経済的措置、業務措置を採らなければならない。

他方、コンプライアンスオフィサーは、システムに定められた頻度と定期性を守り、法定代理人と取締役会、あるいはこれらの機能がない場合には最高経営責任者に、報告書を提出しなければならない。いずれの場合でも、少なくとも上記各人宛てに半期ごとの報告書が必要である。報告書には、少なくとも以下が含まれている必要がある。

- システムの効率性と有効性の評価と分析。必要な場合、該当する改善の提案。
- コンプライアンスオフィサーと会社の管理の結果、システム履行全体についての記載。
- システムには、その適用に関係する者による履行を確実にするための罰則制度が含まれていなければならない。また、システム適用を通じて作成された文書のファイルが含まれていなければならない。

##### 13.4.2.2.3. システムの普及と研修：

システムは、適切な履行を確保するために妥当とみなされる方法および頻度で、会社および他の利害関係者に普及されなければならない。また、人員の研修を実施する必要がある。

### 13.4.2.3. マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスク予防および管理措置

#### 13.4.2.3.1. 事業、事業および契約の評価および分析：

企業が実施する取引、事業および契約は、リスクの発生源を特定するために評価および分析されなければならない。すなわち、相手方、製品、流通経路および管轄権などについて評価、分析しなければならない。

#### 13.4.2.3.2. デューデリジェンス手続き：

クライアントやその他のカウンターパートについてのデューデリジェンスは、各社の具体的なニーズ、すなわち、その事業、規模、経済活動、商業化の形態、活動する地理的地域およびその他独自の特徴を考慮して実施されなければならない。

#### 13.4.2.3.3. 企業における現金取り扱い規則：

企業は、ビジネスの特性と会社の活動を考慮し、カウンターパートとのビジネスにおける現金の取り扱いを規制するための管理措置と手続きを定めなければならない。

#### 13.4.2.3.4. その他の措置：

マネー・ロンダリングやテロ資金供与の活動の合法性を見せかけるために利用される、あるいは実施される、実施する意図がある取引、事業、契約の可能性を減少するために必要な管理措置とメカニズムを、システムの中に定めなければならない。

#### 13.4.2.4. 期限

2016年8月時点で、義務企業としての性質を有していた企業は、遅くとも、2017年9月1日までに、マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスク防止と管理システムと、そのポリシーを見直し、調整しなければならない。

2016年12月31日時点で、義務企業の性質を有する企業は、要件が満たされた年の翌年1月1日から最大12か月以内にシステムを機能させる必要がある。

#### 規則枠組み

個人情報保護	
規則	内容
2012年法律1581号	個人情報保護制度
2013年政令1377号	2012年法律1581号の施行規則。
2014年政令886号	2012年法律1581号の施行規則。
2015年政令1074号	2012年法律1581号の施行規則。
2016年政令1759号	2015年政令1074号の改定。
2016年号	商工監督局統一通達の改定。
2016年号	全国データベース登録規則。
2017年号	データベース登録履行のための新たな期限の設定。

汚職・贈収賄対策法	
規則	内容
2012年法律1581号	コロンビア刑法。
2011年法律1474号	対汚職法。
2012年政令734号	対汚職法の施行規則。
2016年法律1778号	国境を超える汚職行為に関する法人の責任について。
2016年決定100-002657号	会社監督局による企業倫理プログラム導入基準。
2016年7月26日付外部通達100-000003号	履行計画実施のガイドライン。



2016年9月29日付会社監督局通達220-188158号	企業倫理プログラム導入をすべき企業を特定する基準についての総論。
-------------------------------	----------------------------------

マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスクに対する規則	
規則	内容
1993年政令663号	金融システム基本法。
1995年法律222号	会社監督局の、法律や会社定款、あるいは監督局の命令の違反者に、法定最低賃金月額2,000カ月分までの罰金や罰則を科す権限について規定。
2000年法律599号	コロンビア刑法。
2002年法律793号	1996年法律333号を廃止し、所有権消滅について規定。
2004年法律3420号	1995年政令950号で創設された、マネー・ロンダリング管理横断調整委員会 (CCICLA) の構成と役割を変更。
2005年法律970号	汚職の防止に関する国連条約を批准。
2006年法律1121号	テロ資金供与の防止、検出、調査、罰則についての規則を制定。コロンビアが関係する国際リストの公開と履行の手順を制定。
2008年決議363号	金の輸出業者、輸入業者、鋳造業者、金の売買を行う国際貿易会社、金の輸出入を行う国際貿易会社に対する、UIAFへの報告義務について規定。
2009年法律526号	UIAFが創設。
2009年法律1186号	これにより、南米の財務行動グループ (GAFISUD) に属する各国政府の間で、マネー・ロンダリングに対する了解覚書が承認された。南米のマネー・ロンダリングに対する財務行動グループ (GAFILAT) が創設され発足した。
2011年法律1453号	これにより、刑法、刑事訴訟法、子供と若者についての法律、所有権消滅規則、治安に関するその他規則が改訂。
2012年政令1023号	マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスクを防止するために導入すべき措置について、会社監督局は、その監視対象となる企業に指導することを規定。
2012政令2669号	商業会社によるファクタリングについて規定。法律1231号8条および2006年政令5条が改訂。
2013年12月18日 付 CONPES (経済社会政策審議会) 3793号	マネー・ロンダリングとテロ資金供与に対する国家政策ガイドラインを制定。マネー・ロンダリングとテロ資金供与活動を防止、検出、調査、罰則のためのより効果的な総合システムの導入。
2015政令1074号	会社監督局は、商業会社、外国企業の支店、個人企業に対する監視を担当する権威機関であることを規定。
2015政令1068号	金融分野以外の公的機関および民間機関は、金融制度基本法201条2d) 項、103条および104条に従い、UIAFに対し、UIAFが要請する場合には、指示された形式と期限内に、疑わしい取引について通知しなければならないことを規定。
2016年会社監督局外部通達100-000008号	マネー・ロンダリングとテロ資金供与リスクについての規則。
2016政令1674号	政治的に露出している人々と関係する、2015年政令1081号2章1部4項目に新しい条項を記載。

## 第14章 企業の国際化促進システム（SIFAI）

企業の国際化促進システム（SIFAI）は、ハイレベルの官民合同の技術委員会を通じた機関を超えた横断的管理を通じて、外国投資家の国内参入を促進するための行動と措置を採択するために作られた官民共同のシステムである。

SIFAIは、2009年8月24日に、2006年政令2828号の規定に従い、国の経済の競争力向上を支援するために創出された。この政令では、国家競争委員会の役割の一つとして、支援技術委員会を創設することが定められている。

### 14.1. SIFAIの目的

主な目的は、このテーマに関する該当組織で構成されるハイレベルの合同技術委員会の制度化と調整を通じ、国内でビジネス環境と投資環境を改善し、コロンビアの地位を向上させることである。

SIFAIの具体的な目的は次の通りである：

1. 合同技術委員会の制度化と調整を通じて、改善の機会（ODM）を解決するための効果的な行動の管理と実施。
2. コロンビアの投資環境に悪影響を与える改善の機会について、制度としての記憶づくり。
3. ハイレベルの組織の継続的な関与による、改善機会の解決に向けた活動についての分析、議論、優先順位付けおよび提言を行う。

### 14.2. メンバー

SIFAIは、下記の役員および職員により構成されている。

1. 競争力、科学技術、技術革新高等審議官またはその代理。
2. 商工観光相またはその代理。
3. 国家計画庁長官またはその代理。
4. プロコロンビア総裁またはその代理。
5. 競争力のための民間審議会議長またはその代理。

委員会の技術事務局は、ProColombiaであり、委員会の各会合で議論されるべき議題の提案を担当する。

委員会の執行調整は、競争力、科学技術、革新のための高等審議官室によって行われる。これは、委員会の会合を招集し、活動計画の恒常的なフォローアップを実施する機関である。高等審議官室は、必要とされる場合は、各会合で議論される予定のテーマに従い、該当機関の召喚を行う。

技術委員会は、通常は少なくとも3カ月に1回、または必要と思われる場合には臨時に会合を開く。

### 14.3. 役割

SIFAIの機能は次の通りである：

1. 特定された改善機会を分析し、優先順位を特定する：  
技術委員会の各会合において、特定された改善機会を検証し、それらの優先順位をつけ、それらを除くための効果的な活動を決定し、実施しなければならない。
2. ビジネス促進のための行動を提案する：  
技術委員会の各会合では、優先的な改善機会について、責任機関に活動を提言する。
3. 実施された措置のフォローアップ：  
技術委員会の各会合では、メンバーは、実施されたすべての措置について、その有効性を評価し、妥当な決定を下すため、それらのフォローアップを行う。

#### 14.4. 改善機会

改善の機会とは、コロンビアにおけるビジネスの確立や実施に悪影響をを及ぼす規則、その適用や解釈、国家機関や国家組織の実務、または別の種類の状況などである。

改善機会は、以下につながる規則、その適用、慣行または状況などとして特定される：

- 投資決定の取り消し
- 投資決定の中止
- 投資額や雇用数の削減
- 売却
- 投資を実施するためのコストまたは時間の増加

改善の機会は、主にProColombia、商工観光省、地域投資促進機関によって特定されるが、ProColombiaのみがODMをシステムのプラットフォームに改善機会を入力する。

SIFAIオンラインプラットフォームから、特定された改善機会について基本データを取得することができる。システムには、ビジネス環境において特定された改善を実施するための解決策や、これら措置の適用についてのフォローアップが入力される。

SIFAIで実施する活動についての詳しい情報が必要な場合は、ProColombiaの法律管理にお気軽にお問い合わせください。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20170142>

コロンビア投資環境ガイド

2018年3月作成

\*\*\*\*\*

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ボゴタ事務所

Japan External Trade Organization (JETRO)

Bogotá Office

Calle 77 No.7-44 Oficina 603, Torre Siete 77, Bogota, COLOMBIA

TEL : +57-1-321-6385

\*\*\*\*\*